

堺市地域防災計画

令和4年3月

堺市防災会議

大 目 次

| | |
|--------------------|-----|
| 総則 | 1 |
| 災害予防対策 | 54 |
| 災害応急対策 | 197 |
| 地震・津波編 | 197 |
| 風水害編 | 336 |
| 事故等編 | 464 |
| 災害復旧・復興対策 | 516 |
| 付編：南海トラフ地震防災対策推進計画 | 534 |

総 則

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1節 目的等 | 1 |
| 第1 目的及び目標 | 1 |
| 第2 計画の性格 | 2 |
| 第3 基本方針 | 3 |
| 第4 計画の構成 | 4 |
| 第2節 市域の概況 | 5 |
| 第1 地理的条件 | 5 |
| 第2 社会的条件 | 6 |
| 第3節 災害の想定 | 8 |
| 第1 想定災害 | 8 |
| 第2 南海トラフ地震防災対策推進計画 | 30 |
| 第4節 防災関係機関の業務大綱 | 31 |
| 第1 堺市 | 31 |
| 第2 大阪府 | 41 |
| 第3 府警察 | 42 |
| 第4 関西広域連合 | 42 |
| 第5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団） | 42 |
| 第6 指定地方行政機関 | 43 |
| 第7 指定公共機関 | 45 |
| 第8 指定地方公共機関 | 47 |
| 第9 公共的団体 | 48 |
| 第5節 市民、事業者の基本的責務 | 50 |
| 第1 市民 | 50 |
| 第2 事業者 | 51 |
| 第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携 | 52 |
| 第6節 計画の習熟 | 53 |
| 第7節 計画の広域的推進 | 53 |
| 第8節 計画の修正 | 53 |

災 害 予 防 対 策

| | | |
|--------------|------------------------------|-----------|
| 第 1 章 | 被害の発生抑止・軽減 | 54 |
| 第 1 節 | 建築物の耐震化・不燃化 | 55 |
| 第 1 | 既存建築物の防災対策の促進 | 56 |
| 第 2 | 建築時点での建築物の安全性確保に関する指導 | 57 |
| 第 3 | 宅地耐震化の促進 | 58 |
| 第 4 | 建築物内での負傷防止対策の促進 | 58 |
| 第 5 | 建築物の耐震化・不燃化における市民の役割 | 58 |
| 第 6 | 埋立地等の液状化対策の啓発推進 | 58 |
| 第 7 | アスベスト使用建築物等の把握 | 59 |
| 第 2 節 | 都市基盤施設の被害防止 | 60 |
| 第 1 | 土木構造物の耐震対策等の推進 | 60 |
| 第 2 | ライフライン・放送施設災害予防対策 | 61 |
| 第 3 | 市の施設 | 64 |
| 第 4 | 文化財 | 64 |
| 第 3 節 | 津波被害防止対策の推進 | 65 |
| 第 1 | 津波対策 | 65 |
| 第 2 | 津波に関する避難指示等情報伝達体制・手段の整備 | 66 |
| 第 3 | 南海トラフ巨大地震による津波からの避難対策 | 67 |
| 第 4 | 津波防災地域づくりの推進 | 69 |
| 第 5 | 防災事務に従事する者（職員等）の安全確保と初動体制の確立 | 70 |
| 第 6 | 臨海部における津波避難対策 | 70 |
| 第 4 節 | 水害予防対策の推進 | 71 |
| 第 1 | 洪水対策 | 71 |
| 第 2 | 雨水出水対策 | 72 |
| 第 3 | 高潮対策 | 73 |
| 第 4 | 水害減災対策の推進 | 73 |
| 第 5 | 下水道の整備 | 80 |
| 第 6 | ため池の整備 | 81 |
| 第 7 | 雨水貯留浸透施設 | 82 |
| 第 5 節 | 土砂災害予防対策の推進 | 83 |
| 第 1 | 土砂災害警戒区域等における防災対策 | 83 |
| 第 2 | 土石流対策（砂防対策） | 85 |
| 第 3 | 地すべり対策 | 85 |
| 第 4 | 急傾斜地崩壊対策 | 86 |
| 第 5 | 土砂災害警戒情報の作成・発表 | 86 |
| 第 6 | 宅地防災対策 | 87 |

| | |
|---|------------|
| 第 6 節 危険物等災害予防対策 | 88 |
| 第 1 危険物災害予防対策..... | 88 |
| 第 2 高压ガス及び火薬類災害予防対策..... | 89 |
| 第 3 毒物劇物等災害予防対策..... | 90 |
| 第 4 管理化学物質災害予防対策..... | 91 |
| 第 5 放射線災害予防対策..... | 91 |
| 第 6 危険物等の輸送災害の予防対策..... | 92 |
| 第 7 危険物積載船舶等災害予防対策..... | 92 |
| 第 8 石油コンビナート等災害予防対策..... | 93 |
| 第 2 章 災害の拡大の抑止 | 95 |
| 第 1 節 市民防災意識の高揚 | 96 |
| 第 1 防災知識の普及啓発等..... | 96 |
| 第 2 学校園・認定こども園等における防災教育..... | 99 |
| 第 3 災害教訓の伝承..... | 100 |
| 第 4 文化財所有者等に対する普及啓発..... | 100 |
| 第 5 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興 ガイドライン～」等の普及啓発..... | 100 |
| 第 2 節 自主防災体制の整備 | 101 |
| 第 1 地区防災計画の策定等..... | 101 |
| 第 2 自主防災組織の活動支援..... | 103 |
| 第 3 事業所による自主防災体制の整備..... | 104 |
| 第 4 救助活動の支援..... | 106 |
| 第 5 堺市消防協力事業所制度の推進..... | 106 |
| 第 3 節 都市の防災機能の強化 | 107 |
| 第 1 防災空間の整備..... | 107 |
| 第 2 災害に強い市街地の形成..... | 109 |
| 第 4 節 火災・延焼予防対策の推進 | 112 |
| 第 1 市街地の火災予防..... | 112 |
| 第 2 林野火災の予防..... | 113 |
| 第 5 節 消火・救助・救急体制の整備 | 114 |
| 第 1 消防力の強化..... | 114 |
| 第 2 広域消防応援体制の整備..... | 116 |
| 第 3 地域の力による救助活動体制の整備..... | 117 |
| 第 6 節 災害時医療体制の整備 | 118 |
| 第 1 災害時医療の基本的考え方..... | 118 |
| 第 2 医療情報の収集・伝達体制の整備..... | 119 |
| 第 3 現地医療体制の整備..... | 119 |
| 第 4 後方医療体制の整備..... | 120 |

| | | |
|------------|---------------------------------------|------------|
| 第5 | 医薬品等の備蓄及び確保..... | 121 |
| 第6 | 患者等搬送体制の確立..... | 121 |
| 第7 | 個別疾病対策..... | 121 |
| 第8 | 関係機関協力体制の確立..... | 122 |
| 第9 | 医療関係者に対する訓練等の実施..... | 122 |
| 第7節 | 避難場所・避難路等及び誘導體制の整備 | 123 |
| 第1 | 避難場所、避難路の指定..... | 123 |
| 第2 | 広域避難地、避難路等の安全性の向上..... | 126 |
| 第3 | 指定避難所の指定、整備..... | 126 |
| 第4 | 避難誘導體制の整備..... | 130 |
| 第5 | 広域避難体制の整備..... | 131 |
| 第3章 | 防災体制の整備 | 133 |
| 第1節 | 総合的防災体制の整備 | 134 |
| 第1 | 中枢組織体制の整備..... | 135 |
| 第2 | 防災中枢機能等の確保、充実..... | 143 |
| 第3 | 防災拠点の整備..... | 144 |
| 第4 | 装備資器材等の備蓄..... | 145 |
| 第5 | 応援体制の整備..... | 146 |
| 第6 | 空地等の管理体制..... | 148 |
| 第7 | 防災訓練の実施..... | 148 |
| 第8 | 人材の教育..... | 151 |
| 第9 | 防災教育..... | 152 |
| 第10 | 防災に関する調査研究の推進..... | 153 |
| 第11 | 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備..... | 153 |
| 第12 | 行政機能の喪失又は著しい低下等への対応..... | 153 |
| 第2節 | 情報収集伝達体制の整備 | 156 |
| 第1 | 災害情報収集伝達システムの整備..... | 156 |
| 第2 | 情報収集伝達体制の強化..... | 158 |
| 第3 | 災害広報体制の整備..... | 159 |
| 第4 | 迅速な住民の安否確認の体制整備..... | 160 |
| 第5 | 観測体制の整備..... | 160 |
| 第3節 | 緊急輸送体制の整備 | 161 |
| 第1 | 陸上輸送体制の整備..... | 161 |
| 第2 | 航空輸送体制の整備..... | 162 |
| 第3 | 水上輸送体制の整備..... | 162 |
| 第4 | 物資配送拠点の選定..... | 163 |
| 第5 | 避難所等への物資供給体制の構築..... | 163 |
| 第6 | 支援物資等の集積・輸送体制における民間事業者等との連携体制の整備..... | 164 |

| | | |
|------------|---------------------------|------------|
| 第7 | 輸送手段の確保..... | 164 |
| 第8 | 交通規制・管制の確保..... | 165 |
| 第4章 | 被災者支援の充実 | 166 |
| 第1節 | 緊急物資の確保 | 167 |
| 第1 | 給水体制の整備..... | 167 |
| 第2 | 食料・生活必需品の確保..... | 168 |
| 第3 | 他自治体、事業所からの物資の調達..... | 170 |
| 第2節 | ライフライン機能の確保 | 171 |
| 第1 | 上水道..... | 171 |
| 第2 | 下水道..... | 172 |
| 第3 | 電力..... | 173 |
| 第4 | ガス..... | 174 |
| 第5 | 電気通信..... | 175 |
| 第6 | 住民への広報..... | 176 |
| 第7 | 倒木等への対策..... | 177 |
| 第3節 | 交通機能の確保 | 178 |
| 第1 | 鉄軌道施設..... | 178 |
| 第2 | 道路施設..... | 178 |
| 第3 | 港湾施設、漁港施設..... | 178 |
| 第4節 | 避難行動要支援者支援対策 | 179 |
| 第1 | 要配慮者、避難行動要支援者の定義..... | 179 |
| 第2 | 避難行動要支援者に対する支援体制の整備..... | 179 |
| 第3 | 福祉避難所（二次避難施設）の指定..... | 181 |
| 第4 | 外国人に対する支援体制整備..... | 182 |
| 第5 | その他の要配慮者に対する配慮..... | 183 |
| 第5節 | 帰宅困難者対策 | 184 |
| 第1 | 帰宅困難者への支援..... | 185 |
| 第2 | 帰宅困難者への啓発..... | 185 |
| 第3 | 事業者等の帰宅困難者対策の促進..... | 185 |
| 第4 | 駅周辺における滞留者の対策..... | 185 |
| 第5 | 徒歩帰宅者への支援..... | 186 |
| 第6節 | 保健衛生対策 | 187 |
| 第1 | 防疫体制の整備..... | 187 |
| 第2 | し尿処理..... | 187 |
| 第3 | ごみ処理..... | 188 |
| 第4 | がれき等災害廃棄物処理..... | 188 |
| 第7節 | 遺体の収容及び火葬対策 | 190 |
| 第1 | 遺体安置場所の選定..... | 190 |

| | |
|---------------------------------|------------|
| 第2 火葬のための施設・資器材の確保..... | 190 |
| 第8節 応急住宅対策 | 191 |
| 第1 部局間の連携体制の整備..... | 191 |
| 第2 応急危険度判定体制の整備..... | 191 |
| 第3 応急仮設住宅等の事前準備..... | 192 |
| 第4 斜面判定制度..... | 193 |
| 第5 罹災証明書の発行体制の整備..... | 193 |
| 第9節 ボランティアの活動環境の整備 | 195 |

災害応急対策 地震・津波編

| | | |
|------------|---------------------------|------------|
| 第1章 | 初動期の活動 | 197 |
| 第1節 | 組織動員 | 198 |
| 第1 | 災害対策本部等の組織体制..... | 198 |
| 第2 | 職員動員計画..... | 201 |
| 第3 | 職員の活動環境、安全確保等..... | 208 |
| 第4 | 防災関係機関の動員配備体制..... | 208 |
| 第2節 | 津波対策 | 209 |
| 第1 | 組織動員配備体制..... | 209 |
| 第2 | 津波警報等の伝達..... | 209 |
| 第3 | 避難対策等..... | 217 |
| 第4 | 水防活動..... | 218 |
| 第5 | ライフライン・放送事業者の活動..... | 220 |
| 第6 | 交通対策..... | 221 |
| 第7 | 在港船舶に対する周知活動..... | 221 |
| 第3節 | 災害情報の収集伝達 | 223 |
| 第1 | 情報収集伝達経路..... | 223 |
| 第2 | 被害情報の収集・報告..... | 225 |
| 第3 | 通信手段の確保..... | 229 |
| 第4 | 防災拠点施設等の損傷状況の把握..... | 229 |
| 第5 | 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供..... | 229 |
| 第4節 | 災害広報 | 231 |
| 第1 | 災害広報..... | 231 |
| 第2 | 広聴活動..... | 235 |
| 第5節 | 広域応援等の要請・受入れ | 237 |
| 第1 | 大阪府知事等に対する要求等..... | 238 |
| 第2 | 広域応援等の受入れ..... | 241 |
| 第3 | 応急対策職員派遣制度に基づく支援..... | 241 |
| 第4 | 関係機関の連絡調整..... | 241 |
| 第6節 | 災害緊急事態 | 243 |
| 第7節 | 自衛隊の災害派遣 | 244 |
| 第1 | 派遣要請..... | 244 |
| 第2 | 自衛隊の自発的出動基準..... | 245 |
| 第3 | 派遣部隊の受入れ..... | 245 |
| 第4 | 派遣部隊の活動..... | 246 |
| 第5 | 撤収要請..... | 248 |
| 第8節 | 消火・救助・救急活動 | 249 |

| | |
|-------------------------------|------------|
| 第1 市..... | 249 |
| 第2 消防局..... | 250 |
| 第3 惨事ストレス対策..... | 253 |
| 第4 府..... | 254 |
| 第5 府警察..... | 254 |
| 第6 堺海上保安署..... | 254 |
| 第7 各機関による連絡会議の設置..... | 255 |
| 第8 自主防災組織..... | 255 |
| 第9節 医療救護活動 | 256 |
| 第1 医療情報の収集・提供活動..... | 257 |
| 第2 現地医療対策..... | 258 |
| 第3 後方医療対策..... | 259 |
| 第4 医療関係者の確保..... | 260 |
| 第5 医薬品等の確保・供給活動..... | 261 |
| 第6 個別疾病対策..... | 261 |
| 第10節 避難誘導 | 262 |
| 第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保..... | 263 |
| 第2 避難者の誘導..... | 266 |
| 第3 広域避難..... | 266 |
| 第4 警戒区域の設定..... | 267 |
| 第5 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営..... | 267 |
| 第11節 二次災害の防止 | 269 |
| 第1 公共土木施設等..... | 269 |
| 第2 建築物等..... | 270 |
| 第3 危険物施設等..... | 270 |
| 第4 放射性物質に係る施設等..... | 271 |
| 第12節 交通規制・緊急輸送活動 | 272 |
| 第1 陸上輸送..... | 272 |
| 第2 水上輸送..... | 275 |
| 第3 航空輸送..... | 275 |
| 第4 物資配送拠点の確保..... | 275 |
| 第13節 ライフラインの緊急対応 | 277 |
| 第1 上水道施設..... | 277 |
| 第2 公共下水道施設..... | 278 |
| 第3 電力施設..... | 279 |
| 第4 都市ガス施設..... | 279 |
| 第5 電気通信施設..... | 280 |
| 第14節 交通の安全確保 | 282 |

| | | |
|-------------|----------------------------------|------------|
| 第1 | 被害状況の報告..... | 282 |
| 第2 | 各施設管理者における対応..... | 282 |
| 第15節 | 被災建築物対応 | 284 |
| 第1 | 防災拠点施設の応急危険度判定の実施..... | 284 |
| 第2 | 民間建築物・宅地の応急危険度判定実施準備..... | 284 |
| 第3 | その他公共施設等の応急危険度判定実施準備..... | 284 |
| 第4 | 被災建築物等におけるアスベスト露出状況等の把握..... | 285 |
| 第2章 | 応急復旧期の活動 | 286 |
| 第1節 | 災害救助法の適用 | 287 |
| 第1 | 法の適用..... | 287 |
| 第2 | 救助の内容..... | 288 |
| 第2節 | 指定避難所の開設・運営 | 290 |
| 第1 | 指定避難所の開設..... | 290 |
| 第2 | 指定避難所の管理、運営..... | 291 |
| 第3 | 指定避難所外避難者の対応..... | 294 |
| 第4 | 指定避難所の早期解消のための取組み..... | 294 |
| 第5 | 広域的避難の受入れ..... | 294 |
| 第6 | 指定緊急避難場所の開設..... | 295 |
| 第3節 | 緊急物資の供給 | 296 |
| 第1 | 給水活動..... | 296 |
| 第2 | 食料・生活必需品の供給..... | 298 |
| 第3 | その他の防災関係機関..... | 298 |
| 第4節 | 保健衛生活動 | 300 |
| 第1 | 防疫活動..... | 300 |
| 第2 | 食品衛生監視活動..... | 301 |
| 第3 | 環境衛生活動..... | 301 |
| 第4 | 被災者の健康維持活動..... | 302 |
| 第5 | 応援要請..... | 302 |
| 第6 | 動物保護等の実施..... | 302 |
| 第5節 | 避難行動要支援者支援 | 304 |
| 第1 | 避難行動要支援者の被災状況の把握等..... | 304 |
| 第2 | 被災した高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への支援活動..... | 304 |
| 第6節 | 社会秩序の維持 | 306 |
| 第1 | 住民への呼びかけ..... | 306 |
| 第2 | 警戒活動の強化..... | 306 |
| 第3 | 物価の安定及び物資の安定供給..... | 306 |
| 第7節 | ライフラインの確保 | 308 |
| 第1 | 上水道施設..... | 308 |

| | |
|--------------------------------|------------|
| 第2 公共下水道施設..... | 309 |
| 第3 電力施設..... | 310 |
| 第4 都市ガス施設..... | 310 |
| 第5 電気通信施設..... | 311 |
| 第8節 交通の機能確保 | 313 |
| 第1 障害物の除去..... | 313 |
| 第2 各施設管理者における復旧..... | 313 |
| 第9節 農水産関係応急対策 | 315 |
| 第1 農業用施設..... | 315 |
| 第2 農作物..... | 315 |
| 第3 畜産..... | 316 |
| 第4 漁業..... | 316 |
| 第10節 応急住宅対策 | 317 |
| 第1 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定の実施..... | 317 |
| 第2 被災住宅応急復旧支援..... | 318 |
| 第3 住宅確保対策..... | 318 |
| 第4 住宅に関する相談窓口の設置等..... | 319 |
| 第5 建築物被害調査への協力..... | 319 |
| 第11節 応急教育等 | 320 |
| 第1 教育施設の応急整備..... | 320 |
| 第2 応急教育体制の確立..... | 321 |
| 第3 学校給食の応急措置..... | 322 |
| 第4 教職員の確保..... | 322 |
| 第5 就学援助等..... | 322 |
| 第6 文化財の応急対策..... | 322 |
| 第12節 廃棄物の処理 | 324 |
| 第1 し尿処理..... | 324 |
| 第2 ごみ処理..... | 325 |
| 第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理..... | 326 |
| 第4 倒壊家屋等の解体撤去..... | 327 |
| 第13節 遺体対策 | 328 |
| 第1 初期活動..... | 328 |
| 第2 遺体の検視等..... | 328 |
| 第3 遺体の収容・安置..... | 329 |
| 第4 遺体の身元確認..... | 329 |
| 第5 遺体の火葬..... | 329 |
| 第6 応援要請..... | 330 |
| 第14節 自発的支援の受入れ | 331 |

| | | |
|----|-------------------------|-----|
| 第1 | 災害発生時におけるボランティアの活動..... | 331 |
| 第2 | 義援金品の受付・配分..... | 334 |
| 第3 | 海外からの支援の受入れ..... | 334 |
| 第4 | 日本郵便株式会社の援護対策等..... | 335 |

災害応急対策 風水害編

| | | |
|------------|-----------------------|------------|
| 第1章 | 災害警戒期の活動 | 336 |
| 第1節 | 気象予警報等の伝達 | 337 |
| 第1 | 気象予警報等 | 337 |
| 第2 | 住民への周知 | 345 |
| 第2節 | 組織動員 | 350 |
| 第1 | 災害対策本部の組織体制 | 350 |
| 第2 | 職員動員計画 | 353 |
| 第3 | 職員の活動環境、安全確保等 | 354 |
| 第4 | 防災関係機関の組織動員配備体制 | 355 |
| 第3節 | 警戒活動 | 356 |
| 第1 | 気象観測情報の収集伝達 | 356 |
| 第2 | 水防警報、洪水予報及び警戒活動等 | 357 |
| 第3 | 水防活動 | 358 |
| 第4 | 土砂災害警戒活動 | 359 |
| 第5 | 異常現象発見時の通報 | 360 |
| 第6 | ライフライン・交通等警戒活動 | 361 |
| 第7 | 在港船舶避難活動 | 362 |
| 第8 | 物資等の事前状況確認 | 363 |
| 第4節 | 避難誘導 | 364 |
| 第1 | 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 | 365 |
| 第2 | 避難者の誘導 | 370 |
| 第3 | 広域避難 | 370 |
| 第4 | 警戒区域の設定 | 371 |
| 第5 | 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営 | 371 |
| 第2章 | 災害発生後の活動 | 373 |
| 第1節 | 災害情報の収集伝達 | 375 |
| 第1 | 情報収集伝達経路 | 375 |
| 第2 | 被害情報の収集・報告 | 377 |
| 第3 | 通信手段の確保 | 381 |
| 第4 | 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供 | 381 |
| 第2節 | 災害広報 | 382 |
| 第1 | 災害広報 | 382 |
| 第2 | 広聴活動 | 386 |
| 第3節 | 広域応援等の要請・受入れ | 388 |
| 第1 | 大阪府知事等に対する要求等 | 389 |
| 第2 | 広域応援等の受入れ | 392 |

| | | |
|-------------|------------------------------|------------|
| 第3 | 応急対策職員派遣制度に基づく支援..... | 392 |
| 第4 | 関係機関の連絡調整..... | 392 |
| 第4節 | 災害緊急事態 | 394 |
| 第5節 | 自衛隊の災害派遣 | 395 |
| 第1 | 派遣要請..... | 395 |
| 第2 | 自衛隊の自発的出動基準..... | 396 |
| 第3 | 派遣部隊の受入れ..... | 396 |
| 第4 | 派遣部隊の活動..... | 397 |
| 第5 | 撤収要請..... | 398 |
| 第6節 | 消火・救助・救急活動 | 399 |
| 第1 | 市..... | 399 |
| 第2 | 消防局..... | 400 |
| 第3 | 惨事ストレス対策..... | 402 |
| 第4 | 府..... | 402 |
| 第5 | 府警察..... | 403 |
| 第6 | 堺海上保安署..... | 403 |
| 第7 | 各機関による連絡会議の設置..... | 403 |
| 第8 | 自主防災組織..... | 403 |
| 第7節 | 医療救護活動 | 404 |
| 第1 | 医療情報の収集・提供活動..... | 405 |
| 第2 | 現地医療対策..... | 406 |
| 第3 | 後方医療対策..... | 407 |
| 第4 | 医療関係者の確保..... | 408 |
| 第5 | 医薬品等の確保・供給活動..... | 409 |
| 第6 | 個別疾病対策..... | 409 |
| 第8節 | 交通規制・緊急輸送活動 | 410 |
| 第1 | 陸上輸送..... | 410 |
| 第2 | 水上輸送..... | 413 |
| 第3 | 航空輸送..... | 413 |
| 第4 | 物資配送拠点の確保..... | 413 |
| 第9節 | 公共土木施設・建築物等応急対策 | 415 |
| 第1 | 公共土木施設等..... | 415 |
| 第2 | 公共建築物等..... | 416 |
| 第3 | 応急工事..... | 416 |
| 第10節 | ライフライン・放送の確保 | 417 |
| 第1 | 被害状況の報告..... | 417 |
| 第2 | 各事業者における対応..... | 417 |
| 第11節 | 交通の安全確保 | 421 |

| | |
|---------------------------------|------------|
| 第1 被害状況の報告..... | 421 |
| 第2 各施設管理者における対応..... | 421 |
| 第12節 農水産関係応急対策 | 423 |
| 第1 農業用施設..... | 423 |
| 第2 農作物..... | 423 |
| 第3 畜産..... | 424 |
| 第4 漁業..... | 424 |
| 第13節 災害救助法の適用 | 425 |
| 第1 法の適用..... | 425 |
| 第2 救助の内容..... | 426 |
| 第14節 指定避難所の開設・運営 | 428 |
| 第1 指定避難所の開設..... | 428 |
| 第2 指定避難所の管理、運営..... | 430 |
| 第3 指定避難所外避難者の対応..... | 432 |
| 第4 指定避難所の早期解消のための取組み..... | 432 |
| 第5 広域的避難の受入れ..... | 432 |
| 第6 指定緊急避難場所の開設..... | 433 |
| 第15節 緊急物資の供給 | 434 |
| 第1 給水活動..... | 434 |
| 第2 食料・生活必需品の供給..... | 436 |
| 第3 その他の防災関係機関..... | 436 |
| 第16節 保健衛生活動 | 438 |
| 第1 防疫活動..... | 438 |
| 第2 食品衛生監視活動..... | 439 |
| 第3 環境衛生活動..... | 439 |
| 第4 被災者の健康維持活動..... | 440 |
| 第5 応援要請..... | 440 |
| 第6 動物保護等の実施..... | 440 |
| 第17節 避難行動要支援者支援 | 442 |
| 第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等..... | 442 |
| 第2 被災した高齢者、障害者等の要配慮者への支援活動..... | 442 |
| 第18節 社会秩序の維持 | 444 |
| 第1 住民への呼びかけ..... | 444 |
| 第2 警戒活動の強化..... | 444 |
| 第3 物価の安定及び物資の安定供給..... | 444 |
| 第19節 住宅の応急確保 | 446 |
| 第1 被災住宅の応急修理..... | 446 |
| 第2 住居障害物の除去..... | 446 |

| | | |
|-------------|-------------------------|------------|
| 第3 | 建設型仮設住宅の建設..... | 447 |
| 第4 | 民間賃貸住宅の借上げ..... | 447 |
| 第5 | 借上型仮設住宅の運営管理..... | 447 |
| 第6 | 公共住宅への一時入居..... | 447 |
| 第7 | 住宅に関する相談窓口の設置等..... | 448 |
| 第8 | 建設用資機材等の調達..... | 448 |
| 第20節 | 応急教育等 | 449 |
| 第1 | 教育施設の応急整備..... | 449 |
| 第2 | 応急教育体制の確立..... | 449 |
| 第3 | 学校給食の応急措置..... | 451 |
| 第4 | 教職員の確保..... | 451 |
| 第5 | 就学援助等..... | 451 |
| 第6 | 文化財の応急対策..... | 451 |
| 第21節 | 廃棄物の処理 | 453 |
| 第1 | し尿処理..... | 453 |
| 第2 | ごみ処理..... | 454 |
| 第3 | 災害廃棄物等処理..... | 455 |
| 第4 | 倒壊家屋等の解体撤去..... | 456 |
| 第22節 | 遺体対策 | 457 |
| 第1 | 初期活動..... | 457 |
| 第2 | 遺体の検視等..... | 457 |
| 第3 | 遺体の収容・安置..... | 457 |
| 第4 | 遺体の身元確認..... | 458 |
| 第5 | 遺体の火葬..... | 458 |
| 第6 | 応援要請..... | 458 |
| 第23節 | 自発的支援の受入れ | 459 |
| 第1 | 災害発生時におけるボランティアの活動..... | 459 |
| 第2 | 義援金品の受付・配分..... | 462 |
| 第3 | 海外からの支援の受入れ..... | 462 |
| 第4 | 日本郵便株式会社の援護対策等..... | 463 |

災害応急対策 事故等編

| | |
|----------------------------------|------------|
| 第1節 海上災害応急対策 | 464 |
| 第1 市の組織動員..... | 464 |
| 第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡..... | 466 |
| 第3 通報連絡体制..... | 466 |
| 第4 事故発生時における応急措置..... | 468 |
| 第5 事故対策連絡調整本部の設置..... | 470 |
| 第2節 航空災害応急対策 | 471 |
| 第1 市の組織動員..... | 471 |
| 第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡..... | 473 |
| 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置..... | 473 |
| 第4 その他の地域..... | 474 |
| 第3節 鉄道災害応急対策 | 475 |
| 第1 市の組織動員..... | 475 |
| 第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡..... | 477 |
| 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置..... | 477 |
| 第4 情報収集伝達体制..... | 477 |
| 第5 鉄軌道事業者の災害応急対策..... | 478 |
| 第4節 道路災害応急対策 | 480 |
| 第1 市の組織動員..... | 480 |
| 第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡..... | 482 |
| 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置..... | 482 |
| 第4 情報収集伝達体制..... | 482 |
| 第5 道路管理者の災害応急対策..... | 483 |
| 第5節 危険物等災害応急対策 | 485 |
| 第1 市の組織動員..... | 485 |
| 第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡..... | 487 |
| 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置..... | 487 |
| 第4 危険物災害応急対策..... | 488 |
| 第5 高圧ガス災害応急対策..... | 489 |
| 第6 火薬類災害応急対策..... | 491 |
| 第7 毒物劇物災害応急対策..... | 492 |
| 第8 管理化学物質災害応急対策..... | 494 |
| 第6節 高層建築物、市街地災害応急対策 | 495 |
| 第1 市の組織動員..... | 495 |
| 第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡..... | 497 |
| 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置..... | 497 |
| 第4 通報連絡体制..... | 498 |

| | | |
|------------|--------------------------|------------|
| 第5 | 火災の警戒..... | 498 |
| 第6 | 市..... | 499 |
| 第7 | 府警察..... | 500 |
| 第8 | 大阪ガス株式会社..... | 501 |
| 第9 | 高層建築物、地下街の管理者等..... | 501 |
| 第7節 | 放射線災害応急対策 | 502 |
| 第1 | 市の組織動員..... | 503 |
| 第2 | 府災害対策本部地域連絡部との連絡..... | 505 |
| 第3 | 関係機関との連携のため現地調整所の設置..... | 505 |
| 第4 | 災害情報の収集・伝達..... | 505 |
| 第5 | 災害広報・広聴..... | 505 |
| 第6 | 放射線量の測定..... | 506 |
| 第7 | 救助・救急活動..... | 506 |
| 第8 | 医療救護活動..... | 506 |
| 第9 | 屋内退避・避難誘導..... | 506 |
| 第10 | 指定避難所の開設及び運営..... | 507 |
| 第11 | 広域避難の協議・受入れ..... | 507 |
| 第12 | 飲料水、飲食物の摂取制限等..... | 508 |
| 第13 | 交通規制、緊急輸送活動..... | 509 |
| 第14 | 社会秩序の維持..... | 509 |
| 第15 | 災害時のチタン廃棄物対応..... | 509 |
| 第8節 | 林野火災応急対策 | 510 |
| 第1 | 市（危機管理室・産業振興局）の組織動員..... | 510 |
| 第2 | 市（消防局）の組織動員..... | 512 |
| 第3 | 火災通報等..... | 513 |
| 第4 | 火災の警戒..... | 514 |

災害復旧・復興対策

| | | |
|------------|---------------------|------------|
| 第1章 | 生活の安定 | 516 |
| 第1節 | 復旧事業の推進 | 517 |
| 第1 | 被害の調査 | 517 |
| 第2 | 公共施設等の復旧 | 517 |
| 第3 | 激甚災害の指定 | 518 |
| 第4 | 激甚災害指定による財政援助 | 518 |
| 第5 | 特定大規模災害 | 518 |
| 第2節 | 被災者の生活再建等の支援 | 519 |
| 第1 | 罹災証明書の発行・交付 | 519 |
| 第2 | 災害弔慰金等の支給 | 520 |
| 第3 | 災害援護資金・生活資金等の貸付 | 520 |
| 第4 | 租税等の減免及び徴収猶予等 | 521 |
| 第5 | 住宅の確保 | 521 |
| 第6 | 被災者生活再建支援金 | 522 |
| 第3節 | 中小企業の復興支援 | 524 |
| 第1 | 市の措置 | 524 |
| 第2 | 融資の種類 | 524 |
| 第4節 | 農林漁業関係者の復興支援 | 525 |
| 第1 | 市の措置 | 525 |
| 第2 | 資金の融資 | 525 |
| 第5節 | ライフライン等の復旧 | 526 |
| 第1 | 道路 | 526 |
| 第2 | 上水道・工業用水道 | 527 |
| 第3 | 下水道 | 527 |
| 第4 | 電力 | 528 |
| 第5 | ガス | 528 |
| 第6 | 電気通信 | 529 |
| 第7 | 共同溝・電線共同溝 | 529 |
| 第8 | 放送 | 529 |
| 第9 | 鉄道 | 530 |
| 第2章 | 復興の基本方針 | 531 |
| 第1節 | 復興の基本方針 | 532 |
| 第1 | 復興本部の設置 | 532 |
| 第2 | 基本方針の決定 | 532 |
| 第3 | 原状復旧 | 532 |
| 第4 | 復興計画の作成 | 533 |

付編：南海トラフ地震防災対策推進計画

| | |
|--|-----|
| 第1節 総則 | 534 |
| 第1 推進計画の目的..... | 534 |
| 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱.... | 534 |
| 第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 | 534 |
| 第1 南海トラフ地震に関連する情報..... | 534 |
| 第2 南海トラフ地震臨時情報について..... | 535 |
| 第3 防災対応について..... | 535 |
| 第4 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について..... | 536 |
| 第3節 地震発生時の応急対策等 | 537 |
| 第1 組織..... | 537 |
| 第2 地震発生時の応急対策..... | 537 |
| 第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 | 537 |
| 第1 津波からの防護..... | 537 |
| 第2 円滑な避難の確保..... | 537 |
| 第3 迅速な救助に関する事項..... | 537 |
| 第5節 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 | 537 |
| 第6節 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 | 538 |

総

則

第 1 節 目的等

【第 1 節の構成】

| | | |
|-----------|------------|-----|
| 第 1 節 目的等 | 第 1 目的及び目標 | P.1 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第 2 計画の性格 | P.2 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第 3 基本方針 | P.3 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第 4 計画の構成 | P.4 |
| | 主担当：危機管理室 | |

第 1 目的及び目標

【危機管理室】

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 42 条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 6 条（推進計画の特例）の規定に基づき、堺市防災会議が策定する計画であって、堺市域に係る災害に関し、堺市及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、市民や事業者等の協力のもと、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

また、堺市における国土強靱化に係る事項については、上位計画である堺市国土強靱化地域計画を指針とすることから、この計画の目標も堺市国土強靱化地域計画の基本目標及び事前に備えるべき目標と整合する。

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条による特別防災区域に係る防災については、同法 31 条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、同区域に係る災害は、石油、高压ガス等の火災、爆発など、区域外の周辺地域住民や道路交通に重大な影響を及ぼす恐れがあること、また、同区域に集積する電力・ガス・燃料などエネルギー供給事業所が、災害により供給機能を速やかに回復できなければ、その影響が広く市民生活や経済活動に及ぶことから、同計画と十分調整し、連携を図る。

なお、武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合においては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 35 条に基づく堺市国民保護計画の定めるところによる。ただし、政府が武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針等を定め、本市において国民保護（緊急処理事態）対策本部を設置するまでの間における初動対応や原因が不明の災害が発生した場合については、本計画等に基づき実施することとなり、継続性・一貫性を確保しつつ本計画において実施する。

1 基本目標

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

- 災害に強い堺市をつくる
 - I 被害の発生を抑止する
 - II 被害の拡大を抑止する
 - III 迅速に判断・行動する
 - IV 早期の復旧・復興と生活再建

第 2 計画の性格

【危機管理室】

- 1 この計画は、災害が発生しやすい自然的・社会的条件下にあって、多様化した土地利用、増加する様々な危険物等に対処し、市民の生命、身体、財産を災害から保護するための行政上最も重要な施策である「安全」を具現化するものである。
- 2 この計画は、堺市及び防災関係機関が、堺市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務等を集大成する総合的かつ基本的な計画である。
- 3 この計画は、堺市及び防災関係機関の堺市域に係る防災に関する責任を明確にし、堺市及び防災関係機関の事務又は業務等を有機的に結合させる計画である。
- 4 この計画は、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の視点並びに男女共同参画の視点を踏まえ策定するものである。
- 5 この計画は、法に定めのない事案についても、一般的危機管理対策として準用されることを想定し策定するものである。
- 6 この計画は、大阪府地域防災計画や堺市国土強靱化地域計画、災害対策基本法第 41 条に掲げる防災に関する計画（水防法（昭和 24 年法律第 193 条）に基づく水防計画等）との整合性・関連性を有するものである。
- 7 この計画は、令和 3 年 3 月に策定した本市の都市経営の基本となる計画である「堺市基本計画 2025」の重点戦略 5「強くしなやかな都市基盤～Resilient～」や、同時期に計画全体を見直し新たに策定した「堺市 SDGs 未来都市計画」のゴール 11「住み続けられるまちづくりを」にかかる KPI 達成の推進に資するものである。

第3 基本方針

【危機管理室】

1 地域防災計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項については、特に推進する施策を堺市国土強靱化地域計画の具体的な取組として位置付けるなど、可能な限り定量的な目標を掲げ、進捗状況を把握する。これにより市域の防災対策の現状を把握し、効果的な施設の整備や体制の構築、これらに係る課題の抽出、予算の配分等を検討する。

2 実施計画の策定

(1) 局別実施計画の作成

各局は、本計画に定める分掌事務が的確に遂行できるよう体制整備やマニュアルの作成、研修等についての実施に関して局別実施計画を定め、その積極的な推進を図る。

(2) 区別実施計画の作成

各区役所は、各編に定める応急対策について、区役所区域の実情や地域性を踏まえて区別実施計画を定め、その積極的な推進を図る。

(3) 防災対応マニュアルの作成

各局は、本計画に定める分掌事務の実施に関し、職員ひとりひとりの災害対応能力の向上を図るため、災害に関する知識、資器材の操作要領、具体的な活動要領等について時系列的に分かりやすく記載したマニュアルを作成する。

3 教育・訓練の実施

(1) 各局各区における教育・訓練

各局各区における全ての職員は、災害時に自らがどのように行動すべきか確実に把握し、予期せぬ事案が発生した場合には、その理解に基づき職員が自らの判断で行動できるようにするため、計画的に反復して教育・訓練を行う。

(2) 堺市危機管理センター（以下「危機管理センター」という。）員等の教育・訓練

市は、災害時に災害対策本部組織を円滑に指揮・指導できる能力を体得するため、危機管理センター員等を、「人と防災未来センター」などの優れた防災体制を有する組織に研修派遣するなど、専門的知識や技術の習得を図る。

また、図上訓練等を実施し、各局各区の危機管理担当と連携及び能力向上に取り組み、各局各区における防災対策の中核を担う人材を育成する。

4 施設・設備等の環境整備

(1) 指定避難所の整備

避難する市民の人権が守られ、最低限度の生活を営むことができるよう、指定避難所運営に関する、人的、物的両面の整備を図る。さらに、新型コロナウイルス

イルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(2) 危機管理統合情報システム（防災情報システム）の改善

災害時の人的な対応能力の限界を補うため、危機管理統合情報システム（防災情報システム）の改善を図る。

第 4 計画の構成

【危機管理室】

1 基本構成

「総則」

「災害予防対策」

各対策に対する予防策の基本方針を示す。

「災害応急対策」

地震・津波編：地震・津波に対する防災策の基本方針を示す。

風水害編：風水害に対する防災策の基本方針を示す。

事故等編：

①海上・・・海上災害に対する防災策の基本方針を示す。

②航空・・・航空災害に対する防災策の基本方針を示す。

③鉄道・・・鉄道災害に対する防災策の基本方針を示す。

④道路・・・道路災害に対する防災策の基本方針を示す。

⑤危険物等・・・危険物等災害に対する防災策の基本方針を示す。

⑥高層建築物、市街地・・・高層建築物、市街地災害に対する防災策の基本方針を示す。

⑦放射線・・・放射線災害に対する防災策の基本方針を示す。

第2節 市域の概況

【第2節の構成】

| | | |
|--------------|----------------|-----|
| 第2節 市域の概況 | 第1 地理的条件 | P.5 |
| | 主担当：市長公室 | |
| | 第2 社会的条件 | P.6 |
| | 主担当：建築都市局、市長公室 | |

第1 地理的条件

【市長公室】

1 位置及び面積

堺市は、大阪府のほぼ中央より南に位置し、北は大和川を隔てて大阪市に、東は松原市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市に、西は高石市、南は和泉市、河内長野市に隣接している。市域は、東端（東経 135° 35' 15"）西端（東経 135° 24' 07"）南端（北緯 34° 25' 48"）北端（北緯 34° 36' 31"）で、面積 149.83 km²を有する。

2 地勢

市域は、地域的には東南部の和泉丘陵に連なる丘陵地帯、中西部の平野部と臨海部に大別され、市域の地盤高は、最も高いところで 268.9m、低いところで 0.1m となっている。

また、市内を流れる一級河川は大和川※1、西除川※2、狭間川、東除川※2、平尾小川、二級河川は、石津川※2 外 9 河川がある。

※1 は水防法第 10 条第 2 項に基づき指定した洪水予報河川で、近畿地方整備局大和川河川事務所と大阪管区气象台が共同して洪水予報を発表する河川。

※2 は水防法第 13 条に規定する水位周知河川で、洪水予報を行わないが、安全な場所への避難及びその準備を行う目安となる水位（避難判断水位（特別警戒水位））に達したとき、大阪府土木事務所が関係機関並びに一般に周知しなければならない河川。なお、東除川については堺市内に指定区間無し。

3 地質

周辺を山に囲まれて大阪堆積盆地が地下に形成されている。この盆地内部の西側低地部は大阪湾、東側は大阪平野となっている。堺市は大阪平野の大和川及び上町台地の南部に位置する。

堺市の西部には上町断層帯が南北に通過している。同断層は最近の活断層調査より、地震活動期がほぼ満期であると推測されている。この他に堺市に影響を与えると考えられる活断層は、大阪堆積盆地周縁に位置する生駒断層帯、中央構造線等である。

上町断層帯を軸線として堺市域を見れば、以西には沖積層がやや厚く堆積し、沿

岸域には大規模人工埋立地が造成されている。この海岸沿いの地域や埋立地は地震時に液状化の危険性が高い。

また、以東には高位・中位・低位段丘が分布し、南部の泉北丘陵は大阪層群下部・上部からなる。この地域一体は大規模な宅地造成が行われ、急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所も存在している。旧ため池の内陸埋立地も数多く分布する。

以上のように、堺市域の地盤環境は海域から陸域にかけて遷移し、脆弱箇所も局所的に数多く点在していることが特徴である。

4 気候

堺市は、瀬戸内海式気候に属し、細かくは、南部丘陵部は「泉南海岸及び和泉丘陵気候型区」、それ以外は「大阪平野気候型区」に入る。

平年気温は16℃～17℃と温暖であり、降水量は年間1,000～1,500mm程度で全国的にみても少ない方である。

また、年間平均風速は0.7～2.9m/秒程度で、海陸風のため東風と西風の出現頻度が高い。（「2018 堺の環境」より）

第2 社会的条件

【建築都市局、市長公室】

1 土地利用

堺市の土地利用は、工場等が立地する臨海部、都心や地域生活拠点等を中心に市街地が形成されている内陸部、及び泉北ニュータウンがある南部の丘陵部に大別される。

臨海部（堺浜）においては、液晶パネル工場を核とするコンビナートや競争力の高い中小企業が集積する「堺浜テクノパーク」などの産業集積拠点を形成し、民間活力を活かした、商業・スポーツ・集客機能や基幹的防災拠点など各種都市機能の集積を促進している。

内陸部においては、堺東駅・堺駅を中心とする都心地域で、広域的な経済・生活圏での拠点性を高めるため、市民や地域の事業者等と連携しながら、商業・文化・行政・交流機能等を強化し、安全で賑わいと魅力のある都市の再生を図っている。

また、中百舌鳥駅周辺地域では、産業関連機関や教育機関と連携した産業振興拠点として機能の充実を図っており、美原区域でも、新拠点の形成に向けて、各種都市基盤の整備を推進している。

その他の既存市街地においても、市街地再開発事業の推進や、密集市街地における課題の解消など、良好な住環境の形成や都市機能の更新等を進めている。

丘陵部には、計画的に整備された市街地の泉北ニュータウンがあり、都市のオープンスペースとしての豊かな自然も残されており、住環境の維持・向上に努め、自然環境や農空間の保全と活用を図ることとしている。

2 人口

令和3年9月1日現在堺市の人口（推計人口）は822,258人、世帯数は367,720世帯であり、人口密度は1㎢あたり5,488人となっている。

昭和31年以降の高度経済成長を背景とした都市化の進展に伴って人口が急増、昭和40年後半からはその伸び率が鈍化し、昭和60年を境に下落ないし、横ばい状態で推移していたが、平成17年2月1日の美原町との合併を経て、平成24年6月にピークを迎えた。その後、人口は緩やかに減少している。

第3節 災害の想定

【第3節の構成】

| | | |
|--------------|--------------------|------|
| 第3節 災害の想定 | 第1 想定災害 | P.8 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 南海トラフ地震防災対策推進計画 | P.30 |
| | 主担当：危機管理室 | |

第1 想定災害

【危機管理室】

災害は、台風、豪雨、洪水、地震、津波等の自然現象に起因する自然災害と、大規模な火災、爆発、交通災害等の特殊災害（人為災害）とに大別される。自然災害や特殊災害の発生によって二次的に引き起こされる二次災害（複合災害）は、都市部ほどその発生の可能性が高い。

堺市の自然条件と市街地状況、都市施設や危険物の集積状況等都市的、社会的条件ならびに過去に発生した災害事例をもとに発生が予想される災害は次のとおりである。また以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

- 1 地震災害
- 2 津波災害
- 3 風水害（内水氾濫・洪水氾濫・土砂災害）
- 4 高潮災害
- 5 海上災害
- 6 大規模火災
- 7 危険物等災害
- 8 交通災害（航空災害、鉄道災害、道路災害）
- 9 その他の特殊災害

1 堺市地震災害想定総合調査による被害想定概要

本市は、堺市の地震防災検討に資することを目的として、平成20年度に堺市地震災害想定総合調査を実施した。これは、堺市域に甚大な影響を及ぼすことが懸念される内陸活断層や南海トラフの活動による大規模地震を対象として、その地震ハザード（地震動、液状化）を適正に評価し、堺市域における各種被害の発生地域と発生規模を予測するなどの地震災害想定を行ったものである。

堺市域への影響が大きいと考えられる内陸断層および東南海・南海地震について、下記の4断層10ケースの地震を対象とした。

内陸直下型地震

- ①上町断層帯地震 (4 ケース)
- ②生駒断層帯地震 (2 ケース、松原断層)
- ③中央構造線断層帯地震 (2 ケース)

海溝型地震

- ④東南海・南海地震 (1 ケース)

表1 主な被害想定結果 (想定地震は、地形・地質学的に蓋然性が高いケース)

| | | | 上町 断層帯 | 生駒 断層帯 | 中央構造線 断層帯 | 東南海・ 南海地震 |
|--------------------|----------|---|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| マグニチュード 震度 | | | 7.4~7.8 5弱~7 | 7.5~7.9 5弱~7 | 7.7~8.1 5弱~7 | 7.9~8.6 4~6強 |
| 建物 被害 | 全壊 棟数 | 棟 | 70,929 (71,237) | 18,943 (19,213) | 6,726 (7,070) | 6,004 (6,007) |
| | 木造 | 棟 | 63,916 | 18,040 | 6,402 | 5,638 |
| | 非木造 | 棟 | 7,013 | 903 | 324 | 366 |
| | 半壊 棟数 | 棟 | 41,415 (42,141) | 26,393 (27,033) | 11,390 (12,208) | 11,022 (11,029) |
| | 木造 | 棟 | 33,751 | 23,276 | 10,051 | 9,672 |
| | 非木造 | 棟 | 7,664 | 3,117 | 1,339 | 1,350 |
| 人的 被害 | 死者 | 人 | 3,017 | 331 | 32 | 26 |
| | 負傷者 | 人 | 12,812 | 6,926 | 2,692 | 2,870 |
| 出火 件数 (炎上1日) | 早朝 | 件 | 68 | 9 | 2 | 2 |
| | 昼間 | 件 | 116 | 15 | 4 | 3 |
| | 夕刻 | 件 | 159 | 21 | 6 | 5 |
| り災者 | | 人 | 420,132 | 167,665 | 64,909 | 57,861 |
| 避難所生活者 | | 人 | 138,643 | 55,329 | 21,420 | 19,094 |

※ () の値は、盛土造成地における建物被害を加算

2 大阪府による南海トラフ巨大地震の被害想定概要

内閣府の平成25年3月18日発表の想定をもとに、大阪府域の詳細な地盤データや防潮堤の機能検証等を実施し、大阪府域における被害が最大になるケースの被害想定を集計した。ここでは、堺市域における被害の概要を示す。

| | | | 南海トラフ 巨大地震 | |
|---------------|-----------------|-----|------------------|--------|
| マグニチュード 震度 | | | 9.0～9.1 5強～6弱 | |
| 建物 被害 | 揺れによる被害 | 全壊 | 棟 | 1,199 |
| | | 半壊 | 棟 | 15,981 |
| | 液状化による被害 | 全壊 | 棟 | 5,723 |
| | | 半壊 | 棟 | 15,659 |
| | 津波による被害 | 全壊 | 棟 | 961 |
| | | 半壊 | 棟 | 11,320 |
| | 急傾斜地崩壊による被害 | 全壊 | 棟 | 5 |
| | | 半壊 | 棟 | 6 |
| | 地震火災による被害 | 全壊 | 棟 | 3,165 |
| | 合計 | 全壊 | 棟 | 11,053 |
| 半壊 | | 棟 | 42,966 | |
| 人的 被害 | 建物倒壊による被害 | 死者 | 人 | 58 |
| | | 負傷者 | 人 | 2,184 |
| | | 重傷者 | 人 | 210 |
| | 津波による被害 | 死者 | 人 | 6,032 |
| | | 負傷者 | 人 | 7,003 |
| | | 重傷者 | 人 | 2,381 |
| | 火災による被害 | 死者 | 人 | 2 |
| | | 負傷者 | 人 | 147 |
| | | 重傷者 | 人 | 41 |
| | ブロック塀等の転落等による被害 | 死者 | 人 | 0 |
| | | 負傷者 | 人 | 105 |
| | | 重傷者 | 人 | 39 |
| | 屋内収容物点等による被害 | 死者 | 人 | 11 |
| | | 負傷者 | 人 | 852 |
| | | 重傷者 | 人 | 142 |
| 合計 | 死者 | 人 | 6,103 | |
| | 負傷者 | 人 | 10,291 | |
| | 重傷者 | 人 | 2,813 | |
| 避難所生活者（1日後） | | | 人 | 74,402 |

※人的被害は、「冬18時」及び「早期避難率低」のケースの推計値を採用

3 本計画が対象とする地震

本計画において対象とする地震は、断層帯が堺市域を南北に縦断し、甚大な影響を及ぼすことが懸念される上町断層帯地震と、津波や液状化による被害の大きい南海トラフ巨大地震の2つの地震とする。ただし、ケースによっては被害分布が大きく異なるものもあり、被害が小さい評価となっている地域についても注意が必要である。

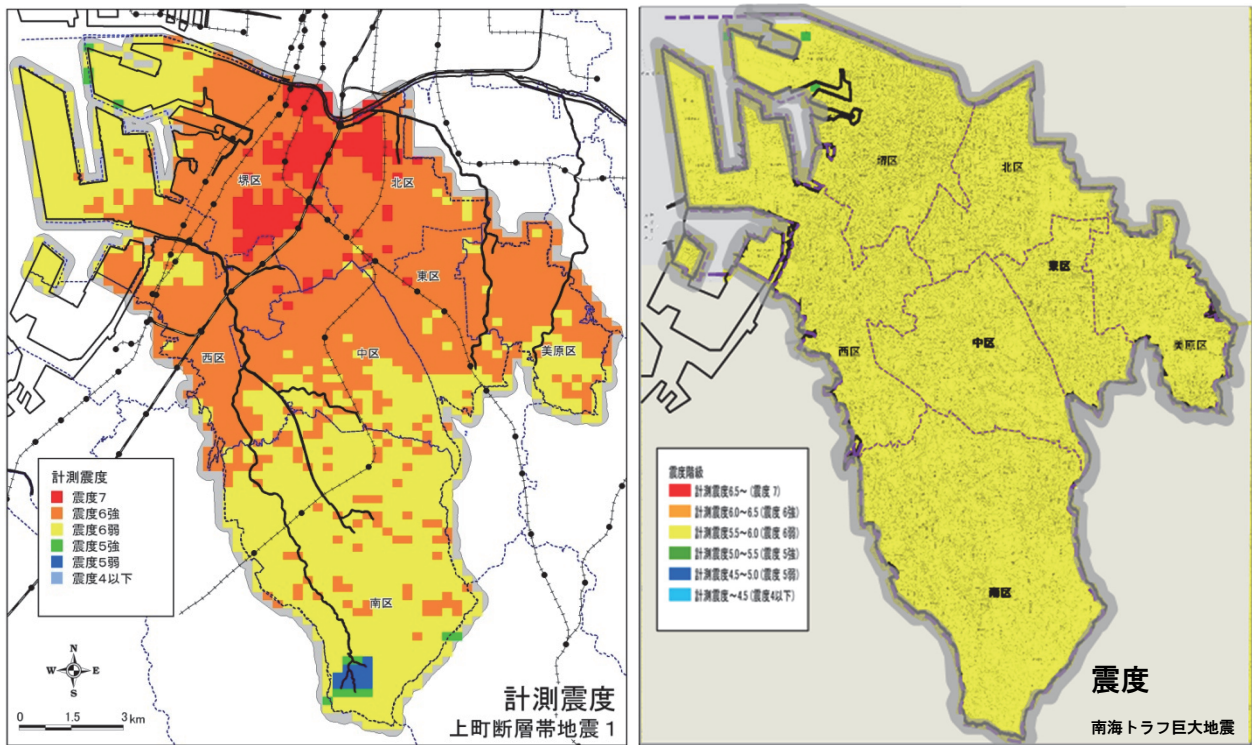
2つの想定地震における推定震度分布を図1-1及び液状化分布を図1-2に示す。

推定震度分布において、上町断層帯地震では、堺区から北区にかけ、震度7の地域も見られるなど極めて強い揺れに見舞われる。一方で、南海トラフ巨大地震の際は、ほぼ市全域で震度6弱である。

また、推定液状化分布において、上町断層帯地震では、堺区と西区の湾岸部のPL値はほぼ0~25以上が混ざった分布であるが、南海トラフ巨大地震の際は、堺区と西区において、PL値は大半が25以上である。

※PL値とはある地点の液状化の可能性を総合的に判断しようとする指数。

(P14、15【地盤災害】参照)



(a) 上町断層帯地震

(b) 南海トラフ巨大地震 (府被害想定より)

図1-1 想定地震における震度分布

また、南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域を図1に示す。

浸水想定

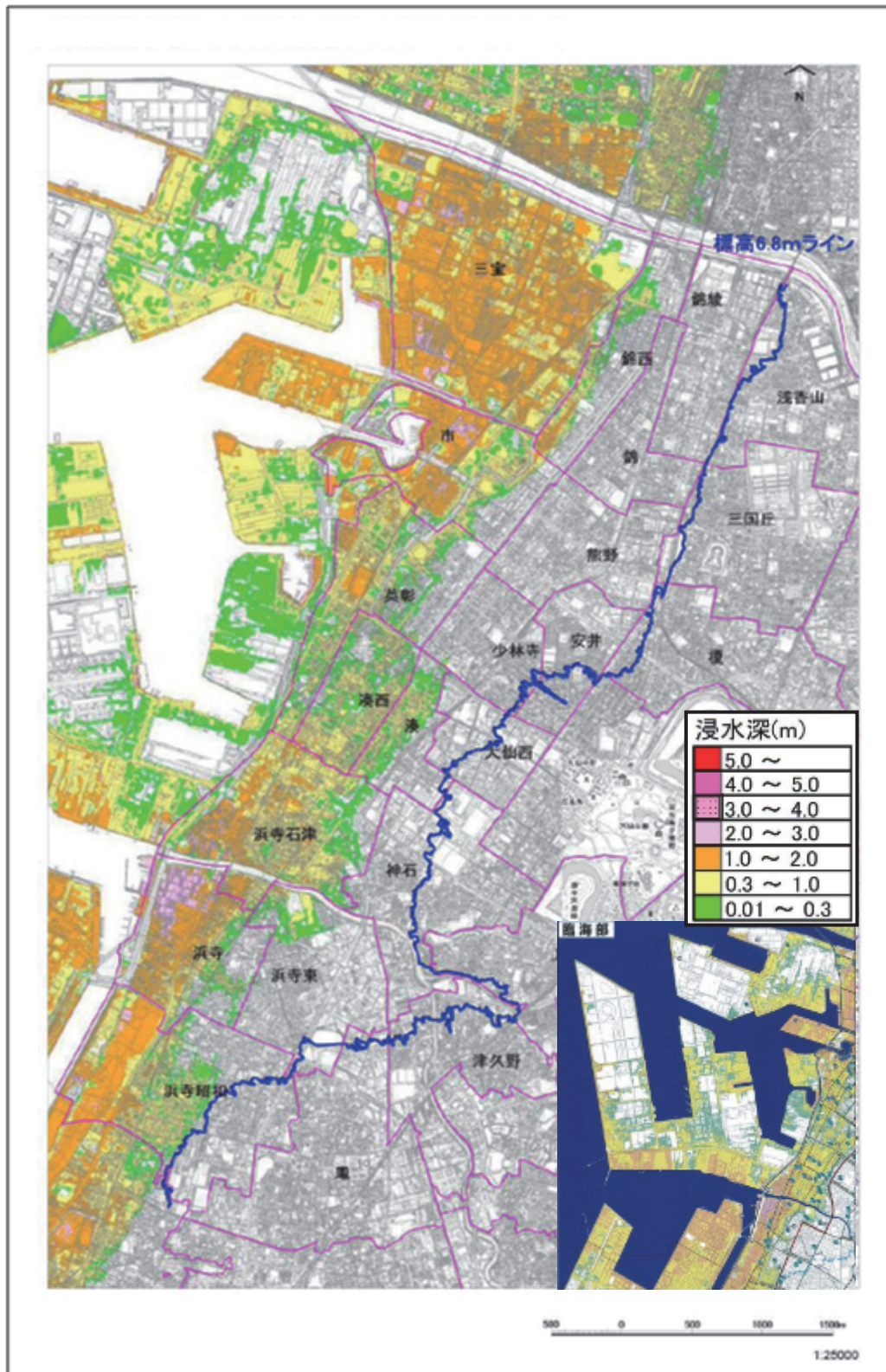


図2 南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域図

(1) 被害想定結果

対象2地震における被害想定結果の詳細を表2に示す。

表2 対象地震における区別の被害想定結果

| 被害想定項目 | | 上町断層帯地震 | 南海トラフ巨大地震 | |
|----------------|-------|-------------|---------------|-------------|
| 建物被害 (単位:棟) | 全壊棟数 | 堺市(計) | 70,929 | 11,053 |
| | | 堺区 | 25,328 | 2,759 |
| | | 中区 | 11,432 | 779 |
| | | 東区 | 4,422 | 870 |
| | | 西区 | 11,944 | 5,543 |
| | | 南区 | 1,456 | 399 |
| | | 北区 | 14,760 | 369 |
| | | 美原区 | 1,587 | 334 |
| | 焼失棟数 | 堺市(計) | 25,637 | 3,165 |
| | | 堺区 | 6,132 | 8 |
| | | 中区 | 6,001 | 0 |
| | | 東区 | 2,199 | 0 |
| | | 西区 | 5,635 | 3,157 |
| | | 南区 | 32 | 0 |
| | | 北区 | 5,629 | 0 |
| | | 美原区 | 9 | 0 |
| 人的被害 (単位:人) | 死者数 | 堺市(計) | 3,017 | 6,103 |
| | | 堺区 | 1,242 | 3,638 |
| | | 中区 | 481 | 11 |
| | | 東区 | 103 | 12 |
| | | 西区 | 409 | 2,418 |
| | | 南区 | 11 | 9 |
| | | 北区 | 760 | 10 |
| | | 美原区 | 11 | 5 |
| | 避難者数 | 堺市(計) | 138,643 | 74,402(1日後) |
| | | 堺区 | 36,269 | 38,846(1日後) |
| | | 中区 | 24,246 | 7,175(1週間後) |
| | | 東区 | 10,444 | 5,596(1週間後) |
| | | 西区 | 24,263 | 25,995(1日後) |
| | | 南区 | 5,705 | 6,878(1週間後) |
| | | 北区 | 34,219 | 6,730(1週間後) |
| 美原区 | 3,497 | 2,235(1週間後) | | |
| 罹災者 | 堺市(計) | 420,132 | 116,024(1か月後) | |

各推計値とも、最大値を掲載。上町断層帯地震の死者数は、建物倒壊と火災延焼による死者の合計。南海トラフ巨大地震の死者数は、建物倒壊、津波、火災、ブロック塀転倒等、屋内落下物等による死者の合計。

南海トラフ巨大地震の避難者数、罹災者数は、各区の最大値となる日の数値を掲載している。

【建物被害】

上町断層帯地震では、堺市の建物の半数近くが揺れによる倒壊または火災延焼によって、全壊となる。特に、堺区・西区では、木造住宅の大半が全壊となる。

南海トラフ巨大地震の際の被害は、それより小さいとはいえ、約4%の建物が全壊となり、やはり堺区・西区での被害が大きい。このうち、津波による被害は、全壊棟数の9%、半壊棟数の26%を占める。

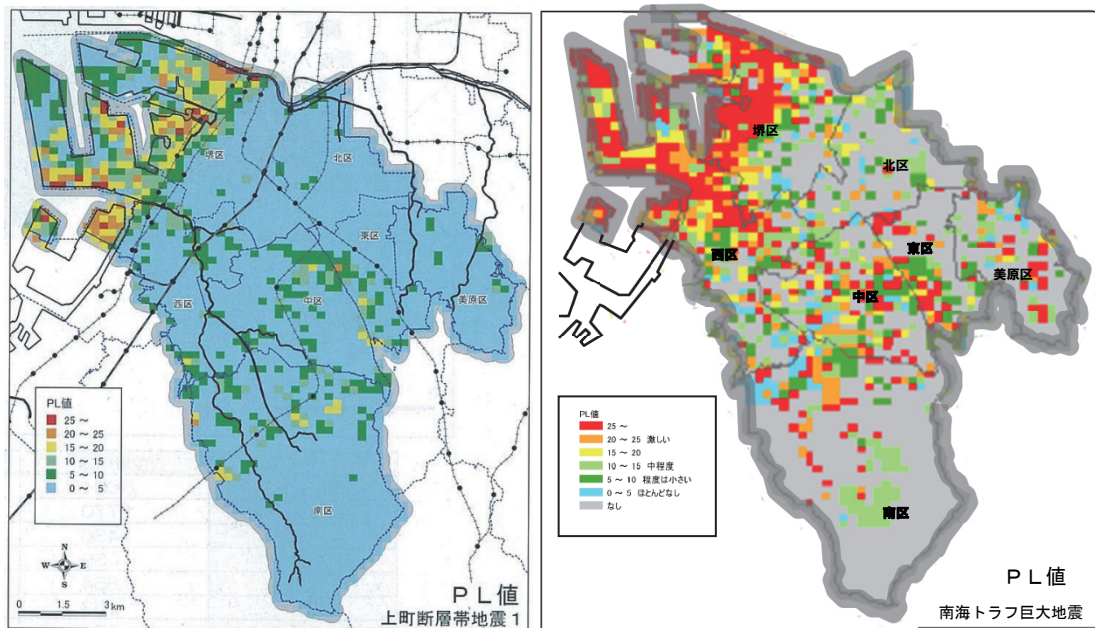
【人的被害】

上町断層帯地震での死者は、冬の18時頃発災の場合が最も多く、約3,000人（建物倒壊で約2,150人、火災で約850人）となる。なお、早朝発災の場合は約2,800人（すべて建物倒壊）で、建物倒壊による死者数としては最悪のケースとなる。特に、堺区での被害が大きく、約4割を占める。住宅を失う罹災者は全市で約11万人に達し、避難所生活者数は約14万人と見込まれる。なお、避難所生活者数は、1995年兵庫県南部地震時の神戸でのピーク時の避難所生活者率である33%を用いて、罹災者数から算出したものである。

南海トラフ巨大地震での死者数は、上町断層帯地震を上回る6,103人であり、そのほとんどが津波による死者（6,032人）である。これは、津波に対して早期に避難しなかった場合の死者数であり、迅速に避難する場合は、ゼロ人となる。避難者数は、1週間後で約11万人と見込まれる。

【地盤災害】

液状化は、上町断層帯地震では阪神高速道路湾岸線より海側のエリアの広域で発生すると予測される。南海トラフ巨大地震の際は堺区と西区にPL値25以上が広く分布し、液状化の可能性は極めて高い。



(a) 上町断層帯地震

(b) 南海トラフ巨大地震 (府被害想定より)

図 1-2 想定地震における液状化分布

また、内陸部は上町断層帯地震においては、PL 値 0～10 のうち、5～10 の値のものがまばらに点在するが、一方、南海トラフ巨大地震の場合、0～25 以上に至るまで、区分ごとの領域が、広く分散しており、宅地造成等規正法に規定される大規模盛土上の建物は堺市全域で約 19,000 棟である。特に南区で多く、約 11,000 棟と半数以上に及ぶ。急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所も同様に南区に集中しているため、その影響が見込まれる。

【道路交通の被害】

令和 3 年 4 月現在、市が管理する 750 橋の橋りょうの内、耐震化が必要な橋りょうは 98 橋ある。

細街路の道路閉塞は、上町断層帯地震の際に堺区を中心に 30～50% と高い閉塞確率となっている。

一方、南海トラフ巨大地震による道路の被害は、本市においては総延長 2,557 km とした場合、198 か所と推定されており、また、幅員 13m 未満の道路総延長 2,294 km とした場合、4.4% で閉塞が発生すると推定されている。

以下に、大阪府調査(2007)の上町断層帯地震及び大阪府調査(2014)の南海トラフ巨大地震によるライフライン被害について示す。なお、上町断層帯地震については、堺市での揺れ・被害が大きいケースの値を示している。

【ライフラインの被害】

・電力

停電率と停電軒数は下記の通りである。

上町断層帯地震：69.8% 278,290 軒

南海トラフ巨大地震：24.7% 94,365 軒（1日後）

上町断層帯の被害想定に基づく復旧日数については大阪府全域での評価であるが、堺市での被害が大きいケースであるので、堺市での復旧と大阪府全域での復旧はほぼ同時期と考え下記のとおりとした。一方、南海トラフ巨大地震においては堺市単独の被害想定ならびに復旧想定となっている。

上町断層帯地震 B：約 5 日

南海トラフ巨大地震：7 日後の停電率 3.2%

・都市ガス

供給停止戸数は下記の通りである。

上町断層帯地震：100% 344,000 戸

南海トラフ巨大地震：0% 14,866 戸

上町断層帯地震のケースでの復旧には、約 1～2 か月を大阪府全域で要すると予測される。

・通信

固定電話の被害は以下の通りである。

上町断層帯地震：回線被災率 13.5%

南海トラフ巨大地震：不通契約数 24.7%（1日後）

輻輳回復には 3 日、被災回線のサービス復旧には約 2 週間を要すると予測される。

携帯電話については、震度 7 のエリアでは、建物に被害が生じ基地局へ影響が出る可能性がある。通話規制が行われることになると予想されているが、期間までの予測は行われていない。最近の事例から、地震発生当日は、通話は困難な状態になると想定する。

・上水道

上町断層帯地震により、府内全域で商業電源が喪失するおそれがあるため、大阪広域水道企業団の中継ポンプ場の機能が停止し、本市の受水が全て停止する。

受水停止により、市内全域が数時間程度で断水状態となる。

また、南海トラフ巨大地震の被害想定は行っていないが、上町断層帯地震による被害想定内とした。

復旧日数は、上町断層帯地震、南海トラフ巨大地震とも 28 日

・下水道

下水道の被害は下記の通りである。なお、上町断層帯地震の被害及び復旧日数については、堺市下水道 BCP（業務継続計画）【管路・マンホールポンプ】

地震編(第4版)による。

下水管きょ被害率：25.0%（延長約 830km、マンホールポンプ被害 約 60基）下水処理場及びポンプ場について、被害規模は施設により異なるが、最低限必要な揚水機能及び消毒機能については大きく損なわれないと想定している。

ただし、一部機能（水処理機能など）は損傷を受けることを見込む。

南海トラフ巨大地震における被害想定については、下水管きょ被害率 21.0%（延長約 690 km、マンホールポンプ被害 約 50基）。

下水処理場及びポンプ場の被害想定については、地震動による被害は上町断層帯地震による被害想定内とする。ただし、津波浸水による電気系統の故障により揚水機能及び水処理機能等の機能停止が想定される。

4 風水害の各種リスク

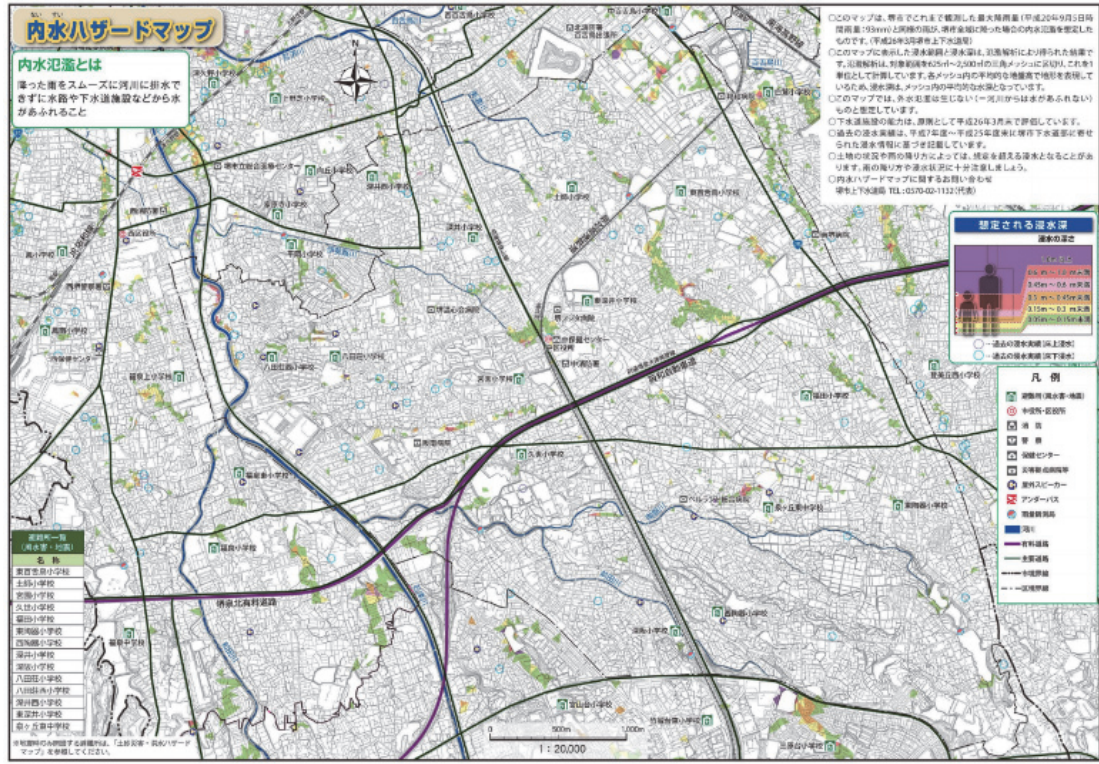
(1) 内水氾濫

市では、本市でこれまで観測した最大降水量（平成20年9月5日時間雨量：93mm）と同様の雨が、市全域に降った場合の内水氾濫を、次のように想定している。

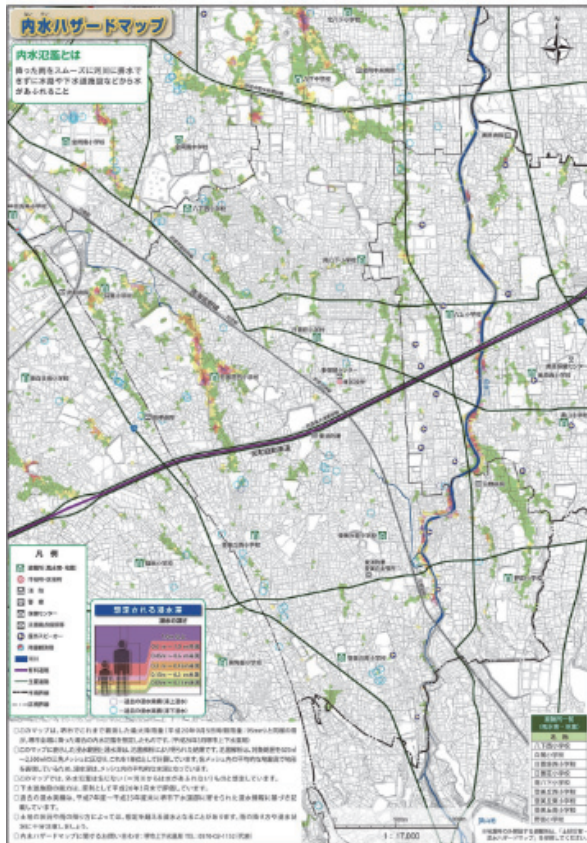
堺区



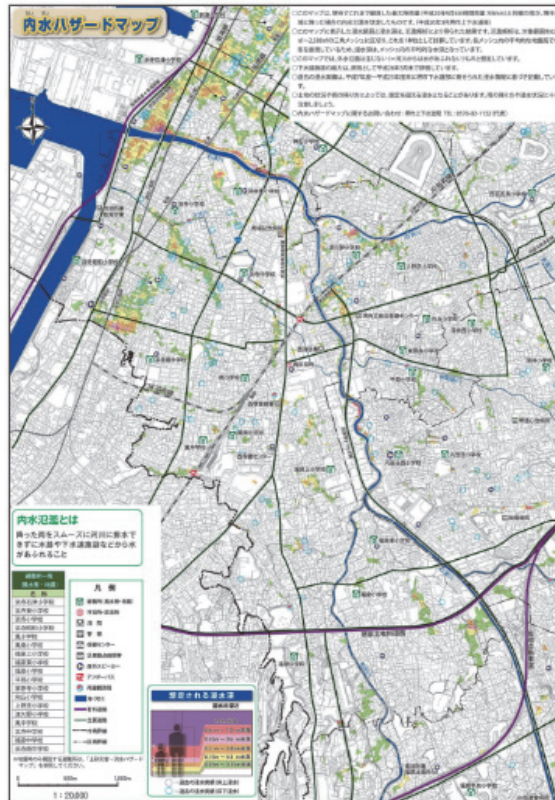
中区



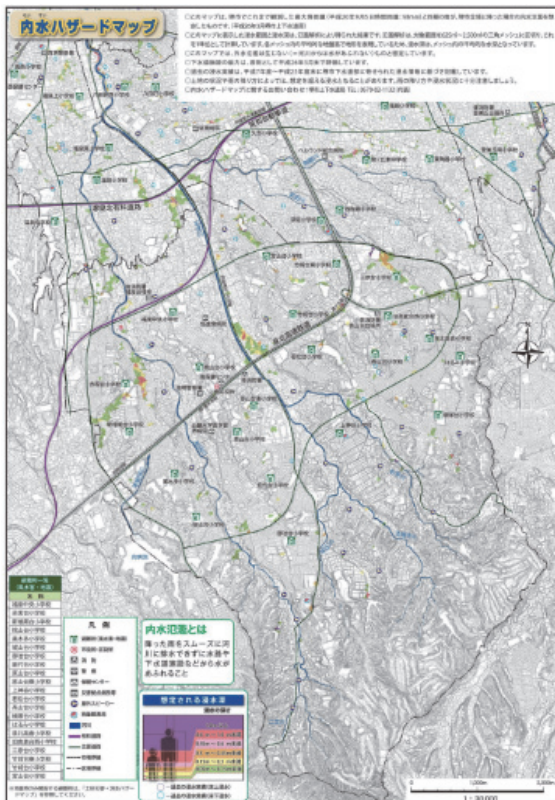
東区



西区



南区



(2) 洪水氾濫・土砂災害

大和川については、大和川流域に12時間総雨量316mmが降った場合の浸水想定区域を想定している。(平成28年5月 国土交通省大和川河川事務所)

石津川については、想定最大規模の大雨(24時間総雨量931.4mm、1時間最大雨量103.7mm、令和2年11月30日)及び200年に一度の大雨(概ね時間雨量:1時間最大75.7mm、24時間最大271.1mm、平成24年6月大阪府)が降った場合の浸水想定区域を想定している。

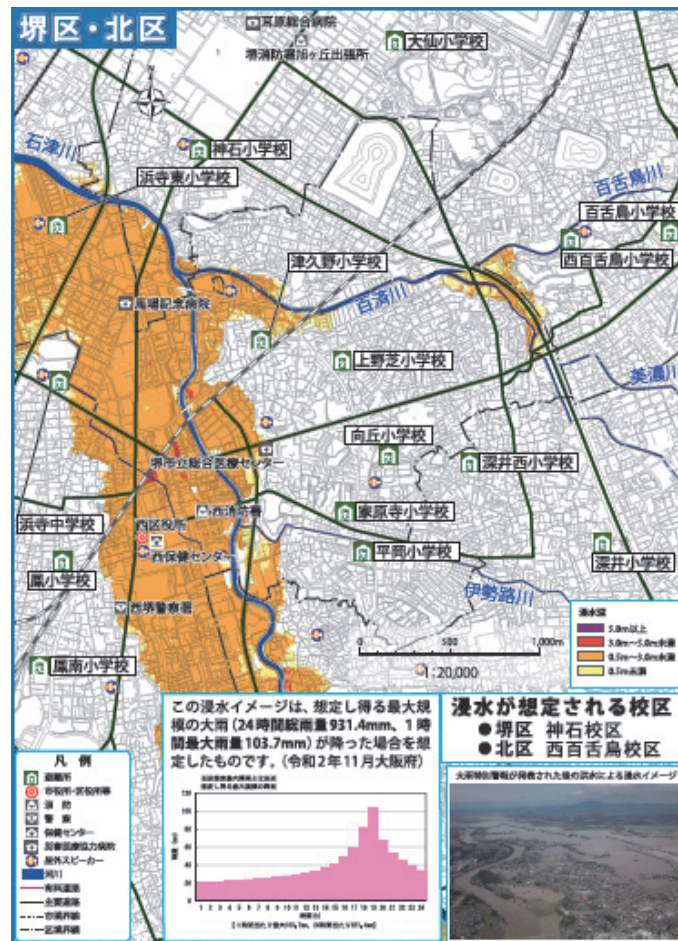
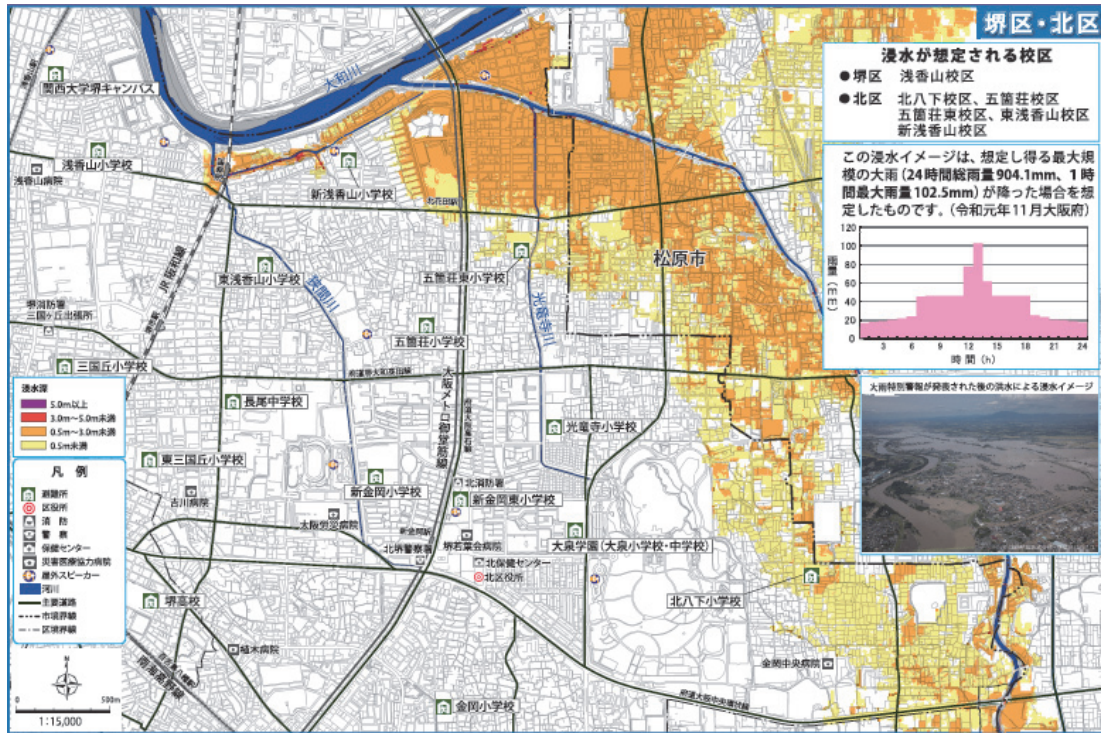
西除川・東除川については、想定最大規模の大雨(24時間総雨量904.1mm、1時間最大雨量102.5mm、令和元年11月26日)及び200年に一度の大雨(概ね時間雨量:1時間最大83mm、24時間最大256.7mm、平成24年8月大阪府)が降った場合の浸水想定区域を想定している。

土砂災害(特別)警戒区域については、大阪府が告示した情報を想定している。(平成27年9月、又は平成28年12月大阪府)

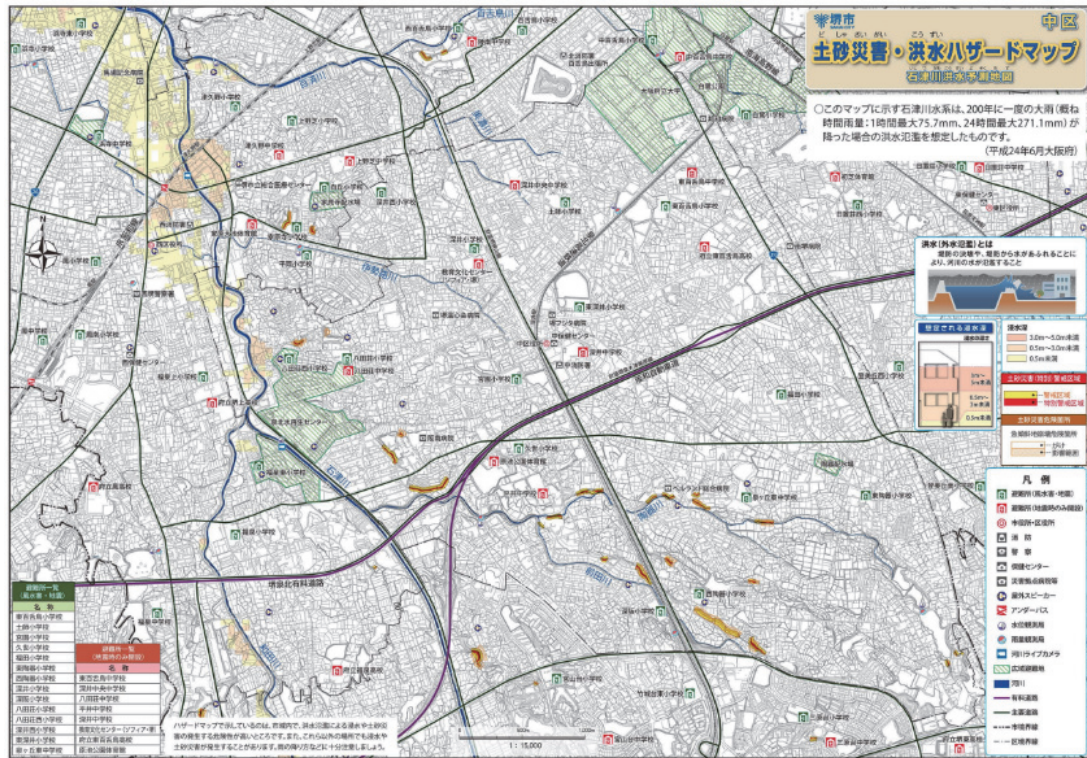
堺区



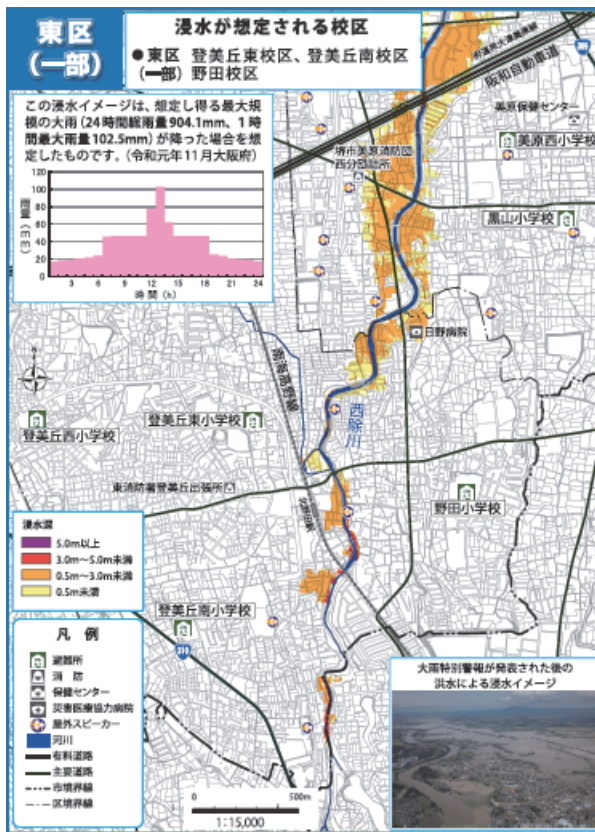
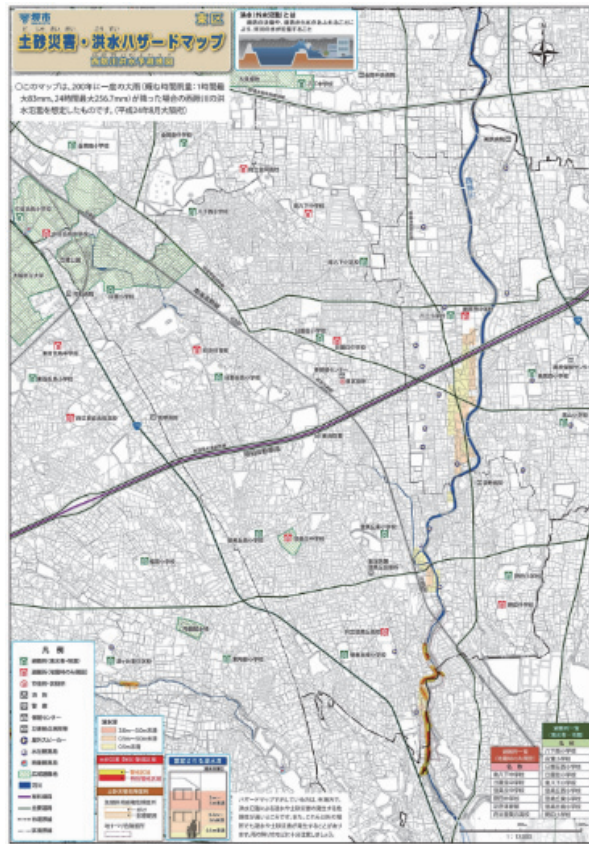
総則
第3節 災害の想定

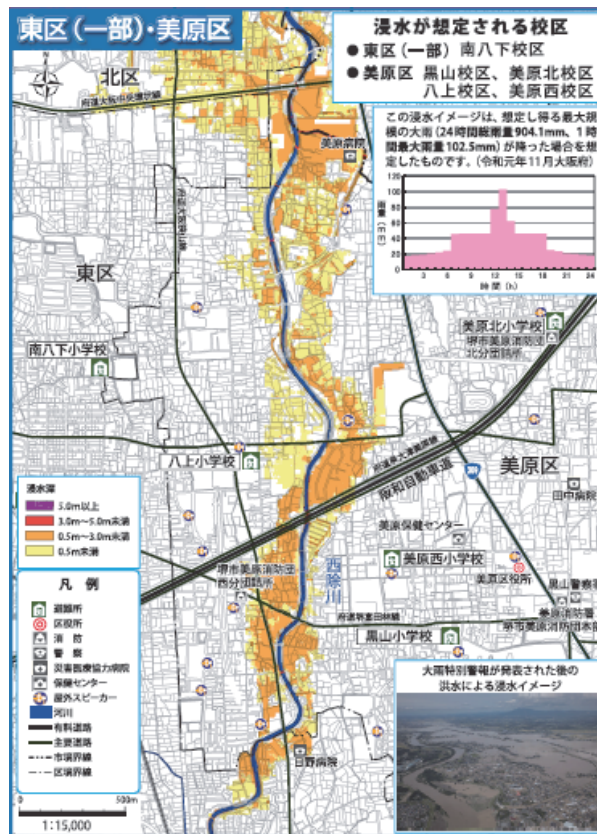


中区

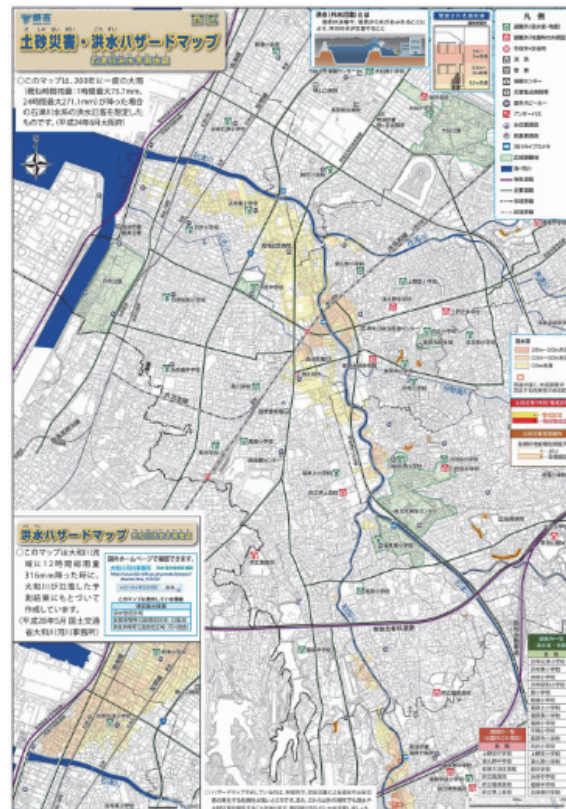


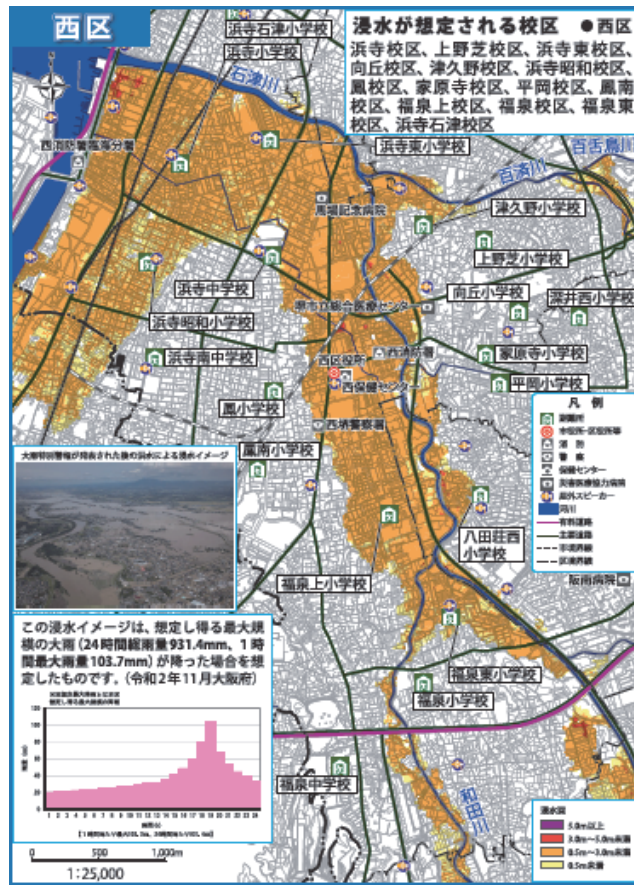
東区



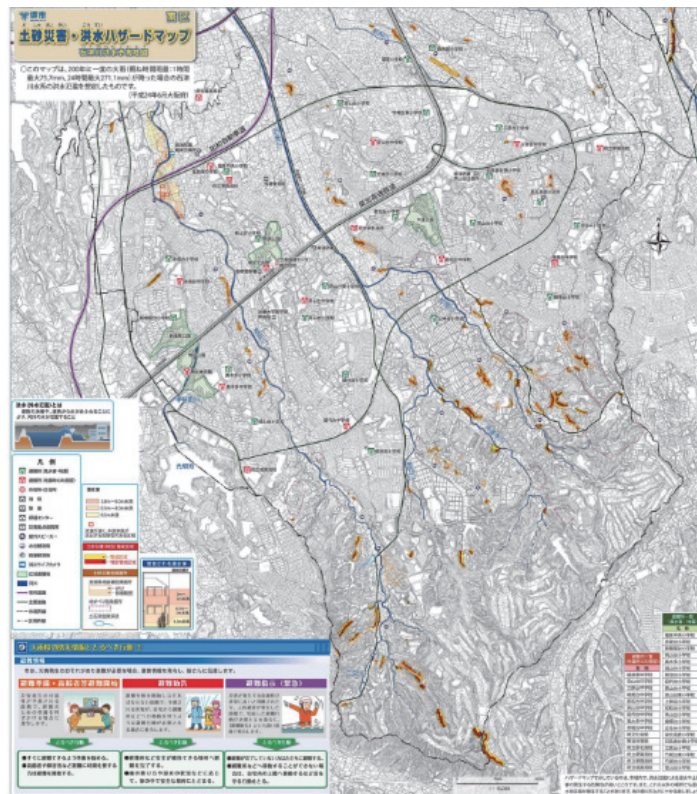


西区





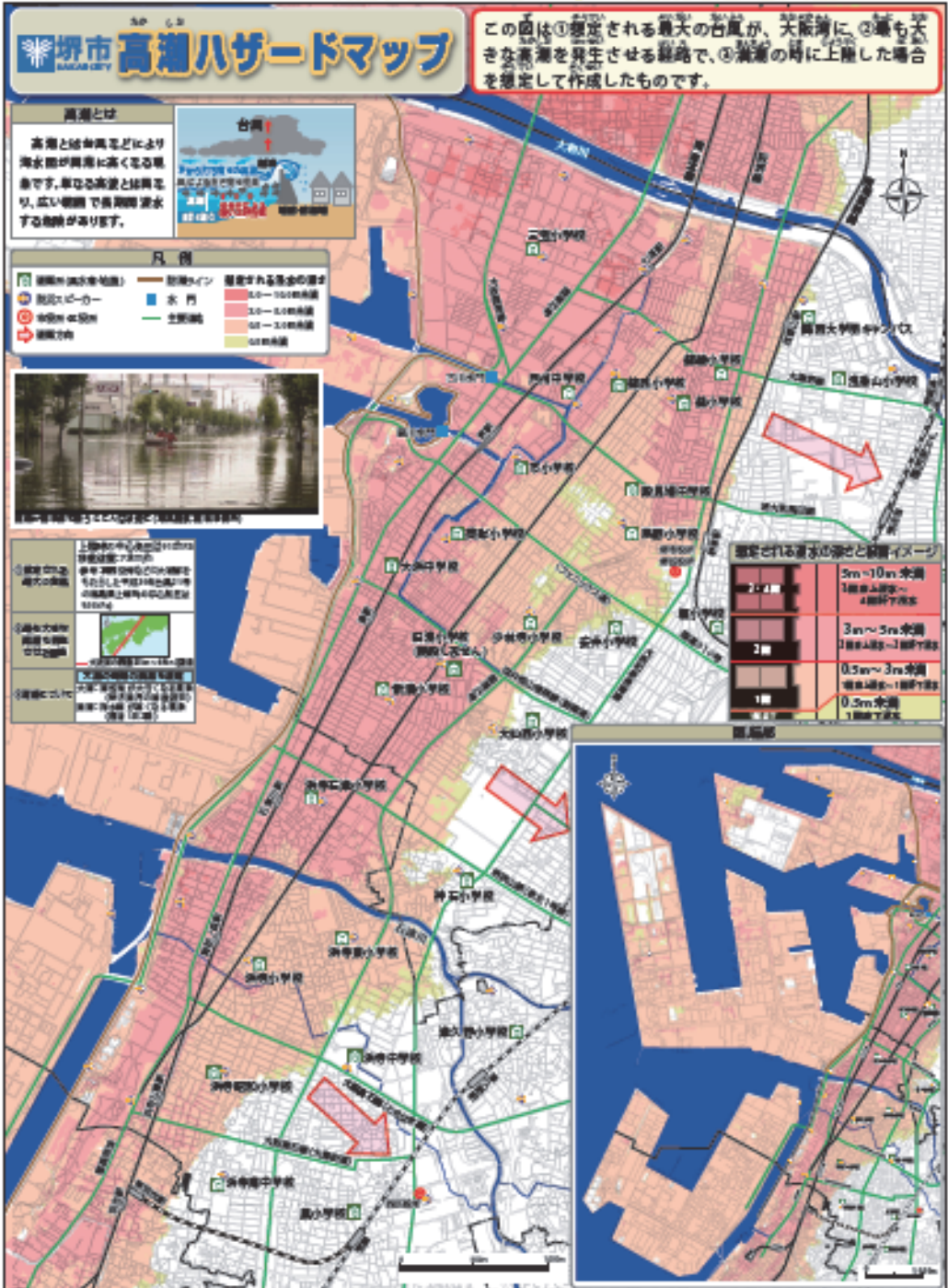
南区



(3) 高潮

高潮については、想定される最大の台風(中心気圧 910hPa、移動速度 73km/h)が、大阪湾に最も大きな高潮を発生させる経路(大阪湾の西側 20km~60km を通過)で、大潮の時期の満潮の時に上陸した場合を想定している。

～最大級の台風が来ると高潮でこんなに広範囲に浸水する可能性が～早めに高潮浸水想定区域外へ避難しましょう!



第2 南海トラフ地震防災対策推進計画

【危機管理室】

南海トラフ巨大地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月（最終改正平成30年5月）に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定され、同法第3条の規定に基づき、平成26年3月28日時点で1都2府26県707市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定された。大阪府では現在、本市をはじめ42市町村が推進地域に指定されている。（平成26年3月31日内閣府告示第21号）

南海トラフ地震防災対策推進計画は、同法第5条第2項の規定に基づき作成するものであり、本市においても南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市域における地震・津波防災体制の推進を図る。

第4節 防災関係機関の業務大綱

【第4節の構成】

| | | |
|------------------------|--------------------|------|
| 第4節 防災関係機関の 業務大綱 | 第1 堺市 | P.31 |
| | 主担当：各局共通 | |
| | 第2 大阪府 | P.41 |
| | 主担当：大阪府 | |
| | 第3 府警察 | P.42 |
| | 主担当：府警察 | |
| | 第4 関西広域連合 | P.42 |
| | 主担当：関西広域連合 | |
| | 第5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団） | P.42 |
| | 主担当：自衛隊（陸上自衛隊第3師団） | |
| | 第6 指定地方行政機関 | P.43 |
| | 主担当：各指定地方行政機関 | |
| | 第7 指定公共機関 | P.45 |
| | 主担当：各指定公共機関 | |
| 第8 指定地方公共機関 | P.47 | |
| 主担当：各指定地方公共機関 | | |
| 第9 公共的団体 | P.48 | |
| 主担当：危機管理室 | | |

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。

第1 堺市

【各局共通】

1 市長公室

(1) 秘書課

- ア 室内の災害対策の調整に関すること。
- イ 災害対策本部長の諸事に関すること。
- ウ 来賓応対に関すること。

(2) 広報課

- ア 市民への災害情報提供等の広報に関すること。
- イ 災害時緊急ホームページに関すること。

- ウ 報道機関への情報提供及び連絡に関する事。
- エ 報道機関との放送協定に基づく緊急放送に関する事。
- オ 災害映像記録に関する事。
- (3) 市政情報課
 - 市民からの広聴に関する事。
- (4) 政策企画部
 - ア 復興に係る市政の総合企画及び調整に関する事。
 - イ 政策情報等の支援に関する事。
 - ウ 各政令指定都市との応援等についての連絡調整に関する事。
 - エ 災害後の状況の統計的とりまとめに関する事。

2 危機管理室

- (1) 危機管理課
 - ア 管理室の総合調整に関する事。
 - イ 危機管理の研究及び危機管理体制に関する事。
 - ウ 防災情報の収集、活用及び発信に関する事。
 - エ 地域防災力育成の総括に関する事。
 - オ 災害対策本部、国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部及び危機管理センターに関する事。
 - ク 広域防災及び広域応援に関する事。
 - ケ 災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害援護資金に関する事(自治推進課の所管に属するものを除く。)
 - コ 災害弔慰金等支給審査委員会に関する事。
 - サ 大規模災害被災地等支援基金に関する事。
 - シ 国民保護計画、国民保護措置等に関する事。
 - ス 国民保護協議会に関する事。
 - セ 危機事象への初動対応に関する事。
 - ソ 災害対応に係る訓練に関する事。
 - タ 業務継続計画に関する事。
 - チ 受援計画に関する事。
 - ツ 防災行政無線に関する事。
 - テ 防災情報システムに関する事。
- (2) 防災課
 - ア 防災対策に関する企画及びその実施に係る総合調整に関する事。
 - イ 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定、設置及び運営に関する事(他の所管に属するものを除く。)
 - ウ 災害協定に関する事。
 - エ 災害における要配慮者に関する事(他の所管に属するものを除く。)

- オ 危機管理に係る職員宿舍及び当直制度に関すること。
- カ 国土強靱化地域計画に関すること。
- キ 地域防災計画に関すること。
- ク 防災会議に関すること。
- ケ ハザードマップの作成に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- コ 避難計画に関すること。
- サ 市民の防災減災意識の醸成に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- シ 災害備蓄及び備蓄物資の供給に関すること。

3 総務局

(1) 総務課

- ア 局内の災害対策の調整に関すること。
- イ 災害対策本部の施設面に関すること。
- ウ 本庁舎等の防災に関すること。

(2) 人事部

- ア 職員の服務等に関すること。
- イ 職員の動員体制及び参集状況の把握に関すること。
- ウ 職員の給与、給食に関すること。
- エ 職員の防災研修に関すること。

4 財政局

(1) 資金課

- ア 局内の災害対策の調整に関すること。
- イ 資金措置に関すること。
- ウ 災害時物資供給の調整に関すること。

(2) 財政課

- ア 行財政の指導に関すること。
- イ 災害対策関係予算その他財務に関すること。

(3) 財産活用課

- ア 共用公用車両の運行管理、配車計画に関すること。
- イ 市有建築物等の保険に関すること。

(4) 契約課

- ア 災害緊急工事の契約に関すること。
- イ 業界団体等への応援依頼等に関すること。

(5) 調達課

- ア 災害時物資供給に関すること。
- イ 災害復旧時の復旧用資材等の調達に関すること。

(6) 税務部

- ア 災害に関する市税の情報発信に関すること。
- イ 市税の納期限の延長に関すること。
- ウ 市税の減免に関すること。
- エ 市税の徴収猶予に関すること。
- オ 土地・家屋のり災証明の発行のための建築物等被害調査に関すること。

5 市民人権局

(1) 市民人権総務課

- ア 局内の災害対策の調整に関すること。
- イ 区役所との連絡調整に関すること。(他の所管に属するものを除く。)
- ウ 区役所間の連絡調整に関すること。(他の所管に属するものを除く。)

(2) 消費生活センター

物価の監視・安定にかかる対策など災害時における消費生活の安全・安心の確保に関すること。

(3) 市民協働課

- ア 堺市自治連合協議会等との連絡調整に関すること。
- イ 日本赤十字社大阪府支部及び日赤堺市各区地区との連絡調整に関すること。

(4) 男女共同参画推進課・男女共同参画センター

- ア 男女共同参画の視点による災害対策に関すること。
- イ 男女共同参画の視点による地域の防災組織の活動支援に関すること。
- ウ 男女共同参画の視点による災害対応の連絡調整に関すること。

6 文化観光局

(1) 観光企画課

局内の災害対策の調整に関すること。

(2) 国際部

外国人への支援に関すること。

(3) 文化財課

文化財の保護に関すること。

7 環境局

(1) 環境政策課

- ア 局内の災害対策の調整に関すること。
- イ 環境局震災廃棄物対策室の総務、広報及び総合調整に関すること。
- ウ 応急仮設トイレ、消毒剤等の確保及び設置に関すること。

(2) 環境エネルギー課

- ア 災害時における堺市災害対策本部及び他部局との連絡に関すること。
- イ 災害時における廃棄物等の処理にかかる道路状況等の情報収集に関するこ

と。

(3) 環境共生課

- ア 環境保全に係る情報収集に関すること。
- イ アスベストの飛散防止対策の総括に関すること。

(4) 環境対策課

- ア 倒壊家屋等の災害廃棄物（がれき）の処理に関すること。
- イ 管理化学物質に係る災害応急対策に関すること。
- ウ 災害時のチタン廃棄物対応に関すること。

(5) 環境事業管理課

- ア 災害時における一般廃棄物の処理計画等の策定に関すること。
- イ 災害時における廃棄物等の処理に係る大阪府、災害協定市等への支援要請に関すること。

(6) 環境業務課

災害時における一般廃棄物の収集計画等の策定及び収集に関すること。

(7) クリーンセンター

- ア 廃棄物処理施設の維持管理に関すること。
- イ 災害時における一般廃棄物の受入れ及び処理に関すること。

8 健康福祉局

(1) 健康福祉総務課

局内の災害対策の調整に関すること。

(2) 地域共生推進課

- ア 福祉避難所に関すること。
- イ 避難行動要支援者名簿に関すること。
- ウ 個別避難計画に関すること。
- エ 市が要請し、堺市社会福祉協議会が開設・運営する災害ボランティアセンターにかかる連絡・調整に関すること。

(3) 長寿社会部

福祉避難所に関すること。

(4) 長寿支援課

- ア 避難行動要支援者（対象は高齢者）の避難に関すること。
- イ 避難行動要支援者（対象は高齢者）に対する福祉サービスに関すること。

(5) 介護保険課

要介護認定者等の避難に関すること。

(6) 介護事業者課

所管福祉施設入所者の避難計画に関すること。

(7) 障害福祉部

福祉避難所に関すること。

(8) 障害施策推進課

障害者等に対する福祉サービスに関すること。

(9) 障害支援課

ア 避難行動要支援者（対象者は局所管分）避難支援の仕組みづくりに関する
こと。

イ 障害者等の避難に関すること。

ウ 所管福祉施設入所者の避難計画に関すること。

エ 障害者等に対する福祉サービスに関すること。

(10) 障害福祉サービス課

障害者等に対する福祉サービスに関すること。

(11) 健康医療推進課

ア 災害時の医療体制の整備計画に関すること。

イ 災害時における保健衛生に関すること。

ウ 医師会等との協定に関すること。

エ 健康危機管理体制の整備に関すること。

オ 保健師の派遣要請及び調整に関すること。

(12) 斎場

災害時における遺体の火葬処理に関すること。

(13) 精神保健課・こころの健康センター

災害時におけるこころのケアに関すること。

(14) 保健所

ア 災害時の医療体制の整備計画に関すること。

イ 災害時医薬品の備蓄及び医療器材の整備に関すること。

ウ 感染症予防に関すること。

エ 毒物・劇物の災害予防に関すること。

オ 食品衛生の監視及び感染症対策に関すること。

カ 飲食物の安全確保に関すること。

キ 被災したペットの一時収容などの対策に関すること。

9 子ども青少年局

(1) 子ども企画課

局内の災害対策の調整に関すること。

(2) 子ども育成課

妊産婦、乳幼児とその保護者への支援に関すること。

(3) 子育て支援部

ア 幼児、児童の安全の確保に関すること。

イ 市内認定こども園や保育所等への支援に関すること。

ウ 災害時における臨時保育に関すること。

(4) 子ども相談所

災害時における一時保護所及び児童養護施設等への入所児童に対する危機管理に関すること。

10 産業振興局

(1) 産業政策課

局内の災害対策の調整に関すること。

(2) 港湾事務所

港湾における船舶対策に関すること。

(3) ものづくり支援課

中小企業に対する災害特別融資に関すること。

(4) 雇用推進課

ア 被災事業者に対する雇用維持の要請に関すること。

イ 災害による離職者に対する就職あっせんの要請に関すること。

(5) 農水産課

ア 被災農水産業者に対する災害融資に関すること。

イ 農作物及び家畜の防疫に関すること。

ウ 漁港施設対策に関すること。

エ 堺市立青果地方卸売市場の活動把握に関すること。

(6) 農業土木課

ア 農業施設の防災計画に関すること。

イ ため池防災に関すること。

ウ 土地改良事業に関すること。

エ 耕地関係復旧事業の指導調整に関すること。

11 建築都市局

(1) 都市政策課

ア 局内の災害対策の調整に関すること。

イ 管下事業主体の対策調整に関すること。

(2) 都市計画課

ア 防火地域・準防火地域の指定に関すること。

イ 震災に強い市街地形成に関する企画・立案に関すること。

(3) 公共交通担当課長・交通政策担当課長

公共交通関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 都市整備担当課長

ア 市街地再開発事業等に係わる事業の促進に関すること。

イ 密集住宅市街地の整備推進に関すること。

ウ 土地区画整理事業に係わる事業の推進に関すること。

エ 鳳駅南地域に係わる防災空間や市街地の整備推進に関すること。

- (5) 臨海整備課
 - 基幹的広域防災拠点の整備促進に関すること。
- (6) 住宅まちづくり課
 - ア 公営住宅復旧計画に関すること。
 - イ 災害公営住宅整備に関すること。
 - ウ 応急仮設住宅建設用地の確保等事前準備に関すること。
 - エ 応急仮設住宅建設に関すること。
 - オ 住宅に関する相談窓口の設置に関すること。
 - カ 罹災都市借地借家臨時処理法に関すること。
 - キ 住宅復興計画の策定に関すること。
- (7) 住宅管理課・住宅改良課
 - ア 被災市営住宅の応急対策に関すること。
 - イ 既設市営住宅の復旧に関すること。
- (8) 大仙西地区整備室
 - ア 災害公営住宅整備に関すること。
 - イ 応急仮設住宅建設に関すること。
- (9) 建築監理課・建築課・設備課
 - ア 市有建築物（新築）の耐震化に関すること。
 - イ 市有建築物（既設）の耐震化促進に関すること。
 - ウ 応急仮設住宅建設に関すること。
 - エ 市有建築物の被害調査及び応急復旧に関すること。
- (10) 開発調整部
 - ア 被災宅地危険度判定及び被災建築物応急危険度判定実施本部に関すること。
 - イ 被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の派遣要請及び調整に関すること。
 - ウ 宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定に関すること。
 - エ 被災宅地危険度判定制度の整備及び判定実施に関すること。
 - オ 建築物の防火、避難対策の促進に関すること。
 - カ 民間建築物の耐震化促進に関すること。
 - キ 宅地防災パトロールの活動に関すること。
 - ク 被災建築物応急危険度判定制度の整備及び判定実施に関すること。

12 建設局

- (1) 建設総務課
 - 局内の災害対策の調整に関すること。
- (2) 土木監理課
 - ア 土木部内の災害対策の調整に関すること。
 - イ 河川、海岸などの水防に関すること。

- ウ 道路交通の確保に関する事。
- (3) 地域整備事務所（西部、北部、南部）
 - ア 道路の被害等の調査及び応急復旧に関する事。
 - イ 道路における障害物の排除に関する事。
- (4) 路政課
 - ア 道路交通情報盤等に関する事。
 - イ 道路区域の確認に関する事。
- (5) 河川水路課
 - ア 河川等の整備に関する事。
 - イ 土砂災害危険箇所等の把握及び調整に関する事。
- (6) 道路整備課
 - 緊急交路等における橋りょうの耐震化等に関する事。
- (7) 道路計画課
 - 都市計画道路の整備に関する事。
- (8) 公園監理課
 - 公園施設の適正管理に関する事。
- (9) 公園緑地整備課
 - ア 避難場所、避難路、防災拠点等となる都市公園の整備に関する事。
 - イ 防災に資する緑の保全と創出に係る基本計画及び施行に関する事。
- (10) 公園事務所（大浜、大仙、原池、泉ヶ丘）
 - ア 公園施設の適正管理に関する事。
 - イ 公園施設の被害等の調査及び応急復旧に関する事。

13 区役所

- (1) 企画総務課等（各所管課については堺市事務分掌規則第3条別表第3を参照）
 - ア 区内の災害対策の調整に関する事。
 - イ 区災害対策本部事務局の運営に関する事。
 - ウ 災害対策本部、現地災害対策本部との連絡調整に関する事。
 - エ 区役所庁舎等の防災に関する事。（堺区役所を除く。）
 - オ 被害情報の収集・伝達・記録に関する事。
 - カ 市民相談に関する事。
 - キ 災害用物資・資器材の備蓄管理に関する事。
 - ク 避難行動に関する事。
 - ケ 救助・救急活動に関する事。
 - コ 災害時物資供給に関する事
 - サ 自主防災組織に関する事。
 - シ 日本赤十字社大阪府支部及び日赤堺市地区本部との連絡調整に関する事。
 - ス 区域を対象とする防災啓発や訓練の企画に関する事。

- セ 災害救助法による給付に関する事。
- ソ 被災者生活再建支援法による給付に関する事。
- タ 堺市各区赤十字奉仕団との連携調整に関する事。

(2) 市民課

- り 災証明書発行に関する事。

(3) 保健福祉総合センター

- ア 災害ボランティアの連絡・調整に関する事。
- イ 避難行動要支援者対策の実施に関する事。
- ウ 被災地の保健活動に関する事。

14 消防局

- ア 消防に関する組織の整備に関する事。
- イ 消防に関する教育及び訓練に関する事。
- ウ 消防に関する物資、資機材の整備に関する事。
- エ 消防施設の充実整備に関する事。
- オ 災害通信伝達体制の整備に関する事。
- カ 消防相互応援体制の整備に関する事。
- キ 災害情報の収集に関する事。
- ク 消防、水防その他の災害応急措置及び被害拡大の防止措置に関する事。
- ケ 救助、救急、救護活動に関する事。
- コ 消防施設の災害復旧に関する事。
- サ 消防活動情報の収集、伝達及び広報に関する事。
- シ 消防活動要員の確保に関する事。
- ス 消防団の要請及び指揮に関する事。
- セ 消防計画に関する事。
- ソ 堺市総合防災センターに関する事。
- タ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握（消防団）
- チ 地域住民の避難誘導の実施（消防団）
- ツ 消火活動及び救助活動の実施（消防団）

15 会計室

- ア 災害救助基金の出納に関する事。
- イ 義援金品受入れに関する事。
- ウ 災害時物資供給に関する事。

16 上下水道局

- ア 水道水の供給確保に関する事。

- イ 上下水道施設の耐震化等に関する事。
- ウ 上下水道施設の被害状況の把握に関する事。
- エ 水道事業及び下水道事業の広域応援の要請に関する事。
- オ 給水の制限・停止に関する事。
- カ 公共下水道の使用制限に関する事。
- キ 上下水道施設の災害復旧事業計画に関する事。
- ク 応急給水及び応急復旧に関する事。
- ケ 上下水道施設の災害対策調整に関する事。
- コ 浸水地域の把握に関する事。

17 教育委員会

- ア 指定避難所（市立学校園等に限る。）に関する事。
- イ 防災教育に関する事。
- ウ 幼児・児童・生徒の安全の確保に関する事。
- エ 災害応急教育に関する事。
- オ 被災幼児・児童・生徒の心身の健康保持に関する事。

第2 大阪府

【大阪府】

1 政策企画部（危機管理室）

- (1) 府の防災・危機管理対策の総合調整に関する事。
- (2) 市町村等防災機関との調整に関する事。
- (3) 市町村地域防災計画の指導に関する事。
- (4) 国・市町村との連絡に関する事。
- (5) 自衛隊との連絡調整に関する事。
- (6) 津波対策に関する事。
- (7) 市が住民に対して避難のため立退きの勧告、もしくは指示又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合、必要に応じて助言を求めた場合、その所掌事務について必要な助言を行う事。

2 鳳・富田林土木事務所

- (1) 土砂災害警戒区域等の指定
- (2) 災害予防、災害応急対策等に関し、市が処理する事務又は業務の連絡調整等に関する事。
- (3) 府直轄公共土木施設の防災対策、災害応急対策、復旧対策、水防時の水防管理者等への現地指導、洪水予報等の伝達、被災状況の把握に関する事。

3 大阪港湾局

- (1) 大阪府域（兵庫県境～和歌山県境）の港湾施設及び海岸保全施設等の防災及び復旧に関する事
- (2) 救援船舶の受入れ、救援物資の海上輸送の協力に関する事
- (3) 海務関係官庁との連絡調整に関する事
- (4) 船舶の対策に関する事
- (5) 海上の流木処理、流出油の防除措置に関する事
- (6) 津波・高潮対策に関する事

4 泉州農と緑の総合事務所

ため池の防災対策、災害応急対策、水防対策等に関する事。

第3 府警察

【府警察】

- (1) 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握及び二次被害の防止に関する事。
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。
- (3) 交通規制・管制に関する事。
- (4) 広域応援等の要請・受入れに関する事。
- (5) 遺体の検視（死体調査）等の措置に関する事。
- (6) 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関する事。
- (7) 災害資機材の整備に関する事。

第4 関西広域連合

【関西広域連合】

- (1) 大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関する事。
- (2) 大規模広域災害時における構成府県市、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関する事。
- (3) 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関する事。
- (4) 大規模広域災害に備えた事業の企画、実施に関する事。

第5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

【自衛隊（陸上自衛隊第3師団）】

- (1) 地域防災計画に係る訓練実施に対する支援、協力に関する事。
- (2) 府・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事。
- (3) 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関する事。

第6 指定地方行政機関

【各指定地方行政機関】

1 近畿総合通信局

- (1) 非常通信体制の整備に関する事。
- (2) 非常通信協議会の育成指導及び訓練の実施に関する事。
- (3) 災害時における電気通信の確保に関する事。
- (4) 非常通信への妨害の排除及び混信の除去に関する事。
- (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事。
- (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出しに関する事。
- (7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進

2 大阪管区気象台

- (1) 観測施設等の整備に関する事。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関する事。
- (3) 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関する事。
- (4) 災害の発生が予想される時や、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予報の解説等に関する事。
- (5) 市が住民に対して避難のため立退きの勧告、もしくは指示又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合、必要に応じて助言を求めた場合、その所掌事務について必要な助言を行う事。

3 近畿地方整備局

- (1) 直轄公共土木施設の整備及び管理に関する事。
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関する事。
- (3) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関する事。
- (4) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関する事。
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関する事。
- (6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関する事。
- (7) 直轄公共土木施設の復旧に関する事。
- (8) 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関する事。
- (9) 緊急物資及び人員輸送活動に関する事。
- (10) 海上の流出油に対する防除措置に関する事。
- (11) 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関する事。
- (12) 港湾、海岸保全施設等の復旧事業の推進に関する事。
- (13) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関する事。
- (14) 基幹的広域防災拠点の整備及び復旧に関する事。
- (15) 港湾広域防災区域の指定と大規模災害時の運用管理に関する事。

- (16) 市が住民に対して避難のため立退きの勧告、もしくは指示又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合、必要に応じて助言を求めた場合、その所掌事務について必要な助言を行うこと。

4 近畿運輸局

- (1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導に関すること。
- (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整に関すること。
- (4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物輸送事業者に対する協力要請に関すること。
- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令に関すること。
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報提供に関すること。

5 近畿地方測量部

- (1) 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供に関すること。
- (2) 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること。
- (3) 防災地理情報の整備に関すること。

6 大阪海上保安監部（堺海上保安署）

- (1) 災害の情報収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (2) 海難救助に関すること。
- (3) 船艇及び航空機による飲料水及び救援物資等並びに避難者等の輸送に関すること。
- (4) 流出油等の危険物防除等海域における災害応急対策の実施に関すること。
- (5) 被災沿岸周辺海域における治安の維持及び犯罪の予防、取締りに関すること。
- (6) 船舶交通の整理規制及び指導等の安全確保に関すること。
- (7) 水路の測量に関すること。
- (8) 航路標識の復旧等に関すること。
- (9) 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること。
- (10) 危険物積載船舶等の災害予防対策に関すること。
- (11) 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。

7 近畿中部防衛局

- (1) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。
- (2) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する大阪府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。

- (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。

第7 指定公共機関

【各指定公共機関】

1 西日本電信電話株式会社（大阪支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社及び株式会社NTTドコモ（以下「西日本電信電話株式会社等」という。）

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- (4) 災害時における重要通信確保に関すること。
- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7) 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること。
- (8) 「災害伝言板サービス」の提供に関すること。

2 KDDI株式会社（関西総支社）

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- (4) 災害時における重要通信確保に関すること。
- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7) 「災害用伝言板サービス」の提供に関すること。

3 日本赤十字社（大阪府支部）

- (1) 災害医療体制の整備に関すること。
- (2) 被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること。
- (3) 災害時における救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること。
- (4) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
- (5) 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
- (6) 指定避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること。
- (7) 救援物資の備蓄に関すること。

4 西日本高速道路株式会社（関西支社）、阪神高速道路株式会社

- (1) 道路施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 道路施設の応急点検体制の整備に関すること。

- (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。
- (4) 被災道路の復旧事業の推進に関すること。

5 西日本旅客鉄道株式会社（大阪支社）

- (1) 鉄道施設の防災管理に関すること。
- (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
- (4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。
- (5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
- (6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

6 大阪ガス株式会社（南部導管部）

- (1) ガス施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること。
- (3) 災害時におけるガスの供給確保に関すること。
- (4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。
- (5) 施設の被災状況の情報提供に関すること。

7 日本通運株式会社（堺支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社及び西濃運輸株式会社

- (1) 緊急輸送体制の整備に関すること。
- (2) 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること。

8 関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社

- (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 災害時における電力による二次災害防止に関すること。
- (3) 災害時における電力の供給確保に関すること。
- (4) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。
- (5) 施設の被災状況の情報提供に関すること。

9 日本放送協会（大阪放送局）

- (1) 防災知識の普及等に関すること。
- (2) 災害時における放送の確保対策に関すること。
- (3) 緊急放送・広報体制の整備に関すること。
- (4) 気象予警報等の放送周知に関すること。
- (5) 指定避難所等への受信機の貸与に関すること。
- (6) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。

- (7) 災害時における広報に関すること。
- (8) 災害時における放送の確保に関すること。
- (9) 災害時における安否情報の提供に関すること。

10 日本郵便株式会社（堺、堺金岡、堺中、鳳、泉北、浜寺、美原）

- (1) 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。
- (2) 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。
- (3) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。

第8 指定地方公共機関

【各指定地方公共機関】

1 各土地改良区（光明池、狭山池）

- (1) ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。
- (3) 湛水防除活動に関すること。
- (4) 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関すること。

2 公益社団法人大阪府看護協会

- (1) 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること
- (2) 被災者に対する看護活動に関すること

3 南海電気鉄道株式会社（堺駅）、大阪市高速電気軌道株式会社

- (1) 鉄道施設の防災管理に関すること。
- (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
- (4) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
- (5) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

4 各民間放送株式会社

- (1) 防災知識の普及等に関すること。
- (2) 災害時における広報に関すること。
- (3) 緊急放送・広報体制の整備に関すること。
- (4) 気象予警報等の放送周知に関すること。
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- (6) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

5 一般社団法人大阪府トラック協会（泉州支部）

- (1) 緊急輸送体制の整備に関する事。
- (2) 災害時における緊急物資等の緊急輸送の協力に関する事。
- (3) 復旧資器材等の輸送協力に関する事。

6 一般社団法人大阪府 LP ガス協会

- (1) LP ガス施設の整備と防災管理に関する事。
- (2) 災害時における LP ガスによる二次災害防止に関する事。
- (3) 災害時における LP ガス及び LP ガス器具等の供給確保に関する事。
- (4) 被災 LP ガス施設の復旧事業の推進に関する事。

7 大阪広域水道企業団

- (1) 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関する事。
- (2) 水道用水・工業用水道の被害情報に関する事。
- (3) 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事。
- (4) 水道用水及び工業用水の供給確保に関する事。
- (5) 応急給水及び応急復旧に関する事。
- (6) 大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関する事。

8 大阪府道路公社

- (1) 公社管理道路の整備と防災管理に関する事。
- (2) 道路施設の応急点検体制の整備に関する事。
- (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事。
- (4) 被災道路の復旧事業の推進に関する事。

第9 公共的団体

【危機管理室】

1 地方独立行政法人堺市立病院機構堺市立総合医療センター

- (1) 災害時における医療の提供に関する事。
- (2) 災害派遣医療チーム（DMAT）に関する事。
- (3) 災害時用医薬品・医療器材等の備蓄に関する事。

2 阪堺電気軌道株式会社、泉北高速鉄道株式会社

- (1) 鉄道又は軌道施設の防災管理に関する事。
- (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事。
- (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事。
- (4) 災害時における鉄道又は軌道通信施設の利用に関する事。
- (5) 被災施設の復旧事業の推進に関する事。

3 一般社団法人堺市医師会

- (1) 災害時における医療救護活動に関すること。
- (2) 負傷者に対する医療活動に関すること。

4 一般社団法人堺市歯科医師会、一般社団法人狭山美原歯科医師会

- (1) 災害時における歯科医療救護活動に関すること。
- (2) 被災者に対する歯科保健医療活動に関すること。

5 一般社団法人堺市薬剤師会

- (1) 災害時における医療救護に関すること。
- (2) 公衆衛生の活動に関すること。
- (3) 医薬品等の確保及び供給に関すること。

6 社会福祉法人堺市社会福祉協議会

- (1) 災害ボランティアセンターの開設・運営に関すること。
- (2) 災害ボランティアの募集・受け入れ・活動の調整に関すること。
- (3) 災害時におけるボランティア活動に関する研修・講習・登録に関すること。

第5節 市民、事業者の基本的責務

【第5節の構成】

| | | |
|-------------------------|-------------------------|------|
| 第5節 市民、事業者の 基本的責務 | 第1 市民 | P.50 |
| | 主担当：市民 | |
| | 第2 事業者 | P.51 |
| | 主担当：事業者 | |
| | 第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携 | P.52 |
| | 主担当：市民、事業者 | |

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、ともに助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進め、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 市民

【市民】

市民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

1 平常時の実践事項

- (1) 防災知識を習得すること。
- (2) 家屋等、ブロック塀の耐震性向上及び適正管理、家具の転倒防止の対策をすること。
- (3) ガス器具などの安全点検をすること。
- (4) 避難場所、避難路の確認をすること。
- (5) 飲料水、食料及び生活必需品の備蓄をすること。
- (6) 自主防災組織など地域の防災訓練へ積極的に参加すること。
- (7) 過去の災害から得られた教訓を伝承すること。

2 災害時に実践に努める事項

- (1) 指定避難所の自主的運営をすること。
- (2) 正確な情報の把握及び伝達をすること。
- (3) 出火の防止措置及び初期消火をすること。

- (4) 近隣の負傷者の救出及び救護をすること。
- (5) 避難行動要支援者への支援をすること。
- (6) 適切な避難をすること。
- (7) 防災関係機関が行う防災活動との連携及び協力をすること。

第2 事業者

【事業者】

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を進め、地域の防災活動に協力・参画するよう努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施し、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

1 平常時の実践事項

- (1) 防災体制を整備すること。
- (2) 建築物等の耐震性の向上及び適正管理をすること。
- (3) 施設及び設備等の安全管理をすること。
- (4) 防災訓練を実施すること。
- (5) 従業員への防災知識を普及させること。
- (6) 防災資器材を備蓄すること。
- (7) 飲料水、食料及び生活必需品を備蓄すること。
- (8) 保有する防災資器材を地域の防災活動に活用するなど、地域の防災活動への参加及び協力をすること。
- (9) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）の策定に努めること。

2 災害時に実践に努める事項

- (1) 正確な情報を把握し伝達すること。
- (2) 出火の防止措置及び初期消火をすること。
- (3) 二次災害の防止に努めること。
- (4) 従業員や利用者等の避難誘導をすること。
- (5) 従業員のみならず、市民の負傷者の救出及び救護をすること。

第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

【市民、事業者】

住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保し、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第 6 節 計画の習熟

市及び防災関係機関等は、平常時における計画の円滑な実施を図るため、また災害時における各機関の有する機能を十分に発揮させるため、常に調査、研究及び教育を実施して本計画及びこれに関連する他の計画を習熟する。

また、防災対策の総合的な推進を図るため、住民への周知を図る。

第 7 節 計画の広域的推進

市及び防災関係機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していき、相互に密接な連携を図る。また、他の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する計画の作成、対策の推進を図る。

第 8 節 計画の修正

防災会議は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。

防災関係機関は、関係ある事項について計画修正の意見のあるときは、その案を防災会議に提出する。

また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、女性、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の防災会議への参画促進に努める。

災 害 予 防 対 策

第 1 章 被害の発生抑止・軽減

【第 1 章の構成】

| 第 1 章 被害の発生抑止・軽減 | | |
|------------------|-------------|-------|
| 第 1 節 | 建築物の耐震化・不燃化 | P. 55 |
| 第 2 節 | 都市基盤施設の被害防止 | P. 60 |
| 第 3 節 | 津波被害防止対策の推進 | P. 65 |
| 第 4 節 | 水害予防対策の推進 | P. 71 |
| 第 5 節 | 土砂災害予防対策の推進 | P. 83 |
| 第 6 節 | 危険物等災害予防対策 | P. 88 |

第1節 建築物の耐震化・不燃化

【第1節の施策体系】

| | | |
|------------------------|--------------------------|------|
| 第1節 建築物の耐震化・ 不燃化 | 第1 既存建築物の防災対策の促進 | P.56 |
| | 主担当：建築都市局 | |
| | 第2 建築時点での建築物の安全性確保に関する指導 | P.57 |
| | 主担当：建築都市局 | |
| | 第3 宅地耐震化の促進 | P.58 |
| | 主担当：建築都市局 | |
| | 第4 建築物内での負傷防止対策の促進 | P.58 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第5 建築物の耐震化・不燃化における市民の役割 | P.58 |
| | 主担当：市民・事業者 | |
| 第6 埋立地等の液状化対策の啓発推進 | P.58 | |
| 主担当：建築都市局 | | |
| 第7 アスベスト使用建築物等の把握 | P.59 | |
| 主担当：建築都市局 | | |

堺市地震災害想定総合調査において全壊棟数が70,929棟（上町断層帯地震）、平成25年度の大阪府による被害想定において全壊棟数11,053棟（南海トラフ巨大地震）と想定されているように、大規模地震が発生した場合、古い木造家屋を中心に多くの住宅や事業所施設が倒壊、破損し、人的、物的に甚大な被害の発生が懸念されている。また、火災による焼失棟数についても、それぞれ25,637棟（上町断層帯地震）、3,165棟（南海トラフ巨大地震）と想定されている。

さらに、死者数の想定は3,017名（上町断層帯地震）、71名（南海トラフ巨大地震）となっており、想定される死者の大多数は建築物の倒壊及び火災によるものである。ただし、南海トラフ巨大地震が発生したときに、津波に対する避難を迅速に行わなかった場合は、津波による想定死者は6,032名となっている。

市は、災害による建築物の倒壊や火災による被害を抑止・軽減するため、建築物の耐震性能の向上、防火・避難対策の推進などで建築物の安全化を促進する。なお、建築物の耐震化については、「堺市住宅・建築物耐震改修促進計画」（平成28年12月策定）に基づき、令和7年における住宅の耐震化率95%を目標とする。

第1 既存建築物の防災対策の促進

【建築都市局】

市（建築都市局）は、「堺市住宅・建築物耐震改修促進計画」（平成28年12月策定、令和3年5月一部改訂）に基づき、防災関連施設、指定緊急道路及び避難路を閉塞するおそれのある建築物、その他特定建築物の耐震改修、昭和56年以前に建築された木造住宅や分譲マンションを重点とした住宅の耐震改修の促進に努め、不特定多数の人が利用する建築物や要配慮者に係る施設など防火・避難の確保に緊急を有する建築物を重点に防火避難対策の向上を図る。

1 耐震対策の促進

(1) 公共建築物

- ア 市（各施設管理者）は、その管理する公共建築物について、防災上の重要度に応じた分類により、順次耐震診断を実施し、その結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し耐震対策を計画的に実施し、これを公表する。
- イ 市（各施設管理者）は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また、超高層ビルにおける長周期地震動対策を講じるものとする。
- ウ 市（建築都市局）は、市営住宅について計画的な建替事業等及び長寿命化を進め、耐震化を推進し、オープンスペース等の一体的整備に努める。
- エ 市は、公共建築物の建設にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。
- オ 市（建築都市局）は、避難場所内市有建築物の耐震化を促進する。
- カ 市（建築都市局）は、発災時に防災中枢施設の機能を維持するため、老朽化の進んだ出先施設の耐震化を推進する。
- キ 市（建築都市局）は、建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づく措置を講じる。
- ク 市は、指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(2) 民間建築物

- 市（建築都市局）は、以下を実施する。
 - ア 耐震診断・耐震改修の必要性について広報さかい、ホームページや出前講座などを活用した啓発活動
 - イ 特定建築物への耐震診断・耐震改修補助の実施
 - ウ 木造住宅の無料耐震診断の実施
 - エ 住宅への耐震診断、耐震改修補助の実施
 - オ 耐震診断が義務付けられている病院等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模なものなどの所有者から耐震診断結果の報告を求め、その内容を公表し、改

修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化の促進を図る。また、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者に、耐震診断や改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。

カ 老朽化の進んだ分譲マンションの管理組合及び区分所有者等に対し、建て替えや耐震改修について、専門家による技術面、法律面での相談等実務的な支援の実施

キ 老朽化の進んだ木造賃貸集合住宅等の建て替えに対する補助、従前居住者に対する家賃補助等の支援の実施（新湊地区）

ク 共助の避難場所（地域の自治会館等）への耐震診断・耐震改修などの補助の実施

2 防火・避難対策の促進

市（建築都市局）は、以下を実施する。

- (1) 特定建築物等についての定期報告制度の活用
- (2) 定期報告における未報告物件やいわゆる雑居ビルなど防火・避難の確保について緊急性を有する建築物を中心に、関係機関と連携のうえ、定期的にパトロールを実施する。
- (3) 防火性能・耐火性能の向上を促進する。
- (4) 消防用設備の維持管理や耐震化にかかる改善指導

3 ブロック塀等の安全対策

道路に面するブロック塀等が倒壊した場合、通行人に危害が及ぶ可能性があり、避難・救済活動の支障となることから、市は安全点検の実施や補助金制度について周知し、地震時の道路等の通行の安全、迅速な避難のための経路の確保を促進する。

第2 建築時点での建築物の安全性確保に関する指導

【建築都市局】

市（建築都市局）は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の構造、敷地の安全性について、建築基準法等に基づく指導を行い、必要な情報を収集し、広く住民に提供する。

- 1 建築基準法に基づく中間検査の的確な実施
- 2 完了検査率の向上
- 3 高層建築物や特定建築物等への防災計画の作成指導
- 4 宅地防災指導

市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第3 宅地耐震化の促進

【建築都市局】

宅地の耐震化を促進するため、宅地防災パトロールを実施し、被害のおそれのある盛土造成地等を把握し、住民に対して周知し、耐震化対策に関する補助制度等の整備に努める。

第4 建築物内での負傷防止対策の促進

【危機管理室】

大規模地震災害が発生した場合、建築物自体の損傷が軽微であっても、家具や事務什器の転倒、落下物、ガラスの飛散等により負傷者が多数発生することが懸念される。

市は、これらの被害を軽減するため、生涯学習課所管の出前講座や、防災ガイドブック等を通じて、市民及び事業所等に対し、転倒防止措置等の負傷防止対策の実施を促進する。

第5 建築物の耐震化・不燃化における市民の役割

【市民・事業者】

市内の大多数の建築物は、民間所有のものであり、建築物の耐震化・不燃化を市全域で推進するためには、市民及び事業者の主体的な活動が不可欠である。

市民及び事業所等は、自身の生命・財産は自身が守るという自助の精神のもと、自身の居住あるいは所有する建築物の安全性を認識し、必要な対策を行うため、以下について積極的な取り組みを行うものとする。

- (1) 自ら実施できる簡易な耐震診断手法や、市の設置する「木造住宅簡易耐震診断窓口」等を利用して、耐震に対する知識を深め、地震災害による建築物倒壊の危険性を認識する
- (2) 耐震診断・耐震改修に関する助成制度、低利融資、税制の優遇措置を活用した耐震診断・耐震改修の実施
- (3) 家具等の転倒防止措置等建築物内の負傷防止対策
- (4) 地震保険・共済への加入

第6 埋立地等の液状化対策の啓発推進

【建築都市局】

ハザードマップ等により液状化危険地域を周知するなど、被害発生の抑止・軽減を図るため、液状化対策の啓発を推進する。

第7 アスベスト使用建築物等の把握

【建築都市局】

災害発生時に速やかにアスベスト飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から建築物等におけるアスベスト使用状況の情報の把握に努める。

第2節 都市基盤施設の被害防止

【第2節の施策体系】

| | | |
|------------------------|--------------------------|------|
| 第2節 都市基盤施設の 被害防止 | 第1 土木構造物の耐震対策等の推進 | P.60 |
| | 主担当：建設局、建築都市局、鉄道事業者 | |
| | 第2 ライフライン・放送施設災害予防対策 | P.61 |
| | 主担当：上下水道局、ライフライン・放送関係事業者 | |
| | 第3 市の施設 | P.64 |
| | 主担当：危機管理室、各施設管理者 | |
| | 第4 文化財 | P.64 |
| | 主担当：文化観光局 | |

第1 土木構造物の耐震対策等の推進

【建設局・建築都市局・鉄道事業者】

土木構造物の管理者は、地震発生時における市街地の安全及び各構造物の持つ機能を確保するため、自らが管理する道路、河川、鉄軌道施設等の構造物について耐震対策等を実施する。

1 道路・橋りょう等の安全確保

道路は人や物資を輸送する交通機能だけでなく、災害時には避難、救援・救護、消防活動等の動脈として、また火災延焼を防止する防災空間として多様な機能を有している。このため、災害時に、安全性、通行の確保などその機能を十分に活用できるよう配慮し、幹線道路の改良等を進め、沿道環境との調和及び火災の延焼防止のため、緑化等の質的向上を図る。

(1) 道路の適正な維持管理

道路の法面及び路面等の調査を行い、震災時において横断歩道橋が落下等より交通障害物となることを防止するため、耐震点検等を実施し、必要に応じて対策を実施する。また、門型標識、カルバート等のトンネル、道路の補修が必要な箇所については、その対策工事の推進を図る。

(2) 橋りょう等の耐震化及び長寿命化

橋りょう等の耐震性及び健全度の向上を図るため、緊急交通路等における橋りょうの耐震化を行い、橋梁長寿命化修繕計画に基づき定期的に点検を実施し、計画的に修繕を行う。

2 河川・水路の安全確保

河川・水路の決壊等による水害を防止するため、堤防、護岸などの河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じ、耐震性の向上に努める。又、スーパー堤

防化の必要な箇所については、その促進に努める。

3 ため池施設の安全確保（産業振興局）

ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、府、ため池管理者等と連携して、ため池施設の改修・補強を進め、防災意識の向上を図るハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。

4 鉄軌道施設の安全確保（鉄道事業者）

事業者は、脱線等による災害の未然防止を図るため、鉄軌道施設について、耐震性の向上に努める。

第2 ライフライン・放送施設災害予防対策

【上下水道局、ライフライン・放送関係事業者】

ライフラインに関わる事業者は、それぞれの事業計画により耐震性、耐火性、耐浸水性の強化を中心として、災害に強い施設の整備を進める。

1 上水道施設

上水道施設の耐震化を、老朽化施設の整備及び改良とあわせて推進し、施設の常時監視及び点検を強化、保全し、災害発生に伴う被害を最小限度にとどめる。

(1) 配水場施設等

水道部は、配水池の耐震補強を行い、市民に供給する水を確保する機能をもたせるために、配水場等の配水池に緊急遮断弁を設置する。

(2) 送・配水管路施設

水道部は、送水管及び配水管の耐震化や、老朽管などの布設替えを重点的に行い、耐震管路網を整備する。特に指定避難所や医療施設等への給水ルートを優先的に耐震化する。

また、応急給水施設として小学校の避難所等に災害時給水栓を設置し、断水時に水の相互融通を可能にする緊急連絡管を大阪広域水道企業団及び近隣6事業者との間で整備している。

2 下水道施設

ポンプ場、処理場、幹線管渠等の主要構造物は、地震、風水害等の災害に耐えられる構造にし、管渠の点検を行い、現状を把握し、不良部分については清掃、浚渫、補修及び改良を行い、地震及び風水害による被害を最小限度とする。特に地震については、下水道総合地震対策計画に基づき年次的に事業を実施する。

(1) 処理施設

電気及び機械設備については、維持管理を適切に行い、耐用年数及び老朽度を考慮して必要な改築更新を実施する。

土木構造物については、電気及び機械設備の改築更新に合わせて必要な補強を実施する等、効率的な対策を行う。

また、下水処理場間のネットワーク化を図り、被災時の水処理機能を確保する。

(2) 重要物流道路、緊急交通路、軌道敷に埋設されている管渠及び防災拠点と下水処理場を結ぶ重要な幹線等の耐震化を行う。

(3) 管路施設

下水道管路部は、定期的なパトロールの実施及び常時保守点検に努め、機能保全を図り、接合不良、不等沈下又は損傷が発生している管渠の補修及び改築更新（布設替え、管更生）を行う。

今後布設するすべての管渠は、耐震設計を行う。既設下水管については、緊急交通路、軌道敷に埋設されている管渠及び防災拠点と下水処理場を結ぶ重要な幹線等の耐震化を行い、改築・更新時等に必要に応じて耐震補強の対策を講じる。

(4) 再生水送水施設

下水道部は、電気設備及び機械設備等施設全般の保守点検を行い、機械設備の耐用年数及び老朽度を考慮し、補強する。

3 電力施設

自然災害及び事故等による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

(1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。

(2) 電力供給系統の多重化を図る。

(3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

(4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス施設

災害によるガスの漏洩、供給停止を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

(1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。

(2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。

(3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

(4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI 株式会社（関西総支社））等

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

(1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行い、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。

イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。

ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置とする。

ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 電線共同溝の整備（近畿地方整備局、府、市）

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、電線共同溝の整備を計画的に進める。

電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

7 放送施設（日本放送協会、一般放送事業者）

災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

(1) 日本放送協会は、災害対策規定（災害対策実施細目）に基づき、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

(2) 一般放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

第3 市の施設

【危機管理室、各施設管理者】

市の施設については、防災の観点から次の事項について留意する。

1 施設利用者の安全確保

火災、地震等の発生時の「施設利用者の安全」を第一に考え、避難誘導マニュアルなど施設利用者の安全確保のために必要な規定及び体制を整備する。

2 体制の整備

非常時における各職員及び施設利用者の役割及び行動について、各施設の内容に応じた実践的な想定を踏まえ、職員及び利用者に対する定期的な訓練の実施を推進する。

3 防災点検の実施

危険物等の引火性物資の安全管理、施設建物及び壁・塀等の耐震・耐火性能の調査・補強、防災設備の作動点検等を行い、平常時から危険排除に努める。

4 施設の整備

市の施設は、地震等の災害時において、利用者及び職員の安全を確保するため、耐震性能の確保を図る。特に市立幼・小・中・高等・支援学校の施設については、幼児・児童・生徒の安全確保はもちろん、指定避難所としての機能を踏まえた整備・保全に努める。

第4 文化財

【文化観光局】

市（文化財課）及び関係機関は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災設備等の整備を図る。

- 1 住民、文化財の所有者又は管理者等に対する防災意識の普及と啓発
- 2 予防体制の確立及び防災設備の整備
 - (1) 初期消火の確立及び地域住民との連携
 - (2) 防災関係機関との連携
 - (3) 消防用設備等の設置促進及び点検管理の指導
 - (4) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進の指導

第3節 津波被害防止対策の推進

【第3節の施策体系】

| | | |
|------------------------|---|------|
| 第3節 津波被害防止対策 の推進 | 第1 津波対策 | P.65 |
| | 主担当：危機管理室、区役所、建設局、建築都市局、各施設管理者 | |
| | 第2 津波に関する避難指示等情報伝達体制・手段の整備 | P.66 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第3 南海トラフ巨大地震による津波からの避難対策 | P.67 |
| | 主担当：危機管理室、区役所、建築都市局、健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会 | |
| | 第4 津波防災地域づくりの推進 | P.69 |
| | 主担当：危機管理室、建築都市局、府 | |
| | 第5 防災事務に従事する者（職員等）の安全確保と初動体制の確立 | P.70 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| 第6 臨海部における津波避難対策 | P.70 | |
| 主担当：危機管理室 | | |

第1 津波対策

【危機管理室、区役所、建設局、各施設管理者】

1 市

市（危機管理室・区役所）は、津波によって浸水が予想される地域について、津波避難計画を策定し、避難場所・避難路等を示した津波ハザードマップを活用し、住民等に周知を図る。

津波については、限られた時間で一人ひとりが主体的に迅速かつ確実な避難行動が重要であることに鑑み、国や府と連携し、津波の危険や津波警報・避難情報等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。

2 水防関係機関（建設局）

市及び府をはじめとした水防関係機関は、水防活動に従事するものの安全の確保に配慮し水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法について定めるものとする。

3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者（府、建設局、各施設管理者）

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ巨大地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、防潮堤、堤防及び水門等の外水排除施設等について、施設整備、補強、点検等の方針・計画を定め、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

南海トラフ巨大地震などで発生する津波を伴う地震が発生した場合に備えて、次の事項について別に定めるものとする。

府は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで2つのレベルの津波に分けて対策を講じる。

- 1 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1）
- 2 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2）

なお、レベル1については、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、府は、海岸保全施設等の整備を進める。また、レベル2に対しては、防潮堤対策等についてはレベル1 + α のハード対策に取り組む。

4 道路管理者（建設局）

道路管理者は、津波によって浸水が予想される道路区域において、道路利用者に対し津波の危険があることを明示する標識等による啓発等を行う。

5 関係機関の連携

国の中央防災会議や大阪府防災会議等に設置される専門部会の審議結果を踏まえながら、近畿地方整備局、自衛隊、関西広域連合、大阪府及び府内関係市町、その他関係機関、津波率先避難等協力事業所などと連携し、津波ハザードマップ等を活用した防災啓発や避難訓練の実施など津波避難対策を推進する。

第2 津波に関する避難指示等情報伝達体制・手段の整備

【危機管理室】

災害時には、電話回線が途絶・輻輳するなど情報収集・伝達が停滞するおそれがあることから、防災行政無線のほか、インターネット配信や携帯電話、SNSを活用するなど、多様な手段を活用した津波に関する避難指示等情報伝達・収集体制の整備を図る。

さらに、J-ALERT と防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達する。

1 防災行政無線など既存設備の再点検と対策

津波発生時の住民への情報伝達手段の一つである屋外スピーカー（モーターサイレン）の可聴範囲調査を実施し、津波浸水想定地域への増設を行う。

2 多様な伝達手段の確保

防災ポータルサイト（おおさか防災ネット）による情報提供やメールによる配信（防災情報メール）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールによる配信、その他の多様な伝達手段の確保を図る。

また、聴覚障害者へFAXにより情報伝達できる体制整備を行う。

3 電源確保体制の整備

J-ALERT、防災行政無線等の機能確保のため非常用電源を確保し、津波による浸水を想定した設置場所を選定する。

4 地震発生時の速やかな情報伝達体制の整備

迅速な避難指示等の発令を行い、避難指示等の対象となる地域の住民のほか、自治会、自主防災組織等への伝達体制を整備する。

5 観光客などへの避難指示等の情報伝達体制の整備

観光客、走行中の車両等に対し、情報伝達体制の整備を行うことによって、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組を行う。

第3 南海トラフ巨大地震による津波からの避難対策

【危機管理室、建築都市局、健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会、区役所】
南海トラフ巨大地震による津波浸水地域における避難対策を実施する。

1 津波避難計画等の策定

地震発生から津波到達までの約100分の間において、JR阪和線を目標に東側の高い所への徒歩避難を原則に、校区自治連合会や自主防災組織との協働により、避難路や避難方法について検討し、津波避難計画の策定、津波ハザードマップの作成を行う。

2 津波避難ビルの指定

津波影響範囲において逃げ遅れたり、遠くまで避難することができない住民等が緊急一時避難する場所を確保するため、「津波避難ビル」を指定する。

民間ビル等を津波避難ビルとして活用する場合には、あらかじめ施設管理者と協定を結ぶなど、津波発生時に確実に避難できる体制を構築する。

3 避難路の安全確保

市は、府、府警察及び道路管理者と連携して、住民の安全のために避難路の確保に努める。

4 津波避難ビル等表示看板の設置

避難場所・避難所・津波避難ビル等に蓄光石やライトを活用した表示看板を設置し、分かりやすく表示する取組を推進する。また、避難路及び避難階段とあわせて、市民に周知を徹底する。

5 避難誘導體制の整備

大阪府警察等防災関係機関及び自主防災組織等の活動による円滑な避難誘導體制の構築を図る。

6 徒歩避難原則の徹底

車による事故、渋滞を避け、安全で円滑な避難のために徒歩避難を原則とする。

7 学校園・認定こども園等の対応

津波避難の原則を踏まえ、保護者・地域との連携のもと、乳幼児、児童、生徒の安全を確保するため、津波避難計画を基に、定期的に訓練を実施する。

8 津波避難に関する啓発推進

(1) 津波、防災知識の普及啓発

全ての伝達手段が機能しない場合でも、住民自らの判断で避難できるよう津波知識等、防災知識の普及啓発を行う。

地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等には、一定の限界があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もありうること等、津波に関する想定・予測の不確実性があること、また、「想定にとらわれない」「状況下において最善を尽くす」「率先避難者になる」という避難三原則など、東日本大震災による教訓を活かした啓発を推進する。

(2) 津波避難に関する地域の活動促進

津波ハザードマップ等を活用し、津波避難の必要性を市民へ周知し、津波の影響範囲の地域については、地域の防災活動における津波避難に関する取り組みを促進する。

また、津波など災害に関する正確な知識の普及と避難方法の検討を実施するなど、地域活動を通じた啓発を行う。

(3) 浸水想定区域の周知と避難行動の徹底

津波ハザードマップ等を活用し、避難が必要な地域をあらかじめ住民等へ周知し、避難行動の徹底を図る。

9 避難行動要支援者への避難支援

高齢者や障害者など避難行動要支援者の避難を迅速に行うため、地域において津波避難ビルの活用を含めた自助・共助を基本とする支援方策を事前に取り決めるよう活動促進を図る。

10 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置

市（危機管理室・区役所）は、南海トラフ巨大地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を得るための体制の整備についても留意するものとする。

第4 津波防災地域づくりの推進

【危機管理室、建築都市局、府】

1 津波浸水想定の設定及び推進計画の作成

府は、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）を設定し公表する。これを踏まえ、市は、必要に応じて津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成する。

2 津波に強いまちの形成

府及び市は、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的な整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐震化・耐水化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

3 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

- (1) 府は、津波浸水想定を踏まえ、市と十分な協議を行い、必要に応じて津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として指定する。
- (2) 府は、津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域で、一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定する。

4 津波災害警戒区域への対策

市は府による津波災害警戒区域の指定があったときは、次の対策を講じる。

- (1) 市は、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。
- (2) 市は、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。
- (3) 市は、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

5 地域における津波避難計画の策定と自助・共助・公助の連携

市は、具体的な地域ごとの津波避難の計画として、校区ごとに避難経路や避難目標を示した校区カルテを作成するなど、より実効性の高い津波避難計画を策定し、住民主体の訓練をはじめ、自助・共助・公助が連携した取り組みを推進する。

第5 防災事務に従事する者（職員等）の安全確保と初動体制の確立

【危機管理室】

1 津波到達までの職員の安全確保の方策と初動体制の整理

職員への情報伝達の方策を講じ、津波が到達するまでの間において、職員の安全確保と迅速な初動対応が実施できるように初動体制を確立する。

2 防災対応や避難誘導に係る行動ルールの策定

避難指示等の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。

3 職員の安否確認システムの構築

災害発生後、速やかに職員の安否確認情報を収集し、伝達できる体制の整備及びシステムの構築を推進する。

第6 臨海部における津波避難対策

【危機管理室】

臨海部における津波避難対策については、大阪府石油コンビナート等防災計画と十分調整を図り、事業所従業員等の安全確保に向け、大阪府、堺・泉北臨海特別防災地区協議会、沿岸部の近隣自治体と連携し、安全な避難対策を推進する。

第4節 水害予防対策の推進

【第4節の施策体系】

| | | |
|------------------------|---------------------|------|
| 第4節 水害予防対策の 推進 | 第1 洪水対策 | P.71 |
| | 主担当：近畿地方整備局、府、建設局 | |
| | 第2 雨水出水対策 | P.72 |
| | 主担当：建設局、上下水道局 | |
| | 第3 高潮対策 | P.73 |
| | 主担当：建設局、港湾管理者 | |
| | 第4 水害減災対策の推進 | P.73 |
| | 主担当：近畿地方整備局、府、危機管理室 | |
| | 第5 下水道の整備 | P.80 |
| | 主担当：上下水道局 | |
| 第6 ため池の整備 | P.81 | |
| 主担当：産業振興局 | | |
| 第7 雨水貯留浸透施設 | P.82 | |
| 主担当：建設局、上下水道局、教育委員会事務局 | | |

河川、下水道、水路、港湾、海岸及びため池における洪水、雨水出水、高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。また、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

国や大阪府によって洪水浸水想定区域等の指定があった場合は、市地域防災計画において、当該洪水浸水区域等ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等に関する事項、浸水想定区域内における地下街等、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）及び大規模な工場その他の施設の名称・所在地、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定める。

また、定めた事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布を行う。

第1 洪水対策

【近畿地方整備局、府、建設局】

1 国土交通大臣管理河川（近畿地方整備局）

国土交通大臣は、市内では一級河川大和川を管理している。

国では、200年に一度発生する可能性のある降雨による洪水に対応できるよう、計画的に河川改修などを進める。下流部では、流下能力不足を解消するための河道掘削を実施し、局所的に堤防高が低い区間の浸水被害を解消するための施策を行う。

河道改修などのほかに、流域貯留施設の整備や雨水の流出抑制など、地方公共団体と連携し、総合治水対策を進める。

また、「人命を守る」ということを最重視し、人口が集中し堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い大和川において、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。

2 大阪府知事管理河川（大阪府）

大阪府知事は、市内では一級河川西除川、東除川、平尾小川、二級河川石津川ほか6河川を管理している。

河川の改修にあたっては、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。

府では、長期目標として、1時間雨量80ミリ程度の豪雨に対応できるよう治水施設の整備を進める。また、今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を1時間雨量50ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65ミリ程度で床上浸水発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。

また、治水安全度の向上と、河川と市街地のまちづくりとが一体となった整備を行う。

3 堺市長管理河川（堺市）

準用河川、普通河川及び一級河川狭間川、二級河川内川・土居川・内川放水路を管理している。

準用河川、普通河川については、10年に一度の降雨に対応できるよう、また、一、二級河川においては、各河川の河川整備計画に基づいた整備を進め、治水機能を確保し、水と緑の空間として環境に配慮した改修を進める。

第2 雨水出水対策

【建設局、上下水道局】

府及び市は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道等の整備による雨水対策に努める。

第3 高潮対策

【建設局、海岸管理者】

1 護岸の整備

市の海岸線は堺泉北臨海工業地帯の造成などにより複雑となったが、海岸線の予防対策として防潮堤を設置し、高潮等に備えている。昭和36年の第二室戸台風の際には、潮位がO.P. +4.5mまで上昇し、市内でも多くの被害が発生した。

現在、防潮堤は、伊勢湾台風級の超大型台風による高潮に十分対応できるよう、海岸管理者である大阪府において、地区によりO.P. +5.5～6.0mの計画天端高で延長10,920mの整備を行っている。また、背後市街地の豪雨時の内水排除はポンプで行い、安全を図っている。

2 水門・樋門等の点検

市内には、27か所の水門・樋門等があり（資料編5-9）、施設管理者は内外水位の調整を図って市内を防護し、これら施設の機能を維持するため定期的に点検して現況を把握し、関係機関に通達して情報の共有に努め、高潮等の対策を行う。また、感潮河川である内川・土居川に対し、内川排水機場の整備・補修を行い、堅川水門及び古川水門閉鎖時の内水排除の体制整備に努めている。

また水門・樋門等の操作については高潮警報・高潮注意報・津波警報・津波注意報の発表時等に操作責任者が実施する。

第4 水害減災対策の推進

【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、上下水道局、消防局】

洪水、雨水出水、高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、被害の軽減を図るため、洪水予報、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位、水位周知海岸の高潮特別警戒水位の設定及び到達情報の発表、水防警報の発表、水位情報の発表、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指定・公表、避難体制の整備を行う。

1 洪水予報及び水防警報等

(1) 洪水予報

本市における洪水予報河川としては、国の管理する大和川が該当する。近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した大和川について、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、府知事及び市町村長に通知し、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

府は、上記により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

近畿地方整備局及び府は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に

資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

(2) 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表

府は、洪水により相当な損害を生ずる恐れがあるとして水位周知河川に指定した石津川、西除川、東除川について、避難判断水位（市町村長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市町村長の避難指示の判断の目安となる水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

また、その他の河川についても、役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。

府又は市は、各々が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道（水位周知下水道）において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（雨水出水特別警戒水位）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

府は、管理海岸のうち、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）について、高潮氾濫危険水位（水防法第13条の3で規定される高潮特別警戒水位で、高潮による災害の発生を特に警戒する水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(3) 水防警報の発表

近畿地方整備局は大和川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに府に通知する。

府は石津川、西除川、東除川について、洪水、津波又は高潮の恐れがあると認めるときは、水防警報を行い、直ちに水防管理者に通知する。

府は、上記により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

水防管理者は、水防警報が発せられたときは、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めたときは、消防機関を出動又は、出動準備させる。

(4) 水位情報の公表

府及び市は、水位観測所を設置した管理河川、下水道、海岸においては、その水位状況及び水位予測の公表を行う。

(5) 浸水想定区域の指定・公表

近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

府及び市は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

府は、想定し得る最大規模の高潮により、水位周知海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保等

市は、浸水想定区域の指定があった場合は、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所等避難経路に関する事項、避難訓練の実施、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内における地下街等、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）及び大規模な工場その他の施設の名称・所在地

エ ウの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

(7) 地下街等における避難体制

ア 地下街等の範囲

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内において地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる地下街等の範囲は、次のとおりとする。

(地下街等の範囲)

| | |
|---------|--|
| 地下街等の範囲 | <p>1 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定により防火管理者を定めなければならない特定防火対象物で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 地階が、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ又は（十三）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの。ただし、関係者のみが利用するもの及び延床面積5,000㎡未満を除く。</p> <p>(2) （十六の二）項。ただし、延床面積1,000㎡未満を除く。</p> <p>2 地階に駅舎を有するもの。</p> |
|---------|--|

イ 本計画で定める地下街等の名称及び所在地は資料のとおりとする。

ウ 避難確保計画等の作成

上記の地下街等の所有者または管理者は、単独または共同で、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成し、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画を公表し、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

避難確保計画等については、「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」（平成16年5月（財）日本建築防災協会）、地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）（水防法）（平成29年1月）及び「地下街に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）」（津波防災地域まちづくりに関する法律）（平成29年1月）の内容を踏まえて作成することとする。

エ 洪水予報等の伝達体制の整備

市は、上記の地下街等の所有者または管理者に対し、電話、電子メール、メールを活用したファックス、防災行政無線などによる洪水予報等の伝達体制を整備する。

(8) 要配慮者利用施設における洪水予報等の伝達体制

ア 要配慮者利用施設の範囲

水防法第15条の3、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2に基づき、避難確保計画の策定義務の対象となる要配慮者利用施設の範囲は、次のとおりとする。

(要配慮者利用施設の範囲)

| | |
|-------------|---|
| 要配慮者利用施設の範囲 | 1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設 2 病院、診療所の医療施設（有床に限る。） 3 幼稚園、聴覚支援学校、視覚支援学校及び特別支援学校 |
|-------------|---|

イ 本計画で定める要配慮者利用施設の名称及び所在地は資料のとおりとする。

ウ 上記の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、自衛水防組織の設置に努め、避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

エ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

オ 洪水予報等の伝達体制の整備

市は、上記の要配慮者利用施設に対し、電話、電子メール、ファクシミリ、防災行政無線などによる洪水予報等の伝達体制を整備する。

(9) 大規模工場等における避難体制等

ア 大規模工場等の範囲

水防法第15条に基づき、洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認めら

れる大規模工場等の範囲は、次のとおりとする。

(大規模工場等の範囲)

| | |
|--------------|---|
| 大規模工場の 範囲 | 用途：工場、作業場又は倉庫 規模：延べ面積 10,000 m ² 以上 |
|--------------|---|

イ 本計画で名称及び所在地を定める大規模工場等は当該施設の所有者または管理者から申出のあった場合に限るものとし、資料のとおりとする。

ウ 上記の大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

エ 洪水予報等の伝達体制の整備

市は、上記の大規模工場等の所有者または管理者に対し、電話、電子メール、メールを活用したファクシミリ、防災行政無線などによる洪水予報等の伝達体制を整備する。

2 洪水・高潮リスクの開示

(1) 洪水リスクの開示

府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

市は、洪水浸水想定区域等の指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

(2) 洪水・高潮リスク及び避難に関する情報の周知及び利用

府及び市は、公表された洪水・高潮リスクを住民に周知し、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。

市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、浸水想定区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努め、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない

こと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 防災訓練の実施・支援

府及び市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施し、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

また、府及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。併せて、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

4 水防と河川管理等の連携

府は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮し、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者等の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。

市は、国や府が組織する複合時な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」等を活用し、国、府、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。

5 ため池の治水活用

市は、府、ため池管理者等関係機関と連携して、ため池の持つ洪水調節機能の保全に努める。

第5 下水道の整備

【上下水道局】

公共下水道施設整備には、大きく分けて汚水整備と雨水整備がある。

汚水整備に関しては、令和2年度末で、堺市の行政区域面積 14,982ha に対して、下水道必要整備面積が 12,707ha あり（臨海工業地帯と緑地の一部を除く。）、そのうち処理区域の面積は 10,172ha で、下水道処理人口普及率 98.5%となっている。（下水道処理人口普及率とは、行政区域内人口に対する下水道法9条による供用開始の公示区域内人口の割合。（人口は住民基本台帳））

雨水整備事業に関しては、昭和27年に下水道法事業認可を取得し、浸水対策事業を開始した。

しかし、昭和40年代半ば以降の宅地開発や土地利用の高度化等の都市化により、雨水流出抑制機能を果たしてきた田畑、緑地、空地が減少し、新たな浸水被害が生じるようになった。そのため、昭和50年の事業認可変更時には、雨水ポンプ場の増強や雨水バイパス幹線を追加し、さらに昭和57年の豪雨災害以降には雨水調整池を位置付けた計画とし、浸水被害を早期かつ効率的に軽減できることを目指している。

1 公共下水道における雨水整備

(1) 管渠、ポンプ場の整備

公共下水道計画では、管渠、ポンプ場の整備に際しては、10年に一度の降雨（1時間雨量50ミリ程度）に対応できることを目標に、浸水頻度の高い区域を中心に整備を進めている。

また、下水道管渠により自然放流できない低地帯においては、管渠の整備に併せてポンプ場を整備又は増強しながら浸水対策を行う。

今後も雨水ポンプ場の新設や増設及び雨水幹線の整備を行っていく。

(2) 雨水貯留施設の整備

近年、局地的な豪雨により浸水を引き起こす事例が多く見受けられるようになり、早期の対応が求められている。

このような状況の中で、放流先の河川改修に時間を要すると考えられる区域や、下水道管渠を整備するという対応では多大な時間等を要すると考えられる区域等においては、雨水貯留施設での対策を講じる方が早期に対応できる場合があり、これらの区域においては雨水貯留施設で対応を行っている。

本市の場合は、主に内陸部において、雨水貯留施設としての雨水調整池5か所の整備を完了した。次に一覧を示す。

（雨水調整池）

| 名称 | 貯留能力 | 供用年月日 |
|--------|-----------------------|--------|
| 南向陽調整池 | 15,000 m ³ | H 2. 3 |

| | | |
|----------|-----------------------|-------|
| 芦ヶ池調整池 | 5,000 m ³ | H 5.3 |
| 長曽根新池調整池 | 2,200 m ³ | H12.3 |
| 窪田池調整池 | 16,500 m ³ | H20.5 |
| 菩提新池調整池 | 15,100 m ³ | H26.8 |

第6 ため池の整備

【産業振興局】

1 ため池の現状

市内には500か所余りのため池があり、約830haの水田の灌漑用水源として重要な役割を果たしている。また、地域によっては、都市化の進展により灌漑用の機能から、雨水貯留の機能に役割を変えつつあるため池もあり、水害防止の面からも大きく寄与している。

2 ため池の改修

ため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤の老朽化の著しいため池について、管理者に対し、適正な維持・管理について指導し、その補強や改修を計画的に実施すべく、管理者や関係機関との協議・調整を行う。

これにより、治水能力の保持、親水空間としての利活用を図ることもできる。

3 地震防災上必要なため池の整備

市は、府をはじめ防災関係機関等と協力し、避難路、緊急輸送路として必要な道路の確保又は人家の地震防災上、改修等が必要なため池について、その整備に向け、管理者・関係機関との協議・調整を行う。また、水防上重要なため池について、府と協力して耐震診断を行う。

4 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、府、市町村、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強に努め、情報伝達・避難等に必要となる、防災意識の向上を図り、ソフト対策（ため池ハザードマップ作成等）と併せ、総合的な防災・減災対策に努める。

5 ため池の治水活用

市は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生の防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行い、府やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

第7 雨水貯留浸透施設

【建設局、上下水道局、教育委員会事務局】

雨水貯留浸透施設は、総合的な治水対策の一手法として、敷地内への降雨を、一時的に貯留あるいは浸透させることにより、流出を抑制し、下流河川に対する洪水負担の軽減を目的として設置されたものであり、また、地下水を涵養し地域の水循環を改善することも期待できる。

一級河川大和川、東除川、西除川、平尾小川及び二級河川石津川流域内の市立小中学校や公園に整備を進めている。

第5節 土砂災害予防対策の推進

【第5節の施策体系】

| | | |
|------------------------|-------------------------|------|
| 第5節 土砂災害予防対策 の推進 | 第1 土砂災害警戒区域等における防災対策 | P.83 |
| | 主担当：府、危機管理室、建設局、建築都市局 | |
| | 第2 土石流対策（砂防対策） | P.85 |
| | 主担当：近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局 | |
| | 第3 地すべり対策 | P.85 |
| | 主担当：近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局 | |
| | 第4 急傾斜地崩壊対策 | P.86 |
| | 主担当：近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局 | |
| | 第5 土砂災害警戒情報の作成・発表 | P.86 |
| 主担当：大阪管区气象台、大阪府 | | |
| 第6 宅地防災対策 | P.87 | |
| 主担当：建築都市局 | | |

災害の発生が予測される危険箇所について、防災体制の整備、予防措置の指導及び発生を予測するシステムの整備を行い、地域住民の安全確保に努める。また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

市は国や大阪府によって危険箇所の指定があった場合は、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を記載したハザードマップの作成等を行い、住民周知に努める。

なお、大阪府砂防ボランティア協会が整備する砂防ボランティア（斜面判定士等）制度を活用し、一次災害の防止に努める。

第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

【府・危機管理室・建設局・建築都市局・健康福祉局】

土砂災害から人命を守るため、土砂災害の恐れのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（府）

府知事は、土砂災害により被害の恐れのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

の推進に関する法律第7条・9条)し、その範囲を示した図面を公表する。

2 土砂災害特別警戒区域内での開発規制（府・市）

土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限する。

3 建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進（府・市）

土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。

4 建築物の移転等の勧告

土砂災害特別警戒区域においては、土砂災害発生時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

5 警戒避難体制等

市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があった場合は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等警戒避難に関する事項について定め、円滑な警戒避難が行えるよう必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。また、要配慮者利用施設であって、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設にあつては、その名称及び所在地について地域防災計画に定める。市は、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条）

土砂災害（特別）警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

府及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

6 土砂災害特別警戒区域内における住宅の移転等についての補助制度の周知

市は、土砂災害特別警戒区域に指定された日以前から区域内に存在する住宅の除

却・移転等に要する経費や土砂の待ち受け壁の設置に対する補助制度について、積極的に周知し制度の活用を促進する。

7 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知

府は、地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を関係自治体に通知し、一般に周知する。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第28条、29条、30条)

8 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努め、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル3で「避難に時間のかかる高齢者や障害者は危険な場所から避難」、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」、警戒レベル5で「命の危険 直ちに安全確保」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第2 土石流対策（砂防対策）

【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局】

- 1 国土交通大臣は、土石流など土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。
- 2 府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限し、砂防事業を実施する。
- 3 市は、関係機関と協力し、土石流等による土砂災害の発生が予想される危険箇所について、その危険性の把握と周知に努める。
- 4 市は、土石流による災害を未然に防止するため、関係機関と協力して定期的にパトロール等を実施する。
- 5 市は、災害発生の危険性が高まった場合に、地域住民、要配慮者利用施設等への確かつ迅速に情報を伝達し、早期に安全な避難が行えるよう日頃から、警察及び地域住民の協力を得て、その体制づくりに努める。
- 6 市は、地域住民からの情報や気象予警報及び雨量情報等の情報収集連絡体制を整備する。

第3 地すべり対策

【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局】

- 1 国土交通大臣は、多量の崩土による災害を未然に防止し、土砂移動を抑止するた

- め、「地すべり防止区域」（地すべり等防止法第3条）を指定する。
- 2 府、近畿地方整備局は、地すべり防止区域において、地すべりを助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限し、地すべり対策事業を実施する。
 - 3 市は、関係機関と協力し、地すべりによる土砂災害の発生が予想される危険箇所について、その危険性の把握と周知に努める。
 - 4 市は、地すべりによる災害を未然に防止するため、関係機関と協力して定期的にパトロール等を実施する。
 - 5 市は、災害発生の危険性が高まった場合に、地域住民、要配慮者利用施設等への確かつ迅速に情報を伝達し、早期に安全な避難が行えるよう日頃から、警察及び地域住民の協力を得て、その体制づくりに努める。
 - 6 市は、地域住民からの情報や気象予警報及び雨量情報等の情報収集連絡体制を整備する。

第4 急傾斜地崩壊対策

【府、危機管理室、建設局】

- 1 大阪府知事は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、「急傾斜地崩壊危険区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）を指定する。また、「災害危険区域」（大阪府建築基準法施行条例第3条）を指定し、必要に応じて居住用建物の建築制限等を行う。
- 2 崩壊の危険のある急傾斜地については、基本的には土地の所有者、占有者または管理責任者が崩壊防止工事を実施すべきものであるが、一定の条件を備え、急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた場合は、府が事業主体となり崩壊防止工事等を実施している。
- 3 市は、関係機関と協力し、急傾斜地におけるがけ崩れの発生が予想される危険箇所について、その危険性の把握と周知に努める。
- 4 市は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止するため、関係機関と協力して定期的にパトロール等を実施する。
- 5 市は、災害発生の危険性が高まった場合に、地域住民、要配慮者利用施設等への確かつ迅速に情報を伝達し、早期に安全な避難が行えるよう日頃から、警察及び地域住民の協力を得て、その体制づくりに努める。
- 6 市は、地域住民からの情報や気象予警報及び雨量情報等の情報収集連絡体制を整備する。

第5 土砂災害警戒情報の作成・発表

【大阪管区气象台、大阪府】

大阪管区气象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市長が防災活動や住民への避難指示等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市長等に通知及び一般へ周知し、避難指示等の発令対

象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。通知又は発表を受けた市は、市民に対し速やかに情報を伝達し周知するものとする。

第6 宅地防災対策

【建築都市局】

1 宅地造成に関する指導

市は、宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法第3条にいう宅地造成に伴い災害が生じる恐れのある著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域）において、開発事業者に対して、宅地造成工事に関する技術基準に適合するよう指導し、必要に応じて監督処分を行う。

2 宅地防災パトロールの実施

宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。

3 大規模盛土造成地の周知及び造成宅地防災区域の指定の検討

市及び府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを作成・公表し、市民の防災意識を高め、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれがあると判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。

第6節 危険物等災害予防対策

【第6節の施策体系】

| | | |
|----------------------------------|--------------------|------|
| 第6節 危険物等 災害予防対策 | 第1 危険物災害予防対策 | P.88 |
| | 主担当：消防局 | |
| | 第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策 | P.89 |
| | 主担当：消防局 | |
| | 第3 毒物劇物等災害予防対策 | P.90 |
| | 主担当：消防局 | |
| | 第4 管理化学物質災害予防対策 | P.91 |
| | 主担当：環境局、消防局 | |
| | 第5 放射線災害予防対策 | P.91 |
| | 主担当：消防局 | |
| 第6 危険物等の輸送災害の予防対策 | P.92 | |
| 主担当：消防局 | | |
| 第7 危険物積載船舶等災害予防対策 | P.92 | |
| 主担当：消防局、港湾管理者、堺海上保安署、 近畿地方整備局 | | |
| 第8 石油コンビナート等災害予防対策 | P.93 | |
| 主担当：消防局 | | |

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、大阪府と連携し自主保安体制の強化並びに関係法規に基づく適切な保安確保措置を講ずるよう、保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織等の育成・充実、防災思想の普及啓発の徹底を図る。

第1 危険物災害予防対策

【消防局】

市（消防局）は、消防法をはじめとする関係法令を周知し、必要に応じ規制を行い、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

1 保安教育の実施

危険物取扱事業所における保安管理の向上を図るため、危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、講習会、研修会などの保安教育、消火、通報、避難などの訓練を実施する。

2 危険物施設の災害防止対策の推進

- (1) 危険物施設の所有者は、当該施設の構造、設備の耐震化及び安全性の向上を図る。
- (2) 危険物の貯蔵、取扱の実態等に応じた消防資器材の整備充実を図り、新たな危険物の出現等に対応した消火薬剤等の化学消防資器材の充実を図る。

3 保安確保等の充実

消防法をはじめ関係法令に基づき立入検査等を実施し、法令上の技術基準への適合についての指導を行う。

- (1) 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理及び施設の老朽化対策に関すること。
- (2) 危険物の貯蔵、取扱等の安全管理に関すること。
- (3) 危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員の業務遂行に関すること。

4 自衛消防組織等の充実

- (1) 自衛消防隊の組織化を推進し、危険物災害の予防と災害発生時の防御活動の円滑化を図ることにより危険物災害を防除する。
- (2) 危険物施設の所有者は、隣接する事業所間の相互応援体制を確立し、効率的な自衛消防力を確保する。

5 防災思想の普及啓発

危険物安全月間等各種行事及び危険物査察等を通じ、防災思想の普及啓発に努める。

6 事業者

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行い、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

【消防局】

市は、高圧ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため立ち入り検査を実施し、市及び関係機関は、中部近畿産業保安監督部近畿支部並びに府と連携し、保安意識の啓発、規制の強化、自主保安体制の整備促進等の災害防止対策に努める。

1 高圧ガス災害予防対策

- (1) 立入検査及び保安検査等の機会を通じ、法令上の技術上の基準の遵守を徹底させ、保安教育、高圧ガス施設の維持管理等を適正に行うよう指導し、自主保安体制の確立に努める。
- (2) 高圧ガス保安活動促進週間等の各種行事を通じ、防災思想の普及啓発に努め、保安意識の高揚を図る。
- (3) 高圧ガス販売業者等の高圧ガス容器所有者及び高圧ガス容器を使用する高圧ガス消費者に対し、高圧ガス容器の管理徹底について指導を行う。

2 火薬類災害予防対策

- (1) 立入検査及び保安検査の機会を通じ、法令上の技術上の基準の遵守を徹底させ、火薬類の盗難防止について周知徹底を図る。
- (2) 火薬類危害予防週間等の各種行事を通じ、防災思想の普及啓発に努め、保安意識の高揚を図る。

第3 毒物劇物等災害予防対策

【健康福祉局、消防局】

健康福祉局は、災害時において、毒物劇物による危害を防止するため毒物劇物販売業者及び毒物劇物を業務上使用する者に対し、販売、使用のあらゆる段階において、次のとおり規制、指導を行い災害防止対策を講じる。消防局は防災関係機関や府及び事業者との協力、連携を図り、より一層の安全化の推進に努める。

府は、災害時において、毒物劇物による危害を防止するため毒物劇物営業者及び毒物劇物を業務上使用する者に対し、製造、販売、使用のあらゆる段階において、次のとおり規制、指導を行い災害防止対策を講じる。また、アスベスト等の人体に有害な物質をはじめ、バイオテクノロジーによる取扱品等についても、災害防止のため必要な措置を講じる。

- 1 毒物劇物営業者及び取扱責任者に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- 2 毒物、劇物によって市民の生命及び保健衛生上に危害を生じる恐れがあるときは、営業者及び毒物劇物取扱責任者に対し、消防局、保健所又は警察署に届出をさせ、災害防止のため応急措置を講じるよう指導する。また、届出に基づく関係機関との連絡を強化し、防災上適切な措置が講じられるよう指導する。
- 3 毒物劇物を大量に使用する業態の現況の把握に努め、これらに対する指導体制の確立に努める。
- 4 営業者等に対し立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を実施する。
- 5 毒物劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態及び特定毒物劇物使用者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

第4 管理化学物質災害予防対策

【環境局、消防局】

市及び府は、管理化学物質として生活環境保全条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行い、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 管理計画書等の策定・届出を徹底させる。

2 指導

- (1) 立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。
- (2) 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により住民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を市へ通報するよう、指導する。

3 管理体制の整備

管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導體制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。

4 啓発

化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーを開催し、立入検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

第5 放射線災害予防対策

【消防局】

防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、放射線災害を防止するため次の措置を講じる。

1 設置者等の責務

放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事

業者をいう。)等は、放射性同位元素等を原因とする事故(放射線災害)の予防、応急、事後の各対策について、他の法令等によるべき旨のない範囲では、本計画に準じて必要な対策を講じる。

なお、放射性同位元素取扱事業者は、放射性同位元素等の使用、貯蔵、廃棄、輸送等に関して、関係省庁等への許可、届出が義務付けられており、常に関係法令の定める基準に適合するよう維持管理し、放射線障害予防規定等の整備、保安組織の確立、従業員等の教育訓練の励行等に努め、放射線災害の防止に万全の措置を講じなければならない。

2 防災関係機関の対応

防災関係機関は、放射線防災業務に携わる者に対する教育訓練の実施等、災害防止対策を推進する。

また、放射性同位元素を業務として貯蔵し、又は取り扱おうとする者に届出をさせ、放射線施設の災害等の発生時における消防活動等を円滑に実施するため、常に放射性同位元素取扱施設の状況を把握し、災害活動に必要な資器材の整備を図り、災害防衛訓練に努める。

第6 危険物等の輸送災害の予防対策

【消防局】

危険物、高圧ガス等を運搬、移送する場合は、転倒・転落防止、標識等の表示、消火器等の備付けなど種々の規制を遵守させる。

第7 危険物積載船舶等災害予防対策

【消防局、港湾管理者、堺海上保安署、近畿地方整備局】

防災関係機関等は、船舶火災、タンカー事故、油の流出及び油流出に係る海面火災等、港湾での災害を防止するため、次の措置を実施する。

1 特定事業者の予防対策

危険物等積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指示に従い、荷役作業に当たっては、陸側と海側との間で緊密な連携を図り、災害の未然防止に努める。

- (1) タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資器材の配備を完全に行い、監視体制を強化し、油流出災害の防止に努める。
- (2) 危険物等を積載した巨大船の着棧に際しては、警戒船を配備し、接近する船舶を監視し、火災、爆発の防止、流出油の早期発見、早期処理に努める。

2 防災関係機関の予防対策

堺海上保安署は、府、市及び消防機関等と連携して次の措置を講ずる。

- (1) 規制

- ア 危険物等積載船舶に対する停泊場所の規制
 - イ 危険物等の荷役、運搬の規制
 - ウ 危険物等荷役の立ち会い
なお、必要と判断される場合は、船舶交通の制限又は禁止を行う。
 - ① 火薬類の大量荷役
 - ② 核分裂性物質等の荷役
 - ③ タンカーによる引火性危険物の大量荷役
 - ④ その他特に必要があると認められる場合
 - エ 引火性危険物等積載タンカーへの他船の接近、接舷の制限
 - オ 荒天時における港内交通の制限及び避難の勧告
 - カ 巡視船艇による航路の誘導、警戒
 - キ 危険物栈橋等の工作物設置に際してあらかじめ検討、協議のうえ許可
- (2) 指導
- ア 荷役船舶点検指導
 - イ 危険物等専用岸壁、専用栈橋の点検指導
 - ウ 海上防災訓練及び海上防災講習会の実施
 - エ タンカーの船長及び乗務員に対する指導
 - ① 海上衝突予防法、港則法及び海上交通安全法等の諸法規の遵守
 - ② 走錨の防止及び係留索の保守
 - ③ 接岸作業及び荷役作業中における保安要員の配置
 - ④ 各作業責任の明確化及び漏出油の予防と火気取締りの徹底
 - ⑤ 船内における防災用資器材の整備充実
 - ⑥ 航法、操船の指導
 - オ 貯油施設等を有する企業に対する指導
 - ① 防災資器材の備蓄及び保安施設の拡充
 - ② タンカーの係船設備及び荷役設備の整備充実
 - ③ 従業員の教育及び訓練の実施
 - ④ 関係企業間における共同防災体制の整備
- (3) 予防活動
- ア 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会構成員の出動の調整
 - イ 災害対策に関する関係機関の連絡調整

第8 石油コンビナート等災害予防対策

【消防局】

石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域に存在する危険物タンクの火災や高压ガスタンクの爆発等により、特別防災区域を超えて、周辺住民の避難を伴う大きな被害が発生する場合に備え、大阪府石油コンビナート等防災計画との整合性を図りつつ、府、市、特定事業者、関係機関が連携して必要な検討を行い、周辺住民

の避難対策等に取り組む。

第2章 災害の拡大の抑止

【第2章の構成】

| 第2章 災害の拡大の抑止 | | |
|--------------|--------------------|--------|
| 第1節 | 市民防災意識の高揚 | P. 96 |
| 第2節 | 自主防災体制の整備 | P. 101 |
| 第3節 | 都市の防災機能の強化 | P. 107 |
| 第4節 | 火災・延焼予防対策の推進 | P. 112 |
| 第5節 | 消火・救助・救急体制の整備 | P. 114 |
| 第6節 | 災害時医療体制の整備 | P. 118 |
| 第7節 | 避難場所・避難路等及び誘導體制の整備 | P. 123 |

第1節 市民防災意識の高揚

【第1節の施策体系】

| | | |
|---|------------------------|-------|
| 第1節 市民防災意識の 高揚 | 第1 防災知識の普及啓発等 | P.96 |
| | 主担当：危機管理室、区役所、教育委員会 | |
| | 第2 学校園・認定こども園等における防災教育 | P.99 |
| | 主担当：教育委員会、子ども青少年局 | |
| | 第3 災害教訓の伝承 | P.100 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第4 文化財所有者等に対する普及啓発 | P.100 |
| | 主担当：文化観光局 | |
| 第5 「災害対応力を強化する女性の視点～男女 共同参画の視点からの防災・復興ガイドラ イン～」等の普及啓発 | P.100 | |
| 主担当：危機管理室、市民人権局 | | |

市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施などにより、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援し、被災時の男女のニーズの違いや性的少数者の方等被災者の多様性に配慮した体制が整備されるよう努める。

また、行政主導等のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 防災知識の普及啓発等

【危機管理室、区役所、教育委員会】

市及び防災関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知し、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自ら守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケア

マネジャー等)の連携により、高齢者や障害者などの要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様とその危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制とその講ずる措置
- ウ 災害発生回避のための行政、企業、市民それぞれの役割
- エ 地域の地形、危険場所（洪水、津波、揺れやすさ、液状化、造成宅地等）
- オ 被災建築物等において露出したアスベストが飛散する危険性
- カ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- キ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ク 地域社会への貢献
- ケ 応急対応、復旧・復興に関する知識

(2) 災害への備え

- ア 最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー及び生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品の準備（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品、防じんマスク等）
- ウ 自動車等へのこまめな満タン給油等
- エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- カ 指定緊急避難場所・安全な親戚や知人宅等の避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- キ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ク 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとする防災訓練など防災活動への参加
- ケ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- コ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとるべき行動
- サ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき

行動、避難場所や指定避難所での行動

(3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
 - イ 緊急地震速報等の各種災害情報の入手及びその活用方法
 - ウ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
 - エ 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動
 - オ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
 - カ 避難行動要支援者への支援
 - キ 初期消火、救出救護活動
 - ク 心肺蘇生法、応急手当の方法
 - ケ 伝言サービスの仕組みや利用方法
 - コ 避難生活に関する知識
 - サ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
 - シ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
 - ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
 - セ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ソ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動
- (4) 被災地支援時の行動
- ア 小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

2 普及啓発の方法

(1) ホームページ、パンフレット等による啓発

防災パンフレット、DVD 等を作成、活用し、広報紙（広報誌）及びテレビ、ラジオなどマスメディアを利用した普及啓発を実施する。

また、点字版、外国語版のパンフレットの作成や DVD への字幕・手話通訳の挿入等、視覚障害者・聴覚障害者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

- ア ホームページ
- イ 防災パンフレット、ハザードマップ
- ウ 広報さかい

(2) 地域活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティア週間、及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあ

わせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

- ア 防災学識経験者や市民活動家などを講師に迎えた市民防災講座の創設
- イ 区役所区域毎の行事の実施にあわせた啓発活動
- ウ 出前講座等の市職員自らが実施する防災に関する講演会等の開催
- エ 住民参加型防災訓練の実施
- オ 地域社会活動等の促進・活用

3 市民協働による防災対策の検討を通じた意識啓発

- (1) 校区自治連合会や自主防災組織と協働して、地域における防災対策の検討等の取り組みを進め、防災意識の向上を図る。
- (2) 市民協働による防災対策の検討を通して、津波など災害に関する正確な知識、避難の必要性及び適切な避難方法について理解を得ることで防災意識の向上に繋げる。

第2 学校園・認定こども園等における防災教育

【教育委員会、子ども青少年局】

1 学校園・認定こども園等における防災教育の実施

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校園における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。学校園は、幼児、児童・生徒の安全を守り、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、市全体の防災対策を踏まえて、各学校園・認定こども園等の実情に応じた組織的な避難訓練を実施し、地域人材の活用や地域の防災訓練との連携を図るなど、津波避難をはじめ、様々な災害に対し、より効果的な防災教育を推進する。

- (1) 教育の内容
 - ア 気象、地形や地震、津波、風水害などの災害についての正しい知識
 - イ 緊急地震速報等の各種防災情報についての知識
 - ウ 気象予警報や避難情報等の意味
 - エ 地域の危険箇所や身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
 - オ 備蓄、非常持出し品や家具の固定等家庭での安全対策についての知識
 - カ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成
- (2) 教育の方法
 - ア 防災週間等を利用した訓練の実施
 - イ 各種防災教育用資料、DVDの活用
 - ウ 特別活動等を利用した教育の推進
 - エ 堺市総合防災センターの利用

- オ 防災関係機関との連携
 - カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
 - キ 自主防災組織、ボランティア等との連携
- (3) 教職員の研修
教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。
- (4) 学校における防災教育の手引き
「防災教育指導の手引き」などを通じて防災教育を充実する。
- (5) 校内防災体制の確立
学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成し、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

第3 災害教訓の伝承

【危機管理室】

市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料を広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント、自然災害伝承碑等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第4 文化財所有者等に対する普及啓発

【文化観光局】

市及び府は、市民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚を図る。

- 1 文化財防火デーの実施
- 2 防災訓練の実施
- 3 啓発冊子等の配布

第5 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等の普及啓発

【危機管理室、市民人権局】

災害時は、平常時の社会課題が顕著になり、女性が置かれている状況がより厳しくなる傾向があるため、平常時から女性の参画をはじめ、男女共同参画の視点を取り入れた減災・防災対策を推進する必要がある。

そのため、市及び防災関係機関や地域が課題等を共有し災害対応ができるよう、令和2年5月に内閣府が策定した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等の普及啓発を図る。

第2節 自主防災体制の整備

【第2節の施策体系】

| | | |
|----------------------|---------------------|-------|
| 第2節 自主防災体制の 整備 | 第1 地区防災計画の策定等 | P.101 |
| | 主担当：危機管理室、区役所 | |
| | 第2 自主防災組織の活動支援 | P103 |
| | 主担当：危機管理室、市民人権局、区役所 | |
| | 第3 事業所による自主防災体制の整備 | P.104 |
| | 主担当：産業振興局 | |
| | 第4 救助活動の支援 | P.106 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第5 堺市消防協力事業所制度の推進 | P.106 |
| | 主担当：消防局 | |

市及び防災関係機関は、減災対策において最も重要である地域防災力を向上させるため、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その基礎となる地域コミュニティの活性化を推進し、地域における自主防災体制の整備を推進する。

また、地域の防災拠点となる区役所は、関係機関等と協力し、自助・共助・公助による防災力の向上を図る。

第1 地区防災計画の策定等

【危機管理室、区役所】

1 地区防災計画制度の目的

地区防災計画制度は、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市内の一定の地区居住者及び事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動に関する計画を、本市地域防災計画に規定するものであり、地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、地区の防災力を向上させ、ひいては市域の防災力を向上させることを目的とする。

また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図り、訓練等により両計画の一体的な運用を図るよう努める。

2 地域防災計画への規定

本市では次の方法で地区防災計画を地域防災計画に規定する。具体的な運用方法については「堺市地区防災計画の規定手続に関する要綱」に基づき実施する。

- (1) 災害対策基本法第42条第3項に基づき規定する計画は、小学校区を単位として結成された自主防災組織（以下「校区自主防災組織」という。）が主体となり策定する計画とする。
- (2) 災害対策基本法第42条の2に基づき規定する計画は、校区自主防災組織以外の団体が主体となり策定する計画とする。

3 実践と検証

- (1) 地区防災計画に基づく防災活動の実施

地区居住者等は、地区防災計画に基づく防災活動を実施する。

市は、当該地区の防災力向上のために、日々の防災活動へのアドバイスや訓練指導、各種情報の提供を継続的に実施するなど、地区居住者等の防災活動を支援する。

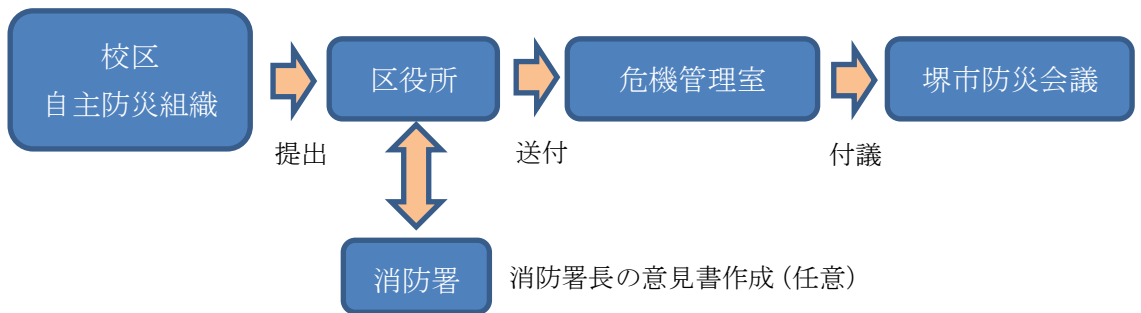
- (2) 計画の見直し

地区居住者等は、地域防災計画の改定内容や、防災訓練等の日ごろの防災活動を踏まえて、地区防災計画の見直しに努めることとする。

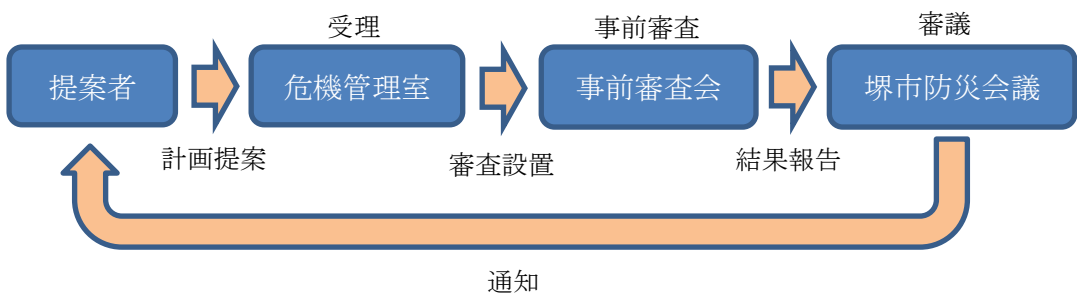
4 地区防災計画を定める手続き

地区防災計画を定める手続きは以下のとおりとする。

- (1) 校区自主防連携型



- (2) 計画提案型



5 地域防災計画に定める地区防災計画

| | |
|--------------|---------------|
| 錦西校区地区防災計画 | 三宝校区地区防災計画カルテ |
| 安井校区地区防災計画 | 深阪校区地区防災計画 |
| 八田荘校区地区防災計画 | 深井西校区地区防災計画 |
| 八田荘西校区地区防災計画 | 鳳校区地区防災計画 |
| 鳳南校区地区防災計画 | 上野芝校区地区防災計画 |
| 向丘校区地区防災計画 | 福泉校区地区防災計画 |
| 福泉東校区地区防災計画 | 浜寺東校区地区防災計画 |
| 福泉上校区地区防災計画 | 浜寺石津校区地区防災計画 |
| 家原寺校区地区防災計画 | 上神谷校区地区防災計画 |
| 御池台校区地区防災計画 | 美木多校区地区防災計画 |
| 金岡校区防災カルテ | 新金岡校区地区防災計画 |
| 百舌鳥校区地区防災計画 | 平尾校区地区防災計画 |
| 美原西校区地区防災計画 | 黒山校区地区防災計画 |
| 八上校区地区防災計画 | |

第2 自主防災組織の活動支援

【危機管理室、市民人権局、区役所】

地域におけるコミュニティ活動を通じて、地域住民の連帯感の醸成を図り、堺市自治連合協議会、堺市赤十字奉仕団等と連携し、防災意識の高揚、防災活動への取組を図り防災組織の活動支援を行う。その際、男女共同参画の視点を取り入れた活動が出来るように女性の参画を促進する。

また、自主防災組織の活動の活性化を図るため、研修の実施などによる防災リーダーの育成、若い世代など多様な年齢層や障害者が参加できるような環境整備などにより、迅速な活動が行える組織体制の形成、訓練の実施を促し、防災士（特定非営利活動法人日本防災士機構認定）と連携して地域防災力の向上を図るものとする。

1 活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災意識や心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- イ 災害発生の未然防止（家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害時への備え（指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、津波避難ビル等の把握、避難行動要支援者の把握、防災資器材や備蓄品の管理等）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達、避難、初期消火、救急処置、指定避難所開設運営、炊き出しなど）
- オ 男女共同参画の視点に配慮した避難所運営のための体制づくり

- カ 地域内の企業、事業所との連携・協力体制の整備
 - キ 危険箇所の点検、把握
 - ク 復旧・復興に関する知識の習得
- (2) 災害時の活動
- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
 - イ 救出救護（救助用資器材等を利用した救出、負傷者の救護など）
 - ウ 初期消火（消火器やバケツリレーによる消火など）
 - エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の伝達、救援情報などの住民への周知など）
 - オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
 - カ 指定避難所の自主的運営（市やボランティア等との連携、炊き出し、避難者の意見集約など）

2 支援方法

市は、地域の実情に応じた自主防災組織の支援に努める。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民に対する情報提供（研修会等の実施）
- (3) 防災リーダーの育成（リーダー研修会等の開催）
- (4) 防災資器材の備蓄・整備
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 自主防災ガイドブックの活用

第3 事業所による自主防災体制の整備

【産業振興局】

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握し、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

市は、従業員、利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生という観点から、事業所に対して広報紙又は消防署による予防査察を通じて自主防災体制の整備について指導、助言又は啓発を行う。

市は、事業者が被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて事前に計画を定めておく必要があるため、そのマネジメントのための事業継続計画（BCP）を策定するよう促進し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の

取組みを通じて、企業防災の促進を図る。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。併せて豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

なお、市は商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に取り組む。

市及び府は、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援し、事業者の防災力向上を促進する。

また、市及び府は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

※ 事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

1 指導、助言又は啓発の内容

(1) 平常時の活動

- ア 業務継続計画（BCP）の策定
- イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- ウ 災害発生 of 未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- エ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資・資器材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保）

- オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達、避難、初期消火、救急処置など）
- カ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織等との協力）

(2) 災害時の活動

- ア 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出救護（救助用資器材等を利用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 初期消火（消火器や屋外消火栓による消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の伝達、救援情報などの周知など）
- オ 地域活動への貢献（地域活動、防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

第4 救助活動の支援

【危機管理室】

市及び防災関係機関は、自主防災組織が実施する諸活動と連携した防災訓練の実施や救助・救急用資器材の整備等を行い、その活動を支援する。

第5 堺市消防協力事業所制度の推進

【消防局】

市（消防局）は地震等大規模災害発生時に自主的に人命救助等の消防活動を行う消防協力事業所の登録を推進し、研修会や訓練を通じ登録事業所の災害対応能力の向上を図ることにより、地域防災力の強化に努める。

第3節 都市の防災機能の強化

【第3節の施策体系】

| | | |
|-----------------------|----------------|-------|
| 第3節 都市の防災機能の 強化 | 第1 防災空間の整備 | P.107 |
| | 主担当：建築都市局、建設局 | |
| | 第2 災害に強い市街地の形成 | P.109 |
| | 主担当：建築都市局 | |

市及び防災関係機関は、いわゆるオープンスペースを活用しながら連続的な防災空間を整備し、市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策などを実施する。その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用するものとする。

府及び市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、市町村に対し優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう働きかけ、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

第1 防災空間の整備

【建築都市局、建設局】

避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場などの都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 都市公園等の整備

都市公園や緑地は、都市に潤いを与え、市民に憩いの場を提供するなど良好な都市環境を形成する上で重要な役割を果たし、災害時における延焼防止空間、避難場所及び災害救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。このため、災害に強いまちを支える基幹的な防災空間として、公園、緑地の充実化を重視し、「堺市緑の基本計画（平成30年3月改定）」に基づく体系的な整備、拡大を推進する。な

お、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（国土交通省（旧：建設省）都市局公園緑地課、国土交通省（旧：建設省）土木研究所環境部監修（当時））、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にする。

(1) 都市公園の現況

令和3年3月31日現在、1,188か所、709.28haの都市公園を開設しており、市民一人当たりの都市公園面積は、8.55㎡である。

(2) 都市公園等の整備目標

地域的なバランスに配慮しながら、都市公園等の面積を1,000ha以上とすることを目標に整備を促進する。

(3) 広域避難地の機能を有する都市公園の整備

周辺地区からの避難者を受け入れ、市街地火災等から避難者の生命を保護する概ね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積10ha以上となるものを含む。）を整備する。

(4) 一次避難地の機能を有する都市公園の整備

地域住民の集結場所・消火救援活動の拠点として機能する概ね面積1ha以上の都市公園を整備する。

(5) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点（大阪府）、地域防災拠点となる都市公園）の整備を促進する。

(6) 帰宅行動支援に資する都市公園の整備

帰宅困難者が発生すると想定されるターミナル駅周辺や幹線道路沿い等において、一時的な受け入れ、災害用トイレの提供など帰宅行動支援に資する都市公園を整備する。

(7) 災害応急対策施設の設置

避難場所又は避難路における災害応急対策に必要となる施設（屋外子局等の放送施設、指定避難所案内表示板及び災害時用臨時ヘリポート等）を設置する。

2 道路の整備

(1) 幹線道路をはじめとする新設道路の整備、既設道路の改良等を行い、道路交通ネットワークの形成・強化に努める。

(2) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

(3) 開発行為などにおいて、道路の後退指導を行うことによって、狭あい道路の拡幅を図る。

(4) 道路のバリアフリー化の整備を行うことにより、災害時における市民の避難

行動等における安全の確保に努める。

3 市街地緑化の推進

公園緑地等の整備と共に生産緑地や樹林地等の貴重な緑地の保全と河川・道路等の公共施設や民有地の緑化推進等、緑の保全・創出のための施策を「堺市緑の基本計画」に基づき総合的に推進し、緑とオープンスペースによる防災ネットワークの形成を図る。

4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

5 河川（大和川）部、臨海部における防災機能の強化

「堺市総合防災センター」を補完する支援拠点として、地域総合防災力向上を図るため、緊急避難場所や復旧・復興の支援拠点機能の必要性から、三宝水再生センターの防災拠点化を推進する。

第2 災害に強い市街地の形成

【建築都市局】

市街地再開発事業や土地区画整理事業等の市街地開発事業や、密集住宅市街地整備促進事業など各種整備手法を活用した市街地の整備を進め、都市計画法（昭和43年法律第100号）や宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく区域指定によって開発建築行為の規制・誘導を図り、堺市開発行為等の手続に関する条例に基づく開発指導を行い、安全で秩序ある市街地を形成していく。

1 市街地の整備

市街地を総合的に整備するには、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の市街地開発事業や、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）などの各種事業手法があり、これら面的整備手法を活用し良好な市街地の形成をすすめ、都市の防災性の向上を図る。

特に、地震時等に著しく危険な密集市街地（住生活基本計画（全国計画）を含む新湊地区においては、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）により、不足する公共施設の整備や建物の不燃化・耐震化促進などの諸施策を総合的に実施することにより、住環境の改善と防災性の向上を図る。

また、都市再生緊急整備地域「堺東駅西地域」においては、堺市の玄関口に相応しい複合市街地の形成を図るため、官公庁舎の建替えにあわせ、防災性の向上に資する市民交流広場を整備し、老朽化したジョルノビルを建替え、市街地の防災性の

向上を図ることを目的とする堺東駅南地区第一種市街地再開発事業を促進する。

2 地域指定による規制・誘導等

(1) 用途地域等の指定

都市計画区域内の土地についての無秩序な市街化や土地利用の混乱を防ぐため、都市計画法に基づき市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を定め、用途地域等の指定により建築物の用途・形態の制限を行い、地域の環境を保全し、適正かつ合理的な土地利用の実現を図る。

また、計画的市街地の形成を目的として、用途地域等の指定について検討を図るほか、建築・開発行為について指導を徹底し、秩序ある市街地の形成に努める。

(2) 防火地域・準防火地域の指定

市街地における火災の危険を防除するため、防火地域・準防火地域の指定により、建築物の不燃化を図る。市街地の密集化の状況等を考慮し、必要に応じて地域指定の見直しに努める。

(3) 宅地造成等規制法に基づく規制等

宅地造成工事又は既成宅地における、がけ崩れ又は土砂の流出を事前に防止するため、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制区域として、昭和39年7月に市内の丘陵地の一部約3,596haを指定した。同法及び都市計画法による開発許可制度により宅地造成等に伴うがけ崩れなどの建築物の被災を防止するため、造成計画、構造及び施工について指導を進める。

また、がけ地等の災害危険箇所について定期的なパトロールを実施し、土地所有者及び使用者等に対して、その防護等について指導助言し、徹底した安全管理を求めていくように努める。

(4) 宅地開発等指導

一定規模以上の開発行為等について堺市開発行為等の手続に関する条例を定め、良好な住環境が形成されるよう指導を行っている。開発に際して同条例等に基づいて開発事業者との事前協議を行い、宅地開発等による災害を発生させないように指導に努める。

3 公共住宅の建替事業の推進によるオープンスペース等との一体的な整備

耐震性、耐火性の低い、老朽化した公共住宅の建て替えを推進し、入居者の安全確保を図り、発災時における入居者、避難者等の一時的な受け入れを考慮したオープンスペース等との一体的な整備に努める。

4 空き家等の対策

市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

災害予防対策

第2章 災害の拡大の抑止

第3節 都市の防災機能の強化

府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市と相談窓口の普及啓発に努める。

第4節 火災・延焼予防対策の推進

【第4節の施策体系】

| | | |
|-------------------------|-------------|-------|
| 第4節 火災・延焼 予防対策の推進 | 第1 市街地の火災予防 | P.112 |
| | 主担当：消防局 | |
| | 第2 林野火災の予防 | P.113 |
| | 主担当：消防局 | |

市（消防局）は、市街地及び林野における火災の発生を防止し、初期消火の徹底を図り、延焼の拡大を防止するため火災予防対策を推進する。

第1 市街地の火災予防

【消防局】

1 住宅防火対策の推進について

火災予防条例により、既存住宅については住宅用火災警報器設置に関する積極的な啓発活動等を行い、設置の推進を図る。

2 火災予防査察の充実

消防法第4条及び第16条の5に基づき、立入り（査察）等を実施し、防火対象物及び危険物施設の実態把握につとめ、施設・設備の維持管理指導及び防火指導を行い、火災危険の排除及び火災時の対応に関する指導を行う。

3 防火・防災管理者の育成の推進

- (1) 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等、複合用途防火対象物、その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者」という。）に対し、消防法第8条及び第36条の規定による防火・防災管理者の養成を行い、防火・防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導育成する。
- (2) 統括防火・防災管理者の選任が必要な防火対象物においては、適正に選任させ、当該防火対象物全体についての消防計画の届出を指導し、適切な防火・防災管理業務を推進するよう、各管理権原者、統括防火・防災管理者、各防火・防災管理者に対し、指導・育成を行う。

4 防火対象物・防災管理定期点検報告制度の推進

消防法に基づき、一定の防火対象物に対して防火対象物・防災管理定期点検を適正に実施させ、特に厳格な施設管理、人的管理により火災の予防及び火災時、震災時等の被害軽減を図るよう指導する。

5 住民、事業所に対する指導、啓発

住民、事業所に対し、各種防火行事及び予防査察等を通じ、防火意識の普及啓発に努める。

6 高層建築物の火災予防指導

所有者等に対し、出火防止、火災拡大防止、避難、消防活動等に関する事項を定めた高層建築物の防災指導指針に基づく指導を推進する。

第2 林野火災の予防

【消防局】

火災に対する警報、乾燥又は強風注意報その他気象状況が悪化したとき、又は林野火災の予防上必要と認めたときは、火気の使用の制限など及び林野地帯に広報を行い、林野火災の未然防止に努める。

1 林野火災対策用資機材の整備

市（消防局）は、消防力強化のため、防備資機材の整備と備蓄を推進する。

2 消火作業機器等の整備

林野火災対応コンテナを整備（可搬式ポンプ、ジェットシュータ、チェーンソー等作業器）

第5節 消火・救助・救急体制の整備

【第5節の施策体系】

| | | |
|--------------------------|-------------------------|-------|
| 第5節 消火・救助・救急 体制の整備 | 第1 消防力の強化 | P.114 |
| | 主担当：消防局 | |
| | 第2 広域消防応援体制の整備 | P.116 |
| | 主担当：消防局 | |
| | 第3 地域の力による救助活動体制の整備 | P.117 |
| | 主担当：危機管理室、健康福祉局、消防局、区役所 | |

大規模災害に備えて消防力の強化を図り、また応援体制の整備、関係機関との連携をもって消火、救助、救急体制の充実に努める。

第1 消防力の強化

【消防局】

1 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）に基づき消防署所を配置し、消防車両などの消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など総合的消防力の充実に努める。

- (1) 指令管制システム、画像伝送システム等で構成される消防行政統合システムの更新による高度化
- (2) 消防車両などの増強・更新

2 消防水利の確保

- (1) 「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき消火栓等を配置する。
- (2) 河川、海などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、消防水利の多様化を図る。
- (3) 遠距離大量送水システム等の消防水利を有効に活用するための消防施設、設備の整備に努める。

3 消防活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための諸体制の整備に努める。

- (1) 消防体制の充実
- (2) 情報伝達体制の整備充実

地震災害発生時における情報伝達体制の強化をはじめ、効果的な消防活動が展開できるよう地震災害消防活動訓練を実施し、体制の整備充実に努める。

また、平成25年5月に全国瞬時警報システム（J-ALERT）が整備完了し、大規模災害発生時の初動体制確立のため活用している。

(3) 消防職員の速やかな動員

震災時には、地震災害消防活動計画に基づき、堺市及び高石市内で震度4を観測したときは消防司令長以上の階級にある者と事前に定められた者が、また、堺市、高石市及び大阪狭山市内において震度5弱が観測されたときは全職員が各所属に参集するものとする。

風水害発生時には、風水害消防活動計画に基づき速やかに招集・動員を行うものとする。

(4) 同時多発火災及び大規模火災の対応

被害の拡大及び二次災害の発生を抑止するため、地震災害消防活動計画に指定する消防活動重点地域、重要防ぎよ地区、優先防ぎよ対象物に対して、優先的に消防活動を行う体制を整備する。

また、消防車両の動態管理等、災害の同時多発への対処体制の整備に努め、市内事業所等との協力体制の確立に努め、迅速な消防活動が実施できるよう、体制整備に努める。

(5) 救助・救急資機材の強化

救出活動や現場でのトリアージ、応急処置、及び医療機関への搬送等救助救急活動に要する資機材の整備・強化を図る。

(6) 救急隊員の活動強化

救急救命士等の救急資格者の教育・養成に努める。

(7) 消防水利の有効活用

(8) 消防活動資機材等の備蓄と調達

平成11年に施行した地震災害時用備蓄基準に基づき、地震災害時の消火、救助、救急活動を効率的に遂行するために必要な資機材等について、現有数の不足している資機材等の備蓄を推進する。

また、地震災害をはじめとした大規模災害時の消防活動資機材等の調達のため、平成8年に和歌山市消防局、姫路市消防局、徳島市消防局と堺市消防局の4市間で締結する消防活動資機材及び支援物資等相互応援協定に基づき、陸路または海路により必要資機材を調達する。

(9) 住民広報の徹底

住民の安全確保のため、ホームページを活用した災害に関する注意喚起及び情報の提供、また報道機関への災害情報の提供など、適切な住民広報の実施体制整備に努める。

(10) 防災道路の確保、海路の確保、空路拠点の充実

(11) 大規模消防応援部隊の受援体制の確立

大規模な災害が発生した場合には、速やかに緊急消防援助隊を受け入れるため、消防組織法、緊急消防援助隊運用要綱及び大阪府緊急消防援助隊受援計画

に基づき策定した堺市消防局緊急消防援助隊受援計画により、効果的な消防活動ができるよう、受援体制整備に努める。

(12) 要配慮者への対応

(13) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア 体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善などにより組織強化に努める。

イ 装備の強化

安全ベスト・ヘッドライト等の安全確保用装備の充実強化を図る。

ウ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図り、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

エ 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

(14) 災害活動支援隊との連携強化

大規模災害発生時に災害活動支援隊員が、消防局及び消防署が行う消火、救急、救助、避難誘導その他の消防活動を支援できるよう教育訓練を実施し、知識及び技能の向上を図り、連携強化に努める。

第2 広域消防応援体制の整備

【消防局】

市では、地震等大規模災害発生に備え、消防組織法第39条に基づき、隣接市をはじめとした泉州地域の消防本部と応援協定を締結しているほか、大阪府内の消防本部との間で消防相互応援協定を締結している。

また、航空機災害の応援協定（大阪国際空港及び関西国際空港）、高速自動車道における大規模災害に関する相互応援協定（近畿自動車道松原那智勝浦線、関西国際空港線及び南阪奈道線）等を締結している。

今後は、協定に基づく体制整備に努め、必要に応じて新たな応援協定の締結を推進する。

第3 地域の力による救助活動体制の整備

【危機管理室、健康福祉局、消防局、区役所】

災害初期においては多数の負傷者が発生することから、すべての負傷者に対して、消防等による救助・救急活動を実施することは困難になると予想される。そのため、地域住民と協力し合って救出・救護活動を行うことが必要となり、このような地域の活動が人命を守るための大きな力となると考えられる。

以上より、市は、地域の力による救助活動体制の整備を図るため、自主防災組織や事業所等と連携し、生涯学習課所管の出前講座や地域の防災訓練の機会を活用して、被災者の救出、応急救助（けがの応急手当、心肺蘇生法、AEDの活用等）、軽傷者の医療救護所への搬送等、地域住民が協力して行う救出活動の教育及び訓練の実施を推進する。

第6節 災害時医療体制の整備

【第6節の施策体系】

| | | |
|-----------------------|-----------------------|-------|
| 第6節 災害時医療体制の 整備 | 第1 災害時医療の基本的考え方 | P.118 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第2 医療情報の収集・伝達体制の整備 | P.119 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第3 現地医療体制の整備 | P.119 |
| | 主担当：健康福祉局、堺市立総合医療センター | |
| | 第4 後方医療体制の整備 | P.120 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第5 医薬品等の備蓄及び確保 | P.121 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第6 患者等搬送体制の確立 | P.121 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第7 個別疾病対策 | P.121 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| 第8 関係機関協力体制の確立 | P.122 | |
| 主担当：健康福祉局、堺市立総合医療センター | | |
| 第9 医療関係者に対する訓練等の実施 | P.122 | |
| 主担当：健康福祉局 | | |

災害時の医療救護活動が迅速かつ適切に行えるよう、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」（大阪府医療対策課）に基づき、府及び医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制（及びその活動マニュアル）を整備する。

第1 災害時医療の基本的考え方

【健康福祉局】

災害時の医療救護活動は、災害のため医療機関等が被災・混乱し、被災地の住民が医療の途を閉ざされた場合に、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

1 現地医療活動

市は、災害拠点病院、市町村災害医療センター、災害医療協力病院等の医療機関や堺市医師会に所属する医師により、あらかじめ構成される堺市医療救護班により、拠点救護所（急病診療センター）及び臨時救護所（中学校）において、被災者の傷害程度に基づく治療の選択（トリアージ）や搬送前の応急処置、軽症者の治療を行う。

2 後方医療活動

市は、救護所等に対応できない重症、重篤患者の二次、三次医療を提供するため、災害拠点病院を中心に市町村災害医療センター、災害医療協力病院等の医療機関と連携しながら次のとおり実施する。

- (1) 市内に対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。
- (2) 特定の医療機関に患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。
- (3) 医療機関を機能別、地域別に体制化し、重傷度、緊急度に応じた適切な患者の搬送、受入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

【健康福祉局】

市は、大阪府、堺市医師会と相互に連携し、災害時における医療活動が円滑に行えるよう医療機関の被害状況や空床状況を把握し、大阪府が推進する広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の有効活用を推進する。

また、府、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

1 連絡体制の整備

- (1) 市、府及び医療機関は、災害時の連絡、調整窓口や情報内容、情報収集提供方法、役割分担を定める。
- (2) 市は、各医療機関が有する情報収集伝達手段が麻痺した場合においても、医療機関の被害状況や医療情報が収集伝達できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

2 その他

市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段（災害時優先電話回線等）を確保する。

第3 現地医療体制の整備

【健康福祉局、堺市立総合医療センター】

市は、大阪府、堺市医師会及び医療機関と連携し、災害発生時に通常の医療体制では対応できない多数の傷病者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に適切な現地医療活動が実施できるよう、現地医療体制を整備する。

1 災害時医療救護活動マニュアル（仮称）の策定

堺市地震災害想定総合調査において、負傷者数が12,812人（上町断層帯地震）、2,870人（東南海・南海地震）と想定されているように、大規模地震が発生した場合、軽傷者と重傷者が混在した多数の傷病者が殺到することが予想される。

市は、災害初動期において多数の傷病者に適切に対応し、ひとりでも多くの人命を救助するため、災害時医療救護活動マニュアル（仮称）を策定し、次の2～4に示す体制整備を図り、救護所の設置、トリアージ、応援の受入れ、広域搬送等の具体的手順を定める。

2 堺市医療救護班の体制整備

市は、現地医療活動に従事する堺市医療救護班の編成・派遣方法について、堺市医師会及び地域の医療機関と連携し、あらかじめ定める。

緊急救護班の中には、災害の発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

3 救護所等の設置体制整備

市は、堺市医師会及び地域の医療機関と協力し、救護所の開設手順や役割分担等の体制について、あらかじめ整備する。

4 緊急医療班の受入れ体制の整備

市は、大阪府医療対策課への要請により派遣される他市等からの緊急医療班及び医療ボランティア等の受入れ体制について、あらかじめ整備する。

第4 後方医療体制の整備

【健康福祉局】

地域における災害医療の拠点となる医療機関との連携を図り、他の医療機関についても災害時に連携が図られるよう協力体制の整備につとめ、後方医療体制を充実する。

1 災害拠点病院（地域災害拠点病院）

地方独立行政法人堺市立病院機構堺市立総合医療センター

2 市町村災害医療センター

独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院

3 災害医療協力病院

救急告示病院 他

第5 医薬品等の備蓄及び確保

【健康福祉局】

1 備蓄

市は、災害時に必要とされる医薬品等の備蓄すべき品目、数量を定め、堺市薬剤師会等の医療関係機関の協力を得て、医薬品及び医療用資器材の備蓄等の確保体制を整備する。なお、日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する。

2 その他

1においてもなお医薬品等が不足する場合には、大阪府薬務課に要請する。

第6 患者等搬送体制の確立

【健康福祉局】

市は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のための陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制を明確化する。

1 患者搬送

市及び府は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制の確立を図る。

2 医療救護班の搬送

市をはじめとする医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を明確化する。

3 医薬品等物資の輸送

(1) 市

市は、医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

(2) 府

市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行い、受入窓口を設置し調整を行う。

第7 個別疾病対策

【健康福祉局】

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じるため、特定診療災害医療センター等の関係機関との連携体

制の整備をする。

併せて、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム(DPAT)についても府、大阪市及び関係機関と連携の上、体制を整備する。

第8 関係機関協力体制の確立

【健康福祉局、堺市立総合医療センター】

1 地域医療連携の推進

市及び府は、堺市域保健医療協議会等を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

また、市は、災害時のBCP策定、災害時の様々なフェーズに応じた対応策や連絡、訓練等の協議を行う医療団体等で構成された堺地域災害時医療救護対策協議会の活動に協力し、地域医療機関との災害時における医療連携体制を強化する。

2 災害拠点病院等連絡協議会への参画

堺市立総合医療センターは、大阪府が設置する災害拠点病院等で構成する連絡協議会に参画し、災害拠点病院間及び関係機関との連絡・協力体制を確立する。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

【健康福祉局】

1 災害医療訓練の実施

各医療機関は、自ら実施する消防訓練等において災害時を想定した訓練内容を加味して訓練を実施するように努める。

第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備

【第7節の施策体系】

| | | |
|-----------------------------------|----------------------|-------|
| 第7節 避難場所・避難路 等及び誘導体制の 整備 | 第1 避難場所、避難路の指定 | P.123 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 広域避難地、避難路等の安全性の向上 | P.126 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第3 指定避難所の指定、整備 | P.126 |
| | 主担当：危機管理室、健康福祉局、区役所 | |
| | 第4 避難誘導体制の整備 | P.130 |
| | 主担当：危機管理室、健康福祉局 | |
| | 第5 広域避難体制の整備 | P.131 |
| | 主担当：危機管理室、健康福祉局 | |

災害から住民を安全に避難させるため、広域避難地、避難路及び指定避難所、災害に応じた一時避難するための指定緊急避難場所を指定し、住民に周知し、施設の整備等に努める。

第1 避難場所、避難路の指定

【危機管理室】

市は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。

指定緊急避難場所については、市は、災害種別に応じた被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じた指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

1 指定緊急避難場所の指定

洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を

図るため、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、各災害・現象に応じた所要の基準に適合する施設又は場所を指定緊急避難場所として指定するものとする。

なお、広域避難地、一次避難地、指定避難所及び津波避難ビル等の安全を確保できる所要の基準に適合することにより指定緊急避難場所として指定するものとする。

また、指定した指定緊急避難場所、避難路については、出前講座やハザードマップ等を活用し日頃から住民等への周知を行う。

2 津波避難ビルの指定

津波影響範囲において、内閣府の津波避難ビルガイドラインが目安として示す3階以上で鉄筋コンクリート造もしくは鉄筋鉄骨コンクリート造の新耐震基準を満たしている建物を原則として指定する。

地震発生から堺市に津波が到達するまでの間に、沿岸部から標高の高い東へ逃げるのが津波避難の基本であるが、逃げ遅れたり、遠くまで避難することができない住民等が緊急一時的に、または緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建物等の人工構造物。避難者1人当たり概ね1㎡を確保する避難する場所として確保する。

津波避難ビルの指定に際しては、施設の管理者と協定を結ぶなど、津波発生時に確実に避難できるような体制を構築する。

3 火災時の避難場所及び避難路の指定

(1) 避難場所

ア 広域避難地

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる広域避難地として次の基準により下記の公園等及びその周辺を指定する。
なお、今後、指定状況を検証し、見直しに努める。

- ① 想定される避難者1人当たり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保すること
- ② 延焼火災に対し有効な遮断が出来る概ね10ha以上の空地
ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難地として指定できる。
- ③ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの

(指定広域避難地)

三宝公園、浅香山公園、大浜公園、大仙公園、金岡公園・金岡第1～3公園・大泉緑地、大阪府立大学・白鷺公園、泉北水再生センター・八

田荘公園、陶器配水場、浜寺中学校、登美丘中学校、鴨谷公園、新檜尾公園、西原公園、大蓮公園、浜寺公園（堺市部） 以上 15 か所

イ 一次避難地

火災発生時等に住民が一次的に避難できる概ね 1ha 以上の場所を一次避難地として指定する。

(2) 避難路

広域避難地へ通じる避難路を指定する。

ア 原則として幅員が 16m 以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員 10m 以上の道路）又は 10m 以上の緑道

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）

ウ 落下物、倒壊物による危険など避難の障害の恐れが少ないこと。

エ 浸水等により交通不能になる恐れがないこと。

4 その他の避難場所及び避難路の指定

津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。

避難場所・避難路の指定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、府と市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（JIS Z8210）の追補 6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を用いる。

また、指定した避難場所、避難路については、防災マップや津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

(1) 避難場所

避難者 1 人当たり概ね 1 m²以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員 3m 以上の安全な道路及び緑道

第2 広域避難地、避難路等の安全性の向上

【危機管理室、建築都市局、建設局】

1 広域避難地等

- (1) 防災行政無線（同報系）屋外スピーカーの増設など避難住民への情報伝達手段の整備
- (2) 広域避難地内市有建築物の耐震化の促進
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

2 避難路等

- (1) 避難路であることを示す標識の設置
- (2) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (3) 落下・倒壊物対策の推進
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第3 指定避難所の指定、整備

【危機管理室、健康福祉局、区役所】

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる指定避難所を指定、整備する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価し、それらが不足した場合、府と連携し、ホテル・旅館等を含め可能な限り多くの避難所の開設に努め、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

さらに、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定避難所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあっては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

また、避難施設が指定管理者により管理されている施設については、あらかじめ指定管理者と必要な調整を行うものとする。既に指定された避難施設が、指定管理者による管理施設となったときも、同様に必要な調整を行うものとする。

また、災害に応じて、所要の基準に適合することにより、指定緊急避難場所としても指定するものとする。

なお、指定避難所や津波避難ビルを指定したときは、日頃からの啓発と災害時の円滑な避難行動を確保するため、蓄光石やライト等を活用した夜間でも識別できる表示

看板を設置するなど避難誘導対策を推進する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

1 指定避難所

市立の小・中・高等学校及び府立高等学校のほか、文化・スポーツ施設を中心として指定する。

令和3年4月現在、風水害時は108か所、地震災害時は161か所の指定避難所を開設する。

災害時の避難者受入可能人数は、地震災害時の指定避難所で約158,000人である。一方で、被害想定に基づく避難所生活者は、約139,000人と予測され、全数としては市の受入能力の範囲内ではあるが、地域により、避難所が不足する事態が想定される。

このため、上記指定避難所を補完するため、公的施設や自治会等が管理・運営を行っている地域会館、自治会館のほか、地域で一時的に提供・協力できるその他の施設を活用し、市民の臨時受入れ施設として活用を図る。また、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

津波影響範囲の指定避難所においては、津波発生時は津波による人的被害が懸念されることから、指定避難所として直ちに開設し、使用するものではないことを住民に対して周知し、津波避難ビルにも指定されている施設については、津波発生の有無により、その活用方法が異なることを併せて周知する。

2 指定避難所の指定

指定避難所は、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- (1) 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- (2) 指定避難所については、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- (3) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なもの

であることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

- (4) 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

- (5) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から、保健所との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努め、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行う。

また、保健所は、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

3 要配慮者に配慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、市町村は、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケア等の支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例や堺市福祉まちづくり環境整備要綱、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づき、障害者等が落ち着ける環境を工夫することや、障害特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障害者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- (2) 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。
- (3) 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 市は、施設管理者の協力を得て、府と、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供するこ

とができるよう、管理体制を整える。)

4 指定避難所の管理運営体制の整備

市は、指定避難所の開設基準、管理体制、区災害対策本部との連携、指定避難所ボランティア等の地元住民との協力体制を整備する。

- (1) 指定避難所は、堺市災害対策本部からの指示により、指定避難所等対応職員（以下「避難所対応職員」という。）が自主防災組織等の協力を得て開設する。ただし、市域において震度6弱以上を観測した場合は、使用可能の判定後、堺市災害対策本部等の指示を待つことなく速やかに開設する。
- (2) 市（災害対策本部等）と区災害対策本部、指定避難所の連絡、伝達等は、電話又は防災行政無線又は職員招集システムにより行う。
- (3) 指定避難所の運営は、区災害対策本部、避難所対応職員、地域の自治会及び自主防災組織との連携により行う。
- (4) 市（危機管理室）は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、指定避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど、管理運営体制を整備し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (5) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

5 避難所生活長期化に対応する環境整備

- (1) 避難所としての機能維持のため、必要な非常用電源設備の整備を推進する。
- (2) し尿処理が出来ない場合、水道が復旧しない場合、下水道が復旧しない場合等の衛生対策を推進する。
- (3) 避難して助かった避難者が、避難所で亡くなることのないよう、二次被害の防止対策を推進する。
- (4) 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、避難者の健康管理、衛生管理体制を整備する。
- (5) 避難所周辺の大気中アスベスト濃度のモニタリングを実施する。
- (6) 女性や性的少数者の方、また子育てに配慮した避難所設計を促進する。
 - ア 男女別トイレ、更衣室の設置
 - イ 誰でも使えるトイレ、個室の更衣室の設置
 - ウ 授乳室、育児室の設置
- (7) 避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。

- (8) 避難所運営訓練を実施し、訓練により明らかになった課題等について避難所運営マニュアルに反映させる。

6 指定避難所の代替施設等の検討

津波災害により沿岸部の指定避難所が使用不能になることを踏まえ、内陸部の避難所の活用を図り、代替施設について市域全体の施設の活用を計画するほか、必要な場合においては隣接する内陸部の自治体への協力要請など、円滑な避難所運営を推進する。

第4 避難誘導体制の整備

【危機管理室、健康福祉局】

1 市

- (1) 市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に対応するため、避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制を整備し、避難行動要支援者の誘導に配慮し、安全な避難が行えるよう自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団や福祉サービス事業者など地域住民と連携した体制づくりを推進する。

また、市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知を図る。特に、避難指示等が発令された際、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を図ることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への「緊急安全確保」も避難行動となることなどの周知を図る。

土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓

練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

特に津波避難については、全ての伝達手段が機能しない事態も想定し、住民自らの判断で避難できるよう津波に関する基本的な知識等、防災知識の普及啓発を行い、適切な避難行動ができるよう意識の向上を図る。

なお、避難行動要支援者の避難については、避難誘導をはじめ、安否確認、指定避難所における生活等に対する支援を円滑に行うために、避難行動要支援者支援プラン（＝「堺市災害時要援護者避難支援ガイドライン」）に基づいた避難行動要支援者の情報把握、防災部局・福祉部局・避難支援者・関係機関等の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備するように努める。

府は、市が地域の実情に応じて独自に作成・実施する避難行動要支援者支援プランについて、その基本的な考え方や留意点を示した「避難行動要支援者支援プラン作成指針」を作成した。

- (2) 市（危機管理室・健康福祉局・区役所）は、災害時における避難行動要支援者の安否確認について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ体制づくりを推進する。
- (3) 市（危機管理室）は、災害時における市管理外の広域避難地等の活用について、府等施設管理者との対応方針や役割分担等の協議を行い、安全に避難が可能な体制づくりを推進する。

2 学校、病院等の施設管理者

学校園、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、災害時に施設内の利用者を安全に避難させるための体制づくりを推進する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

3 不特定多数の者が利用する施設の管理者

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第5 広域避難体制の整備

【危機管理室、健康福祉局】

市及び府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより他の自治体との協力体制を構築し、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や避難者の運送が

円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第3章 防災体制の整備

【第3章の構成】

| 第3章 防災体制の整備 | | |
|-------------|-------------|--------|
| 第1節 | 総合的防災体制の整備 | P. 134 |
| 第2節 | 情報収集伝達体制の整備 | P. 156 |
| 第3節 | 緊急輸送体制の整備 | P. 161 |

第1節 総合的防災体制の整備

【第1節の施策体系】

| | | |
|--------------------------------------|---------------------|-------|
| 第1節 総合的防災体制の 整備 | 第1 中枢組織体制の整備 | P.135 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 防災中枢機能等の確保、充実 | P.143 |
| | 主担当：危機管理室、総務局、区役所 | |
| | 第3 防災拠点の整備 | P.144 |
| | 主担当：危機管理室、消防局、上下水道局 | |
| | 第4 装備資器材等の備蓄 | P.145 |
| | 主担当：危機管理室、区役所 | |
| | 第5 応援体制の整備 | P.146 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第6 空地等の管理体制 | P.148 |
| | 主担当：危機管理室、建築都市局、環境局 | |
| 第7 防災訓練の実施 | P.148 | |
| 主担当：危機管理室、市民人権局、区役所、教育委員会 | | |
| 第8 人材の教育 | P.151 | |
| 主担当：危機管理室、総務局、市民人権局、建築都市局 | | |
| 第9 防災教育 | P.152 | |
| 主担当：危機管理室、市民人権局、区役所、教育委員会、 各施設管理者 | | |
| 第10 防災に関する調査研究の推進 | P.153 | |
| 主担当：危機管理室 | | |
| 第11 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備 | P.153 | |
| 主担当：危機管理室 | | |
| 第12 行政機能の喪失又は著しい低下等への対応 | P.153 | |
| 主担当：危機管理室 | | |

市及び防災関係機関は、自らの組織動員態勢及び装備・資機材の整備を図り、防災活動を実施するための拠点整備、訓練や研修の実施を通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

また、災害時における防災拠点としての公共施設等の役割を、地理的条件、施設の保

有機能等を勘案して位置付けることで、総合的かつ機能的な体制を整備する。

第1 中枢組織体制の整備

【危機管理室】

1 市の組織体制の整備

総合的な防災体制により、市域において迅速防災対策を実施するため、組織体制の整備・充実を図る。

また、府と市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

(1) 堺市防災会議

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の幅広い多様な視点を取り入れた防災体制の確立が図られるよう、堺市防災会議委員の委嘱・任命を行う。

- ① 堺市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ② 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(2) 堺市防災対策推進本部

堺市地域防災計画に基づく防災対策の総合的な推進を図るため設置する。

本部長 危機管理室担任副市長

副本部長 技監、交通政策監、危機管理監

本部員 上下水道局長、市長公室長、政策調整監、市政改革監、ICTイノベーション推進監、泉北ニューデザイン推進監、総務局長、財政局長、市民人権局長、文化観光局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、産業振興局長、建築都市局長、建設局長、堺区長、中区長、東区長、西区長、南区長、北区長、美原区長、消防局長、会計管理者、上下水道局次長、教育次長、教育監、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、人事委員会事務局長、議会事務局長

幹事長 危機管理室長

幹事 秘書課参事(危機管理担当)、危機管理課長、防災課長、ICTイノベーション推進室参事(危機管理担当)、泉北ニューデザイン推進室参事(危機管理担当)、総務課参事(危機管理担当)、資金課参事(危機管理担当)、市民人権総務課参事(危機管理担当)、観光企画課参事(危機管理担当)、環境政策課参事(危機管理担当)、

健康福祉総務課参事（危機管理担当）、子ども企画課参事（危機管理担当）、産業政策課参事（危機管理担当）、都市政策課参事（危機管理担当）、建設総務課参事（危機管理担当）、堺区役所部理事（危機管理担当）、中区役所部理事（危機管理担当）、東区役所部理事（危機管理担当）、西区役所部理事（危機管理担当）、南区役所部理事（危機管理担当）、北区役所部理事（危機管理担当）、美原区役所部理事（危機管理担当）、警防課長、出納課長、経営企画室危機管理・広報広聴担当課長、教育委員会事務局総務課参事（危機管理担当）、選挙管理委員会事務局参事（危機管理担当）、監査委員事務局監査課参事（危機管理担当）、農業委員会事務局参事（危機管理担当）、人事委員会事務局参事（危機管理担当）、議会事務局総務課長

なお、幹事は実施計画の推進責任者と位置付ける。

また、幹事長は、防災に係る専門的事項について協議するため、以下の専門部会を設置する。

- ① 風水害水防対策専門部会
- ② 被災者生活再建専門部会
- ③ 要配慮者対策専門部会
- ④ 避難所生活者環境改善専門部会

(3) 堺市災害対策本部

市長は、市域において災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、防災の推進を図る必要がある以下の場合に設置する。

- ① 市域において震度6弱以上の地震を観測したとき。
- ② 市域において特別警報が発表されたとき。
- ③ 大阪府に大津波警報及び津波警報が発表されたとき。
- ④ 市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する被害が発生したとき。
- ⑤ 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断したとき。
- ⑥ その他市長が必要と認めたとき。

本部長 市長

副本部長 副市長、危機管理監

本部長 教育長、上下水道局長、市長公室長、市政改革監、ICTイノベーション推進監、泉北ニューデザイン推進監、総務局長、財政局長、市民人権局長、文化観光局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、産業振興局長、建築都市局長、建設局長、堺区長、中区長、東区長、西区長、南区長、北区長、美原区長、消防局長、会計管理者、上下水道局次長、教育次長、教育監、

議会事務局長

※ 本部長は、必要があると認めるときは、上記以外の者を本部会議に出席させることができる。事務局員、男女共同参画推進担当部局や男女共同参画センターの職員、(6)に定める危機管理センター長、副センター長、センター員等

(4) 区災害対策本部

災害被災地域の総合的な災害応急対策を円滑に実施する必要がある以下の場合に区役所に設置する。

- ① 市災害対策本部が設置されたとき。
- ② その他区長が緊急を要すると判断したとき。

なお、この場合、区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、設置後速やかに災害対策本部長（以下「本部長」という。）に報告を行う。

| | |
|-------|--|
| 区本部長 | 区長 |
| 同副本部長 | 副区長、保健福祉総合センター所長 |
| 同本部員 | 区政企画室長（南区役所に限る。）、学校連携支援担当課長（北区役所に限る。）、自治推進課長、市民課長、保険年金課長、生活援護課長（堺区役所は、生活援護第一課長、生活援護第二課長）、地域福祉課長、子育て支援課長、保健センター所長 |
| 同事務局員 | 企画総務課（南区は総務課）職員等 |

区本部長は、特に緊急を要すると認めるときは、本部長の指示によることなく、管轄区域内の本市関係機関の長に対し、必要な対策の実施を要請することができる。また、区本部長からその要請を受けた本市関係機関の長は、当該所属の対策部長の指示に違反しないときは、その要請に応じるものとする。

上記要請をした場合は、直ちにその旨を本部長に報告するものとする。

(5) 現地災害対策本部

災害対策本部長は、災害の地域特性に応じた災害応急対策を局地的又は重点的に実施する必要がある場合、地域の安全を確認した上で、災害地に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部長、副本部長及び本部員その他の職員は、被災地域及び災害規模などを勘案し、本部長が指名する。

(6) 危機管理センター

市は、市として総合的な対応が必要であるが対策本部の設置基準には該当しない場合に、危機管理センターを設置し、各部局との連絡、情報の収集・伝達、広報などの初動対応を行い、市長の今後の方針決定を補佐する。危機管理センターは、危機管理監をセンター長に、また、危機管理室長及びセンター長が危機事象の内容、規模等に応じて指名する者を副センター長に充て、危機管理室、各局危機管理担当職員などあらかじめ指名した者で構成し、センター班員は、センター長の指示により速やかに危機管理センターに参集する。

なお、危機管理センター設置時の区の体制は副区長を筆頭とする体制とする。
危機管理センターは、情報収集に努める中で状況が判明していくに伴い、危機管理対策本部、災害対策本部、国民保護（緊急対処事態）対策本部設置の必要性の検討や設置準備など、次の体制への円滑な移行を図る。

(7) 堺市危機管理対策本部

災害対策基本法に定めのない危機事象が発生したときに設置する。

2 市の動員体制の整備

市は、災害時の組織体制の整備に併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制を次のように定める。

また、市と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

(1) 職員の配備基準

下記基準により、危機管理センター長又は災害対策本部長の命に基づき各対策本部長が指令する。

地震、風水害などの自然災害時及び事故等の配置・動員の基準

《地震・津波》

| 体制 | | 条件 | 人員 |
|----------|--------|--|--------------------------------|
| 危機管理センター | 地震1号配備 | 大阪府に津波注意報が発表されたとき | 情報収集及び伝達に必要な人員を配備 |
| | 地震2号配備 | 堺市域で震度4を観測したとき | |
| | 地震3号配備 | 堺市域で震度5弱又は5強を観測したとき | 応急対策活動に必要な人員を配備 |
| | | 災害の発生が相当程度予想され、その事前対策をとる必要があるとき 南海トラフ地震に関する情報（巨大地震警戒）※1 又は（巨大地震注意）※2 が発表されたとき | |
| 災害対策本部 | 地震対策配備 | 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき | 総合的応急対策活動に必要な人員を配備 ○センター員全員 |
| | | 大阪府に津波警報が発表されたとき | |
| | 全員配備 | 堺市域で特別警報（大津波警報・緊急地震速報（震度6弱以上））が発表されたとき | ○市職員全員 |

災害予防対策
 第3章 防災体制の整備
 第1節 総合的防災体制の整備

| | | | |
|--|--|--------------------------------|--|
| | | 堺市域で震度6弱以上を観測したとき | |
| | | 市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき | |

※1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）：「南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生」した場合に気象庁が発表する、後発地震（津波）に対する警戒を呼び掛ける情報

※2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）：「南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生」、「南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側（外洋側）50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生」した場合などに気象庁が発表する、後発地震（津波）に対する注意を呼び掛ける情報

《風水害・土砂災害》

| 体制 | | 条件 | 人員 |
|---------------------------|--|---|--------------------------|
| 危機管理センター | 風水害1号配備 | 堺市域に大雨（浸水害）警報が発表されたとき | 情報収集及び伝達に必要な人員を配備 |
| | | 情報収集及び災害警戒が必要なとき | |
| | 風水害2号配備 | 堺市域に暴風警報が発表されたとき | 軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備 |
| 堺市域に大雨（土砂災害）・洪水警報が発表されたとき | | | |
| 風水害3号配備 | 避難所開設が見込まれるとき | 総合的応急対策活動に必要な人員を配備 | |
| | 災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき | | |
| 災害対策本部 | 風水害対策配備 | 市域に特別警報が発表されたとき | |
| | | 陸上での最大風速が秒速30メートル以上の台風が府域に上陸又は最接近することが見込まれるとき（大阪府災害モード宣言） | |
| | | 市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき | |
| | | その他大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき | |

| | | | |
|--|------|--------------------------------|--------|
| | | その他市長が必要と認めたとき | |
| | 全員配備 | 市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき | ○市職員全員 |

※1 センター長は、災害の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。

《事故等》

| 体制 | | 条件 | 人員 |
|----------|------------|--|--|
| 危機管理センター | 事故1号 配備 | 情報収集及び災害の警戒が必要など き | 情報収集及び伝達に必要な 人員を配備 |
| | 事故2号 配備 | 災害の発生が相当程度に予測され、 その事前対策をとる必要があると き、又は局地的な災害が発生したと き | 災害の発生が相当程度に 予想される場合にその対 策又は、すでに発生して いる局地的な災害への対 応に必要な人員を配備 |
| 災害対策本部 | 事故対策 配備 | 災害救助法の適用基準と同程度の被 害が発生するなど、大規模な災害が 発生したとき、又は発生する恐れが あるとき | 総合的応急対策活動に必 要な人員を配備 ○センター員全員 |

(2) 主要防災関係職員への早期情報伝達

主要防災関係職員に対する情報伝達の迅速化を図るため、職員招集システムにより、これらの職員の携帯電話に電子メール等による気象情報の配信を行う。

(3) 危機管理当直制度

災害発生時の緊急初動体制を早期に確立するため、管理職等による危機管理当直を置き、情報の収集及び伝達並びに緊急初動措置を的確に行うことができる体制を確保する。

(4) 指定避難所等対応職員制度

災害が発生し、又はそのおそれがある場合に遅滞なく指定避難所等を供与し、指定避難所等に滞在する避難者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるため、「堺市指定避難所等の開設及び運営に関する規程」に基づき、避難所対応職員が指定避難所等の開設及び運営を行う。

ア 職務

- ① 指定避難所等の開設に関する業務
- ② 指定避難所等の運営に関する業務
- ③ 市災害対策本部及び区災害対策本部との連絡及び調整に関する業務

イ 従事基準

- ① 台風、火災等による災害が発生し、又はその発生が予測される場合において、市災害対策本部から指定避難所等を開設する旨の命令が発せられたとき。
- ② 市域において震度6弱以上の地震を観測したとき。

- ③ 府域において津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
 - ④ その他災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策本部長がその必要があると認めるとき。
- (5) 災害対応が長期にわたる場合の動員計画
- 各対策部長は、対策配備以降の場合、多くの職員を長時間にわたり災害応急対策に従事させる必要があるため、こころのケアを含めた職員の健康管理を十分に行い、適宜休息時間を設け、従事職員の適切な交替に配慮するものとする。特に、全員配備の場合は、全職員が災害応急対策に当たることとされており、長期の対応に備え、早期にローテーション計画を作成し、計画的な動員体制に努め、職員の健康に配慮するものとする。
- また、危機事象の輻輳時、危機管理センター員での対応が限界を迎えた場合、臨時的応援・対応の位置づけとして、バックアップ要員を選出する。
- (6) 府による市町村支援
- 府は、市の被災程度に応じて、支援が必要な分野に応じた人員を確保し、市を支援する体制の整備に努める。
- ア 緊急防災推進員の指名
- 府は、市町村の被害状況及び対策状況等の収集・伝達による大阪府の災害応急対策の円滑な実施を期するため、本庁の災害対策本部、府民センタービル、広域防災拠点、後方支援活動拠点のほか、市庁舎に自宅から徒歩・自転車等により60分程度で参集可能な職員を緊急防災推進員として指名する。
- また、府は、市が実施する訓練に緊急防災推進員を参加させ、業務の習熟を図る。
- イ 大阪府災害時先遣隊
- 府は、緊急防災推進員に加え、市の被災状況の把握や初動時の災害応急対策の実施を支援するため、市からの要請を待つことなく、府職員を派遣する体制を整備し、情報収集要領を作成する。
- ウ 災害時現地情報連絡員（リエゾン）
- 府は、市の被災状況把握、府と市との連絡調整及び市災害対策本部の運営支援等を行う災害時現地情報連絡員（リエゾン）の派遣体制を整備する。

3 平時から職員が講じておくべき対策

- (1) 災害時における役割の把握
- 職員は、各所属で作成する防災行動マニュアルにおける各自の役割を把握し、災害時における各自の行動を理解し必要な対策を平時から講じておくものとする。
- (2) 家庭等で被災しないための対策
- 職員は、それぞれが災害応急対策を行うべき重要な責務を担っていることを理解し、災害時においても必要に応じて確実に出勤できる体制を平時から整え

るため、災害時に職員やその家族が被災しないよう次のような対策を講じておくものとする。

ア 住宅の耐震化

イ 家具等の転倒防止対策

ウ 家庭内での備蓄（非常用食料、飲料水、非常用持ち出し袋、携帯トイレなど）

(3) 出勤経路の危険度の把握

職員は、出勤経路における危険度（土砂崩れ、ブロック塀倒壊、液状化など）を把握し、災害時の通行経路や出勤手段等を検討しておくものとする。なお、災害時は、出勤経路における被災状況の把握に努めるものとする。

4 防災関係機関の体制整備

市の区域を所管する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関は、法令、防災基本計画、防災業務計画、大阪府地域防災計画及び堺市地域防災計画の定めるところにより、災害の予防対策の的確かつ円滑な実施のため必要な組織を整備する。

5 外部の専門家等の活用

市は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図り、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、自衛隊等の防災関係機関や民間の人材の確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

第2 防災中枢機能等の確保、充実

【危機管理室、総務局、区役所】

市は、発災時に速やかな体制をとれるよう、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災中枢機能等の確保、充実を図る。

1 防災中枢施設等の整備

市は、防災中枢機能を強化するため、本庁、各区役所、指定避難所及び防災関係機関が有機的かつ合理的に結ばれた総合危機管理情報システム（案内表示板や屋外放送施設等をその一部を含む）の整備を図る。

また、発災時に防災中枢施設の機能を維持するため、老朽化の進んだ施設の耐震化を推進し、各施設の耐震性を確保し、災害対策本部等の防災中枢施設の整備を図る。

2 災害対策本部等の機能確保

大規模災害時に、市災害対策本部等の機能の喪失又は著しい低下が懸念されることから、次の事項について対策を講じることとし、災害対応を行う拠点機能を確保する。

(1) 庁舎

庁舎の立地条件を把握し、耐震性、通信基盤の点検・整備を推進する。

(2) 代替施設の確保

庁舎が被災することにより災害対策本部の運営に支障を来さないように代替施設を確保する。

ア 災害対策本部等の代替施設を確保する（耐震性、標高を確認）。

イ 災害対策本部等の移転の判断や代替施設の決定手続き、移転手段の確保に必要な手順等について事前に定めておく。

(3) 電源・機材の確保体制の点検・整備

防災拠点の機能を維持するため、機器類・備品等の整備や、中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）を確保し、非常用電源設備の稼働持続時間を把握し、民間企業との協定締結等により燃料確保体制の整備を推進する。

3 災害対策本部等用備蓄

市は、災害対策本部等の機能を確保するため、仮眠スペース、飲料水、食料等を庁舎内に整備・備蓄する。

第3 防災拠点の整備

【危機管理室、消防局、上下水道局】

市は、大規模災害時の適切な災害応急活動や市民への防災の啓発活動が効果的に実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。防災拠点は、相互に補完し合う体制を整備するものとし、応援部隊（緊急消防援助隊、自衛隊等）の集結・出動・宿営、救援物資の集積・配分、医療等の災害応急活動を行う前線拠点の整備を併せて図る。

1 防災センターの整備

次の役割を有した「堺市総合防災センター」の整備など、堺市域を包括できる防災拠点整備を図る。

【機能】

- (1) 市民に対する防災意識及び災害対策能力向上のための啓発機能
- (2) 災害用資器材等の備蓄
- (3) 物資備蓄・配送拠点
- (4) 災害対策本部の代替機能

- (5) 災害時用臨時ヘリポート
 - (6) 消防、警察、自衛隊等広域応援部隊の駐留拠点
 - (7) 消防職員や消防団員の災害対応能力を高めるための教育訓練施設
- また、臨海部においては、堺2区に立地する国の基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制の構築を図るため、また、河川（大和川）部における防災機能の強化を目指すことから「堺市総合防災センター」を補完する支援拠点として、三宝水再生センターの災害対策センターを中心に防災拠点化を推進する。

2 拠点備蓄倉庫の整備

市は、大規模災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、物資中継輸送機能を備えた拠点備蓄倉庫を整備する。拠点備蓄倉庫は、直近市町への応援派遣及び他自治体等からの受援も想定してこれを整備する。

【機能】

- (1) 市の備蓄拠点、物資輸送拠点

3 区役所備蓄倉庫

市は、区災害対策本部の設置場所となる各区役所庁舎内に区役所備蓄倉庫を設置し、災害時の円滑な救援活動を行うため必要な、主に食料等の備蓄を行う。

4 指定避難所備蓄倉庫の整備

市は、指定避難所である市立小学校等に、避難者への迅速な対策を実施するために必要な、次の機能を有するコンテナ型備蓄倉庫を整備し、分散備蓄を推進する。また、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

【機能】

- (1) 指定避難所セット（毛布、シーツ、枕、マット等）
- (2) 救助用資器材セット（スコップ、ツルハシ、ハンマー、バール等）
- (3) ラジオ等の情報受信手段
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策物品（消毒液、マスク、非接触型体温計、段ボールベッド、パーテーション等）

第4 装備資器材等の備蓄

【危機管理室、区役所】

市は、応急対策、二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材の育成、確保及び装備、資器材等の確保に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

1 資器材等の備蓄及び技術者等の把握

燃料、発電機、建設機械等の装備、資器材等の充実に努め、関係団体との連携により資器材、技術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進し、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

その他、府、市及び近畿地方整備局は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進し、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

2 資器材等の点検

備蓄、保有する装備、資器材は、定期又は随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期するものとする。

3 人材の育成

職員の危機意識の徹底を図り、また災害時に迅速な対応と判断できる力を養い、円滑な防災活動の実施を期するため防災教育を実施する等人材の育成に努める。

4 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図、構造図、情報図面等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第5 応援体制の整備

【危機管理室】

大規模災害時の防災活動を適切に実施するため、広域的な視点から相互応援体制を整備し防災体制の確立を図る。

1 自治体相互の応援体制の整備

緊急物資、人材や情報交換など、災害時相互応援協定に基づく相互応援体制の整備を推進する。

また、近隣自治体との応援協定の締結により、津波災害時には内陸部の近隣自治体からの支援を確保するほか、広域災害を想定し、堺市と同時に被災することのない遠隔の自治体との応援体制の整備を推進する。

2 緊急消防援助隊等の大規模消防応援部隊との連携・受入れ体制の整備

大規模災害時における消防活動を実施するため設置されている緊急消防援助隊等の大規模消防応援部隊との連携並びに受入れ体制の整備を図る。

3 その他関係団体との相互応援体制の整備、強化

大規模災害に対応するため、関係団体との積極的な相互応援体制の整備を推進する。

4 民間事業所等との災害時応援体制の整備、強化

市は、企業等との間で連携強化を進め、多様な協力体制の整備を推進する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握に努める。

5 ボランティアとの連携強化

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、社会福協議会等と協力し、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取り組みが行えるよう、防災協定の締結やコーディネート機能の強化に努める。

6 自治体等からの受援計画の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう受援計画を策定し、受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(1) 受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害時に、市単独の行政機能だけでは対応が困難な場合に、他の自治体等からの支援を円滑に受け入れることを目的とする。

(2) 計画に定める主な内容

- ア 計画の基本的な考え方
- イ 計画の位置付け
- ウ 受援体制
- エ 受援対象業務

7 基幹的広域防災拠点と連携した防災体制の構築

京阪神都市圏における直下型地震や東南海・南海地震等の大規模災害時に、広域的な災害対策活動を効果的に展開するため、堺2区に立地する国の基幹的広域防

災拠点との連携による効果的な防災体制の構築を図る。

【基幹的広域防災拠点の機能】

- (1) 救援物資の中継、分配
- (2) 広域支援部隊等の一時集結
- (3) ベースキャンプの設営 等

第6 空地等の管理体制

【危機管理室、建築都市局、環境局】

公共用地等の空地等は、震災発生直後の一時避難場所から、その後の救援活動拠点、輸送拠点、災害廃棄物等の仮置き場、応急仮設住宅建設用地まで、利用目的や需要が時系列に変化していく。

そのため、限られた空地を効果的に活用するため、時系列に変化していく利用需要を踏まえながら、必要度の高いものから利用方法を決定していく必要がある。

このため、あらかじめ、公共用地等の空地のリストアップと時系列に応じた利用用途を整理しておく。

第7 防災訓練の実施

【危機管理室、市民人権局、区役所、教育委員会】

市及び防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、避難行動要支援者や女性の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。

その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努め、被災時の男女のニーズの違いや性的少数者の方等被災者の多様性に十分配慮するよう努める。

実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにし、大規模広域災害時の円滑な広域避難など、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者等関係機関との連携や、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、業務継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行い、次回の訓練に反映、及びBCPの見直しを行う。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。

1 総合訓練

協力体制の確立及び応急対策活動を円滑に実施するため、防災関係機関及び住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応、地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練等の総合的訓練を実施する。

2 市及び防災関係機関が個別に実施する訓練

(1) 消防訓練

現有消防力の合理的運用及び的確な消防活動に万全を期するため、消防技術の徹底及び習熟を目的とした訓練を行う。また、広域災害に対応するため、大阪府内消防機関をはじめ近隣府県並びに全国消防機関との合同訓練に参画する。

- ア 地震災害消防活動訓練
- イ 特別防災地区総合防災訓練
- ウ 関西国際空港航空機災害訓練
- エ 緊急消防援助隊大阪府隊訓練
- オ 緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練
- カ 国際緊急援助隊救助チーム総合訓練

(2) 水防訓練

出水時における職員の迅速かつ的確な水防活動の実施を図るため、土のう作成等の水防訓練を適宜実施する。

(3) その他の訓練

災害時における職員の迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模地震の発生等を想定した次のような訓練を適宜実施する。

- ア 情報収集・伝達訓練
防災行政無線等を使用し、通信途絶時の情報収集・伝達を確実にできるよう実施する。
- イ 非常参集訓練
夜間休日等において職員の動員、配備を迅速かつ確実に行うため実施する。
- ウ 避難救助訓練
避難救助訓練は、住民の協力を得て迅速に行われるよう誘導、指示、勧告等について行う。更に自力避難不可能な孤立者、負傷者、避難行動要支援者等の救助等についても訓練を行う。
- エ 図上訓練
想定した災害の被害への対応を検討し、組織動員体制、災害予防対策及び災害応急対策を検証するため訓練を行う。
- オ その他

3 市民、事業所等の訓練

自主防災組織及び自治会、事業所は、災害時の自主的な防災行動力を高め、また、

防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、次に掲げる項目を参考に、防災訓練を実施する。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 初期消火訓練
- (4) 救出・救護訓練
- (5) 炊出し訓練等
- (6) 指定避難所運営訓練
- (7) 緊急地震速報を活用した訓練

4 区役所区域での防災訓練

大規模な地震が発生した場合、地域が交通や通信手段等の混乱又は途絶により、一時的に孤立状態に陥るような事態を想定し、各区域単位で自主防災組織等が主体となり、各種訓練を行う。

5 校区単位での防災訓練

地域におけるコミュニティ活動を通じて、地域住民の連帯感の醸成に努め、消防署等防災関係機関や各校区自治連合会等と連携し、防災意識の高揚、防災活動への取組を図り防災組織の育成に努める。

また、大規模な地震が発生した場合、地域が交通や通信手段等の混乱又は途絶により、一時的に孤立状態に陥るような事態を想定し、校区単位で自主防災組織等が主体となり、各種訓練を行う。

6 乳幼児・児童・生徒等の防災訓練

各学校園・認定こども園等は、災害を想定した避難訓練を定期的実施し、乳幼児・児童・生徒の避難行動及び緊急地震速報への対応行動、教職員・保育所職員による誘導・防災活動等の習熟を図る。

また、市全体の防災対策を踏まえて、各学校園・認定こども園等の実情に応じた組織的な避難訓練を計画し、地域人材の活用や地域の防災訓練との連携を図る。

7 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

- (1) 市、府をはじめ防災関係機関は、南海トラフ巨大地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を実施する。

【内容】

- ① 津波警報等の情報収集・伝達訓練
- ② 参集訓練及び本部運営訓練
- ③ 水門等の操作訓練
- ④ 救出・救助訓練

⑤ 医療救護訓練

- (2) 東日本大震災の被害実態を踏まえ、訓練を通じて住民に避難路、避難場所、避難所、津波避難ビルなど、自分の身を守る方法を改めて周知するため、津波の発生を想定して、津波避難に主眼をおいた防災訓練等を実施する。

第8 人材の教育

【危機管理室、総務局、市民人権局、建築都市局】

市及び防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、専門的知見を有する防災担当職員の育成を行うことにより災害対応力の向上を図るため、男女共同参画の視点を取り入れ、職員への防災教育を充実する。

また、市は、府や関西広域連合等が実施する専門的な研修等を活用し、幹部職員及び防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。

1 職員に対する防災教育

市は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、連携して職員に対し防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

ア 危機管理センター員及び区対策本部員等

複雑化する災害の態様に即応できるよう高度かつ専門的な教育訓練を実施する。

- ① 他の防災機関への研修派遣
- ② FEMA（米連邦危機管理庁）、消防庁、関西広域連合、大阪府、人と防災未来センター等が実施する講習会、研修会等への参加
- ③ 出前講座等での講演
- ④ 見学、現地調査等の実施

イ 一般職員

- ① 大阪府、堺市等が実施する講習会、研修会等への参加
- ② 見学、現地調査等の実施
- ③ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

(2) 教育の内容

- ① 堺市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ② 全員配備体制時の非常参集の区分及び方法
- ③ 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性
- ④ アスベストについての知識
- ⑤ 防災知識と技術
- ⑥ 防災関係法令の適用

- ⑦ 図上訓練の実施
- ⑧ 緊急地震速報の活用
- ⑨ 男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営
- ⑩ その他必要な事項

2 家屋被害認定を行う者の育成

市は、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るために、家屋被害認定調査員の確保・スキルアップに向け、市における家屋被害認定調査員向けの研修を充実する。

第9 防災教育

【危機管理室、市民人権局、区役所、教育委員会、各施設管理者】

1 市民に対する防災教育

(1) 市民等に対する教育、啓発の実施

市（危機管理室・区役所）は、防災教育、啓発は、地域の実情に応じて行うものとし、より具体的な方法により、自助努力を促し、男女共同参画の視点を取り入れ、域防災力の向上を図ることも留意しながら、次の実践的な教育、啓発を行うものとする。

- ① 防災に関する一般的な知識（特に地震、津波に関する知識）
- ② 災害発生時に防災上とるべき行動に関する知識（地震・津波、河川氾濫、土砂災害、暴風、出火防止、初期消火等）
- ③ 正確な情報入手方法（緊急地震速報等）
- ④ 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- ⑤ 各地域における危険箇所等に関する知識
- ⑥ 災害建築物において露出したアスベストの飛散・ばく露防止対策
- ⑦ 男女のニーズの違いを踏まえた避難生活に関する知識
- ⑧ 平素住民が実施しうる家庭内対策の内容（特に生活必需品の備蓄）
特に、津波災害に関する知識の普及・啓発については、次のことを徹底する。
- ⑨ 津波警報・大津波警報が発表されたときはすぐに避難すること
- ⑩ 地震発生後、津波が到達するまでの約100分間に、JR阪和線を目標に、東の高い所へ徒歩で避難すること
- ⑪ 地震発生後、津波が到達するまでの約100分間に、逃げ遅れた方、大急ぎで逃げるのが困難な方は、津波避難ビルなど高い所へ避難すること

(2) 就学前教育、初等、中等教育における防災教育の推進

教育委員会は、幼・小・中・高等学校等の教育活動全体を通じて、防災に関する学習活動を進める。

(3) 出前講座

市は、市民向け出前講座のメニューの一つとして防災に関する講座を設け啓発する。

2 防災上重要な施設管理者に対する教育

市及び府は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。

防災上重要な施設の管理者は、市及び府が実施する研修に参加するよう努めることとする。

第10 防災に関する調査研究の推進

【危機管理室】

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制の整備を図る。

第11 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

【危機管理室】

市及び防災関係機関は、大規模災害時における自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

第12 行政機能の喪失又は著しい低下等への対応

【危機管理室】

1 防災施設、職員の被災を想定した業務継続計画（BCP）の策定

地震など大規模災害が発生した際に予想される本市の通常業務及び災害対策業務の機能停止・低下を最小限に抑えるため、行政自身が被災することで人的・物的資源に制約があることを前提に、優先して遂行する通常業務と災害対策業務を効果的に実施するうえで必要な資源の準備や対応方針を定めたBCPを策定し、適切に運用する。

- (1) 複合災害など様々な災害や感染症の蔓延に対処するため、特定の事象にのみ対応するBCPではなく、庁舎が使用不能な場合、電気が使用不能の場合、多くの職員が業務に従事できない場合など業務資源が使用困難となるような大規模災害から、庁舎等の被害はないが災害対策業務が必要となるような小規模災

害までを想定した災害規模に応じたBCPを策定する。

- (2) 自治体の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、首長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じ、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。

2 電源・機材の確保体制の点検・整備

行政機能を維持するため、機器類・備品等の整備や、中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）を確保し、非常用電源設備の稼働持続時間を把握し、民間企業との協定締結等により燃料確保体制の整備を推進する。

災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行い、その業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保し、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。

3 人材の育成

多数の職員が被災し参集できない場合、少ない職員でも災害対策本部を機能させることができるよう人材を育成する。

定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

4 被災者支援システムの導入

市は、災害発生後の被災者が生活再建を円滑に行うため、被災者支援システムの導入に努める。

5 受援体制の強化

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるように受援計画を策定し、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

- (1) 災害対応業務では、平常業務と異なる知識、専門性等が求められる。専門性、人数など質と量の両面で要員を確保するため、協定等に基づく外部自治体の応援や外部専門家の活用を検討する。また、訓練等を通じて発災時の連絡先、具体的な受入手続き、役割・責任分担、応援要員の規模等を事前に調整しておく。
- (2) 「関西防災・減災プラン」や「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」等との整合を図り、関西広域連合や指定都市市長会等による支援を

活用する。

第2節 情報収集伝達体制の整備

【第2節の施策体系】

| | | |
|------------------------|--------------------|-------|
| 第2節 情報収集伝達体制 の整備 | 第1 災害情報収集伝達システムの整備 | P.156 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 情報収集伝達体制の強化 | P.158 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第3 災害広報体制の整備 | P.159 |
| | 主担当：市長公室、危機管理室 | |
| | 第4 迅速な住民の安否確認の体制整備 | P.160 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第5 観測体制の整備 | P.160 |
| | 主担当：危機管理室 | |

市及び防災関係機関は、災害時の迅速な被害情報の収集及び相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から大規模停電時も含めた情報収集伝達体制を確立させておく。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の観測体制を整備する。

第1 災害情報収集伝達システムの整備

【危機管理室】

災害時には、通信施設の損壊や送電線の切断等の通信機能への多大な被害が予想される。このため、市をはじめ防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設や設備の耐震化対策及び停電対策を実施し、相互に連携してシステムの構築を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国〔消防庁〕、都道府県、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備し、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

市及び府は、被災者等への情報伝達手段としてインターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1 危機管理統合情報システム（防災情報システム）の改善

災害時における被害の発生状況を的確に把握し、その後の応急対策を即時かつ効率的に実施可能にするため、観測情報や被害情報の収集伝達を中心的な機能とする危機管理統合情報システム（防災情報システム）の改善を図る。

- (1) GIS の導入
- (2) 災害時の公衆回線網の輻輳及び切断の危険性を回避するための防災行政無線デジタル網、FWA 等により構築される、メインの通信手段としての無線回線ネットワークの整備
- (3) 携帯電話等への防災メール等の情報送信
- (4) 情報提供の多国籍語化
- (5) 罹災証明書発行の電子システム化
- (6) 収集した防災関連情報のデータベース化
- (7) 画像による主要河川氾濫、地すべり及びがけ崩れ等の土砂災害監視
- (8) ASP (Application Service Provider) の活用等によるシステムバックアップの確保

上記のほか、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、府と防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。

- (1) インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置等）
- (2) 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集
- (3) 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集
- (4) Lアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達
- (5) ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有

2 無線通信施設の整備

市及び防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

- (1) 堺市
 - ア 防災行政無線（同報系及び移動系）デジタル化の整備充実
 - イ FWA や無線 LAN 等を効果的に結合させた電子データ情報通信用無線網の整備
 - ウ 被災現場との情報連絡手段を確保するための移動体（携帯端末）の充実
 - エ MCA 無線、衛星電話、コミュニティ放送、緊急速報メール等、様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備
 - オ 衛星携帯電話等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保
- (2) 警察署（大阪府警察）
 - ア 警察無線の整備充実
- (3) 指定行政機関
 - ア 海上保安庁（第五管区海上保安本部）無線の整備充実

- (4) 指定公共機関
 - ア 西日本電信電話株式会社等無線の整備充実
 - ① 孤立防止用無線
 - イ 大阪ガス株式会社無線の整備充実
 - ウ 関西電力送配電株式会社無線の整備充実
- (5) 防災相互通信用無線の整備
 - 市及び防災関係機関は、災害時に相互に通信できる防災相互通信用無線の整備及び増強を図る。
- (6) 府
 - ア 大阪府防災行政無線の整備充実
 - イ 災害拠点病院への防災行政無線の整備充実
 - ウ 下水道防災行政無線の整備充実

第2 情報収集伝達体制の強化

【危機管理室】

市、府及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口を明確化し、防災行政無線、テレビ、ラジオ、Lアラート（災害情報共有システム）、関西生活情報ネットワーク、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。

また、聴覚障害者へFAXにより情報伝達できる体制整備を行うほか、職員の情報分析力の向上を図り、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入や情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

市は、勤務時間外の情報の収集及び伝達を迅速に行うため、危機管理当直を設置し、防災関係職員に対し、堺市職員招集システムにより24時間自動的に携帯電話等に防災情報を送信する。

1 部局間の連携

被害情報を迅速かつ適切に把握するため、危機管理統合情報システム（防災情報システム）防災関係職員を中心に部局間の連携体制の確立を図る。

2 収集体制の拡大

災害時における市職員による情報収集には限界があるため、次の事業者と災害情報収集にかかる協定を締結するなど、収集体制の拡大を図る。

- (1) バス・タクシー等の運輸事業者
- (2) スーパーマーケット、コンビニエンスストア等の流通事業者
- (3) 建設関係団体等

第3 災害広報体制の整備

【市長公室、危機管理室】

市及び防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者への生活関連情報を伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。

また、市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

1 災害広報・広聴責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、広報課長及び市政情報課長もしくはこれの指名する職員があらかじめ災害広報・広聴責任者に選任される。なお、災害広報・広聴責任者は次の業務を行う。

- (1) 災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の整理
- (2) 広報文案の事前準備
 - ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波・気象・海象・水位・放射線量等の状況
 - イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
 - ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - エ 要配慮者への支援の呼びかけ
 - オ 災害応急活動の窓口及び実施状況
- (3) 要配慮者に配慮した広報手段の確保
- (4) 災害時の広聴体制の整備

府、市及びライフライン事業者は、市民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリを設置するなど、相談窓口の体制を整備する。
- (5) 原子力災害広報に係る国との連携

原子力災害に係る広報について、国、大阪府と連携し、情報提供に努める。
- (6) 停電時の住民への情報提供

府、市及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
- (7) 被災者への情報伝達体制の整備

総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努め、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

2 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

市及び防災関係機関は、市外に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第4 迅速な住民の安否確認の体制整備

【危機管理室】

1 住民の安否確認システム構築

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報を収集し、伝達できる体制の整備及びシステムの構築を図ることとし、危機管理統合システムと連携した整備を行う。

第5 観測体制の整備

【危機管理室】

災害を未然に防止し被害を最小限にとどめるため、気象、地象等の観測体制の整備・充実を図る。

1 震度計の活用

大阪管区気象台設置の計測震度計及び大阪府震度情報ネットワークシステムの計測情報により、常に震度の観測を行う。

2 テレメータシステムの活用

風水害等の自然災害を防ぐため、総合防災情報システムの機能である防災テレメータや、大阪府防災テレメータ及び大阪府ため池防災テレメータ（簡易防災テレメータを含む）からの情報を活用して市内各所の雨量、河川・ため池の水位等を常時観測する体制を整備し、インターネット等を活用し広く市民への情報配信に努める。

3 高所カメラの活用

市（消防局）が市域の火災等の被害状況を的確に把握するため市庁舎屋上及び北野田駅前に設置している高所カメラを活用し、体制整備を図る。

第3節 緊急輸送体制の整備

【第3節の施策体系】

| | | |
|-------------------------------------|-----------------------|-------|
| 第3節 緊急輸送体制の 整備 | 第1 陸上輸送体制の整備 | P.161 |
| | 主担当：建設局、危機管理室 | |
| | 第2 航空輸送体制の整備 | P.162 |
| | 主担当：危機管理室、消防局 | |
| | 第3 水上輸送体制の整備 | P.162 |
| | 主担当：危機管理室、産業振興局 | |
| | 第4 物資配送拠点の選定 | P.163 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第5 避難所等への物資供給体制の構築 | P.163 |
| | 主担当：危機管理室、財政局、会計室、区役所 | |
| 第6 支援物資等の集積・輸送体制における民間事業者等との連携体制の整備 | P.164 | |
| 主担当：危機管理室 | | |
| 第7 輸送手段の確保 | P.164 | |
| 主担当：危機管理室 | | |
| 第8 交通規制・管制の確保 | P.165 | |
| 主担当：建設局、府警察、堺海上保安署 | | |

市、府及びその他の防災関係機関は、災害発生時に救助、救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努め、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

第1 陸上輸送体制の整備

【建設局、危機管理室】

1 緊急交通路の指定

市及び府は、府警察及び道路管理者と協議し、災害時に緊急輸送ネットワークを確保して応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を指定し、整備に努める。

(1) 広域緊急交通路（府指定）

ア 府県間を連絡する主要な道路

イ 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上、海上、航空輸送基地などを連絡する主要な道路

ウ 各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路及び接続道路

エ 津波による沿岸部の被災を考慮した、内陸部から沿岸部への楡の歯型のアクセス道路

(2) 地域緊急交通路（市指定）

広域緊急交通路と市庁舎、各区役所、災害用臨時ヘリポート、地域災害拠点病院（堺市立総合医療センター）、市町村災害医療センター（独立行政法人労働者健康安全機構大阪労災病院）、災害医療協力病院及び救援物資集積場所等の防災拠点を連絡する道路

2 災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検し、災害時の通行の支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

3 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

4 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第2 航空輸送体制の整備

【危機管理室、消防局】

救援物資等の緊急受入れ及び搬出のため、災害用臨時ヘリポートを整備・指定する。市は、応援を受入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告する。

三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。

府及び市は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

第3 水上輸送体制の整備

【危機管理室、産業振興局】

港湾管理者及び漁港管理者は、必要な岸壁の耐震化を促進し、災害時における物資の輸送並びに物資の受入れ等が有効に機能するように施設等の点検体制を整備する。

国、港湾管理者等の関係機関は、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の

港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。また、港湾管理者は航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について指導し、国と連携し民間事業者が耐震対策を実施する際には必要に応じて支援する。

港湾管理者及び漁港管理者は、建設業者等を活用し、発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努める。

第4 物資配送拠点の選定

【危機管理室】

災害時において物資の受入れ、一時保管及び市内各区域への配送を効果的に行うため、次の施設の中から物資配送拠点を選定する。

| |
|--------------------------|
| 堺市総合防災センター |
| 堺市産業振興センターのイベントホール |
| 大阪府立大学構内の体育館及びグラウンド |
| 泉北水再生センター |
| 大浜・塩浜埠頭 堺泉北埠頭株式会社所有の上屋施設 |
| そのほか民間事業者施設 |

第5 避難所等への物資供給体制の構築

【危機管理室、財政局、会計室、区役所】

市の備蓄物資や国、各自治体、企業等からの支援物資等を指定避難所等に迅速かつ円滑に供給するため、物資の要請・調達・集積・荷捌き・配送方法など、専門性を有する民間事業者等と連携した物資供給体制を次の事項を踏まえて構築したうえで「災害時物資供給マニュアル」を策定し、関係機関と共有する。

- 1 発災直後に食料や飲料水等の最低限必要と考えられる物資を短時間に効率的に供給するプッシュ型や物資供給が安定した後に、避難者の物資需要（ニーズ）をふまえて、避難所等からの要請に基づき物資の構成を調整して供給するプル型など、発災後の時間経過に応じた仕組みの構築
- 2 国、大阪府、市などの行政と民間事業者等の役割分担や市災害対策本部や関係部署、避難所などの市内部の役割分担を明確にし、市関係部署を横断的に組織した物資供給体制の構築
- 3 関係機関が相互に物資供給に必要な事項を円滑かつ確実に情報伝達するための内容、伝達方法の構築

- 4 市備蓄物資の避難所への配分や配送方法の構築
- 5 専門性を有する民間事業者等と連携した物資配送方法・必要車両の確保策や物資配送拠点の物資配置（レイアウト）、必要資機材の確保などの運営方法の構築

第6 支援物資等の集積・輸送体制における民間事業者等との連携体制の整備

【危機管理室】

災害時の人員、応急資器材等の輸送等を迅速かつ効果的に行えるよう、民間事業者等と緊急時の輸送協力体制について協定締結等その整備を行う。

- 1 物流システムのノウハウを有する民間事業者等の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。
- 2 効率のよい物流体制の実現のために民間事業者等から物流専門家の派遣を受け、物資配送拠点等で調整を行う体制を確保する。
- 3 災害時において物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間事業者及び団体との協定を締結する。

第7 輸送手段の確保

【危機管理室】

防災関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備する。

1 車両、航空機、船舶などの把握

防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶などの配備や運用をあらかじめ計画する。

2 調達体制の整備

市は、府と連携し、防災関係機関及び輸送事業者等と災害時の輸送手段の確保や運用についての協定を締結する。

3 緊急交通車両の事前届出

市は、市有車両を充てて災害時における輸送車両の確保に努めるものとし、必要に応じて府公安委員会に対して、「緊急通行車両事前届出書」を提出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けるものとする。

第8 交通規制・管制の確保

【建設局、府警察、堺海上保安署】

1 府公安委員会

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があった場合、審査し、緊急通行車両と認めたときは、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

2 府警察

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

(1) 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

(2) 災害に強い交通安全施設の整備

ア 信号機電源付加装置の整備

イ 災害時の信号制御システム等の整備

ウ 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

3 道路管理者

被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、地方公共団体、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制を構築するものとする。また、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材、要員の確保に努める。

4 堺海上保安署

港内及び港の周辺海域における海上交通安全確保のため、必要な資機材、要員の確保に努める。

第4章 被災者支援の充実

【第4章の構成】

| 第4章 被災者支援の充実 | | |
|--------------|----------------|--------|
| 第1節 | 緊急物資の確保 | P. 167 |
| 第2節 | ライフライン機能の確保 | P. 171 |
| 第3節 | 交通機能の確保 | P. 178 |
| 第4節 | 避難行動要支援者支援対策 | P. 179 |
| 第5節 | 帰宅困難者対策 | P. 184 |
| 第6節 | 保健衛生対策 | P. 187 |
| 第7節 | 遺体の収容及び火葬対策 | P. 190 |
| 第8節 | 応急住宅対策 | P. 191 |
| 第9節 | ボランティアの活動環境の整備 | P. 195 |

第1節 緊急物資の確保

【第1節の施策体系】

| | | |
|----------------|-----------------------|-------|
| 第1節 緊急物資の確保 | 第1 給水体制の整備 | P.167 |
| | 主担当：上下水道局 | |
| | 第2 食料・生活必需品の確保 | P.168 |
| | 主担当：危機管理室、財政局、会計室、区役所 | |
| | 第3 他自治体、事業所からの物資の調達 | P.170 |
| | 主担当：危機管理室、財政局、会計室 | |

災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により水、食料、生活必需品の確保が困難となった住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。

また、対象となる住民の年齢、性差、障害等に応じて必要となる物資の供給に努める。

第1 給水体制の整備

【上下水道局】

市（上下水道局）は、災害発生後速やかに1人1日当たり3リットルの飲料水を供給できるよう、日本水道協会が中心となる枠組みに基づく水道事業体による応援体制及び自衛隊等の応援による応急給水体制を整備する。

1 施設等の整備

- (1) 給水基地の整備（緊急遮断弁及び応急給水設備の設置）
- (2) 給水車等の配備、給水資器材の備蓄、体制の整備
- (3) 給水拠点の維持管理（あんしん給水栓、災害時給水栓及び飲料水兼用耐震性貯水槽等）
- (4) 飲料水自動袋詰機（作成能力：毎時2,000袋(10入り)）を配備

2 規定等の整備

- (1) 応急給水活動計画の整備
- (2) 相互応援体制の整備
 既存の都市間災害協定に基づく応援体制の強化及び要員の対応能力の向上を図る。
- (3) 災害協定の締結企業等協力体制の整備
 給水活動実施のため災害協定の締結企業等と災害時における協力体制を強化する。

第2 食料・生活必需品の確保

【危機管理室、財政局、会計室、区役所】

市は、府をはじめとする防災関係機関と協力して、食料、生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達にあたっては要配慮者、女性、子どもに配慮する。

1 府、市の備蓄等

(1) 重要物資の備蓄

府と市は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など、下表の11品目を重要物資と位置付け、必要量を備蓄する。

備蓄必要量は、堺市域に甚大な影響を及ぼす内陸直下型の上町断層帯地震（1日分）と海溝型の南海トラフ巨大地震（3日分）の想定避難所避難者数を下表の算出式から算出した数量を比較し、多い方の数量とし、府と市で1:1の役割分担（哺乳瓶は市が必要量100%）で備蓄する。

ただし、食料、高齢者用食、乳児用ミルクの市の備蓄必要量は、府備蓄物資の配送遅延等の不測の事態に備えるため、上町断層帯地震の想定避難所避難者数の1日分（3食）を備蓄する。

また、簡易トイレの備蓄必要量は、府の備蓄数量とあわせて50人に1基で算出した数量となるように市で備蓄する。

| 品 目 | 算 出 式 |
|--|--|
| 食料 | 避難所避難者数×3食×1.2（注）（南海トラフ想定の場合は3日に乗じる） （注）1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。 |
| 高齢者用食 | 上記で算出した数量のうち、5%（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。 |
| 毛布 | 避難所避難者数×必要枚数2枚/人 |
| 乳児用ミルク （粉ミルク又は液体ミルク・乳アレルギーに対応したものを含む） | 【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×130g/人/日（南海トラフ想定の場合は3日に乗じる） 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1リットル/人/日（南海トラフ想定の場合は3日に乗じる） |
| 哺乳瓶 | 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1本（注）/人 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市町村は、必要量の100%、府は予備分を備蓄する。 |
| 乳児・小児用おむつ | 避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚/人/日（南海トラフ想定の場合は3日に乗じる） |

| 品目 | 算出式 |
|---------|--|
| 大人用おむつ | 避難所避難者数×必要者割合 0.005×8枚/人/日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる） |
| 簡易トイレ | 避難所避難者数×0.02 ※避難所避難者50人に1基 （府は避難所避難者数×0.01、100人に1基で算出）、市町村はBOX型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。 |
| 生理用品 | 避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる） |
| トイレトーパー | 避難所避難者数×7.5m/人/日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる） |
| マスク | 避難所避難者数（南海トラフ想定の場合は3日乗じる） |

※府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋

(2) その他の物資の確保

長期に渡る避難生活に必要な物資の確保体制をあらかじめ整備する。

飲料水は、応急給水や大阪府の備蓄、流通備蓄等が行き届くまでの緊急措置として高齢者等の要支援者に配布できるよう、全ての指定避難所や各区役所、上下水道局の災害対策倉庫に備蓄する。

なお、医薬品については、医薬品供給班において、別途、応急救護所や指定避難所への供給活動を行う。

ア 日用品セット（タオル、Tシャツ、石鹸、歯磨きセット、マスク、消毒液等）

イ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）

ウ 精米、即席麺などの主食

エ 飲料水

オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）

カ ブルーシート、土のう袋

キ 車いす、視覚障害者用つえ等の福祉用具等

ク 仮設風呂・仮設シャワー

ケ 簡易ベッド、間仕切り等

コ 遺体収容袋など

(3) 備蓄、供給体制の整備

市は、府の広域防災拠点（南部）との連携を図りながら、リスクの分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの体制整備を推進し、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行う

ことが困難な場合にも、避難者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、市の備蓄物資や国、各自治体、企業等からの支援物資等を指定避難所等に迅速かつ円滑に供給するため、物資の要請・調達・集積・荷捌き・配送方法など、専門性を有する民間事業者等と連携した物資供給体制を整備し、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行い、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

- ア 拠点備蓄倉庫、区役所備蓄倉庫、指定避難所備蓄倉庫の整備
- イ 定期的な流通在庫量の調査
- ウ 供給体制の整備
- エ 民間事業者との協定内容に基づく物資の確保

2 関西広域連合

関西広域連合では、民間物流事業者・流通業者等の参画を得て、緊急物資の輸配送及び緊急物資の確保・調達について課題と対応の方向を整理した「緊急物資円滑供給システム」に基づき、関西における災害時の実効性のある物資供給を推進していく。

また、仮設シャワーや空調設備、各種燃料類や医薬品等、備蓄になじまない物資について、企業や業界団体等との協定に基づく流通備蓄の活用等を検討する。

3 その他の防災関係機関

- (1) 近畿農政局（大阪府拠点）
玄米等の備蓄
- (2) 近畿経済産業局
生活必需品等の調達体制の整備
- (3) 日本赤十字社大阪府支部
毛布、緊急セットなどの備蓄

第3 他自治体、事業所からの物資の調達

【危機管理室、財政局、会計室】

災害の規模に応じて必要な緊急物資は災害相互応援協定市に要請し、事業所と災害時の緊急必要物資について調達体制の整備に努める。

第2節 ライフライン機能の確保

【第2節の施策体系】

| | | |
|------------------------|--------------------------|-------|
| 第2節 ライフライン機能 の確保 | 第1 上水道 | P.171 |
| | 主担当：上下水道局 | |
| | 第2 下水道 | P.172 |
| | 主担当：上下水道局 | |
| | 第3 電力 | P.173 |
| | 主担当：関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社 | |
| | 第4 ガス | P.174 |
| | 主担当：大阪ガス株式会社 | |
| | 第5 電気通信 | P.175 |
| | 主担当：西日本電信電話株式会社等 | |
| | 第6 住民への広報 | P.176 |
| | 主担当：市長公室、上下水道局、各事業者 | |
| | 第7 倒木等への対策 | P.177 |
| | 主担当：関西電力送配電株式会社・建設局 | |

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備・充実に努めるものとする。

第1 上水道

【上下水道局】

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 市（上下水道局）は、施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための体制を整備する。
- (2) 緊急連絡管等の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
 （大阪広域水道企業団、同大阪狭山水道センター、高石市、大阪市、富田林市、松原市、和泉市）
- (3) 関係機関との協力体制を強化する。
 - ・公益社団法人 日本水道協会との連携
 - ・19大都市水道局災害相互応援に関する覚書、大阪広域水道震災対策相互応援協定、周辺市（富田林市・高石市・松原市・和泉市）との災害時等相互

応援に関する協定、堺市上下水道局と仙台市水道局の災害時の応援活動に関する覚書に基づく応援体制の強化

- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

2 災害対策用資器材の整備等

市（上下水道局）は応急復旧用資器材の整備及び調達体制の確保を行う。

3 防災訓練の実施

市（上下水道局）は、情報収集連絡体制及び他政令指定都市等との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市（危機管理室）などが計画する防災訓練に参加し、上下水道局独自の災害訓練、日本水道協会の災害訓練及び協定締結先との災害訓練を継続的に実施する。

4 大阪広域水道企業団との協力体制の整備

市（上下水道局）は、迅速な復旧活動に必要な情報を収集するため、大阪広域水道震災対策中央本部の一員として、協力して府内の水道用水の安定供給及び早期復旧のための体制整備を推進する。

第2 下水道

【上下水道局】

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備・強化する。

1 応急復旧体制の強化

市（上下水道局）は、被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を常に把握し、施設管理図書を複数か所に保存・整備する。

2 災害対策用資器材の整備、点検

- (1) 災害時に必要な復旧用資器材を把握し、調達、備蓄により確保する。
- (2) 資器材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

市（上下水道局）は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、市（危機管理室）などが計画する防災訓練に参加し、上下水道局独自の災害訓練及び協定締結先との災害訓練を継続的に実施する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・政令指定都市間の協力応援体制を整備する。
- (2) 「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき、福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県の近畿2府7県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制を整備する。
- (3) 国、政令市、東京都、日本下水道協会で構成する災害時支援大都市連絡会議は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」の円滑な運営を図る。
- (4) 民間事業者等との協定締結による協力応援体制の整備に努める。

第3 電力

【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社】

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (2) 本店、支社の各組織及び保全拠点は、防災体制に対応する災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により本店、支社または保全拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 市と関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社は、応急復旧時の連携強化を図るため、平常時から、役割分担や緊急時の連絡体制を定める。
- (6) 平時から防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (7) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡態勢の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資器材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資器材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資器材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資器材、要員について、他電力会社および電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」および電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス

【大阪ガス株式会社】

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ確かな応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ確かに把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。

- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

2 災害対策用資器材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資器材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資器材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市などが計画する防災訓練に計画的に参加する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信

【西日本電信電話株式会社等】

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資器材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資器材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。

- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定め、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資器材等は、常にその数量を把握し、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を、市（危機管理室）などが計画する防災訓練において計画的に実施する。

- (1) 災害予報及び警報の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 災害時における通信の確保
- (4) 各種災害対策機器の操作
- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防
- (7) 避難及び救護

4 協力応援体制の整備

- (1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

- (2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努め、要員、資器材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、市、府及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 住民への広報

【市長公室、上下水道局、各事業者】

市及びライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、需要家の意識の向上を図る。

1 上下水道

大阪広域水道企業団及び市（上下水道局及び危機管理室）は、飲料水や携帯トイレ等の備蓄の重要性等について広報する。また、市（上下水道局）は、指定避難所等に整備される災害時給水栓やマンホールトイレのほか、水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等についても広報する。

2 電気・ガス

関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社及び大阪ガス株式会社は、飛散物による停電の拡大や感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

3 通信

西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第7 倒木等への対策

【府、関西電力送配電株式会社】

府、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。

第3節 交通機能の確保

【第3節の施策体系】

| | | |
|----------------|---------------|-------|
| 第3節 交通機能の確保 | 第1 鉄軌道施設 | P.178 |
| | 主担当：鉄軌道管理者 | |
| | 第2 道路施設 | P.178 |
| | 主担当：建設局 | |
| | 第3 港湾施設、漁港施設 | P.178 |
| | 主担当：港湾及び漁港管理者 | |

鉄軌道、道路、港湾、漁港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、平常時から体制の整備に努める。

第1 鉄軌道施設

【鉄軌道管理者】

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員確保等の応急点検体制の整備に努める。

第2 道路施設

【建設局】

道路管理者は、道路・橋りょう上の障害物除去のための体制の整備を図る。

また、災害発生後直ちに道路・橋りょう施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員確保等の体制整備に努める。

第3 港湾施設、漁港施設

【港湾及び漁港管理者】

港湾及び漁港管理者は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を確保するための体制を整える。

また、災害発生後直ちに港湾施設及び漁港施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための、人員確保等の体制整備に努める。

第4節 避難行動要支援者支援対策

【第4節の施策体系】

| | | |
|-------------------------|------------------------|-------|
| 第4節 避難行動要支援者 支援対策 | 第1 要配慮者、避難行動要支援者の定義 | P.179 |
| | 主担当：健康福祉局、文化観光局 | |
| | 第2 避難行動要支援者に対する支援体制の整備 | P.179 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第3 福祉避難所の指定 | P.181 |
| | 主担当：危機管理室、健康福祉局 | |
| | 第4 外国人に対する支援体制整備 | P.182 |
| | 主担当：文化観光局 | |
| | 第5 その他の要配慮者に対する配慮 | P.183 |
| | 主担当：市民人権局、危機管理室 | |

防災関係機関は、災害時の情報提供、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

第1 要配慮者、避難行動要支援者の定義

【健康福祉局、文化観光局】

要配慮者とは、災害時に限定せず一般に、「特に配慮を有する者」を意味し、具体的には高齢者、障害（児）者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等を意味する。

避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を意味する。

第2 避難行動要支援者に対する支援体制の整備

【健康福祉局】

1 府

(1) 避難行動要支援者支援プランの作成支援等

地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月修正）」及び府が改訂した「避難行動要支援者支援プラン作成指針（平成27年2月改訂）」を活用し、市町村に対し助言、相談、情報提供

等の支援を行う。

(2) 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）の体制整備

府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障害者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）を被災市町村へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備するものとする。併せて、国が実施する活動内容の標準化及び質の確保を図るための研修を活用し、各地域を主導する人材の育成を図る。

2 市

府が示した指針等に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、本人の意思及び個人情報保護に十分留意しつつ、地域の実情に応じた避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援対策を定める。

また、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、支援対策を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。さらに、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市等が地域の支援者と連携して、個別の避難行動要支援者の状況を踏まえ、策定することに努める。なお、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち次のとおりとする。

| 制 度 別 対 象 者 |
|--|
| 身体障害者手帳（1・2級）所持者 |
| 療育手帳（A）所持者 |
| 精神障害者保健福祉手帳（1級）所持で独居 |
| 要介護認定が「要介護3」以上の方 |
| 70歳以上の独居又は世帯の構成員全員が70歳以上で、要介護認定が「要支援1・2又は要介護1・2」 |
| 緊急通報登録者（高齢者） |
| 緊急通報登録者（障害者） |
| 指定難病医療受給者 |

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、校区福祉委員会等に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等に応じて、定期的に更新する期間や仕組みを構築し、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。また、福祉部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、福祉事業者、ボランティア団体等が連携し、情報把握に努めることに加えて、名簿及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

また、避難支援等に携わる関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等が行えるように避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

さらに、府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の相談や介護・医療的ケアなどの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

市（健康福祉局）は、福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡を取り、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

その際、市（健康福祉局）は、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図るものとする。

災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるように、避難情報の発令基準や情報伝達方法について配慮する。

第3 福祉避難所の指定

【危機管理室、健康福祉局】

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避

難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な避難行動要支援者のため、福祉避難所を指定する。また、避難行動要支援者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において避難行動要支援者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として避難行動要支援者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定し、福祉避難所の役割について住民に周知する。

また、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき避難行動要支援者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難行動要支援者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

第4 外国人に対する支援体制整備

【文化観光局】

1 関係機関との連携

府は、外務省をはじめとする国の関係機関や市町村、大阪観光局、大阪府国際交流財団（OFIX）、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

市は、外務省をはじめとする国の関係機関、市内にある外国公館や大学、宿泊事業者等と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

2 情報発信等による支援

(1) 市内在住の外国人に対する支援

ア 市及び府は、防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。

イ 市及び府は、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。

ウ 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

(2) 来阪外国人旅行者に対する支援

ア 市及び府は、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先等の情報の周知に努める。

イ 市及び府は、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。

ウ 市及び府は、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。

エ 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

3 避難所における支援

府は、避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援を行えるよう、大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める。

また、市は、各指定避難所に災害時多言語表示シートを整備し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

第5 その他の要配慮者に対する配慮

【市民人権局、危機管理室】

市及び府は、障害者・高齢者・外国人等、その他の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

第5節 帰宅困難者対策

【第5節の施策体系】

| | | |
|----------------|--------------------|-------|
| 第5節 帰宅困難者対策 | 第1 帰宅困難者への支援 | P.185 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 帰宅困難者への啓発 | P.185 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第3 事業者等の帰宅困難者対策の促進 | P.185 |
| | 主担当：危機管理室、産業振興局 | |
| | 第4 駅周辺における滞留者の対策 | P.185 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第5 徒歩帰宅者への支援 | P.186 |
| | 主担当：危機管理室 | |

本市では、昼間時には通勤者・通学者や訪日外国人を含めた観光客等、周辺からの流入・流出人口が存在しており、大規模地震等により公共交通機能等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。

このため、市は、府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行い、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行う。市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけ、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者を受け入れるため、大規模店舗や学校、公的施設、民間の事業所等に協力を求め、受入先の確保を図り、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。

民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅者を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みを大阪府・関西広域連合等とも連携しながら進める。

また、市、国、府、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

第1 帰宅困難者への支援

【危機管理室】

市は、府及び民間事業者等との連携のもと、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、主要幹線道路や鉄道の運行状況の情報の提供などの支援を行い、徒歩による帰宅が困難な人のために、一時滞留施設を確保するなど円滑な帰宅を支援する対策の推進を図る。

また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

第2 帰宅困難者への啓発

【危機管理室】

市は、徒歩による帰宅が困難な人については、一時安全な勤務先等に留まり、交通機関の復旧等に応じて徐々に移動する必要があることから、府と連携し、こうした帰宅困難者の行動について啓発を行う。

また、帰宅困難者の自らの備えとして、平常時から徒歩帰宅に必要な装備等を準備するなど、帰宅に際して自らの安全を確保するための啓発を行う。

第3 事業者等の帰宅困難者対策の促進

【危機管理室、産業振興局】

市は、災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、府や関西広域連合、経済団体と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- ・むやみに移動を開始することは避ける。
- ・発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動の周知。
- ・企業等内に滞在するために必要な物資の確保。
- ・従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。
- ・従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。
- ・これらを確認するために訓練の実施

第4 駅周辺における滞留者の対策

【危機管理室】

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、民間事業者を中心とした対策協議会を設置し、平常時から訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

第5 徒歩帰宅者への支援

【危機管理室】

1 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援

府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

- ア 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供
- イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2 コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援

市は、関西広域連合がコンビニエンスストアや外食事業者等と締結する「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、災害時の徒歩帰宅者を支援するために関西広域連合と覚書を締結することで支援体制を整備する。

これにより、災害時には各店舗（『災害時帰宅支援ステーション』）へ「水道水」、「トイレ」、「道路状況などの情報」の提供を要請できるものとし、平時から店舗入口付近にステッカーを掲出し、住民への啓発、認知度の向上を図る。

また、府は、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みを国・市町村・関西広域連合等とも連携しながら進める。

第6節 保健衛生対策

【第6節の施策体系】

| | | |
|---------------|-------------------------|-------|
| 第6節 保健衛生対策 | 第1 防疫体制の整備 | P.187 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第2 し尿処理 | P.187 |
| | 主担当：危機管理室、環境局、建設局、上下水道局 | |
| | 第3 ごみ処理 | P.188 |
| | 主担当：環境局 | |
| | 第4 がれき等災害廃棄物処理 | P.188 |
| | 主担当：環境局 | |

第1 防疫体制の整備

【健康福祉局】

1 活動体制の整備

市（健康福祉局）は、災害が発生後、迅速に生活衛生や感染症などの健康危機管理対策を行うことができるよう、活動体制の整備に努め、組織及び動員計画を構築し、必要な資材の確保計画を立案する。

また、災害時において、府、自衛隊等の防災関係機関の応援を速やかに得られるよう、協力体制の整備を推進し、防疫業者等と災害時の対応に関する協力協定の締結を推進する。

2 防疫用薬剤及び資器材の整備

災害が発生した場合に、災害時の防疫活動に必要な消毒剤や資器材等を速やかに調達できるよう、調達先となる関係業者の確保に努める。

第2 し尿処理

【危機管理室、環境局、建設局、教育委員会、上下水道局】

1 活動体制の整備

災害時における環境衛生の保全のため、処理施設の現況を適切に把握し、施設設備の強化と保全に努め、迅速かつ適切な処理体制を整備する。

2 災害用トイレ機能の確保

災害用トイレについて、自主防災組織等による備蓄を推進し、被災後数日で必要な数のトイレを充足できるよう、「仮設型トイレ」、「マンホール型トイレ（貯留式・可流式）」、「携帯型トイレ」などを整備・備蓄する。また、避難所となる学校施設

のトイレの耐震化を行うなど、トイレ機能の確保を図る。

第3 ごみ処理

【環境局】

災害時には、平常時に排出される生活ごみに加え、指定避難場所に避難した被災者からの生活ごみが排出される等、平常時と異なるごみ処理体制が求められる。そのため、市（環境局、危機管理室）は、災害によるごみ処理施設の機能の低下、停止を防止するため、ごみ処理施設設備の強化と保全に努め、以下の対策を実施し、市の衛生環境の確保に努めるものとする。

1 災害時ごみ処理体制の構築

災害時のごみ処理が円滑に行えるよう、委託処理業者と協力・連携しながら、ごみ処理体制の整備に努める。

ごみ処理施設において補修等に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。

2 臨時ごみステーションの設置

生活ごみを速やかに収集・処理するため、必要に応じて臨時のごみステーションが設置できるよう、指定避難所等における設置計画を検討するものとする。

臨時ごみステーションの設置に際し、収集・運搬が進まず、長期間ごみが保管されることが想定される場合には、衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。

3 ごみ収集処理見込み量の把握

処理体制を円滑に整備するため、災害時におけるごみ収集処理見込み量の把握に努める。

4 広域的な相互支援体制の確立

災害時相互応援協定に基づき、委託処理業者の被災等によりごみ処理が困難となった場合に備えた広域的な相互支援体制を確立する。

第4 がれき等災害廃棄物処理

【環境局】

災害時には、家屋の倒壊等により大量のがれき等震災廃棄物が発生することが想定され、これらは災害廃棄物として処理する必要がある。早期の復旧・復興の支障とならないよう早期の廃棄物の処理体制の確保に努める。

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや

仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。

また、市(環境局)は、以下の対策を実施し、災害廃棄物処理を迅速かつ的確に進められるよう、体制を整備するものとする。

1 災害廃棄物処理体制の構築

災害時の廃棄物処理が円滑に行えるよう、災害廃棄物の処理体制を府(循環型社会推進室)及び公益社団法人大阪府産業資源循環協会等と連携して構築する。

2 一次集積場所(仮置場)の指定及び確保

各区1か所以上を目標に、幹線道路沿いにおいて、がれき等災害廃棄物の一次集積場所(仮置場)の指定及び確保について検討し、近隣市区等に用地の提供を要請し、一次集積場所(仮置場)の確保に努めるものとする。

仮置場の衛生状態を保持するための殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。

3 広域的な相互支援体制の確立

災害時相互応援協定に基づき、災害により発生した廃棄物の処理に対する広域的な相互支援体制を確立する。

府は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行い、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

府は、大量の災害廃棄物の発生に備え、国や他の府県と協力して、広域処理体制の確立や十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。また、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

府又は市は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。

府又は市は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

市又は府は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第7節 遺体の収容及び火葬対策

【第7節の施策体系】

| | | |
|------------------------|--------------------|-------|
| 第7節 遺体の収容及び 火葬対策 | 第1 遺体安置場所の選定 | P.190 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第2 火葬のための施設・資器材の確保 | P.190 |
| | 主担当：健康福祉局 | |

大規模地震による死者数の想定は3,017名（上町断層帯地震）、6,103名（南海トラフ巨大地震）となっているように、甚大な死傷者の発生が懸念されている。

市は、大規模地震災害による死者数の半減を目標に掲げ、建築物の倒壊防止策の推進等死者数減少方策を推進するが、合わせて、遺体の収容及び火葬対策として、災害時の死傷者が多数発生した場合に備え、柩、ドライアイス等の資器材確保のためにあらかじめ関係業者あるいは隣接市等との協定を締結する等の事前対策を進める。

第1 遺体安置場所の選定

【健康福祉局】

災害により市内各所で死者が発生し自宅等での安置が困難な場合を想定すると、一時的な遺体安置所を設ける必要がある。そこで、遺体安置所を速やかに設置できるよう、関係先の理解を得た事前の選定を検討する。

第2 火葬のための施設・資器材の確保

【健康福祉局】

災害により発生した死者の遺体に対して、遺体の尊厳に配慮しつつ速やかに火葬を行うことができるよう、近隣の火葬場を把握し、市内の寺院に対する協力要請や葬祭業者等との災害時の遺体処理に係る協定締結を推進する。

第8節 応急住宅対策

【第8節の施策体系】

| | | |
|---------------|------------------|-------|
| 第8節 応急住宅対策 | 第1 部局間の連携体制の整備 | P.191 |
| | 主担当：建築都市局 | |
| | 第2 応急危険度判定体制の整備 | P.191 |
| | 主担当：建築都市局 | |
| | 第3 応急仮設住宅等の事前準備 | P.192 |
| | 主担当：建築都市局 | |
| | 第4 斜面判定制度 | P.193 |
| | 主担当：建設局 | |
| | 第5 罹災証明書の発行体制の整備 | P.193 |
| | 主担当：財政局、区役所、消防局 | |

堺市地震災害想定総合調査において、全壊棟数が70,929棟（上町断層帯地震）、6,004棟（東南海・南海地震）、火災による焼失棟数が、25,637棟（上町断層帯地震）、数棟（東南海・南海地震）と想定されている。全壊棟数と焼失棟数の合計は、上町断層帯地震で96,566棟となるように、大規模地震が発生した場合、迅速に応急危険度判定を実施し、多数の応急仮設住宅の整備を行う必要がある。

市は、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

第1 部局間の連携体制の整備

【建築都市局】

被害情報を迅速かつ適切に把握するため、部局間の連携体制の確立を図る。

第2 応急危険度判定体制の整備

【建築都市局】

市は、府と連携し、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物や宅地の二次災害防止に努める。また、指定避難所の開設規模や仮設住宅の建設戸数確定に寄与するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

市（建築都市局）は、広く、府等が主催する応急危険度判定講習会の受講を呼びかけ、応急危険度判定士の養成・登録を勧める。

- (2) 被災建築物応急危険度判定コーディネーターの養成・登録
市（建築都市局）は、市職員に、応急危険度判定コーディネーター講習会を受講させ、判定コーディネーターの養成・登録を進め、判定コーディネーターなど判定士を束ねる資格取得を推進し、実施訓練を行う。
- (3) 実施体制の整備
市（建築都市局）は、判定主体として、資器材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。
- (4) 避難所の応急危険度判定体制の整備
災害発生時に避難所として活用する施設について、速やかに利用の可否を把握し、避難所としての開設の判断を行い、関係機関及び住民に周知する必要がある。このため、市（建築都市局）は、避難所として活用する施設に対する優先的な応急危険度判定の実施体制を整備する。
- (5) 防災拠点施設の応急危険度判定体制の整備
市庁舎及び出先施設等の防災拠点施設について、災害時の消防活動や救急救助活動の指揮、災害に関わる情報伝達等、防災活動を実施する中枢機能を確保するため、施設利用の可否を速やかに把握し、必要に応じて代替施設へ中枢機能を移設するなどの判断を迅速に行う必要がある。このため、市（建築都市局）は、防災拠点施設に対する優先的な応急危険度判定の実施体制の整備に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

- (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録
市（建築都市局）は、広く、府等が主催する被災宅地危険度判定講習会の受講を呼びかけ、被災宅地危険度判定士の養成・登録を行う。
- (2) 被災宅地判定調整員の養成・登録
市（建築都市局）は、被災宅地判定調整員の養成・登録を進める。
- (3) 実施体制の整備
市（建築都市局）は、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。
- (4) 被災宅地危険度判定制度の普及啓発
市は、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第3 応急仮設住宅等の事前準備

【建築都市局】

1 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

市（建築都市局）は、あらかじめ、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、都市公園、公共空地等の中から応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

現状で指定する建設候補地面積での建設可能戸数は4,621棟であり、上町断層

帯地震で想定される全壊棟数と焼失棟数の合計の 96,566 棟に対して大きく不足していることから、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に提供できる体制の整備に努める。

2 応急仮設住宅の調達体制等の確立

市は、応急仮設住宅の建設・借上げ及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。また、要配慮者の住宅の仕様については合理的配慮を行う。

第4 斜面判定制度

【建設局】

府は、土砂災害から住民を守るため、NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会の斜面判定制度の活用を図る。

1 実施体制の整備

府は、市町村、砂防関係団体との連携により、斜面判定制度の整備を図る。

2 斜面判定士の登録

NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会は、斜面判定士の登録を行う。

3 斜面判定制度の普及啓発

府及び市町村は、NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会と連携し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第5 罹災証明書の発行体制の整備

【財政局、区役所、消防局】

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務手順の明確化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、住家被害認定調査の目的、被災建築物の応急危険度判定調査等との違いについて、被災者に明確に説明するものとする。

市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化に努め、育成した調査の担当

者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化に努める。

第9節 ボランティアの活動環境の整備

【第9節の施策体系】

第9節 ボランティアの活動環境の整備

主担当：健康福祉局、区役所

【健康福祉局、区役所】

市は、府、堺市社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部、NPO その他ボランティア活動団体とそれぞれ連携し、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時に、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう必要な環境整備を図る。また、NPO等のボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化を図っていく。

1 受入れ窓口の整備

堺市社会福祉協議会をはじめ各機関は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、連絡調整を行う。

特に大規模災害が発生した時には、救急救助、医療、介護等専門ボランティアの必要性が高いため、こうした分野のボランティアの受入れ窓口の整備にも努める。

2 人材の育成

各機関は、災害時にボランティア活動を行える人材の確保・育成に努め、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成及びボランティアグループのネットワークづくりの支援に努める。

3 支援体制の整備

災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点をあつせんもしくは提供できるようあらかじめ計画し、活動のための環境づくりの整備に努める。

また、大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合などに、ボランティアの参画による円滑な災害応急活動の推進を図るため、市は、平常時からボランティア団体との連携を図り、災害ボランティア活動の支援体制の整備を図る。

さらに、災害時にボランティアが活動するうえで必要な情報提供及びボランティア・コーディネート機能をもった体制のあり方について検討する。

4 小学校区ごとのボランティア活動の拠点の設置

市民協働のまちづくりや地域活動の活発化を図るため、小学校区ごとに、ボランティアや地域住民の交流・情報の拠点の設置及び活用を推進する。

5 災害時支援協力員制度

上下水道局は、上下水道事業に関する知識や経験を有する元上下水道局職員の協力を得て、水道及び下水道に係る災害・事故等への対応強化を目的に「災害時支援協力員制度」を運用する。

6 情報共有会議の整備・強化

市及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

災 害 応 急 対 策

地 震 ・ 津 波 編

第 1 章 初動期の活動

【第 1 章の構成】

| 第 1 章 初動期の活動 | | |
|--------------|--------------|--------|
| 第 1 節 | 組織動員 | P. 198 |
| 第 2 節 | 津波対策 | P. 209 |
| 第 3 節 | 災害情報の収集伝達 | P. 223 |
| 第 4 節 | 災害広報 | P. 231 |
| 第 5 節 | 広域応援等の要請・受入れ | P. 237 |
| 第 6 節 | 災害緊急事態 | P. 243 |
| 第 7 節 | 自衛隊の災害派遣 | P. 244 |
| 第 8 節 | 消火・救助・救急活動 | P. 249 |
| 第 9 節 | 医療救護活動 | P. 256 |
| 第 10 節 | 避難誘導 | P. 262 |
| 第 11 節 | 二次災害の防止 | P. 269 |
| 第 12 節 | 交通規制・緊急輸送活動 | P. 272 |
| 第 13 節 | ライフラインの緊急対応 | P. 277 |
| 第 14 節 | 交通の安全確保 | P. 282 |
| 第 15 節 | 被災建築物対応 | P. 284 |

第1節 組織動員

【第1節の施策体系】

| | | |
|----------|------------------|-------|
| 第1節 組織動員 | 第1 災害対策本部等の組織体制 | P.198 |
| | 主担当：各局共通 | |
| | 第2 職員動員計画 | P.201 |
| | 主担当：各局共通 | |
| | 第3 職員の活動環境、安全確保等 | P.208 |
| | 主担当：総務局、区役所 | |
| | 第4 防災関係機関の動員配備体制 | P.208 |
| 主担当：各局共通 | | |

地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、全市をあげて必要な組織動員体制をとるものとする。また、BCPに基づく非常時優先業務を各局（各対策部）等において遂行する。

第1 災害対策本部等の組織体制

【各局共通】

市長は、次の設置基準に該当する場合には、災害対策本部等を設置する。

1 設置基準

- (1) 堺市災害対策本部
 - ア 市域において震度6弱以上の地震を観測したとき。
 - イ 大阪府に大津波警報及び津波警報が発表されたとき。
 - ウ 市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する被害が発生したとき。
 - エ 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき。
 - オ その他市長が必要と認めたとき。
- (2) 区災害対策本部
 - ア 市災害対策本部が設置されたとき。
 - イ その他区長が緊急を要すると判断したとき。
 なお、この場合、区本部長は、設置後速やかに本部長に報告を行う。
- (3) 現地災害対策本部
 - ア 災害の地域特性に応じた災害応急対策を、局地的又は重点的に実施する必要があるとき。
 - イ その他本部長が必要と認めたとき。
- (4) 危機管理センター

- ア 市域において震度4以上の地震を観測したとき。
- イ 大阪府に津波注意報が発表されたとき。
- ウ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたとき。
- エ その他センター長が必要と認めたとき。

2 組織および運営

本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱等に定めるところによる。

3 災害対策本部会議の開催

災害対策本部会議は、災害応急対策に関する重要事項の基本方針を決定するため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

なお、本部会議の内容は、必要な意思決定に時間を割き、単なる活動報告は書類等にとりまとめるなど最小限にとどめる。

4 閉鎖基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長（危機管理センターにおいては、センター長）が認めるとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したと本部長（危機管理センターにおいては、センター長）が認めるとき。
- (3) その他本部長（危機管理センターにおいては、センター長）が設置の必要がなくなったと認めるとき。

5 所掌事務

(1) 本部の所掌事務

- ア 市域における災害対策の総合調整に関すること。（なお、72時間は救命・救助活動に優先的に資源配分する調整を行う。）
- イ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ウ 避難の指示に関すること。
- エ 国、府、他自治体、その他の関係機関に対する応援の要請に関すること。
- オ 災害救助法の適用申請に関すること。
- カ 災害警戒区域を設定すること。
- キ 指定避難所の開設及び閉鎖並びに避難所対応職員の出動に関すること。
- ク その他重要な災害対策事項を決定すること。

(2) 区対策本部の所掌事務

- ア 本部、各部及び関係機関等との連携に関すること。

- イ 区域における災害対策の総合調整に関すること。
 - ウ 建設局・建築都市局等と連携して実施する被害状況調査、及びその報告に関すること。
 - エ 災害応急対策の実施状況の把握、報告に関すること。
 - オ 区域における避難の指示に関すること。
 - カ 住民の避難誘導に関すること。
 - キ 区域における指定避難所（指定緊急避難場所）の運営に関すること。
 - ク 広報、広聴（安否情報を含む。）に関すること。
 - ケ 安否情報の収集及び提供に関すること。
 - コ 備蓄物資等の給付に関すること。
 - サ 見舞金品及び生活必需品の給付に関すること。
 - シ 被災者生活再建支援金の受付及び支給に関すること。
 - ス 義援金品の受領、保管及び給付に関すること。
 - セ 応急仮設住宅の入居受付に関すること。
 - ソ り災証明(火災によるものを除く。)等の災害に関する諸証明に関すること。
 - タ 各種団体、ボランティア等との連携に関すること。
 - チ 被災者の生活相談に関すること。
 - ツ 被災者の災害援護資金の貸付けに関すること。
 - テ 避難行動要支援者に対する救援措置に関すること。
 - ト その他区における関係機関等と連携した救助の実施に関すること。
- (3) 現地災害対策本部の所掌事務
- ア 被害状況の把握に関すること。
 - イ 区の支援に関すること。
 - ウ 市の実施する災害応急対策の現地調整と推進に関すること。
 - エ 現地における関係機関との連携に関すること。
 - オ その他必要な事項。
- (4) 危機管理センターの所掌事務
- ア 被害に係る情報の収集及び分析、職員の配置並びに応急対策に関すること。
 - イ 警察、自衛隊等の防災関係機関との連絡調整に関すること。
 - ウ 市民への広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
 - エ 災害対策本部の設置に関すること。
 - オ その他災害に対する初動対応を迅速かつ適切に行うため必要な事項。

6 災害対策本部長の代理

本部長が事故等により指揮をとれないときは、副本部長がその代理を行う。その代理は、危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順とする。

7 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し公表する。

また、本部入口に「堺市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。

8 府災害対策本部地域連絡部との連絡

府民センター内に府災害対策本部地域連絡部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第2 職員動員計画

【各局共通】

地震による被害が発生し、又は被害が発生する恐れがある場合に、応急対策活動を迅速かつ的確に行うために必要な職員の動員計画を定める。

なお、地震発生時には津波による被害も想定されることから、動員計画を定める際は、職員の安全を確保するため、津波からの一時的な避難の必要性についても十分留意するものとする。

所属長は、あらかじめ災害の状況に応じた動員計画を定め、市長に報告しなければならない。

また、所属職員に対し、動員計画を周知し、速やかに応急対策活動がとれるようにしておかなければならない。

職員は本計画で定める任務分担に応じて、自らの役割を理解し、速やかに応急対策活動を実施できるようにするものとする。

1 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

(配備基準)

《地震・津波》

| 体制 | | 条件 | 人員 |
|---|--------|--|--------------------------------|
| 危機管理センター | 地震1号配備 | 大阪府に津波注意報が発表されたとき | 情報収集及び伝達に必要な人員を配備 |
| | | 「南海トラフ地震臨時情報」(調査中)が発表されたとき | |
| | 地震2号配備 | 堺市域で震度4を観測したとき | |
| | 地震3号配備 | 堺市域で震度5弱又は5強を観測したとき | |
| 災害の発生が相当程度予想され、その事前対策をとる必要があるとき 「南海トラフ地震臨時情報」(巨大地震警戒、巨大地震注意)が発表されたとき | | | |
| 災害対策本部 | 地震対策配備 | 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき | 総合的応急対策活動に必要な人員を配備 ○センター員全員 |
| | | 大阪府に津波警報が発表されたとき | |
| | 全員配備 | 堺市域で特別警報(大津波警報・緊急地震速報(警報))が発表されたとき | ○市職員全員 |
| | | 堺市域で震度6弱以上を観測したとき | |
| 市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき | | | |
| | | 大阪府に津波警報が発表されたとき | 災害の規模に応じた動員配備 |

2 動員の基準

(1) 勤務時間外における自動参集

ア 市域において震度6弱以上の地震を観測したとき

全職員は、勤務時間外に市域において震度6弱以上の地震を観測したとき(大阪管区気象台発表)は、全員配備の指令があったものとして、職員自身と家族等の安全を確保のうえ、速やかに次に定める区分により参集し、任務につかなければならない。

なお、津波警報が発表された場合は、原則として津波浸水想定区域内へ参集しないこととする。ただし、市民の生命を守るために必要不可欠な対策を講じるなどの場合のみ、所属長は職員の安全確保に十分留意のうえ、参集させることとする。

また、浸水想定区域内に居住する職員は、津波から避難する際、市民へ避難の呼び掛けを行うなど、避難誘導に努める。

① 所属参集

課長級以上の職員及び災害時に実施すべき必要最低限の通常業務並びに防災対策を遂行するうえで特に必要と所属長が認めた職員は、自己の勤務する場所もしくは各所属で定めるそれぞれの拠点施設に参集する。また、区役所の各課に所属する職員（地震時選定職員を除く）においては自己の勤務する区役所に参集する。

② 直近参集

所属参集以外の職員は、指定された（居住地の直近の）区役所に参集する。

職員の直近参集場所は、表を基本とし、毎年、各区役所の参集人数を考慮し、指定する。

(職員の直近参集場所)

| 対 象 職 員 | | 参 集 場 所 |
|----------|---|---------|
| 上記①以外の職員 | 堺区域、大阪市（東住吉区、平野区を除く。）、豊中市、池田市、豊能町、能勢町、兵庫県及び滋賀県に居住する職員 | 堺区役所 |
| | 中区域に居住する職員 | 中区役所 |
| | 東区域、大阪狭山市、河内長野市、奈良県（五條市、御所市、香芝市、生駒市、葛城市、三宅町、安堵町、三郷町、斑鳩町、平群町、王寺町、広陵町、上牧町、河合町）及び和歌山県（橋本市、かつらぎ町、九度山町）に居住する職員 | 東区役所 |
| | 西区域、貝塚市、岸和田市、高石市、阪南市、泉佐野市、泉大津市、泉南市、忠岡町、田尻町、岬町、熊取町及び和歌山県（和歌山市、有田市、海南市、紀の川市、岩出市、紀美野町）に居住する職員 | 西区役所 |
| | 南区域及び和泉市に居住する職員 | 南区役所 |
| | 北区域、大阪市（東住吉区、平野区）、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、大東市、門真市、摂津市、東大阪市、交野市、四条畷市、箕面市、島本町、京都府、三重県及び奈良県（奈良市、橿原市、大和郡山市、大和高田市、天理市、桜井市、山添村）に居住する職員 | 北区役所 |
| | 美原区域、松原市、羽曳野市、藤井寺市、柏原市、富田林市、河南町、太子町及び千早赤阪村に居住する職員 | 美原区役所 |

③ 避難所参集（地震時選定職員）

地震時選定職員は、出勤区分に応じてあらかじめ指定された指定避難所を開設し、自主防災組織をはじめとする地元住民と協力し、指定避難所運営を行う。

なお、大阪府に大津波警報及び津波警報が発表された場合、津波浸水想定区域内の指定避難所は津波被害を受けるおそれがあることから、指定避難所の被害状況等を確認のうえ、安全が確認できた段階で開設することとし、当該指定避難所を担当する地震時選定職員は、一旦、避難所を管轄する区役所へ参集することとする。

イ 大阪府に大津波警報が発表されたとき（市域において震度5強以下を観測したとき）

大阪府に大津波警報が発表されたときは、市域において観測された震度が5強以下であっても、全員配備の指令があったものとして、職員自身と家族等の安全を確保のうえ、速やかに次に定める区分により参集し、任務につかなければならない。

なお、原則として津波浸水想定区域内へ参集しないこととする。ただし、市民の生命を守るために必要不可欠な対策を講じるなどの場合のみ、所属長は職員の安全確保に十分留意のうえ、参集させることとする。

また、浸水想定区域内に居住する職員は、津波から避難する際、市民へ避難の呼び掛けを行うなど、避難誘導に努める。

① 所属参集

「ア 市域において震度6弱以上の地震を観測したとき」と同様とする。

② 直近参集

「ア 市域において震度6弱以上の地震を観測したとき」と同様とする。

③ 避難所参集（地震時選定職員）

堺区・西区の指定避難所の地震時選定職員は、出勤区分に応じてあらかじめ指定された指定避難所を開設し、自主防災組織をはじめとする地元住民と協力し、指定避難所運営を行う。

なお、津波浸水想定区域内の指定避難所（「3 津波浸水想定区域の指定避難所」参照）は津波被害を受けるおそれがあることから、指定避難所の被害状況等を確認のうえ、安全が確認できた段階で開設することとし、当該指定避難所を担当する地震時選定職員は、一旦、避難所を管轄する区役所へ参集することとする。

中区・東区・南区・北区・美原区の指定避難所の地震時選定職員に任命されている職員は、一旦、避難所を管轄する区役所へ参集することとする。

ウ 交通途絶時の参集

交通途絶時であっても自転車、徒歩等により可能な限り参集する。

エ 参集の免除者

参集時において、健康上の理由等により参集が不能又は困難であるものについては参集を免除する。

オ 動員報告

各本部員は、配備指令に基づいて所属部の職員を非常招集したとき、又は職員が自動参集したときは、その動員の状況を把握し、速やかに本部長に報告する。

カ 市域の被害状況の情報収集

参集過程において、市域の被害状況を収集し、所属長を通じて本部長に報

告する。

(2) 動員の指令・伝達

動員の指令は、自動参集の場合を除き、本部長が本部員の意見（災害の規模、種類、被害状況等）を聞き、各所属長あて発するものとする。ただし、必要に応じ特定の所属に対して一定の指令を発することができる。

ア 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において指令が発せられたときは、各所属長から所属職員へ伝達し、必要に応じ、庁内放送、防災無線等により速やかにその旨を周知する。

イ 勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外において動員指令が発せられたときは、各所属長は直ちに所属職員を召集しなければならない。

なお、災害対策本部員、防災関係職員に対し、情報伝達の迅速化、確実化を図るため、保有する携帯電話等に防災情報を伝達する。

(3) 交替要員の確保

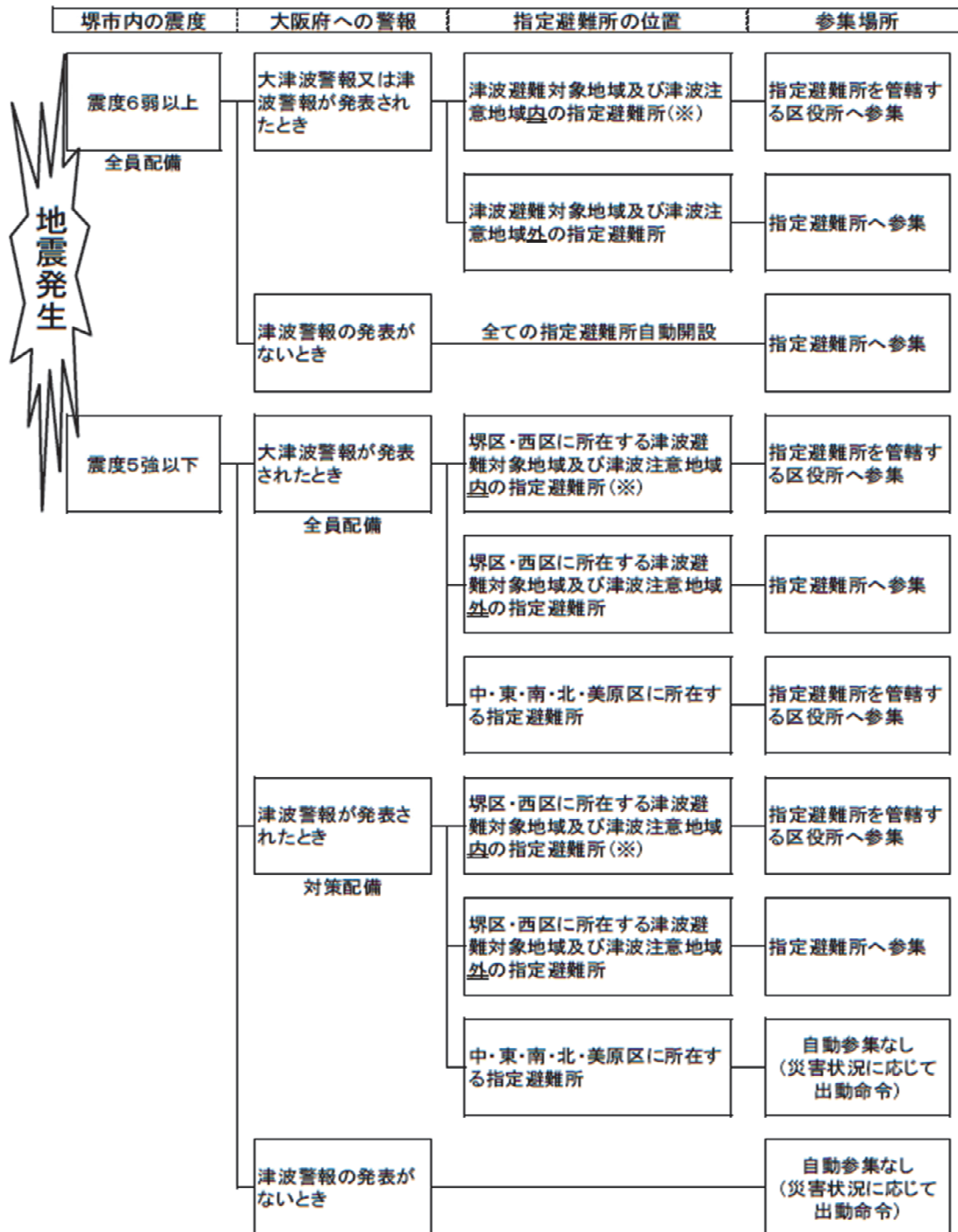
本部長は、災害対策活動が長期化すると予想される場合には、職員の健康管理に十分に留意し、交代要員の確保等を図るため、関係する部の長と協議のうえ、基本方針を示す。

各部等の長は、職務の状況を考慮のうえ、交代要員確保の基本方針に基づき、必要な措置を講じる。

3 津波浸水想定区域の地震時選定職員の参集について

地震時選定職員は、自動参集基準により参集する場合、津波による浸水被害を受けるおそれがあることから、参集フローは以下の図のとおりとする。

地震時選定職員の自動参集フロー図



(※) 津波避難対象地域内に所在する指定避難所

| | |
|----|--|
| 堺区 | 三宝小学校、錦西小学校、市小学校、英彰小学校、月州中学校、大浜中学校、大浜体育館、旧湊小学校、新湊小学校 |
| 西区 | 浜寺石津小学校、浜寺東小学校、浜寺小学校、浜寺昭和小学校 |

(※) 津波注意地域内に所在する指定避難所

| | |
|----|--|
| 堺区 | 少林寺小学校、安井小学校、殿馬場中学校、陵西中学校、錦綾小学校、錦小学校、熊野小学校、府立泉陽高校、関西大学堺キャンパス |
|----|--|

第3 職員の活動環境、安全確保等

【総務局、区役所】

1 職員の活動環境

職員は、勤務時間内に地震等の災害が発生した場合、家族の安否確認等を行う方法をあらかじめ確保する。

2 職員の安全確保

本部長は、職員の安全確保に最善を期する。

災害対策に従事する職員の体力・判断力持続のため、健康管理・勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処する。

3 食料等の調達

市職員への食料等を、備蓄物資及び協定業者等から調達する。また、職員用の簡易トイレ、仮眠室、毛布等の確保も早期に行う。

4 勤務管理等

本部長（又は課長級）は、本部職員の出退庁時間等の確認を徹底する。

第4 防災関係機関の動員配備体制

【各局共通】

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

第2節 津波対策

【第2節の施策体系】

| | | |
|------------------|--------------------|-------|
| 第2節 津波対策 | 第1 組織動員配備体制 | P.209 |
| | 主担当：各局共通 | |
| | 第2 津波警報等の伝達 | P.209 |
| | 主担当：危機管理室、大阪管区气象台 | |
| | 第3 避難対策等 | P.217 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第4 水防活動 | P.218 |
| | 主担当：危機管理室、消防局、建設局 | |
| | 第5 ライフライン・放送事業者の活動 | P.220 |
| | 主担当：ライフライン・放送関係事業者 | |
| 第6 交通対策 | P.221 | |
| 主担当：堺海上保安署、鉄道事業者 | | |
| 第7 在港船舶に対する周知活動 | P.221 | |
| 主担当：堺海上保安署 | | |

市及び防災関係機関は、大阪管区气象台から発表される津波警報・注意報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

第1 組織動員配備体制

【各局共通】

大阪府に大津波警報及び津波警報が発表されたとき、又は津波による災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるときは、直ちに災害対策本部を設置し、災害の規模に応じた動員配備体制をとり、事態に適切に対処する。

第2 津波警報等の伝達

【危機管理室、大阪管区气象台】

大阪管区气象台から発表される津波警報等を、あらかじめ定めた経路により迅速に伝達する。

1 大阪管区气象台が発表する津波警報等や地震情報

津波警報等は、大津波警報、津波警報、津波注意報のことをいう。

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

| 種類 | 発表基準 | 発表される津波の高さ | | 必要な行動例 |
|-------|---|-----------------------|---------|--|
| | | 数値による発表 (カッコ内は予想値) | 巨大地震の場合 | |
| 大津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合 | 10m超 (10m<予想高さ) | 巨大 | ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| | | 10m (5m<予想高さ≤10m) | | |
| | | 5m (3m<予想高さ≤5m) | | |
| 津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え3メートル以下の場合 | 3m (1m<予想高さ≤3m) | 高い | |
| 津波注意報 | 予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合 | 1m (0.2m≤予想高さ≤1m) | (表記なし) | 陸域では避難の必要はない。 海の中にいる場合は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 |

- (注) 1 大阪府の津波予報区名は「大阪府」である。
- 2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 3 予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。
- 4 地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。
- 5 地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような「巨大地震」の場合、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」と発表する。
- 6 「巨大地震」の場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。
- 7 津波による災害の恐れがない場合には、「津波の心配のない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
- 8 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、大津波警報又は津波警報、津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 9 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 10 大津波警報については、津波特別警報に位置付ける。ただし、発表時には「大津波警報」として発表する。

(2) 津波予報

| | 発 表 基 準 | 内 容 |
|------|---|---|
| 津波予報 | 津波が予想されないとき。(地震情報に含めて発表) | 津波の心配なしの旨を発表。 |
| | 0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表) | 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。 |
| | 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表) | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。 |

(3) 津波情報

| 情 報 の 種 類 | 内 容 |
|---------------------------|---|
| 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値または2種類の定性的表現で発表(発表される津波の高さは、「大津波警報・津波警報・津波注意報」を参照)。 また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 |
| 各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。 また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 |
| 津波観測に関する情報(注1) | 実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。 |
| 沖合の津波観測に関する情報(注2) | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測値から推定される沿岸における津波の到達時刻や高さを発表(予報区単位)。 |
| 津波に関するその他の情報 | ① 津波に関するその他必要な事項を発表。 ② 津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表。 |

注1 津波観測に関する情報の発表内容

- ① 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する
- ② 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより、避難を遅らせるおそれがあるため、数値ではなく「観測中」として発表する。具体的には次表の通り。

沿岸における最大波の観測値の発表内容

| 警報・注意報 | 観測された津波の高さ | 発表内容 |
|--------|------------|---------------------------|
| 大津波警報 | 1m超 | 数値 |
| | 1m以下 | 「観測中」 |
| 津波警報 | 0.2m以上 | 数値 |
| | 0.2m未満 | 「観測中」 |
| 津波注意報 | 高さに関わらず | 数値（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現） |

注2 沖合の津波観測に関する情報

- ① 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。
- ② 沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ③ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での津波観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準までは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）と発表する。
- ④ なお、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点については、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

| 警報・注意報 | 沿岸で推定される津波の高さ | 発表内容 | |
|--------|---------------|-----------|---------|
| | | 沖合における観測値 | 沿岸での推定値 |
| 大津波警報 | 3m超 | 数値 | 数値 |
| | 3m以下 | 「観測中」 | 「推定中」 |
| 津波警報 | 1m超 | 数値 | 数値 |
| | 1m以下 | 「観測中」 | 「推定中」 |
| 津波注意報 | 高さに関わらず | 数値 | 数値 |

津波情報の留意事項等

i) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

ii) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

iii) 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達して

いるおそれがある。

iv) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(4) 地震情報

| 地震情報の種類 | 発表基準 | 内容 |
|---------------------|--|--|
| 震度速報 | ・震度3以上 | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。 |
| 震源に関する情報 | ・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない) | 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 |
| 震源・震度に関する情報 (注1) | 以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合 | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 |
| 各地の震度に関する情報 (注1) | ・震度1以上 | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。 |
| 推計震度分布図 | ・震度5弱以上 | 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。 |
| 長周期地震動に関する観測情報 | ・震度3以上 | 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生 |

| | | |
|------------|---|--|
| | | から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載)。 |
| 遠地地震に関する情報 | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 |
| その他の情報 | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表 |

注1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

(5) 緊急地震速報

ア 発表等

大阪管区气象台は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域(下表参照))に対して緊急地震速報(警報)を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

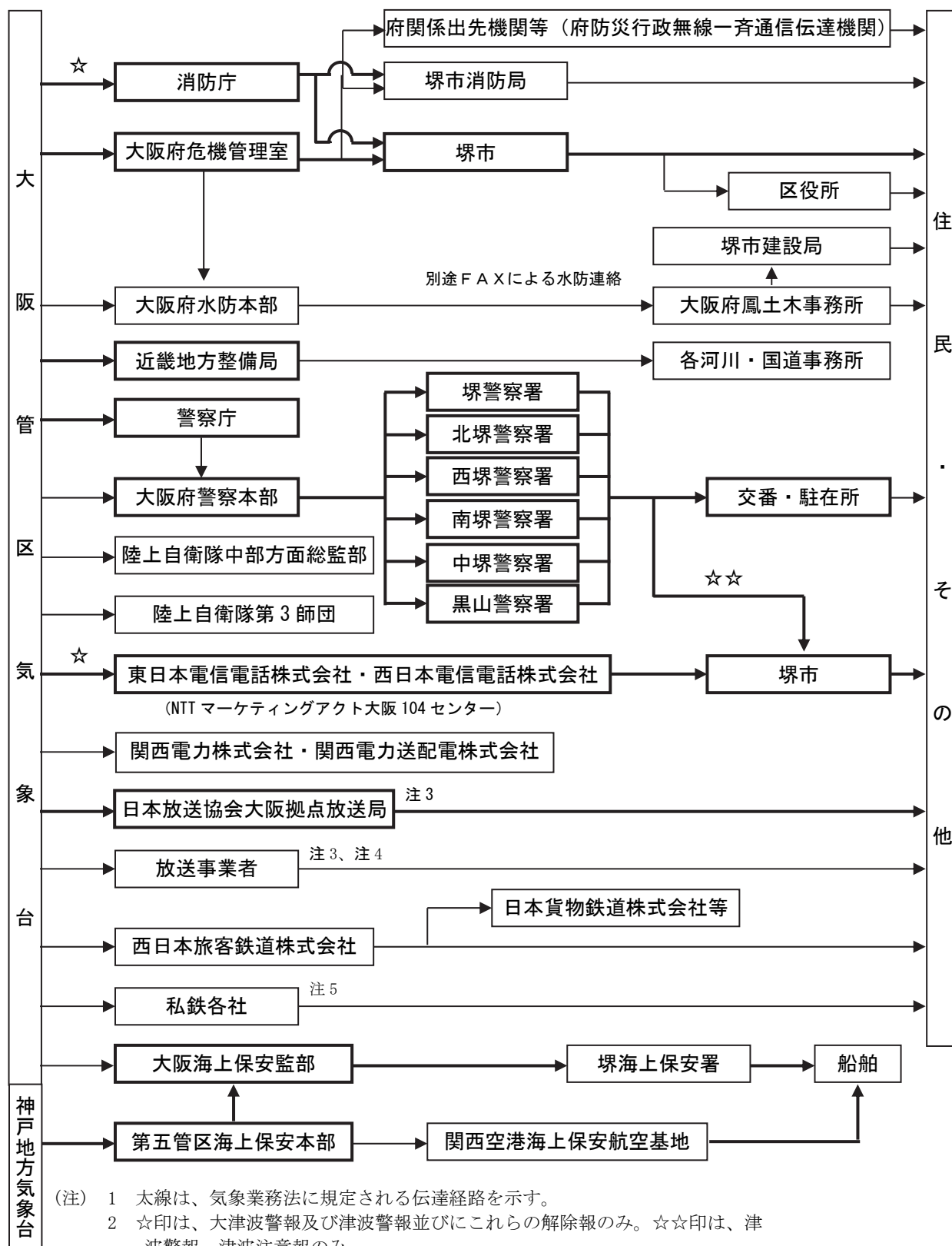
| 区 域 | 市町村名 |
|-------|---|
| 大阪府北部 | 大阪市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市、門真市、四條畷市、守口市、寝屋川市、交野市、枚方市、摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町 |
| 大阪府南部 | 松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、忠岡町、田尻町、岬町 |

イ 伝達

大阪管区气象台は、緊急地震速報を発表したときは、日本放送協会に通知

する。日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に放送する。なお、大阪管区気象台は、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を通して住民への提供に努める。

2 津波予警報等の関係機関への伝達経路



- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、大津波警報及び津波警報並びにこれらの解除報のみ。☆☆印は、津波警報、津波注意報のみ。
 3 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。

- 4 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FM まちそでて放送株式会社の9社である。
- 5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム、大阪市高速電気軌道株式会社の11社である。

第3 避難対策等

【危機管理室】

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定し、防災関係機関と協力して、避難指示、避難誘導等の必要な措置を講ずる。

なお、この場合、避難行動要支援者に対する支援や外国人、観光客等に対する誘導などについて、避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。

1 避難指示

市長は、次のいずれかの場合、速やかに避難指示を発令し、住民や釣り人、観光客、ドライバー、船舶等に対して、迅速かつ的確な情報提供を行い、高台などの安全な場所に誘導する。

実施にあたっては、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改定）の趣旨及び内容を理解の上、「避難情報の判断・伝達マニュアル」の作成等、適切な防災対策を推進する。

【避難指示の判断基準】

- (1) 大津波警報又は津波警報を覚知したとき
- (2) 市内で強い揺れ（震度4程度以上）もしくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、避難の必要があるとき

2 周知の方法

市長は、避難指示及び避難誘導を行う場合は、沿岸部や自治会代表者宅等に設置した市防災行政無線（同報系）や広報車等の活用、おおさか防災ネットの防災情報メールや携帯電話事業者が提供する緊急速報メールによる配信など直接伝達し、自主防災組織等住民組織との連携により、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。

周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

3 避難の誘導

- (1) 避難指示が出された場合は、JR 阪和線を目標に東側の高い所への徒歩避難を原則とし、逃げ遅れたり、遠くまで避難できない住民は津波避難ビルや3階以上の堅牢な建物などの安全な場所に誘導する。

- (2) 病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の施設管理者は、利用者、児童等を安全に避難誘導する。

4 津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置

市は、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として行う。

- (1) 正確な大津波警報等の収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 港湾部への立入制限及び避難誘導の実施
- (4) 津波避難ビルの円滑な開設
- (5) 応急浸水対策
- (6) 救助・救急活動

5 工事中の建築等に対する措置

市は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

6 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

7 防災事務に従事する者（職員等）の安全確保

- (1) 津波から職員の安全を確保するため、確実な情報伝達手段を講じ、津波到達予想時間を参考として速やかに避難を完了させる。
- (2) 避難指示等の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、津波到達時間内で職員の避難時間を確保した防災対応や避難誘導に係る行動ルールに基づき速やかに実施する。

第4 水防活動

【危機管理室、消防局、建設局】

大阪湾沿岸に津波が来襲する恐れがあると認められるときは、市は本地域防災計画等に基づき各防災関係機関と協力のもと、広報活動等、迅速な水防活動を実施する。

1 初動措置

大津波警報等が発表された場合は、水防作業従事者自身の避難時間を確保した上で次の初動措置をとる。

- (1) 津波注意報

- ア 広報車・消防艇等による広報準備体制をとる。
 - イ 巡視船艇の出動又は待機
 - ウ 水門・樋門等の操作の実施
- (2) 大津波警報、津波警報
- ア 住民に対して警報発表等の広報の実施
 - イ 水門・樋門等の操作の実施

2 広報活動

各防災関係機関は、海岸沿いの住民・船舶等を対象に予報の周知、安全対策、海岸・河川敷からの退避等の広報活動を実施する。

(1) 実施方法

- ア 津波注意報の発表時
 - ① 広報車・パトカー等による広報
 - ② 巡視船艇による広報
 - ③ ラジオ放送等による広報
 - ④ 海岸・河川流域に設置された防災行政無線（同報系）による広報
 - ⑤ おおさか防災ネットの防災情報メールの配信による広報
 - ⑥ 船舶への無線による広報
 - ⑦ 航行警報等による広報
 - ⑧ 臨海事務所の構内放送による広報
- イ 大津波警報、津波警報の発表時
 - ① 消防車輛等による広報
 - ② ラジオ放送等による広報
 - ③ 海岸・河川流域に設置された防災行政無線（同報系）による広報
 - ④ おおさか防災ネットの防災情報メール・携帯電話事業者が提供する緊急速報メールの配信による広報
 - ⑤ 船舶への無線による広報
 - ⑥ 航行警報等による広報
 - ⑦ 臨海事務所の構内放送による広報

(2) 実施区域

- ア 陸上における移動広報区域で概ね阪堺線以西
- イ 海上における移動広報区域で主として大阪港堺泉北区

(3) 海面監視等

津波注意報・津波警報が発表された場合、又は市域において震度4以上を観測した場合には、関係機関は海面状況を監視し、相互に情報交換を行うものとする。

第5 ライフライン・放送事業者の活動

【ライフライン・放送関係事業者】

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震発生時、第1章第13節に準じた緊急対応を行い、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。

1 上下水道

沿岸水道事業者及び大阪広域水道企業団は、上水道・工業用水道の破損等による二次災害を軽減させるため、通水を停止する等必要な措置を講ずるものとする。

2 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）

火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化など電力供給のための体制を確保する。

3 ガス（大阪ガス株式会社）

利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

4 電気通信（西日本電信電話株式会社等）

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じる。

5 放送事業者（日本放送協会、一般放送事業者）

日本放送協会及び一般放送事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。

- (1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者・住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努め、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- (2) 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等防災関係機関や居住者・住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする
- (3) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な人員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的な内容を定めるものとする。

第6 交通対策

【堺海上保安署、鉄道事業者】

1 道路

大阪府公安委員会は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行うものとする。

2 海上

- (1) 堺海上保安署は、船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。
- (2) 堺海上保安署は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずる恐れがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止するものとする。
- (3) 堺海上保安署は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検検を行い、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。
- (4) 堺海上保安署は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずる恐れのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じ、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。
- (5) 港湾・漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去による航路啓開に努めるものとする。
- (6) 市、府及び堺海上保安署は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、津波ハザードマップをモデルとして予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を定めることとする。

3 鉄道事業者（南海電気鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社）

列車及び乗客等の安全を確保するため、走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行を停止するものとする。

4 乗客等の避難誘導等

鉄道及びバス事業者は、列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画を定めるものとする。

第7 在港船舶に対する周知活動

【堺海上保安署】

堺海上保安署は、津波の来襲が予想される場合には、直ちに航海中及び入港中の船

舶に無線及び巡視船艇、航空機等により周知する。

1 周知方法

(1) 船艇による方法

巡視船艇によりサイレンを吹鳴しつつ拡声機により放送する。

(2) 放送による方法

第五管区海上保安本部運用司令センター及び大阪海上保安監部港内交通管制室から無線通信により放送するほか、緊急の際は、日本放送協会等の協力を得てラジオ放送を行う。

2 緊急時の措置

事態が急迫し、関係機関と協議のいとまがないとき、又は市町長から要求のあったときは、状況を適切に判断して避難の指示を行う。

第3節 災害情報の収集伝達

【第3節の施策体系】

| | | |
|----------------------|------------------------|-------|
| 第3節 災害情報の 収集伝達 | 第1 情報収集伝達経路 | P.223 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 被害情報の収集・報告 | P.225 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第3 通信手段の確保 | P.229 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第4 防災拠点施設等の損傷状況の把握 | P.229 |
| | 主担当：建築都市局、各施設管理者 | |
| | 第5 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供 | P.229 |
| | 主担当：危機管理室 | |

市及び防災関係機関は、災害発生後、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達経路

【危機管理室】

市及び防災関係機関は、災害発生時の情報収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次のとおり定める。

1 情報連絡体制

災害発生時の情報連絡体制を、最優先で確立させるため、市及び防災関係機関は、通信連絡体制を統轄し、通信連絡網を確保する。また、市防災行政無線等については必要に応じて無線通信を統制する。

災害時においては、災害対策本部と区災害対策本部、各部出先機関及び防災関係機関との情報連絡はあらゆる通信手段を活用する。

(1) 有線通信

ア 電話の利用及び災害時優先電話の確保

通常の電話回線のほか、災害時優先電話の回線を一定数確保し、輻輳等による混乱を緩和する。

イ FAX の利用

災害対策本部、区災害対策本部、各部出先機関及び防災関係機関の情報伝達、報告等の通信連絡については、FAX による。

ウ インターネット

インターネットを利用して、効率的な情報収集、共有、伝達を図る。

(2) 無線通信

災害時の連絡手段として、有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合の通信連絡には、次の無線網を有効に活用して、情報連絡を円滑に行う。

ア 堺市防災行政無線（同報系）

区役所、市出先施設、避難場所、自治会の代表者宅等及び屋外子局への一斉通信

イ 堺市防災行政無線（移動系）

市、区役所、避難場所、防災関係各部及び車両との相互通信

ウ MCA 無線

市上下水道局及び車両との相互通信

エ 堺市防災行政無線（相互系）

市、防災関係機関及び近隣市町との相互通信

オ 消防救急無線

カ 大阪府防災行政無線

府、府出先施設、府内市町村及び防災関係機関との相互通信

(3) その他

ア 大阪府防災情報システム

府域にかかる気象情報等の収集のほか、市から府への被害報告を迅速かつ的確に行う。情報収集、配信は大阪府防災行政無線の回線を使用する。

イ 堺市危機管理統合情報システム

市内の雨量、主要河川等の水位情報を収集している防災テレメータシステムのほか、将来的には被害情報、救援情報などの災害対策支援情報の収集配信ができる統合情報システムを構築する。

ウ テレビ会議システム

堺市災害対策本部会議室、危機管理センター、区災害対策本部、消防本部と上下水道局本庁舎間の、また、上下水道局本庁舎と出先機関さらに、消防本部、救急ワークステーション、消防署間の迅速な情報共有等を目的に、遠隔地間において映像及び音声を送受信することができるテレビ会議システムを整備する。

2 指定電話、連絡責任者の指定

(1) 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、円滑な通信連絡を確保する。

(2) 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄する。

3 本部連絡員の派遣

(1) 市の各部

市の各対策部は、市災害対策本部と各部又は区災害対策本部との連絡を強化するため、本部連絡員を本部に派遣する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、市災害対策本部との連絡調整のため、必要に応じ本部連絡員を市災害対策本部に派遣する。なお、その際は可能な限り連絡用無線機等を携行し、所属機関との連絡にあたる。

第2 被害情報の収集・報告

【危機管理室】

1 府による災害情報の収集伝達

市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集し、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター及び無人航空機による各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行う。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

(1) 災害の発生場所、区域等

(2) 住民の生命財産の安否の状況及び住民の避難の状況

(3) 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ

(4) 建物、道路、鉄軌道、空港、河川、砂防、港湾、農地、ため池、山林等の被害の状況

(5) 上水道・工業用水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況

(6) 消防、水防等の応急措置の状況

- (7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (8) 衛生環境、疾病発生状況及びその救護措置の要否
- (9) 孤立集落におけるライフラインの途絶・復旧状況、備蓄状況、要配慮者の有無
- (10) その他

2 府による国への報告

- (1) 災害対策基本法第53条第2項に基づき、内閣総理大臣に報告する災害は、次のとおりである。
 - ア 府災害対策本部を設置した災害
 - イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
- (2) 被害状況等の報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）による報告と一体的に消防庁へ行う。
- (3) 応急措置が完了した後、20日以内に災害確定報告を行う。

3 初動期の情報収集

- (1) 情報収集内容
 - 災害発生直後における被害概況を正確に把握し、要員や資器材等の確保、応援の要請等を迅速に判断するため、災害対策本部は、次の情報収集活動を実施する。
 - この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概況を大まかにつかむことに留意する。
 - ア 人的被害
 - イ 物的被害（指定避難所を優先して実施する。）
 - ウ 機能的被害
 - エ その他災害対策上必要な事項
- (2) 情報収集に基づく判断
 - 本部長は、得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を決定する。また、勤務時間外等のため本部会議を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。
 - なお、前記について、緊急を要すると認められる場合には、各部において実施し、事後速やかに本部長に報告する。

4 被害情報の収集・報告

初動期の情報収集活動に並行して、二次災害防止、災害救助法の適用の可否等を

早急に判断するため、人的被害状況及び火災又は土砂災害の発生状況等のより詳しい被害情報の収集を実施する。

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。ただし、地震が発生し、市内で震度5強以上を観測した時は、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。なお、府への報告は、原則として大阪府防災情報システムにより直後、速報、中間、確定報告を行うが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びFAX等の手段による。

なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、府に対して行う。但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。

特に、行方不明者の情報については、捜索・救助体制の検討等に必要であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、府警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、被害状況等の情報収集は、市をはじめ各防災関係機関において定められた所管業務に基づき連携して収集にあたる。

情報の収集及び伝達にあたっては、地理空間情報（空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報「位置情報」及びこれに関連付けられた情報）の活用を努める。

(調査実施者及び収集すべき被害情報)

| 調査実施者 | | 収集すべき被害状況等の内容 | |
|-------|----------------------------------|--|--|
| 市 | 災害対策本部 (区対策本部、現地 対策本部を含む。) | 1 人的被害 | <ul style="list-style-type: none"> ・死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 ・被災者の状況、要救援救護情報、住民の動向、避難の必要の有無及びその状況 ・指定避難所の状況 |
| | | 2 物的被害 | <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等所管施設及び設備の損壊状況(ただし、指定避難所を優先して実施) ・建物(住家、非住家)の損壊状況 ・がけ崩れ及びがけ崩れの恐れの様相 |
| | | 3 機能的被害 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路及び橋りょう等の被害状況 ・ライフラインの状況 ・各医療機関等の被害状況 |
| | | 4 その他災害対策上必要な事項 | |
| | 各施設の管理者 | 1 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 2 その他所管する施設の人的・物的・機能的被害 | |
| | 職務上の関連部課 | 1 農業施設、商業施設・市場・工場、危険物取扱施設等の物的被害 2 その他所管する施設の人的・物的・機能的被害 | |
| | 消防局 | 1 火災発生状況及び火災による物的被害及び延焼の様相 2 危険物取扱施設の物的被害 3 要救援救護情報及び救急医療活動情報 4 避難道路及び橋りょうの被災状況 5 避難の必要の有無及びその状況 6 その他消防活動上必要ある事項 | |
| | 各警察署 | 1 被害の概要(火災、人命、建物、道路、交通機関) 2 避難者の状況 3 交通規制及び緊急交通路確保の要否 4 ライフラインの状況 5 各種犯罪の発生状況 6 その他災害警備活動上必要な事項 | |
| | その他の防災機関及び協定団体 | 1 市域内の所管施設に関する被害状況並びに応急措置の概要 2 その他活動上必要ある事項 | |

第3 通信手段の確保

【危機管理室】

1 市

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行い、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話の活用を図り、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用もしくは徒歩）等検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

なお、府及び市は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

2 電機通信事業者

電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

3 西日本電信電話株式会社（大阪支店）

西日本電信電話株式会社（大阪支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

第4 防災拠点施設等の損傷状況の把握

【建築都市局、各施設管理者】

防災拠点施設（指定避難所を含む）の建築物・設備の損傷状況を把握する調査を直ちに実施し、施設の使用可能状況を判断し、災害対策本部に意見具申する。

第5 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供

【危機管理室】

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集・伝達や市民への支援・サービス情報を確実に伝達する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市及び府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害

者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第4節 災害広報

【第4節の施策体系】

| | | |
|----------|--------------------------|-------|
| 第4節 災害広報 | 第1 災害広報 | P.231 |
| | 主担当：市長公室、文化観光局、区役所、各関係機関 | |
| | 第2 広聴活動 | P.235 |
| | 主担当：市長公室、区役所 | |

市及び防災関係機関は、相互に協議調整し、住民をはじめ、通勤・通学者、帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう正確かつきめ細かな情報を様々な手段を用いて提供する。

第1 災害広報

【市長公室、文化観光局、区役所、各関係機関】

市及び防災関係機関は、相互に連携し、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報情報の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

1 市

(1) 地震発生直後の広報

- ア 地震情報（震度、震源、地震活動 等）、津波情報（津波の規模、到達予想時刻 等）、気象の状況
- イ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- ウ 避難の指示
- エ 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ
- オ 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起
- カ 二次災害の危険性
- キ パニック防止及びデマ情報への注意の呼びかけ
- ク 市内の被害状況（延焼火災、建物破壊、道路破損等）の概要
- ケ 市の活動体制及び応急対策始動状況
 - ① 本部等の設置
 - ② 避難場所及び救護所の設置
 - ③ その他必要な事項

(2) 応急活動実施段階の広報

- ア 地震及び津波に関する情報
- イ 被害情報及び応急対策実施状況

- ① 被災地の状況
 - ② 避難場所及び救護所の開設状況
 - ③ 応急給水、応急給食等の実施状況
 - ④ その他必要な事項
- ウ 生活関連情報
- ① 電気、ガス、上水道及び下水道の復旧状況
 - ② スーパーマーケット、ガソリンスタンド等、食料品及び生活必需品の供給状況
- エ 通信施設の復旧状況
- オ 道路交通状況
- カ 医療機関の活動状況
- キ 交通機関の復旧及び運行状況
- ク 市役所業務の再開等に関する情報
- ケ その他必要な事項

2 消防局

災害状況に応じて、消防車両等による二次災害の発生防止並びに災害現場においては、火災発生状況、延焼状況及び消防隊の活動状況について広報する。

3 府

府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

(1) 発信の目安

ア 台風

気象台の予測で、台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速30m/s以上が見込まれる場合

イ 大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模以上の高潮が見込まれる場合

ウ 地震

府域に震度6弱以上を観測した場合

エ その他自然災害等

その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

(2) 発信の内容

ア 台風

- ① 自分の身の安全確保

- ② 出勤・通学の抑制
 - ③ 市町村長の発令する避難情報への注意
- イ 地震
- ① 自分の身の安全確保
 - ② 近所での助け合い
 - ③ むやみな移動の抑制
 - ④ 出勤・通学の抑制

4 警察署

警察署は、市災害対策本部その他防災関係機関と協力し、次の事項について広報活動を行う。

- ア 災害の状況及び復旧の見通し。
- イ 避難及び救出・救助活動に関すること。
- ウ 各種犯罪の予防・取締りに関すること。
- エ 交通規制に関すること。
- オ その他警察措置に関すること。

5 西日本電信電話株式会社

災害のため通信が途絶したとき又は利用制限を行ったときは、利用者に対して次の事項について広報活動を行う。

- ア 通信途絶又は利用制限の理由及び内容
- イ 災害復旧に対するの措置及び復旧見込み時期
- ウ 通信利用者に協力を要請する事項
- エ その他の事項

6 関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社

感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し次の事項について広報活動を行う。

(1) 安全及び危険防止

- ア 無断昇柱及び無断工事をしないこと。
- イ 断線、電柱の倒壊折損等には接触を避けること。
- ウ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。
- エ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
- オ その他事故防止のため留意すべき事項

(2) 被害状況

- ア 停電区域
- イ 停電事故復旧状況
- ウ 停電事故復旧見込み

7 大阪ガス株式会社

住民の不安解消を図り、二次災害を防止するため、次の事項について広報活動を行う。

- (1) 災害発生時（供給を継続している場合）
 - ア ガス栓を全部閉めること。
 - イ ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること。
 - ウ ガスのにおいがする場合、火気使用は厳禁であること。
- (2) 災害発生時（供給停止をした場合）
 - ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているのでメーターガス栓を閉め、大阪ガスから連絡があるまで待つこと。
 - イ ガスの供給が再開される時には、あらかじめ大阪ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。
- (3) ガス供給を再開する場合
 - ア あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日はできるだけ在宅すること。
 - イ 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。
 - ウ ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用をやめ、最寄りの大阪ガスに連絡すること。

8 広報活動の実施

災害広報活動は、人心の安定及びパニック等の防止を目的として、災害発生後できる限り速やかに開始し、以降、応急対策及び復旧対策の進展に応じた確かな情報の提供を行う。

また、広報情報の不統一を避けるため、市民に対して実施する災害時の広報活動については、市災害対策本部において調整のうえ実施する。

- (1) 市民に対する広報
 - ア 防災行政無線（同報系）の利用
市災害対策本部は、防災行政無線（同報系）から市内各所に設置した屋外スピーカーを通じて必要な情報を伝達する。
 - イ 広報車の利用
広報車による広報活動は、市災害対策本部、区災害対策本部又は防災関係機関が行い、必要に応じて他の部の車両も動員して必要な地域へ出動させ、広報活動を実施する。
 - ウ 口頭等での伝達
広報車の活動が不可能な地域、又は特に必要と認められる地域に対しては、市災害対策本部又は区災害対策本部から職員を派遣し、広報活動を実施する。

また、必要な場合は市（消防局）、警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

エ 市庁舎、区役所、避難場所等での配付、掲示

災害対策広報又はチラシ等を作成し、可能な限り、市庁舎、区役所、避難場所等で印刷物を配布又は掲示する。

オ インターネット等による広報

市及び防災関係機関が保有するホームページ等を活用するほか、防災ポータルサイト（おおさか防災ネット）による情報提供、防災情報メールや携帯電話事業者が提供する緊急速報メールの配信など広く住民等へ災害関連情報を提供する。

カ 要配慮者に配慮した広報

点字やファクシミリ、携帯電話へのメール等多様な手段の活用により、障害特性に配慮した広報を行う。

(2) 報道機関に対する情報の発表

ア 災害の状況、被災者に対する生活情報及び応急活動の実施状況等を必要に応じ、報道機関に発表する。報道機関に対する情報提供は、情報内容の一元化を図るため統轄して行う。

なお、情報等の提供・発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等をもつて各報道機関に周知させて発表する。また、定期的な発表を行う。

イ 緊急放送について

避難の指示等で緊急を要する場合で、放送を利用する必要があるときは、災害対策基本法第57条に基づき放送を依頼する。

ウ 要配慮者への配慮について

ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送・外国語放送の活用等要配慮者に配慮した広報を行う。

(3) 広報資料等の収集

ア 各部からの報告のほか、必要に応じ災害現場における取材を行う。

イ 必要に応じて、災害現場に職員を派遣し、被害状況等の災害写真を撮影する。

ウ 他の機関の資料や情報の収集に努める。

第2 広聴活動

【市長公室、区役所】

大規模な災害が発生し、甚大な被害が発生した場合、人心の動揺、混乱や情報不足、誤報などによる社会不安を防止するため、被災者の生活相談や要望事項等を把握し、住民からの各種問合せに速やかに対応できるよう専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を行い、応急対策及び復旧対策に市民の要望等を反映させる。

1 相談窓口の開設

災害の状況により本部長が必要と認めたときは、被災者のための相談窓口を市災害対策本部又は区災害対策本部に開設し、相談、問合せ、受付等の業務を行う。

2 相談窓口の推進体制

- (1) 相談窓口では、当該災害についての電話や市民対応全般について実施するものとし、必要に応じ、各部から派遣するほか、防災関係機関の協力を得るものとする。
- (2) 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等を通じ市民へ周知する。

3 広聴内容の処理

相談窓口等で聴取した内容については、速やかに関係部又は関係機関へ連絡する。

第5節 広域応援等の要請・受入れ

【第5節の施策体系】

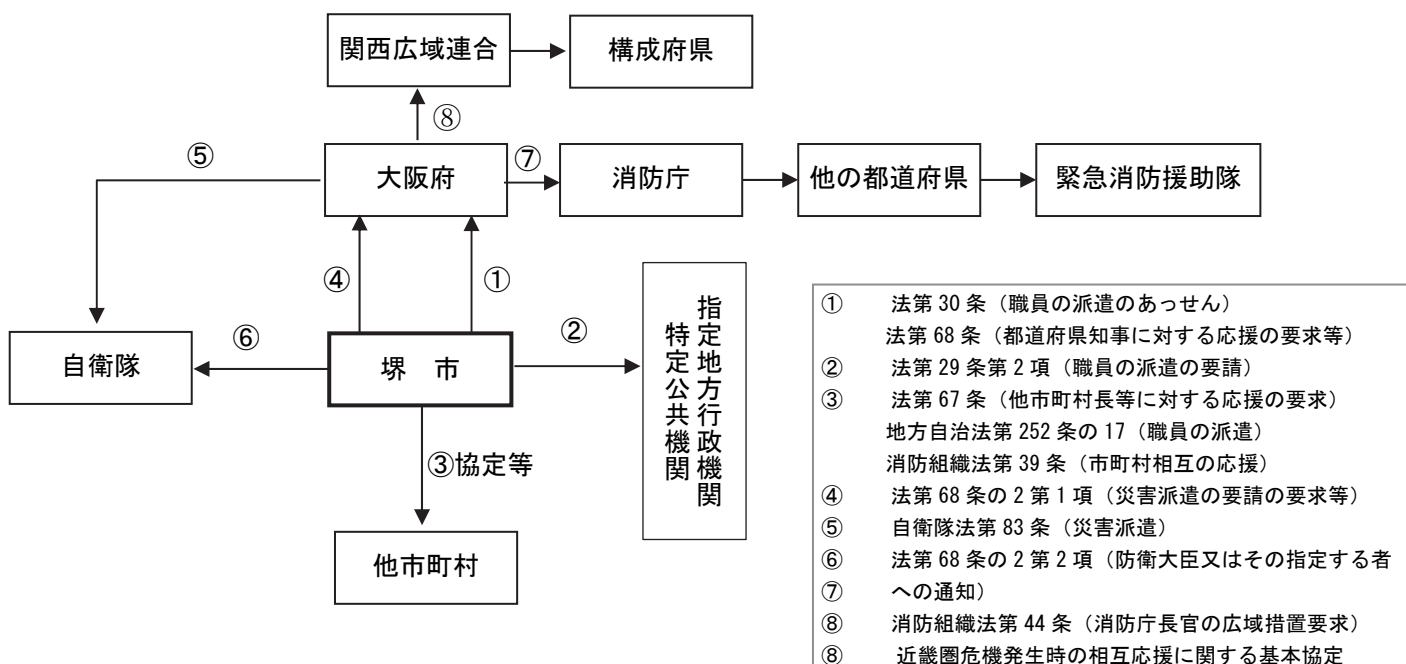
| | | |
|-------------------------|---------------------|-------|
| 第5節 広域応援等の 要請・受入れ | 第1 大阪府知事等に対する要求等 | P.238 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 広域応援等の受入れ | P.241 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第3 応急対策職員派遣制度に基づく支援 | P.241 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第4 関係機関の連絡調整 | P.241 |
| | 主担当：危機管理室 | |

市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、府、災害相互応援協定市、他市町村、自衛隊、その他防災関係機関等に対して応援を要請し、市民の生命、身体又は財産を保護するため万全の措置をとるものとする。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努め、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握し、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

【応援体系図】



第1 大阪府知事等に対する要求等

【危機管理室】

1 大阪府知事に対する応援の要求等

市長は、市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請し、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

- (1) 知事に対する応援の要求又は実施の要請
- (2) 他の市町村長等に対する応援の要請
- (3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の要求
- (4) 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあっせん要請

なお、要求を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市長等の指揮の下に行動する。

また、市長は、府知事に対して応援を求め又は応急処置の実施を要請するときは、次の項目を明確にして府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援（又は応急処置の実施）を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (6) その他必要な事項

| 連絡先 | 府防災行政無線 | 電話 |
|----------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 大阪府危機管理室 | (88-) 220-8921 FAX (88-) 220-8821 | 06-6944-6021 FAX 06-6944-6654 |

(88-) は、市役所本庁舎内の電話（FAX）から通信する場合の特番

2 知事の指示等

知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、または他の市町村長を応援するよう指示する。

また、知事は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、または他の市町村長を応援することを求める。

なお、知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

3 知事による応急措置の代行

知事は、府域に係る災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

4 (大阪府知事に対する) 緊急消防援助隊の要請

市長は、府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を依頼するときは、有線電話により行うものとするが、有線途絶時は府防災行政無線及び地域衛星通信ネットワークを用いるものとする。

5 関西広域連合への応援要請

(1) 要請の方法

市長は、府知事を通じて「関西広域応援・受援実施要綱」等の定めに基づき、関西広域連合広域防災局（兵庫県）に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。

ただし、そのいとまがない場合、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

(2) 応援の内容

知事は、被災者の生活状況や支援ニーズの変化に対応したきめ細やかな支援を行えるよう、関西広域連合（関西広域連合がカウンターパート方式による応援方式を決定した場合は、府の応援を担当する幹事府県。以下この節において同じ。）に対し、次のような内容の支援を要請する。

※カウンターパート方式：被災自治体に特定の応援自治体を割り当てることにより、責任を持って継続的に応援する方式。

- ア 食料、飲料水及び生活必需物資などの救援物資の提供
- イ 発災直後の緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣、情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- ウ 広域避難の調整及び避難者、傷病者の受入れ、ドクターヘリの運航
- エ 行政機能が大幅に低下した被災市町村に現地連絡所を設置し、通常の行政業務も含めた直接支援
- オ ボランティア活動の促進
- カ 帰宅困難者への支援

- キ 災害廃棄物（災害廃棄物等）処理の推進
- ク その他特に必要な事項

(3) 受援体制の確立

府は、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

6 協定等に基づく要請

災害時における自治体間の相互応援協定等により、応援又は協力を要請する場合は、それぞれの協定等に定める手続きにより行う。

- (1) 21 大都市災害時相互応援に関する協定
- (2) 泉州地域災害時相互応援協定（泉州地域 9 市 4 町）
- (3) 災害時相互応援協定（南河内地域 6 市 2 町 1 村）
- (4) 堺市と四日市市との間の災害時相互応援に関する協定
- (5) 瀬戸内・海の道ネットワーク災害時相互応援に関する協定
- (6) 消防相互応援協定

7 他の市町村等に対する要請

市長は、他の市町村長に対して応援を求めるときは、次の事項を明確にして電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を希望する期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を希望する場所
- (5) 応援を希望する活動内容
- (6) その他必要な事項

8 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請

市長は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請するときは、次の事項を明確にして電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、府知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣について、あっ旋を要請するときは、府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5) その必要事項

第2 広域応援等の受入れ

【危機管理室】

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、応援部隊（団体・個人）の内容、到着予定時刻、場所、活動日程等を確認し、災害対策本部は救援対策部と協議、調整のうえ応援活動が効率的に行える拠点へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

応援部隊（団体・個人）との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 資器材、宿泊施設等の確保

広域応援部隊の作業に必要な資器材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。また、宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、民間宿泊施設等の随時借上げによって確保する。

4 災害時用臨時ヘリポート

ヘリコプターを使用する応援活動を要請したときは、災害時用臨時ヘリポートの準備に万全を期す。

第3 応急対策職員派遣制度に基づく支援

【危機管理室】

総務省は、府及び市等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、府及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第4 関係機関の連絡調整

【危機管理室】

内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、

調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。

府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

第6節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、府をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第7節 自衛隊の災害派遣

【第7節の施策体系】

| | | |
|-----------------|----------------|-------|
| 第7節 自衛隊の災害派遣 | 第1 派遣要請 | P.244 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 自衛隊の自発的出動基準 | P.245 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第3 派遣部隊の受入れ | P.245 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第4 派遣部隊の活動 | P.246 |
| | 主担当：自衛隊 | |
| 第5 撤収要請 | P.248 | |
| 主担当：危機管理室 | | |

市は、自衛隊と災害又は事故の規模や被害情報等について緊密に連絡を図り、市域における被害が甚大であり応急対策を実施するため自衛隊の救援が必要と判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊災害派遣を要求する。

第1 派遣要請

【危機管理室】

- 1 市長及び防災関係機関の長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにし、府防災行政無線又は電話等により要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。
 - (1) 災害の状況及び派遣を要求する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項

- 2 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合はその旨を速やかに知事に通知する。

| 区分 | | 通信手段の別 | 電話等 |
|--------|------------------------------|-----------|--------------------------------------|
| 陸 上 | 第3師団 第37普通科連隊 (信太山駐屯地) | NTT | 0725-41-0090 内線:236~239、内線FAX:421 |
| | | 大阪府防災行政無線 | 825-0、FAX:825-5 (内線からは88-825) |
| | | 堺市防災行政無線 | ぼうさいせんぼく20 |
| | 第3師団 (千僧駐屯地) | NTT | 072-781-0021 内線3734~5、内線FAX:3724 |
| | | 大阪府防災行政無線 | 823-0 |
| 海 上 | 阪神基地隊 | NTT | 078-441-1001 |
| | 呉地方総監部 | NTT | 0823-22-5511 |

第2 自衛隊の自発的出動基準

【危機管理室】

自衛隊の災害派遣は、府知事からの要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合は、自衛隊の連絡員等により、府経由又は直接市本部へ派遣部隊に関する情報が伝達される。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、警察署長等から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合
- (5) その他災害に際し、上記(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事から要請を待ついとまがないと認められる場合

第3 派遣部隊の受入れ

【危機管理室】

1 派遣部隊の誘導等

- (1) 府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、府警察及び市はじめ防災関係機関に、その旨連絡する。

(2) 府警察は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。

2 受入れ体制

(1) 連絡所の設置

市は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。

(2) 現地連絡担当者の指名

市は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、現地連絡担当者を指名する。

(3) 資器材等の整備

自衛隊の災害派遣を受けた防災関係機関は、作業の実施に必要な資器材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) その他

市は、ヘリポートを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第4 派遣部隊の活動

【自衛隊】

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゆつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 給水活動

上下水道局と連携し、給水活動を実施する。

13 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

なお、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

第5 撤収要請

【危機管理室】

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、大阪府知事に対して、自衛隊の撤収を要請する。

第8節 消火・救助・救急活動

【第8節の施策体系】

| | | |
|-----------------------|------------------|-------|
| 第8節 消火・救助・救急 活動 | 第1 市 | P.249 |
| | 主担当：危機管理室、区役所 | |
| | 第2 消防局 | P.250 |
| | 主担当：消防局 | |
| | 第3 惨事ストレス対策 | P.253 |
| | 主担当：消防局、健康福祉局 | |
| | 第4 府 | P.254 |
| | 主担当：府 | |
| | 第5 府警察 | P.254 |
| | 主担当：府警察 | |
| | 第6 堺海上保安署 | P.254 |
| | 主担当：堺海上保安署 | |
| | 第7 各機関による連絡会議の設置 | P.255 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| 第8 自主防災組織 | P.255 | |
| 主担当：市民・事業所 | | |

市（危機管理室・区役所・消防局）、府警察、堺海上保安署及び自衛隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施するものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第1 市

【危機管理室、区役所】

区災害対策本部は、災害の規模及び地域その他の状況を勘案し、市災害対策本部及び関係機関と連携をとり、救護班を編成し、応急救護にあたる。

また、業務遂行にあたっては、適宜、地域住民、自主防災組織等の協力を求める。

1 災害発生状況の把握

被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

2 救助・救急活動

関係機関との密接な連携のもと、人命救護活動や行方不明者の捜索を実施し、医療機関と連携した救急活動を実施する。

3 相互応援

- (1) 市単独では十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合等は、府、他の市町村などに応援を要請する。
- (2) 必要に応じ相互応援協定に基づく応援要請を行う。このとき市は、応援市等に対して、災害の状況、地理などの情報を提供する。

第2 消防局

【消防局】

地震災害に係る災害応急対策のうち、消防に関するものについては、本項に定めるところによるものとする。

1 警防体制

- (1) 震災警防活動体制
 - ア 堺市、高石市及び大阪狭山市内における最大震度が5弱以上の地震が発生した場合、消防局に震災警防本部を、消防署に震災大隊本部を設置する。
 - イ 堺市、高石市及び大阪狭山市内における最大震度が4の地震が発生した場合、消防局に震災特別警戒警防本部を、消防署に震災特別警戒大隊本部を設置する。
 - ウ 地震災害に関連して危機管理センターが設置された場合は、警防副本部長は必要に応じ、震災特別警戒体制に移行することができる。
- (2) 指揮体制
地震が発生した場合、地震災害等管内全域にわたり被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警防副本部長による特別指揮体制とする。
- (3) 職員の招集
 - ア 堺市、高石市及び大阪狭山市内における最大震度が5弱以上の地震発生時、消防局長による事前命令として、全職員は、あらかじめ定めるところにより本部又は署所へ自動参集する。
 - イ 堺市、高石市及び大阪狭山市内において震度4を観測した場合は、消防司令長以上の職員及び所属の長が特に指定する職員は、あらかじめ定められた場所へ自動参集する。
- (4) 消防部隊運用
震災時における消防部隊運用は、次のとおりとする。
 - ア 地震発生直後にあっては、大隊副本長により、自署管内における火災等に、

所属する人員及び車両のみによって対応する（署別部隊運用）。

イ 災害の進展状況に応じて、全管内的に被害の発生状況を勘案し、管内を方面分割したうえで、2署から3署を統合して対応する（方面部隊運用）。なお、具体的な方面区分及び担当署並びにこれらを統括指揮する方面本部長については、その都度、警防本部長が指名する。

ウ 管内全域の被害の発生と拡大状況を勘案し、全消防力を統括し対応する（広域部隊運用）。

(5) 初動措置

ア 警防本部長及び大隊本部長は、地震発生と同時に事前計画に基づく初動措置を実施させ、消防活動体制を整える。

イ 警防本部長は、危機管理センターとの連携を図り被害状況の把握等に努める。

消防活動

(1) 活動方針

震災時、消防機関に第一に求められる任務は、火災の発見と早期鎮圧並びに延焼拡大防止であることを強く認識し、震災初期にあっては、この任務遂行を優先に活動するものとする。

(2) 消防戦術の決定

発震直後には同時火災の発生が予想されるため、高所カメラ、ヘリコプターテレビ伝送映像、大隊本部からの災害即報などの初期情報から判断し、要救助者が閉じこめられている倒壊建物火災及び大規模火災に至ることが予測される火災に対する防御活動を優先するなど、災害態様に応じた消防戦術を決定し、他の消防機関からの受援が必要な場合は時機を失することなく必要な措置をとるものとする。

(3) 消防隊の出場

ア 署別部隊運用時における消防隊の出場については、次のとおりとする。

- ① 原則として1火災1隊対応とし、事前計画に基づき出場する。
- ② 出場途上において、道路、歩道橋、橋りょう等の損壊によって出場を阻害され、適当な迂回路がない場合は、他の直近火災の発見に努め、大隊本部長に報告する。
- ③ 前号によって報告を受けた大隊本部長は、警防本部長に道路啓開のため必要な措置をとるよう要請する。

イ 方面部隊運用時及び広域部隊運用時における消防隊の出場については、警防本部長の指示に基づき出場する。

(4) 情報収集伝達

震災消防活動に必要な情報を各大隊本部及び関係機関から迅速、的確に収集

し被災状況を市災害対策本部及び関係機関へ伝達することにより災害情報の共有を図る。

(5) 通信運用の基本

ア 危機管理センター及び災害対策本部と震災警防本部との通信はホットライン及び防災行政無線によることを原則とする。なお、災害状況により、連絡員を派遣することにより、より緊密な連携を図るものとする。

イ 震災警防本部と震災大隊本部との通信は無線又は有線通信を原則とする。ただし、有線途絶時は、無線通信とする。

(6) 火災防御活動

ア 火災防御活動の原則

- ① 同時に複数の火災が発生した場合は、延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先して防御活動を行う。
- ② 広域避難地及び避難路の周辺で火災が発生した場合には、当該避難場所及び避難路の安全確保を優先して防御活動を行う。
- ③ 高層建築物又は地下街等の火災防御は、他の延焼拡大危険性大なる火災を鎮圧した後に部隊を集中して行う。
- ④ 地震発生に伴い市街地及び臨海コンビナート地域の双方に被害が発生し、市街地においてさらに拡大する危険性があるときは、市街地における消防活動を優先して行うものとする。なお、臨海コンビナート地域における消防活動については、自衛防災組織等による災害防除活動を原則とする。

イ 火災防御戦術

- ① 発震直後の火災防御活動は火災防御活動の原則を踏まえ、事前計画により延焼状況等を勘案して実施する。
- ② 火災の発生状況及び延焼動態等から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は消防隊を集結し、火災防御活動を実施する。

(7) 消防水利の確保

消火栓が使用できないことに備えて、防火水槽、プール、河川・海等を利用する。また、海水・河川等の自然水利を利用する場合は、消防艇等を活用し遠距離大量送水システムを運用すると共に関係機関・第五管区海上保安本部に応援を要請することにより、これらの水利をより有効に活用する。

(8) 救助、救急活動

ア 救助、救急活動の原則

- ② 火災現場における人命救助活動を最優先する。
 - ⑤ 救助、救急活動は、重症者を優先し、その他の負傷者はできる限り住民等による自主的な処置を要請し、他の関係機関及び自主防災組織等と連携のうえ実施する。
- ③ 延焼火災及び救助救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現

場での人命救助活動を優先する。

- ④ 延焼火災が少なく、救助、救急事案が多発している場合の活動は、緊急度、重要度から優先順位を考慮して活動する。
- ⑤ 救助、救命活動は救命効果の高い事案を優先する。

イ 救助、救急活動体制

- ① 救急隊等は、救急要請があるまでの間、状況に応じ消防署所等に応急救護所を設置し、救護活動を行い、救急病院等の受入れ体制の把握に努める。
- ② 延焼火災が少なく、救助、救急事案が多発している場合は、火災防御活動の余力部隊を投入し、救助、救急活動隊(現場救護所の設置を含む。)を確保する。

ウ 救助、救急活動方針の決定

前記救助、救急活動の原則を考慮のうえ次により活動方針の決定を行う。

- ① 延焼火災が多発した場合は、全力をあげて火災防御活動を実施することとなるが、参集等の職員による消防隊の増員等消防力の余力が生じた時点で、消火活動と併行して火災現場及びその周辺における救助、救急活動を行うものとし、それまでの間は、現場の警察官との連携を密にし付近住民等に協力を依頼し、自主救護体制の確保に努める。
- ② 延焼火災が発生しているが、当該火災現場周辺の状況等から全消防隊を投入しなくても延焼阻止が十分可能であると判断できる場合は、余力消防部隊を救助・救急活動に転用する。
- ③ 火災は発生しているが延焼のおそれがなく、主力を救助・救急活動に従事させることができる場合は、消火活動に移行できる体制で救助・救急活動に当たらせる。

(9) 受援体制の確立

他の消防機関等からの応援を受ける場合は、事前計画に基づく受援体制を確立する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

(10) 消防団、事業所の自衛消防隊等との連携

消火、救助、救急活動等については、消防団、事業所の自衛消防隊、災害活動支援隊、自主防災組織、消防協力事業所等と連携を保ちながら実施する。

第3 惨事ストレス対策

【消防局、健康福祉局】

救護班職員及び消防局職員など、救助・救急、消火活動を実施する職員等の惨事ストレス対策を実施する。

第4 府

【府】

市から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、災害対策本部を設置し、市に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

また、被害の拡大に府城市町村だけで対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するなど、必要な総合調整を行う。

なお、緊急消防援助隊を要請した場合は、速やかに災害対策本部内に消防応援活動調整本部（※1）を設置し、消防機関が行う活動全般の把握、調整、支援等を行うものとする。

その他、総合的な対応については、広域防災連絡会議（※2）を設置し、関係機関との連絡調整を図るものとする。

※1 消防応援活動調整本部（本部長：知事）

災害が発生した市町村の消防の応援等のため、府及び市町村が実施する措置の総合調整及び関係機関との連絡を行うための組織のこと。

※2 広域防災連絡会議（本部長：災害対策課長）

広域的支援部隊（緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び自衛隊災害派遣部隊など）の派遣を要請した場合に、被災地での迅速かつ的確な活動に資するため、各機関の総合的な連携・調整を図ることを目的とする会議のこと。（大阪府広域的支援部隊受入計画）

第5 府警察

【府警察】

- 1 各警察署は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資器材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。
- 2 府警察は、被害発生状況等に基づき、迅速に機動隊等を、災害現場を管轄する警察署に派遣する。
- 3 市、消防局等と密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施し、救助・救急活動を支援する。
- 4 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施し、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。
- 5 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等について、関係機関と緊密な連携を図る。

第6 堺海上保安署

【堺海上保安署】

海上における人命、負傷者等の海難救助活動を実施する。

- 1 被害の早期把握に努め、巡視船艇等により迅速な人命救助活動を実施する。
- 2 負傷者等を搬送する場合は、臨時ヘリポートの使用等関係機関との緊密な連携を図る。
- 3 府警察、市その他の関係機関と密接な連携のもと、救助・救急活動を実施する。
- 4 堺海上保安署と直接連絡することが困難な場合は、防災相互通信波を使用して沖合に配備された巡視船艇または航空機を通じて所用の連絡を行い、要請、情報交換を実施するものとする。(海上保安庁船艇、航空機は防災相互通信波を有する無線設備を搭載している。)

第7 各機関による連絡会議の設置

【危機管理室】

市、消防局、府警察、堺海上保安署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行い、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第8 自主防災組織

【市民・事業所】

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握し、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。

また、区災害対策本部と情報共有を密に行い、消防署、警察署など防災関係機関との連携に努める。

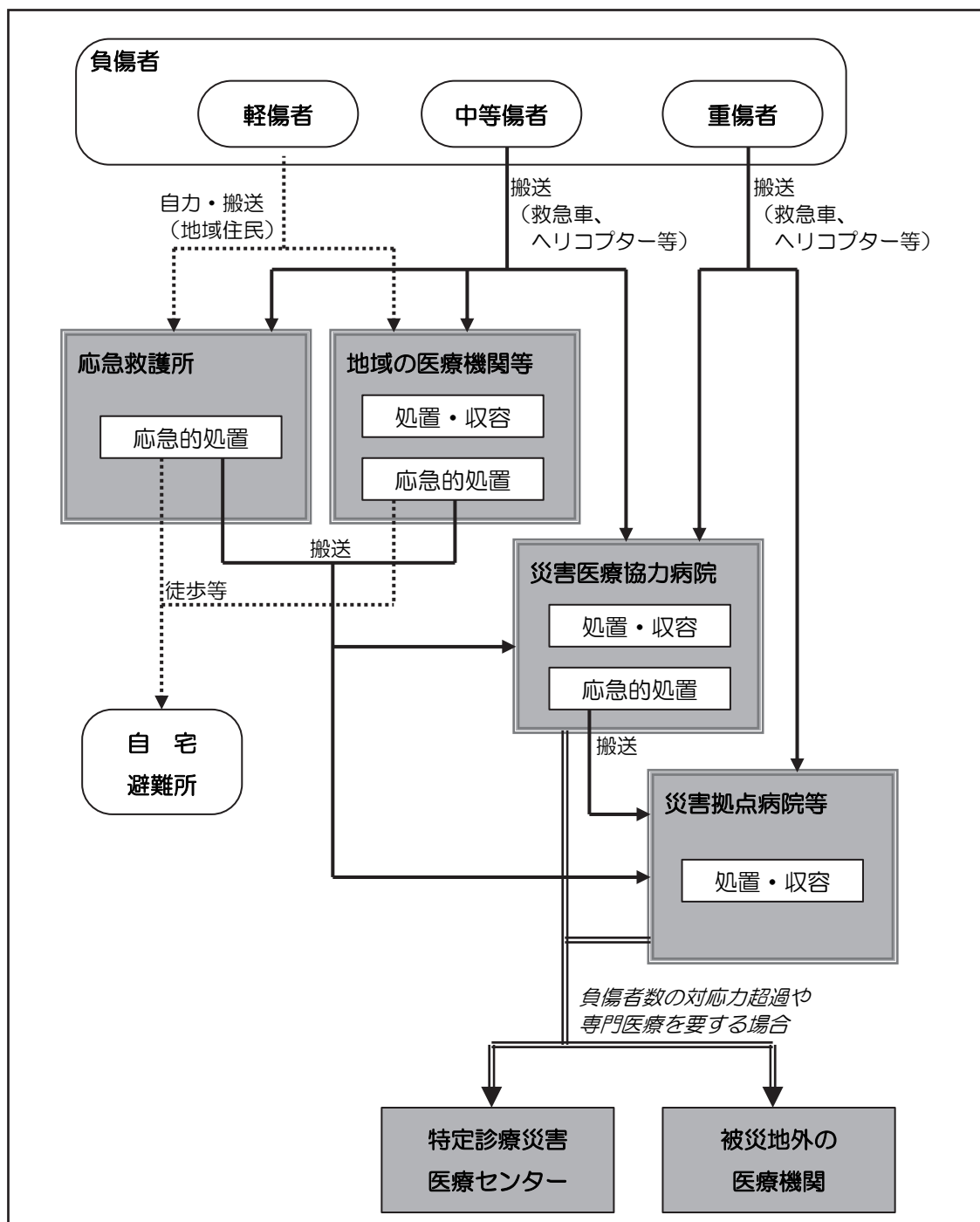
第9節 医療救護活動

【第9節の施策体系】

| | | |
|---------------|-----------------------|-------|
| 第9節 医療救護活動 | 第1 医療情報の収集・提供活動 | P.257 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第2 現地医療対策 | P.258 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第3 後方医療対策 | P.259 |
| | 主担当：健康福祉局、堺市立総合医療センター | |
| | 第4 医療関係者の確保 | P.260 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第5 医薬品等の確保・供給活動 | P.261 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第6 個別疾病対策 | P.261 |
| | 主担当：健康福祉局 | |

市、府及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じた救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。次に、災害時の医療救護活動における負傷者対応の概括的な流れを示す。

【負傷者対応の概括的な流れ】



第1 医療情報の収集・提供活動

【健康福祉局】

1 市

堺市医師会等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また市民にも可能な限り医療

機関情報を提供する。

2 府

市からの報告、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び大阪府防災行政無線等を用いて、医療機関の被災状況や活動状況、被災地の医療ニーズ、患者受入れ情報を一元的に把握し、速やかに市など関係機関及び市民に提供する。また必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

第2 現地医療対策

【健康福祉局】

1 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

ア 市

災害拠点病院を中心に、市町村災害医療センター、災害医療協力病院等の医療機関と連携しながら医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。また、災害の状況に応じ、堺市医師会、府及び府を通じて日本赤十字社大阪府支部に対し、医療救護班の派遣その他必要な措置を要請する。

イ 堺市医師会

堺市医師会は、自ら必要と認めたとき又は市から要請があったときは、市に医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施する。

(2) 救護所の設置

市は、医療救護活動を行うため、医療救護班による現地医療活動のほか状況に応じて次の救護所を設置する。

ア 拠点応急救護所（急病診療センター）

イ 臨時応急救護所（各中学校）

(3) 医療救護班の受け入れ・調整

市は医療救護班の受け入れ窓口を設置し、応急救護所及び消防局が開設する現場救護所への配置調整を行う。

2 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

ア 現場救護所における現場医療救護活動

災害発生直後に災害拠点病院等から派遣される緊急医療班等が、現場救護所で応急処置やトリアージ等の現場医療救護活動を行う。

イ 応急救護所における臨時診療活動

市、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、応急救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

- ア 患者に対する応急処置
- イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- エ 助産救護
- オ 被災住民等の健康管理
- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

(3) 現地医療活動の継続

市は、府の災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）とも連携し、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

第3 後方医療対策

【健康福祉局、堺市立総合医療センター】

1 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、府及び医療関係機関と協力して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）から得られる情報等をもとに、被災を免れた府内全域の災害医療機関で患者の受入れ病床を確保する。さらに必要に応じて、他府県等にも患者の受入れ病床の確保を要請する。

また、府は確保した受入れ病床の情報を速やかに市町村等に提供する。

2 後方医療活動

応急救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ治療を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

市等は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として市が所有する救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、市及び府が搬送車両を確保する。

イ 航空機搬送

市は状況により府に対し航空機搬送の要請を行う。

府は、市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めるときは、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機を保有する関係機関に搬送を要請する。

市は、市内の発着可能地を選定し、臨時ヘリポートとして活用する。

ウ 海上搬送

府は、所有する船舶あるいは必要に応じて堺海上保安署等に要請し、海上搬送を行う船舶を確保する。

(3) 広域医療搬送

府が空港等に設置した広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）へ、被災地域内で対応困難な重症患者を搬送し、被災地域外へ航空機による広域医療搬送を行う。

3 災害医療機関の役割

(1) 災害拠点病院

ア 地域災害拠点病院（堺市立総合医療センター）

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

- ① 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- ② 災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の受け入れや派遣及びこれに係る調整
- ③ 地域の医療機関の情報収集と必要に応じた支援

(2) 市町村災害医療センター（大阪労災病院）

市町村災害医療センターは、次の活動を行う。

ア 市町村の医療拠点としての患者の受入れ

イ 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

(3) 災害医療協力病院（救急告示病院等）

災害医療協力病院は災害拠点病院及び市町村災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れ、医療救護班の派遣についても協力する。

第4 医療関係者の確保

【健康福祉局】

市は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療ボランティアの配置等、医療関係者の活動調整を、堺市医師会と協力して行う。その後、市内の被災状況に基づき、医療関係者の配置等を決定し、指示する。

第5 医薬品等の確保・供給活動

【健康福祉局】

市は堺市薬剤師会、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

堺市薬剤師会は、自ら必要と認めたとき又は市から要請があったときは、市・医師会・歯科医師会と連携のうえ、拠点応急救護所・臨時応急救護所及び指定避難所に医薬品供給班を派遣し、調剤・服薬指導及び医薬品供給活動を実施する。

日本赤十字社大阪府支部は、他府県支部に応援を要請し、血液製剤の調達、供給活動を実施する。

第6 個別疾病対策

【健康福祉局】

市と堺市医師会及び堺市歯科医師会は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病及び心のケアについては、大阪府等と連携をとりながら特定診療災害拠点病院、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第10節 避難誘導

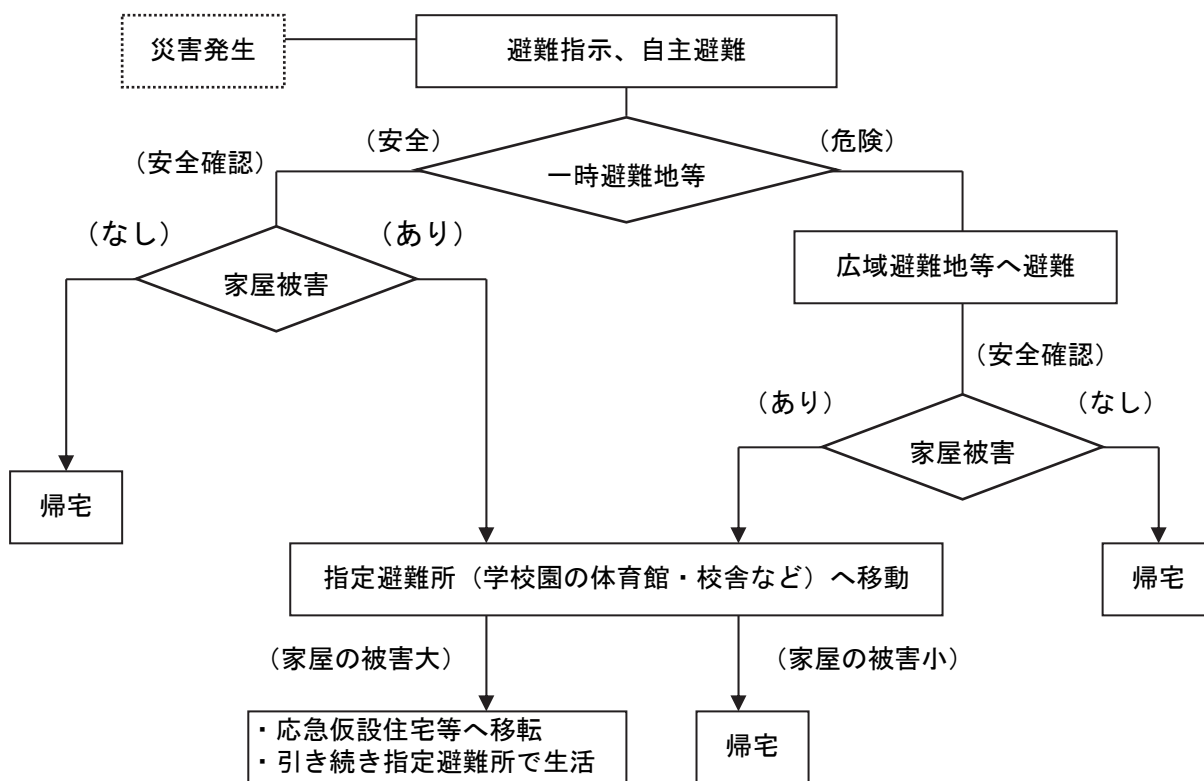
【第10節の施策体系】

| | | |
|--------------|------------------------------|-------|
| 第10節 避難誘導 | 第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 | P.263 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 避難者の誘導 | P.266 |
| | 主担当：健康福祉局、教育委員会 | |
| | 第3 広域避難 | P.266 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第4 警戒区域の設定 | P.267 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第5 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び 運営 | P.267 |
| | 主担当：健康福祉局、教育委員会、区役所 | |

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講じ、避難を必要とする住民を受け入れるため、指定避難所を開設する。

避難誘導の際は、市は危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努め、「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

【避難計画図】



第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

【危機管理室】

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示し、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令し、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

なお、津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。

2 避難情報実施者

(1) 緊急安全確保、避難指示

ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示する。

これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

(災害対策基本法第60条)

イ 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)

ウ 警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。(災害対策基本法第61条)

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。(自衛隊法第94条)

オ 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(水防法第29条)

カ 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利

用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

キ 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

| 実施者 | 措置 | 災害の種類 | 要件 | 根拠法令 |
|----------------|----|-------------|--|-----------------|
| 市長 | 指示 | 災害全般 | 住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合 | 法第60条 |
| 府知事 | 指示 | 災害全般 | 市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長の実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって行う。 | 法第60条 |
| 府知事又はその命を受けた職員 | 指示 | 洪水 高潮の氾濫 | 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき | 水防法第29条 |
| | | 地すべり | 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき | 地すべり等防止法第25条 |
| 警察官 海上保安官 | 指示 | 災害全般 | 市長による避難の指示ができな いと認めるとき、又は市長から要求 があったとき | 法第61条 |
| | | | 人命もしくは身体に危険を及ぼ し、又は財産に重大な損害を及ぼす 恐れのある天災等危険な事態があ る場合 | 警察官職務執 行法第4条 |
| 自衛官 | 指示 | 災害全般 | 災害の状況により特に急を要す る場合で、警察官がその場にはな い場合 | 自衛隊法第 94条 |
| 水防管理者 | 指示 | 洪水 高潮の氾濫 | 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき | 水防法第29条 |

(2) 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する（「高齢者等」については、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者をいう）。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めること

や自主的な避難を呼びかける必要がある。

3 住民への周知

市長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先及び避難理由等を示し、防災行政無線（同報系）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図り、周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

また、府及び市、事業者は、避難者のニーズを十分把握し相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

4 避難路の確保

市、府、府警察及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第2 避難者の誘導

【健康福祉局、教育委員会】

1 市

避難誘導に当たっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得て、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行う。また、府が示す指針に基づき市が作成するマニュアルに則して要配慮者の確認と誘導に配慮する。

2 学校園、病院等の施設管理者

学校園、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

第3 広域避難

【危機管理室】

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。府が事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定すに併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第4 警戒区域の設定

【危機管理室】

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 警戒区域の設定

| 発令者 | 「警戒区域」を設定する要件 | 根拠法令 |
|---------------------------------|---|--|
| 市長 | 住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認められるとき。 | 災害対策基本法第63条 |
| 警察官 海上保安官 | 市長から要求があったとき。 市長（権限の委任を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき。 | 災害対策基本法第63条 |
| 大阪府知事 | 市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。 | 災害対策基本法第73条 |
| 消防吏員 消防団員 （水防上緊急の必要がある場合） | 火災等の現場において警戒区域を設定する必要があるとき。 | 消防法第23条の2 消防法第28条 消防法第36条 水防法第21条 |
| 自衛官 | 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合。 | 災害対策基本法第63条 |

2 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立ち入り禁止の措置を講じ、府警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第5 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営

【健康福祉局、教育委員会、区役所】

災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。

しかし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、市の施設や国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

- 1 市長は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、避難場所、指定緊急避難場所又は指定避難所を指定し、周知する。

- 2 指定緊急避難場所または指定避難所を開設した場合は、指定避難所を管理するための避難所対応職員等を速やかに派遣し、指定避難所等の管理運営マニュアルに基づき指定緊急避難場所または指定避難所の管理運営を行う。

ただし、建築物・設備の損傷状況を把握する調査を実施した結果、指定避難所の使用が危険だと判断される場合、又は、判断が困難な場合には区本部長に対応を要請する。

- 3 避難所対応職員は、区災害対策本部又は現地対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携して指定避難所の円滑な運営に努める。

運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア及び男女のニーズの違いや性的少数者の方等避難者の多様性に十分に配慮する。

第11節 二次災害の防止

【第11節の施策体系】

| | | |
|-----------------|------------------|-------|
| 第11節 二次災害の防止 | 第1 公共土木施設等 | P.269 |
| | 主担当：建設局、各施設管理者 | |
| | 第2 建築物等 | P.270 |
| | 主担当：建築都市局、各施設管理者 | |
| | 第3 危険物施設等 | P.270 |
| | 主担当：消防局 | |
| 第4 放射性物質に係る施設等 | P.271 | |
| 主担当：消防局 | | |

地震活動又は大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講じ、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

第1 公共土木施設等

【建設局、各施設管理者】

1 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

被害状況の把握にあたっては、危険が想定される箇所を元に調査ルートを設定し、優先順位を決めて対応する。

なお、土砂災害危険箇所について、市は、必要に応じ、府に調査を要請する。府は、市町村の要請に基づき、NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する。NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会は、府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出勤を要請する。

斜面判定士は、土砂災害危険箇所や被災施設の点検を行い、関係機関への連携を図り二次災害の防止に努める。

2 避難及び立入制限

市及び施設管理者は、著しい被害を生じる恐れがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡し、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

3 橋りょうなど道路施設

- (1) 道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。
- (2) 復旧工法等を検討し、建設関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

第2 建築物等

【建築都市局、各施設管理者】

市及び施設管理者は、建築物の倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散などに備え、関係機関と連携し、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講じ、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

1 公共建築物等

市は、建築物及び敷地の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行い、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 民間建築物等

市は、被害状況を府に報告し、対象とする建築物、区域等を定めて、危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に、建築物については被災建築物応急危険度判定士を、宅地については被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

府は、市の派遣要請に基づき、事前に登録された被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に対して出動を要請し、必要に応じて、他府県に派遣を要請する。

市は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物及び宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努め、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。

第3 危険物施設等

【消防局】

1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

市は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生する恐れのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡し、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 放射性物質に係る施設等

【消防局】

1 施設の点検、応急措置

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

2 避難及び立入制限

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生する恐れがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡し、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立ち入り制限を実施する。

第12節 交通規制・緊急輸送活動

【第12節の施策体系】

| | | |
|-------------------------|---------------------------------|-------|
| 第12節 交通規制・ 緊急輸送活動 | 第1 陸上輸送 | P.272 |
| | 主担当：近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、 府警察 | |
| | 第2 水上輸送 | P.275 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第3 航空輸送 | P.275 |
| 主担当：危機管理室 | | |
| 第4 物資配送拠点の確保 | P.275 | |
| 主担当：危機管理室、財政局、会計室、区役所 | | |

市及び防災関係機関は、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるものとする。

府警察、道路管理者及び堺海上保安署は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施するものとする。

第1 陸上輸送

【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、府警察】

1 緊急交通路の確保

(1) 大地震発生直後の緊急交通路の確保

府警察は、緊急交通路に選定されている「重点14路線」のうち、国道26号、大阪和泉南線、大阪中央環状線及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行い、高速自動車国道等については、全線車両通行禁止の交通規制を実施する。

(2) 災害応急対策のための緊急交通路の確保

府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する場合には、府、府警察、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定し、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行い、緊急通行車両等以外の車両通行禁止・制限の交通規制を実施する。

(3) 緊急交通路確保のための措置

府警察、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡し、府及び市に連絡する。

ア 道路管理者、港湾管理者、漁港管理者

① 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自動車、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を災害対策本部、国、府及び府警察に連絡する。

② 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。

③ 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、交通管理者、他の道路管理者と相互に協力する。

なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、自ら車両の移動等を行う。

イ 府警察

① 道路の区間規制

必要に応じて、重点路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行い、重点路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

② 区域規制

被災地の状況等に応じて、府、市、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者と協議して区域規制を行う。

③ 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(4) 警察官、自衛官及び消防吏員及び道路管理者による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場に行かない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両等及び消防用緊急車両の通行のため、

同様の措置を講ずる。

また道路管理者は、上記の場合で、かつ、緊急車両の通行を緊急に確保する必要があると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

(5) 交通規制の標識等の設置

府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、また制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(6) 大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、出動要請を行う。

府警察は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

2 緊急交通路の周知

市、府、府警察、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡し、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3 緊急通行車両等の確認等

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく交通規制を実施した場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

4 輸送手段の確保

市は、関係機関並びに大阪府トラック協会等民間団体、事業者から緊急輸送に必要な車両を確保する。

5 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置

災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は大阪府道路公社はこれに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力するものとする。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金收受業務に関し、適切な措置を講ずるものとする。

6 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第2 水上輸送

【危機管理室】

市は、堺海上保安署をはじめ関係機関並びに船舶所有者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

また、知事は、必要に応じて、近畿運輸局に輸送力確保を要請する。

第3 航空輸送

【危機管理室】

1 輸送基地の確保

- (1) 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 市は、大阪市消防局、府警察、堺海上保安署、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

市は、大阪市消防局、府警察、堺海上保安署、自衛隊及び旅客船協会の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第4 物資配送拠点の確保

【危機管理室、財政局、会計室、区役所】

1 物資配送拠点の選定

市は、物資の受入れ、一時保管及び市内各区域への配送を効果的に行うため、堺市総合防災センターを物資配送拠点とする。また、被災状況等により使用できない場合は、物資配送拠点を以下の候補地から選定する。

【候補地】

| |
|--------------------------|
| 堺市総合防災センター |
| 堺市産業振興センターイベントホール |
| 大阪府立大学構内の体育館及びグラウンド |
| 泉北水再生センター |
| 大浜・塩浜埠頭 堺泉北埠頭株式会社所有の上屋施設 |
| そのほか民間事業者施設 |

被害の状況により、候補地が使用できない場合、市は協定に基づき大阪倉庫協会に対して、代替場所として活用できる倉庫施設の提供協力を依頼する。

2 物資配送拠点の開設・運営

物資配送拠点の運営は、拠点運営事業者（倉庫事業者等）が中心となっていく。市は、大阪倉庫協会及び大阪府運輸倉庫協会等に対して、物資配送拠点に専門家を派遣するよう要請する。

物資配送拠点における運営は、開設段階から拠点運営事業者が参画し、物資の受入れ、仕分け、保管、配送を一元的に行う体制とする。市は、災害対策本部との情報収集・伝達を円滑に行うための職員を派遣する。

3 荷役機械の確保

市は、物資配送拠点における荷役作業を円滑に行えるよう、フォークリフト等の荷役機器を運搬用機械設備レンタル・リース事業者等から確保する。

第13節 ライフラインの緊急対応

【第13節の施策体系】

| | | |
|-------------------------|--------------------------|-------|
| 第13節 ライフラインの 緊急対応 | 第1 上水道施設 | P.277 |
| | 主担当：上下水道局 | |
| | 第2 公共下水道施設 | P.278 |
| | 主担当：上下水道局 | |
| | 第3 電力施設 | P.279 |
| | 主担当：関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社 | |
| | 第4 都市ガス施設 | P.279 |
| | 主担当：大阪ガス株式会社 | |
| | 第5 電気通信施設 | P.280 |
| | 主担当：西日本電信電話株式会社等 | |

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と二次災害防止対策を実施するものとする。

第1 上水道施設

【上下水道局】

1 堺市上下水道局危機管理対策本部（震災）

市域において地震災害が発生し、上下水道施設に被害が生じた場合またはその恐れがある場合には、本市上下水道局は、堺市上下水道局危機管理対策本部を設置すると同時に、水道対策本部を設け、水道施設被害の応急復旧活動を総括する。

2 情報連絡体制

地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるので、各水道部署に設置しているMCA無線を活用し、応急連絡体制の確立を図る。

3 動員体制

応急給水及び応急復旧に従事する人員の確保を図るため、本市上下水道局職員は、市内で震度5弱以上を観測した場合は、あらかじめ指定された場所に参集する。

また、「大阪広域水道震災対策相互応援協定」に基づき、職員派遣の要請があった場合、職員の派遣に努める。

4 応援体制

本市上下水道局は、本市の人員体制等に対応が困難な場合は、日本水道協会大阪

府支部を通じて、他の公共団体に協力を要請する。また、災害協定の締結企業等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。

5 応急対策

- (1) 災害が発生し、給水機能が停止した場合又は停止すると判断される場合は、応急給水活動計画に基づく活動体制を確立し、応急給水を開始する。
- (2) 早期に断水解消を図るため、配水場、配水管の被害状況を調査し、大阪広域水道企業団の用水供給状況及び当面の供給見込み情報を取得する。

第2 公共下水道施設

【上下水道局】

1 堺市上下水道局危機管理対策本部（震災）

市域において地震災害が発生し、上下水道施設に被害が生じた場合またはその恐れがある場合には、本市上下水道局は、堺市上下水道局危機管理対策本部を設置すると同時に、下水道管路対策本部、下水道施設対策本部を設け、下水道施設被害の復旧を総括する。

2 情報連絡体制

地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるので、MCA無線を活用し、応急連絡体制の確立を図る。

3 動員体制

管渠及び処理場等各施設の応急措置に従事する人員を確保するため、本市上下水道局下水道部職員は、市内で震度5弱以上を観測した場合は、あらかじめ指定された場所に参集する。

4 応援体制

本市の保有資器材で対応が困難な場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」及び「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」により、他の公共団体に協力を要請する。

5 下水道施設の緊急調査

下水道施設の緊急調査を行い、被災状況を把握し、緊急措置の必要な箇所については速やかに対応する。

6 下水道施設の応急措置

下水道施設の被害状況の緊急調査を受け、調査で把握した災害状況に基づき、緊急性・重要性の高いものから優先順位を付けて応急措置の実施及び応急復旧対策を

速やかに行う。

第3 電力施設

【関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社】

1 情報収集、対策要員確保

- (1) 地震の突発性に即応できるように、応急対策（工事）に従事可能な人員をあらかじめ調査し把握しておく。
- (2) 非常災害時における特別組織による動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にし、協力会社及び他電力会社に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

2 危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大等に伴い感電等の二次的災害の恐れがある場合で、会社が必要と認めたとき又は警察署若しくは消防局より送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

3 応急復旧対策

- (1) 応急復旧用資材の確保
 - ア 各施設、物品等の被害状況の把握
 - イ 応急復旧用資材の緊急手配及び運送
 - ウ 応急復旧用資材の設計充足及び配置に関する合理的計画の確立
 - エ 緊急用資材等の現地調達
- (2) 復旧用資材置場及び仮電柱建設用地の確保

災害時において復旧用資材置場及び仮電柱建設用地の確保の必要があり、かつ、単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合には、関係者に要請してその確保を図る。
- (3) 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、避難場所、医療機関、報道機関等を原則として優先するなど災害状況、各施設の被害状況及び各設備の復旧の難易を勘案し、必要度の高いものから順次実施する。

第4 都市ガス施設

【大阪ガス株式会社】

1 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講じ、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行い、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情

報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

2 応急対策要員の確保

- (1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に待機させ非常参集に基づく動員を行う。
- (2) 市内で震度5弱以上を観測した場合、本社及び当該事業所に対策本部を設置し、工事会社等の協力会社を含め全社的な活動ができるよう動員を行う。
- (3) 大規模な災害により事業者単独で対応することが困難な場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき被災を免れたガス業者からの協力体制を活用する。

3 災害時における危険防止措置

- (1) 地震発生時におけるガスによる二次的災害の防止及び復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を活用し、ガス供給を遮断する。
- (2) 二次的災害の防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により迅速かつ的確に把握するシステム（緊急措置判断支援システム）の活用により行う。
- (3) ガスによる二次的災害を防止するため、マイコンメーターによる一定地震動以上でのガスの自動遮断を行う。

4 応急復旧対策

- (1) 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、救助救急活動の拠点となる場所等を優先し、また、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから実施する。
- (2) 復旧用資材置場及び復旧拠点の確保
災害時において復旧用資材置場及び復旧拠点としての用地確保の必要があり、単独の交渉によりこれが遅延すると思われる場合には、関係者に要請し、その確保を図る。

第5 電気通信施設

【西日本電信電話株式会社等】

1 情報の伝達

地震災害のため通信が途絶し、又は利用の制限を行ったときは、通信の利用者等に広報を行い、必要な情報を関係機関へ連絡する。

また、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合は、災害用伝言ダイヤルの提供を行う。

2 通信の確保

地震災害が発生した場合は、電気通信設備の復旧、通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、次の措置を講ずる。

- (1) 予備電源、非常用発電装置等による通信用電源の確保
- (2) 孤立防止用移動無線機及び災害応急用無線電話機の運用
- (3) 可搬無線機による伝送路及び回線の作成
- (4) 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施
- (5) 応急ケーブル等による臨時伝送路及び臨時回線の作成
- (6) 非常用移動電話局装置の運用

3 応急措置

震災等の大規模な災害が発生した場合は、被災状況の確認及び所内設備機器の応急保護を行い、通信の確保にあたっては、災害発生後無線設備を主体として行う一時的応急措置と一時的応急措置完了後有線を主体として行う二次的応急措置に分け、次の各号の応急措置を実施する。

- (1) 一次的応急措置
 - ア 支店、営業所における臨時電報電話取扱所の開設
 - イ 広域避難地等における臨時電報電話取扱所の開設
 - ウ 交換措置、伝送路切替措置等により被害を受けていない地域における通信の確保
 - エ 可搬無線機、応急ケーブル等により市内、市外の最少限度の通信確保
- (2) 二次的応急措置
 - ア 主要ターミナル等における臨時公衆電話の設置
 - イ 重要加入者の復旧
 - ウ 重要専用線並びに電信及び符号回線の復旧

4 応急復旧対策

(1) 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、災害状況、各設備の被害状況を勘案して、被災状況に応じた措置により順位を定め、電話回線、専用回線の復旧に努める。

(2) 復旧用資材置場及び復旧拠点の確保

災害時において復旧用資材置場及び復旧拠点としての用地確保の必要があり、単独の交渉によりこれが遅延すると思われる場合には、関係者に要請し、その確保を図る。

第14節 交通の安全確保

【第14節の施策体系】

| | | |
|-----------------|-----------------|-------|
| 第14節 交通の安全確保 | 第1 被害状況の報告 | P.282 |
| | 主担当：建設局、各施設管理者 | |
| | 第2 各施設管理者における対応 | P.282 |
| | 主担当：建設局、各施設管理者 | |

鉄軌道、道路、港湾、漁港の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるものとする。

第1 被害状況の報告

【建設局、各施設管理者】

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府、市等関係機関に報告する。

第2 各施設管理者における対応

【建設局、各施設管理者】

1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは、速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じ、必要に応じて、消防局、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行い、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、大阪府道路公社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、警察等と連携し通行の禁止又は制限を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じ、必要に応じて消防局、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

3 港湾施設、漁港施設（府）

- (1) 港湾施設、漁港施設に被害が生じた時は、供用の一時停止等の措置を講ずる。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じ、必要に応じて消防局、警察署、海上保安署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 利用者の混乱を防止するため、適切な情報提供を行い、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

第15節 被災建築物対応

【第15節の施策体系】

| | | |
|-----------------|----------------------------|-------|
| 第15節 被災建築物対応 | 第1 防災拠点施設の応急危険度判定の実施 | P.284 |
| | 主担当：建築都市局 | |
| | 第2 民間建築物・宅地の応急危険度判定実施準備 | P.284 |
| | 主担当：建築都市局 | |
| | 第3 その他公共施設等の応急危険度判定実施準備 | P.284 |
| | 主担当：建築都市局 | |
| | 第4 被災建築物等におけるアスベスト露出状況等の把握 | P.285 |
| | 主担当：建築都市局、環境局 | |

防災拠点施設、民間建築物、公共建築物、市営住宅の被災状況を把握し、応急危険度判定を実施する。

第1 防災拠点施設の応急危険度判定の実施

【建築都市局】

区役所や指定避難所などの建築物や設備の損傷状況を把握する応急危険度判定を直ちに実施し、施設の使用可能状況を災害対策本部に具申する。

第2 民間建築物・宅地の応急危険度判定実施準備

【建築都市局】

あらかじめ指定した職員で、住宅を中心とした建物や宅地の応急危険度判定の実施のための以下の準備を開始する。

- 1 支援本部(大阪府)との連絡調整
- 2 判定実施規模、応援要請規模の策定
- 3 判定士受入れ・判定実施体制の構築
- 4 建物被害についての相談体制

第3 その他公共施設等の応急危険度判定実施準備

【建築都市局】

あらかじめ指定した職員で、応急危険度判定の実施のための以下の準備を開始する。

- 1 判定実施体制の構築
- 2 協定事業者との連絡
- 3 入居者との相談体制

第4 被災建築物等におけるアスベスト露出状況等の把握

【建築都市局、環境局】

市は、アスベスト含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て、アスベスト露出状況等の把握を行う。

第2章 応急復旧期の活動

【第2章の構成】

| 第2章 応急復旧期の活動 | | |
|--------------|-------------|--------|
| 第1節 | 災害救助法の適用 | P. 287 |
| 第2節 | 指定避難所の開設・運営 | P. 290 |
| 第3節 | 緊急物資の供給 | P. 296 |
| 第4節 | 保健衛生活動 | P. 300 |
| 第5節 | 避難行動要支援者支援 | P. 304 |
| 第6節 | 社会秩序の維持 | P. 306 |
| 第7節 | ライフラインの確保 | P. 308 |
| 第8節 | 交通の機能確保 | P. 313 |
| 第9節 | 農水産関係応急対策 | P. 315 |
| 第10節 | 応急住宅対策 | P. 317 |
| 第11節 | 応急教育等 | P. 320 |
| 第12節 | 廃棄物の処理 | P. 324 |
| 第13節 | 遺体対策 | P. 328 |
| 第14節 | 自発的支援の受入れ | P. 331 |

第1節 災害救助法の適用

【第1節の施策体系】

| | | |
|-----------------|-----------|-------|
| 第1節 災害救助法の適用 | 第1 法の適用 | P.287 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 救助の内容 | P.288 |
| | 主担当：危機管理室 | |

災害が一定規模以上の場合、被災者の生命、生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るため、災害救助法に基づく救助活動を実施する。

第1 法の適用

【危機管理室】

1 適用基準

災害救助法の適用基準は同法施行令第1条に定めるところによるが、本市における適用基準は次のとおりである。

- (1) 本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表のA欄の世帯数以上の場合は、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
- (2) 府内で滅失住家の世帯数が、2,500世帯以上で、かつ、本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表B欄の世帯数以上の場合は、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
- (3) 府内の滅失住家の世帯数が、12,000世帯以上で本市の各区における被災世帯が多数の場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生した者である等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合で、内閣府令で定める基準に該当するとき。

【災害救助適用基準】

| 区分 | 滅失世帯 | | 区分 | 滅失世帯 | |
|-----|-------|---------|-----|-------|------|
| | A | B | | A | B |
| 大阪府 | | 2,500世帯 | 西区 | 100世帯 | 50世帯 |
| 堺市 | 150世帯 | 75世帯 | 南区 | 100世帯 | 50世帯 |
| 堺区 | 100世帯 | 50世帯 | 北区 | 100世帯 | 50世帯 |
| 中区 | 100世帯 | 50世帯 | 美原区 | 60世帯 | 30世帯 |
| 東区 | 80世帯 | 40世帯 | | | |

注) 住家が半壊し、又は半焼する等いちじるしく損傷した世帯は2世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。

住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。

2 適用手続き

災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、速やかに、その旨を大阪府知事に報告する。

知事は、報告に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施を市長に指示し内閣総理大臣に報告し、公示する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待ついとまのない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

3 被害認定の基準

本部長及び区本部長は、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日内閣府政策統括官通知)に従い、災害救助法適用の判断の基礎となる被害認定を行う。

なお、認定基準の運用にあたっては、内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及びその「参考資料」、「参考資料(判定の事例と損傷程度の例示)」を参考とする。

第2 救助の内容

【危機管理室】

1 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 職権の一部委任

災害救助法による救助は、府知事が団体及び住民の協力の下に実施するものであり、市長はこれを補助する。

このうち、府知事がその職権の一部を市長に行わせることとした業務については、市長がこれを実施する。

第2節 指定避難所の開設・運営

【第2節の施策体系】

| | | |
|------------------------|---------------------------------|-------|
| 第2節 指定避難所の 開設・運営 | 第1 指定避難所の開設 | P.290 |
| | 主担当：危機管理室、区役所、教育委員会 | |
| | 第2 指定避難所の管理、運営 | P.291 |
| | 主担当：危機管理室、市民人権局、健康福祉局、区役所、教育委員会 | |
| | 第3 指定避難所外避難者の対応 | P.294 |
| | 主担当：健康福祉局、区役所 | |
| | 第4 指定避難所の早期解消のための取組み | P.294 |
| | 主担当：建築都市局 | |
| | 第5 広域的避難の受入れ | P.294 |
| 主担当：危機管理室 | | |
| 第6 指定緊急避難場所の開設 | P.295 | |
| 主担当：危機管理室 | | |

市は、災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定し、開設するものとする。

第1 指定避難所の開設

【危機管理室、区役所、教育委員会】

指定避難所の開設は指定避難所の開設基準に基づき避難所対応職員が行い、開設して避難者の受入れにあたり、その状況を区災害対策本部等に報告する。

また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外指定避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

指定避難所の開設にあたっては、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努める。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

1 指定避難所の開設基準

- (1) 本市の区域内において震度6弱以上の地震が観測されたとき
 - (2) 大阪府の区域内において津波警報又は大津波警報が発表されたとき
 - (3) (1)又は(2)に定めるもののほか、自身及び津波から市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策本部長がその必要があると認めるとき
- * ただし、(1)又は(2)に掲げる事象が発生した場合は、当該事象の発生をもって、自動参集による避難所対応職員等が開設する。

2 開設の留意点

- (1) 指定避難所を開設した場合は、速やかに区災害対策本部等及び地域の自治会に開設の連絡を行う。
- (2) 開設にあたっては、余震等による危険性がないかどうか応急危険度判定を実施するなど安全を確認してから行う。
- (3) 学校園の教育活動に配慮する。
- (4) 緊急の場合を除き、指定避難所の開設・運営にあたっては避難施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を求める。
- (5) 地震時指定避難所を開設中に、風水害が発生した場合は、一定期間地震時選定職員が運営を継続する。

3 指定避難所開設にともなう報告事項

災害対策本部長は、避難を指示したとき、又は指定避難所を開設した場合には、ただちに大阪府知事、所轄の警察に次のことを報告する。

- (1) 開設の日時、場所、施設名
- (2) 受入れ人員
- (3) 開設期間の見込み
- (4) 救援食料の要否、必要量

4 指定避難所の閉鎖

災害対策本部長は、下記の決定に基づき避難所対応職員に避難者を帰宅させる他、必要な措置をとるよう指示する。

- (1) 災害の状況を考慮して災害対策本部が決定したとき
 - (2) その他、市長が決定したとき
- * ただし、避難者のうちで住居が全壊、全焼等により居住が困難な者については、指定避難所を縮小して存続することも検討する。

第2 指定避難所の管理、運営

【危機管理室、市民人権局、健康福祉局、区役所、教育委員会】

市は、指定避難所を管理するため避難所対応職員を派遣し、区対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携し円滑な管理、運営に努める。

1 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - イ 現に災害による被害を受けた者であること
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難指示が発せられた場合
 - イ 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる場合

2 指定避難所の管理、運営の留意点

市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促し、避難住民による指定避難所管理組織には男女が等しく参画できるよう配慮を求め、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

また、指定避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違いや性的少数者の方等避難者の多様性に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用品の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。物資受け取りに性別による制限を設けず、必要な人にわたるようにする。誰が性的少数者であるか本人の許可なしに広めない（アウトティングの禁止）、本人確認において戸籍名だけでなく通称名でも確認可能とするなど性的少数者にも配慮した避難所運営に努める。

- (1) 指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府へ報告
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握
- (5) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置（多言語対応等）の実施
- (6) 間仕切りの設置
- (7) 相談窓口の設置（女性の相談員の配置）

- (8) 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮
- (9) 家庭動物のためのスペースの確保及び飼養者の周辺への配慮を徹底し、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること
- (10) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別及び誰でも使える更衣室、授乳室、育児室を確保
- (11) 女性用品、粉ミルク、液体ミルク、離乳食などの提供
- (12) トイレは仮設トイレを含めて男女別トイレ及び「誰でも使えるトイレ」を設置し、洋式を配置
 - 女性トイレと男性トイレの割合は3:1を目安とし、性犯罪防止のため防犯ブザーを配備
- (13) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、更衣室や入浴室を短時間でも一人で使えるようにする、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めること。また、警察、病院、女性支援団体、LGBTQ 団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めること
- (14) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること
- (15) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図る
- (16) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、避難行動要支援者の情報環境に配慮
- (17) アレルギーのある者、宗教上の食事に制限のある者への配慮
- (18) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること
- (19) 各指定避難所の運営者と、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと
- (20) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、危機管理室と保健所が連携し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

3 避難所生活長期化に対応する環境整備

避難所生活が長期化することにより、環境悪化が懸念されることから、避難所運営には特に次の事項に留意する。

- (1) 施設としての機能維持のため蓄電池を備えた太陽光発電システムを含む非

常用電源設備を整備・強化する。

- (2) トイレ（し尿処理）、水道、下水道、衛生対策等について、避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力を得る。
- (3) 避難して助かった避難者が、避難所で亡くなることのないよう、避難所の長期化対策等、細やかなケアに努める。（二次被害の防止）
- (4) 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。
- (5) 避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。
- (6) 状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。

第3 指定避難所外避難者の対応

【健康福祉局、区役所】

市は、指定避難所外避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の供給、指定避難所への移送など必要な支援に努める。

第4 指定避難所の早期解消のための取組み

【建築都市局】

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づく公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせん又は提供を行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第5 広域的避難の受入れ

【危機管理室】

1 広域避難

市が被災した場合は、災害の規模、避難者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求めらる。

2 広域避難の受入れ

他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合

を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

第6 指定緊急避難場所の開設

【危機管理室】

市が指定緊急避難場所として使用する際は、災害の種類、規模、状況等により、施設の影響が異なることから、避難施設や周辺の被害状況等の安全性に留意し、開設の可否を判断したうえで使用するものとする。

第3節 緊急物資の供給

【第3節の施策体系】

| | | |
|----------------|-----------------------|-------|
| 第3節 緊急物資の供給 | 第1 給水活動 | P.296 |
| | 主担当：上下水道局 | |
| | 第2 食料・生活必需品の供給 | P.298 |
| | 主担当：危機管理室、財政局、会計室、区役所 | |
| | 第3 その他の防災関係機関 | P.298 |
| | 主担当：各防災関係機関 | |

市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過で変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮し、要配慮者や男女のニーズの違いや性的少数者の方等被災者の多様性に配慮する。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は府に要請することができ、府は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

第1 給水活動

【上下水道局】

市（上下水道局）及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して、速やかな給水に努めるものとする。

1 市における給水活動

(1) 被害状況の把握

災害が発生し、給水機能が停止した場合又は停止すると判断される場合は、

応急給水活動計画に基づく活動体制を確立し、速やかに応急給水を開始する。

(2) 応急給水用資器材の確保

応急給水活動に使用できる現有の車両及び資器材のほか、他市の応援又は災害協定の締結企業等の協力を得てその確保を図る。

(3) 給水所（給水拠点、運搬給水対象施設）

災害に起因する急性期医療を実施する指定施設を優先して、同様の医療を実施する災害医療協力病院、指定避難所を対象とする。

(4) 応急給水の実施

ア 給水量

備蓄水等と合わせて1人1日3リットルとする。

イ 給水方法

指定医療施設及び災害医療協力病院については、給水タンク車から直接施設等へ給水を行い、指定避難所においては、給水タンク車から簡易給水タンクへ給水を行う。

ウ 応急給水栓設置による給水

断水地域の状況及び水道施設の復旧状況により、消火栓又は応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、水質検査を行い次のとおり応急給水を実施する。

① 災害のため、飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域で、周辺で活用できる消火栓又はあんしん給水栓がある場合は、応急給水栓を設置し、応急給水を行う。

② 応急仮配管による応急給水

復旧に長期間を要すると予想される地域や多量の水を必要とする大規模な医療機関等については状況に応じて仮配管を行い、応急給水栓を設置し給水を行う。

③ 災害時給水栓による応急給水

災害発生時に避難所敷地内の水道設備が破損した場合、災害時給水栓による応急給水を行う。

2 府内水道（用水供給）事業者との連携

市及び府内水道（用水供給）事業者は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、相互応援体制を構築する。

3 大都市水道局への要請

日本水道協会大阪府支部長を通じて他都市への応援を要請し 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書による応援幹事都市に応援を要請する。

4 協定提携締結先の民間事業者への要請

災害協定を締結している民間事業者に対して、応急給水等の支援を要請する。

第2 食料・生活必需品の供給

【危機管理室、財政局、会計室、区役所】

災害により指定避難所に避難し又は食料及び生活必需品の調達のための手段を失った住民に対して食料及び生活必需品の供給を実施する。

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギー等による摂食上の障害、宗教等食習慣の違いに配慮する。また、生活必需品の供給に当たっては、対象となる住民の年齢、性差、障害等に応じて必要となる物資の供給に配慮する。

1 供給内容

応急的に供給する食料、本市が備蓄するアルファ化米等の主食並びに必要なに応じて調達する副食とする。また、被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を災害状況に応じて供給する。

2 供給体制

避難所の開設が長期間に及び、継続的に支援物資等を供給する必要があると想定される場合は、危機管理センター内に物資供給チームを設置し、区災害対策本部からの避難所等の情報に基づき、府、協定企業等への物資の要請や配送計画の立案を行う。さらに、民間事業者等と連携し、物資配送拠点で物資集積、仕分けを行い、避難所等へ食料を供給する。

3 府等への供給要請

市において必要な食料及び生活必需品を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する際は、市がその不足量を把握・集計して、知事等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部、大阪府LPガス協会、災害協定市及び関連事業所に応援要請した場合は、府に報告する。

- (1) 指定避難所毎の必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

第3 その他の防災関係機関

【各防災関係機関】

防災関係機関は、市からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

ただし、国は、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図り、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手

情報等に基づき、プッシュ型支援（被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援）を開始するものとする。なお、プッシュ型支援を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

- 1 農林水産省
 応急用食料品の供給要請及び米穀の供給
- 2 近畿農政局（大阪府拠点）
 応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡・調整
- 3 日本赤十字社大阪府支部
 毛布、日用品（救急セット）等の備蓄物資の供給
- 4 経済産業省
 被災都道府県が複数にまたがる場合の被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整
- 5 近畿経済産業局
 生活必需品等を取扱う業者・団体と調整
- 6 関西広域連合
 救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保

第4節 保健衛生活動

【第4節の施策体系】

| | | |
|---------------|---------------|-------|
| 第4節 保健衛生活動 | 第1 防疫活動 | P.300 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第2 食品衛生監視活動 | P.301 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第3 環境衛生活動 | P.301 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第4 被災者の健康維持活動 | P.302 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| 第5 応援要請 | P.302 | |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第6 動物保護等の実施 | P.302 |
| 主担当：健康福祉局 | | |

市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努め、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。また、府及び市は、発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。

府は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣を行う。

第1 防疫活動

【健康福祉局】

市及び府は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。また、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 1 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症などの発生及びまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。
- ※ 一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）、二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。）、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）
- 2 一類感染症、二類感染症及び指定感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保し、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。
- 3 次の防疫活動を実施する。
 - (1) 消毒措置の実施（感染症法第27条）
 - (2) ねずみ族及び昆虫等の駆除（感染症法第28条）
 - (3) 指定避難所等における防疫指導
 - (4) 衛生教育及び広報活動
- 4 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- 5 府の指示により、臨時予防接種を行う。（予防接種法第6条）
- 6 自らの防疫が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。
- 7 その他、感染症法により、自ら必要な措置を行う。

第2 食品衛生監視活動

【健康福祉局】

市は、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施する。

- 1 指定避難所その他臨時給食施設及び食品の衛生監視指導
- 2 被災した食品関係営業施設の衛生監視
- 3 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
- 4 飲料水の衛生監視、検査
- 5 その他食品に起因する危害発生の排除

第3 環境衛生活動

【健康福祉局】

被災住民の住環境等を維持するための環境衛生活動を実施する。

- 1 応急仮設トイレの衛生的な利用の指導
- 2 浄化槽の適正使用の指導
- 3 飲料水の衛生対策指導

第4 被災者の健康維持活動

【健康福祉局】

市は、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握し、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

特に、高齢者、障害者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、必要に応じて心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、応急救護所に精神科医師を配置する。

第5 応援要請

【健康福祉局】

防疫活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、市内での対処が困難になった場合は、市は府等に応援を要請する。

第6 動物保護等の実施

【健康福祉局】

市・府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物に

よる人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、飼主と避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うなど、動物愛護の啓発及び環境衛生維持の支援に努める。

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、市、警察及び関係者は連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第5節 避難行動要支援者支援

【第5節の施策体系】

| | | |
|-----------------------|--------------------------------|-------|
| 第5節 避難行動要支援者 支援 | 第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等 | P.304 |
| | 主担当：健康福祉局、危機管理室、区役所 | |
| | 第2 被災した高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への支援活動 | P.304 |
| | 主担当：健康福祉局、文化観光局、区役所 | |

市は、被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努め、継続した福祉サービスの提供を行う。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

【健康福祉局、危機管理室、区役所】

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

- (1) 災害発生直後には、市、民生委員児童委員、警察をはじめ、地域住民や自主防災組織が総力を挙げて行う在宅避難行動要支援高齢者、障害者その他避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、避難行動要支援者の避難誘導の実施に努める。また、市及び府は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。
- (2) 市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

市は、被災した高齢者、障害者等の要配慮者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への支援活動

【健康福祉局、文化観光局、区役所】

1 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した高齢者、障害者等の要配慮者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

また、市は、被災した児童やその家族の外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 高齢者、障害者等の要配慮者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、指定避難所等で生活できない高齢者、障害者等の要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3 広域支援体制の確立

市は、高齢者、障害者等の要配慮者に関する被災状況等の情報を集約し、府に報告し必要に応じて、広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者等の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、関係機関に要請する。

4 多言語支援センターの設置

市は、外国人等の日本語を十分に理解できない要配慮者のために、災害時に多言語支援センターを開設し、外国人等の被災情報の収集、多言語による災害情報の提供、外国人等の相談窓口の設置等を行う。

第6節 社会秩序の維持

【第6節の施策体系】

| | | |
|----------------|-------------------|-------|
| 第6節 社会秩序の維持 | 第1 住民への呼びかけ | P.306 |
| | 主担当：市民人権局 | |
| | 第2 警戒活動の強化 | P.306 |
| | 主担当：市民人権局 | |
| | 第3 物価の安定及び物資の安定供給 | P.306 |
| | 主担当：市民人権局 | |

市及び防災関係機関は、災害に伴う流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図り、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

第1 住民への呼びかけ

【市民人権局】

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、自治会を通じた住民への被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供し、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警戒活動の強化

【市民人権局】

市は、被災地及びその周辺において、府警察や自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保、社会的混乱の抑制に努める。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

【市民人権局】

市及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

市（消費生活センター）は、物価の動きを調査、監視し、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

2 消費者情報の提供

市（消費生活センター）は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益確保に努める。

3 生活必需品等の確保

市は、生活必需品等の需給の状況、流通の実態を可能な限り把握し、不足した場合は、府、国、事業者、事業者団体と協議し、事業者又は事業者団体に対し、安定供給を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。

4 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、府民は、これに応ずるよう努める。

5 金融機関における預貯金払戻等

- (1) 市は、大阪府を通じて近畿財務局、日本銀行に対して、被災地の民間金融機関において、被災者の預金の払戻等が円滑に行われるよう次のような指導、要請を依頼する。
 - ア 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、り災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。
 - イ 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。
 - ウ 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。
- (2) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。
- (3) 郵便事業を営む者は次の措置を講ずる。
 - ア 郵便貯金、郵便為替、郵便振替、年金恩給及び簡易保険等について、取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、通帳・証書・印章等を無くした場合であっても、運転免許証・保険証等により本人であることが確認できれば、拇印による非常払渡し及び非常貸付けを実施するよう、郵便局に対して、直ちに指示する。
 - イ 郵便事業を営む者は、災害救助法が発動されたときは直ちに非常払渡し及び非常貸付けを実施する。

第7節 ライフラインの確保

【第7節の施策体系】

| | | |
|----------------------|---|-------|
| 第7節 ライフラインの 確保 | 第1 上水道施設 | P.308 |
| | 主担当：上下水道局 | |
| | 第2 公共下水道施設 | P.309 |
| | 主担当：上下水道局 | |
| | 第3 電力施設 | P.310 |
| | 主担当：関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社 | |
| | 第4 都市ガス施設 | P.310 |
| | 主担当：大阪ガス株式会社 | |
| | 第5 電気通信施設 | P.311 |
| | 主担当：西日本電信電話株式会社（大阪支店）、 KDDI株式会社（関西総支社） | |

災害により途絶したライフライン施設について、速やかに復旧を進め応急供給、サービス提供を行うものとする。

第1 上水道施設

【上下水道局】

1 堺市上下水道局危機管理対策本部（震災）

市域において地震災害が発生し、上下水道施設に被害が生じた場合またはその恐れがある場合には、本市上下水道局は、堺市上下水道局危機管理対策本部を設置すると同時に、水道対策本部を設け、水道施設被害の応急復旧活動を総括する。

2 情報連絡体制

地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるので、各水道部署に設置しているMCA無線を活用し、応急連絡体制の確立を図る。

3 動員体制

応急給水及び応急復旧に従事する人員の確保を図るため、本市上下水道局職員は、市内で震度5弱以上を観測した場合は、あらかじめ指定された場所に参集する。

また、「大阪広域水道震災対策相互応援協定」に基づき、職員派遣の要請があった場合、職員の派遣に努める。

4 応援体制

本市上下水道局は、本市の人員体制等で対応が困難な場合は、日本水道協会大阪府支部を通じて、他の公共団体に協力を要請する。また、災害協定の締結企業等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。

5 応急対策

- (1) 復旧状況に基づき応急給水の活動内容及び体制の見直しを行う。
- (2) 早期に断水解消を図るため、配水場等施設の応急復旧、配水管等の管路の応急復旧を行う。
- (3) 給水装置の暫定機能回復(敷地内1栓確保)を順次行う。

6 広報

被害状況や給水状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、上下水道局のホームページやSNS等の広報媒体もあわせて活用し、幅広い広報に努める。

第2 公共下水道施設

【上下水道局】

1 堺市上下水道局危機管理対策本部（震災）

市域において地震災害が発生し、上下水道施設に被害が生じた場合またはその恐れがある場合には、本市上下水道局は、堺市上下水道局危機管理対策本部を設置すると同時に、下水道管路対策本部、下水道施設対策本部を設け、下水道施設被害の復旧を総括する。

2 情報連絡体制

地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるので、防災無線を活用し、応急連絡体制の確立を図る。

3 応援体制

本市で対応が困難な場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」及び「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」により、他の公共団体に協力を要請する。

4 下水道施設の応急措置

下水道施設の被害に対して、迅速に応急措置を講ずる。

- (1) 幹線の被害については、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招く恐れがあるので、原則として応急復旧を行い、本復旧計画を策定する。
- (2) また、管渠の応急復旧については、三宝水再生センター内に設置した災害対策センターを対応拠点として活用し、必要に応じて支援都市の協力を得ながら、

速やかに実施する。

- (3) 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下の阻害がなされないようマンホール、雨水枳等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑を図る。
- (4) マンホールの浮上や道路陥没は緊急輸送に影響を及ぼすため、応急措置を行う。

5 広報

被害状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、上下水道局のホームページや SNS 等の広報媒体もあわせて活用し、幅広い広報に努める。

第3 電力施設

【関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社】

1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じ、市、消防局、府、府警察及び付近住民に通報する。

2 応急供給

- (1) 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- (2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (4) 単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第4 都市ガス施設

【大阪ガス株式会社】

1 応急措置

地震により、ガスの漏えいによる二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険防止措置を講じ、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行い、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした、被害予想地区の施設を重点的に監視する。

2 応急供給

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第5 電気通信施設

【西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDD I 株式会社（関西総支社）】

1 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- (4) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

2 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 設備の応急対策

- (1) 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報をホームページ等様々な手段を用いて行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第8節 交通の機能確保

【第8節の施策体系】

| | | |
|----------------|-----------------|-------|
| 第8節 交通の機能確保 | 第1 障害物の除去 | P.313 |
| | 主担当：建設局、各施設管理者 | |
| | 第2 各施設管理者における復旧 | P.313 |
| | 主担当：建設局、各施設管理者 | |

鉄軌道、道路、港湾、漁港の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努めるものとする。

第1 障害物の除去

【建設局、各施設管理者】

各管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。なお、必要に応じ、関係機関や民間事業者等に重機の手配を要請するものとし、適宜、車両等で一時集積場所（仮置場）搬送する。

第2 各施設管理者における復旧

【建設局、各施設管理者】

1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社）

- (1) 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行い、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。
- (3) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡し、報道機関を通じ広報する。
- (4) 長時間遮断時の優先開放。

2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、府道路公社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）

- (1) 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行い、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょう、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

- (2) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- (3) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡し、報道機関を通じ広報する。

3 港湾施設、漁港施設（府）

- (1) 係留施設、臨港交通施設、外郭施設などの応急復旧を行う。
- (2) 使用状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関、報道機関を通じ広報する。

4 地方管理道路における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

第9節 農水産関係応急対策

【第9節の施策体系】

| | | |
|----------------------|-----------|-------|
| 第9節 農水産関係 応急対策 | 第1 農業用施設 | P.315 |
| | 主担当：産業振興局 | |
| | 第2 農作物 | P.315 |
| | 主担当：産業振興局 | |
| | 第3 畜産 | P.317 |
| | 主担当：産業振興局 | |
| | 第4 漁業 | P.317 |
| | 主担当：産業振興局 | |

災害時においては、市は、関係機関等と協力し、農水産業に関する被害を早急に調査し、迅速に応急対策を講ずるものとする。

第1 農業用施設

【産業振興局】

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

なお、被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、災害区域全体の総合調整のうえ、施設の応急対策を実施する。

第2 農作物

【産業振興局】

1 災害対策技術の指導

市は、関係機関と協力し、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

2 水稻等種子の確保

必要がある場合、水稻等種子を大阪府種子協会に依頼し、その確保を図る。

3 病虫害の防除

(1) 市は関係機関と協力し、病虫害発生予察事業を活用する等、被災農作物の各種病虫害防除指導を行う。

(2) 農薬等が不足する場合は、府に斡旋を依頼する。

第3 畜産

【産業振興局】

災害時において、家畜の伝染病発生には、特に警戒を行い、伝染病の予防とまん延防止のため、応急対策として次の措置を講じる。

- (1) 一般疾病の発生について治療を要する場合は、市の獣医師会に協力を要請する。
- (2) 伝染病の発生等について、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病予防対策を実施する。
- (3) 伝染病発生畜舎の消毒については、府の指示により実施する。
- (4) 伝染病発生に伴う必要消毒薬品又は、一般疾病薬品等については、府に斡旋を要請する。
- (5) 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める等その確保に努める。

第4 漁業

【産業振興局】

漁港の各種施設が被害を受けたときは、その被害状況を的確かつ速やかに把握し、漁港を管理する府に対して、漁港機能を維持するための応急措置及び復旧措置を要請する。

第10節 応急住宅対策

【第10節の施策体系】

| | | |
|----------------|---------------------------|-------|
| 第10節 応急住宅対策 | 第1 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定の実施 | P.317 |
| | 主担当：建築都市局 | |
| | 第2 被災住宅応急復旧支援 | P.318 |
| | 主担当：建築都市局 | |
| | 第3 住宅確保対策 | P.318 |
| | 主担当：建築都市局、健康福祉局 | |
| | 第4 住宅に関する相談窓口の設置等 | P.319 |
| 主担当：建築都市局 | | |
| 第5 建築物被害調査への協力 | P.319 | |
| 主担当：建築都市局 | | |

市は、建築物の二次災害の防止の応急危険度判定の実施を行う。また、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供等、必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

第1 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定の実施

【建築都市局】

1 公共建築物等

市は、建築物及び敷地の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行い、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 民間建築物等

市は、被害状況を府に報告し、対象とする建築物、区域等を定めて、危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に、建築物については被災建築物応急危険度判定士を、宅地については被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

府は、市の派遣要請に基づき、事前に登録された被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に対して出動を要請し、必要に応じて、他府県に派遣を要請する。

市は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物及び宅地の所有者等にその応急危険度を周知

し、二次災害の防止に努める。

第2 被災住宅応急復旧支援

【建築都市局】

1 被災住宅の応急修理

市は、大阪府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠かすことのできない部分について、必要最小限度において応急修理を実施し、修理戸数並びに費用の限度額は、災害救助法の定めるところによる。

2 住居障害物の除去

市は、府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合は、障害物の除去を行う。

また、必要に応じ、府への要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請を行う。

3 建設用資機材等の調達

被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図り、必要に応じ、府へ要員派遣及び建設資機材等のあっせん又は調達を要請する。

第3 住宅確保対策

【建築都市局、健康福祉局】

1 建設型仮設住宅の建設

市は、府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。）を供与する。

- (1) 建設地については、公園、公共施設等の空地で、次の基準により選定する。
 - ア 電気、ガス、水道の供給施設が敷設可能な場所
 - イ 一定の空地面積を有する等、宅地が確保される場合
- (2) 建設型仮設住宅の管理は、市及び府が協力して行う。
- (3) 集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (4) 建設型仮設住宅の建設戸数並びに1戸当たりの規模・建設限度額は、災害救助法の定めるところによる。
- (5) 入居者に建設型仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。

(6) 高齢者、障害者に配慮した建設型仮設住宅を建設するよう努める。

2 民間賃貸住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急仮設住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）を積極的に活用する。

3 借上型仮設住宅の運営管理

市は、府の委任により、借上型仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、借上型仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努め、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、借上型仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

4 公共住宅への一時入居

府の委任による建設型仮設住宅の建設及び借上型仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第4 住宅に関する相談窓口の設置等

【建築都市局】

- 1 住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- 2 市及び府は民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努め、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第5 建築物被害調査への協力

【建築都市局】

り災証明発行のための建築物の被害調査に協力する。

第11節 応急教育等

【第11節の施策体系】

| | | |
|---------------|--------------|-------|
| 第11節 応急教育等 | 第1 教育施設の応急整備 | P.320 |
| | 主担当：教育委員会 | |
| | 第2 応急教育体制の確立 | P.321 |
| | 主担当：教育委員会 | |
| | 第3 学校給食の応急措置 | P.322 |
| | 主担当：教育委員会 | |
| | 第4 教職員の確保 | P.322 |
| | 主担当：教育委員会 | |
| | 第5 就学援助等 | P.322 |
| | 主担当：教育委員会 | |
| | 第6 文化財の応急対策 | P.322 |
| | 主担当：文化観光局 | |

市（教育委員会）は、幼児・児童・生徒の安全を確保し、学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとるものとする。

また、府は、私立学校等が公立学校に準じた措置を取るよう指導・助言する。

第1 教育施設の応急整備

【教育委員会】

市（教育委員会）は、被害を受けた学校園の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替園校舎の確保に努める。

- 1 軽易な校舎の被害については施設の長において即刻応急修理を行い、普通教室に不足が生じたときは、特別教室を一時転用する等の措置をとる。
- 2 破損等により使用不能の幼児・児童・生徒の机及びいすの補充は、近隣の学校園と調整し、保育・授業に支障のないようにするものとする。
- 3 災害により教室に不足が生じた場合は、通学可能な隣接学校園との総合調整又は学校園施設以外の教育施設、集会所その他適当な公共施設等を借用するなどの措置をとる。
- 4 施設が避難者を受け入れるために使用される場合は、校舎の被害程度を考え、関係機関とよく連絡のうえ措置するものとする。

第2 応急教育体制の確立

【教育委員会】

市（教育委員会）は、災害発生後すみやかに、幼児・児童・生徒に対して適切な措置を講じ、教育体制の必要最少限度の応急復旧を行う。

1 報告・応急措置

校園長は、次の事項について状況を把握し、教育委員会に報告し必要な措置を講ずる。

(1) 報告

- ア 教育施設、設備の被害状況
- イ 幼児・児童・生徒のり災状況
- ウ 教職員のり災状況
- エ 応急措置を必要とする事項

(2) 応急措置

- ア 事態の発生で、その状況に応じ幼児・児童・生徒を適切に緊急避難させる。
- イ 事態の状況に応じ、教育委員会と連絡し休校又は応急教育等の臨時措置をとる。
- ウ 応急教育体制については、速やかに保護者及び幼児・児童・生徒に周知徹底を図る。

2 応急教育の実施

被害の状況に応じ、応急教育を実施する。

(1) 応急教育の実施

応急教育の実施に当たっては、教育施設の応急復旧の状況、教職員、幼児、児童、生徒及びその家族のり災の程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、次の区分に従って実施する。

(2) 教育推進のための措置

ア 授業時数の確保

災害による休校・休園、二部授業・保育その他のために授業・保育時数の不足が考えられるので、できるだけすみやかに平常授業・保育を始める等により授業・保育時数の確保を図るよう努める。

イ 幼児・児童・生徒の健康保持

被災地区の幼児・児童・生徒に対しては、その被災状況により健康診断等を行い、健康の保持並びに感染症の予防措置を講ずる。

ウ 長期にわたる授業実施不能の場合

校園長は保育・授業不能が長期にわたる場合を考えて、学校園と幼児・児童・生徒との連絡方法、組織等についてあらかじめ計画立案するものとする。

第3 学校給食の応急措置

【教育委員会】

校長はすみやかに被災状況を教育委員会に報告し、教育委員会と協議のうえ給食実施の可否について決定する。この場合、次の事項に留意する。

- 1 給食施設が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、すみやかに再開できるように努める。
- 2 避難場所として使用されている学校においては、炊き出しを実施している場合が多いと思われるので、学校給食再開時には、被災者の炊き出しとの区別に留意する。
- 3 教育委員会は関係機関と協議のうえ、学校給食用物資の供給方策をすみやかに講ずるものとする。

第4 教職員の確保

【教育委員会】

応急教育をすみやかに確立するため、まず、当該学校園内で調整することとし、当該学校園内で調整できない場合は教育委員会が調整に努める。

第5 就学援助等

【教育委員会】

1 学用品等の支給

災害救助法に基づき、災害により住家に被害を受け、学用品・保育品を失い又はき損し就学就園上支障のある幼児・児童・生徒に対し、被災の状況に応じて教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

2 就学援助等の措置

教育委員会は、被災により財産を失い、就業させることが困難となり、また学費の支弁が困難となった児童・生徒の保護者に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

府は、私立学校等の行う就学援助に対して支援するよう努める。

3 幼児・児童・生徒の健康管理

教育委員会及び校舎長は、被災幼児・児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども相談所等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第6 文化財の応急対策

【文化観光局】

指定文化財等の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市（文化財課）を經由して府教育委員会、文化庁に報告する。

市（文化財課）は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言する。

第12節 廃棄物の処理

【第12節の施策体系】

| | | |
|----------------|-----------------------|-------|
| 第12節 廃棄物の処理 | 第1 し尿処理 | P.324 |
| | 主担当：危機管理室、環境局、上下水道局 | |
| | 第2 ごみ処理 | P.325 |
| | 主担当：環境局 | |
| | 第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む）処理 | P.326 |
| | 主担当：環境局 | |
| | 第4 倒壊家屋等の解体撤去 | P.327 |
| | 主担当：環境局、区役所 | |

市は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

第1 し尿処理

【危機管理室、環境局、上下水道局】

1 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 道路の被害状況等を把握し、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。
- (4) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、汲み取り車両が進入できる箇所へ速やかに仮設トイレを設置する。

2 収集体制

- (1) 委託業者に協力を要請し、し尿収集体制の確立を図る。
- (2) し尿収集については、委託業者の被災状況、通行可能な道路、市民の避難状況等を踏まえ、収集運搬計画を策定する。
- (3) トイレに不足が生じた場合、保有又は調達した応急仮設トイレを設置する。
 応急仮設トイレの設置優先順位は、以下を基本とする。
 - 第1位：指定避難所
 - 第2位：病院、福祉施設
 - 第3位：被害の大きい住宅地付近の公園・空き地

3 処理活動

- (1) 被災時の収集体制及び下水道処理施設の被害状況並びに仮設トイレの設置状況等について市民に周知する。
- (2) 道路の復旧状況や仮設トイレの追加等に伴う設置状況の情報を把握し、収集運搬計画の更新変更を随時行う。
- (3) 殺虫剤、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- (4) 下水道処理施設において、し尿受け入れ体制の確保をはかる。
- (5) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、府、災害協定市等に対して支援要請を行う。

第2 ごみ処理

【環境局】

1 初期対応

- (1) 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理量を推計・把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 道路の被害状況等を把握し、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。
- (4) 道路の被害状況等を踏まえながら、臨時のごみステーション等を検討する。
- (5) ごみの発生が急増し、焼却が困難となる恐れがあるため、災害対策本部において、一時集積場（仮置場）を検討する。

2 収集体制

- (1) 収集運搬委託業者に協力を要請し、ごみ収集体制の確立を図る。
- (2) ごみ収集については、委託業者の被災状況、通行可能な道路、市民の避難状況等を踏まえ、収集運搬計画を策定する。

3 処理活動

- (1) 区役所、環境事業部において、臨時のごみステーションの設置場所等を市民に周知する。
- (2) 道路の復旧情報の収集に努め、これを基に収集運搬計画の更新を行う。
- (3) ごみ処理については、災害の発生により一時的にごみが大量発生し、又は施設の被害により焼却処分が一時的に不可能になった場合は、ごみの一時集積場所（仮置場）を指定し、被災地からのごみの搬出を行う。
- (4) ごみの搬出方法は、原則として、次のとおり行う。
 - ア 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上特に早急に収集する必要があり、委託業者の協力を得て最優先で収集及び搬送の体制を確立し、

焼却処理する。

イ 収集できず道路、空地等に置かれたごみについては、定期的に消毒を実施する。

ウ 清掃工場及び一時集積場所に集積されたごみについては、資源の再利用が可能なものは資源化を図り、それ以外のものについては、焼却、又は破碎処分の後、最終処分地へ搬出する。

(5) 殺虫剤、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

(6) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、府、災害協定市等に対して支援要請を行う。

第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理

【環境局】

1 初期対応

(1) 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。

(2) 道路の被害状況等を把握し、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。

(3) 災害廃棄物等を長期に保管することが可能な一時集積所（仮置場）を、被災状況等を鑑みて関係部局と協議し確保する。

2 処理活動

(1) 災害廃棄物等撤去の依頼を受け、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先して、撤去・収集及び一時集積所への運搬等を産廃業者等に依頼する。

(2) 災害廃棄物等の資源化、減量化に努め、仮置場及び解体段階での分別を指示する。また、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

(3) 一時集積所に保管している災害廃棄物等の量を把握し、処分・処理方法を検討する。市域内処理を原則として、災害廃棄物等の処分・処理を産廃業者等に依頼する。

(4) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

(5) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(6) 府（循環型社会推進室）、公益社団法人大阪府産業資源循環協会及び近隣市に協力を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

第4 倒壊家屋等の解体撤去

【環境局、区役所】

- (1) 倒壊家屋等の解体によって発生する災害廃棄物等の撤去・運搬は、原則建物の所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の一時集積所(仮置場)等に関する情報を提供する。
- (2) 市は、災害の規模や状況により、被災者の負担軽減等のために必要と認められる場合、倒壊家屋等の解体撤去に関する公費負担制度について国及び府と協議する。
- (3) 公費解体制度が設けられた場合、市は広報紙等により制度の広報を実施する。
- (4) 公費解体制度が設けられた場合の申請受付は、区対策本部において行う。
- (5) 市は、関係部局間で発注方法等を協議・検討した上で、解体撤去を事業者等に依頼する。
- (6) 市は、倒壊家屋等の処理において可能な限りリサイクルが推進されるよう努める。

第13節 遺体対策

【第13節の施策体系】

| | | |
|--------------|---------------|-------|
| 第13節 遺体対策 | 第1 初期活動 | P.328 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第2 遺体の検視等 | P.328 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第3 遺体の収容・安置 | P.329 |
| | 主担当：区役所、健康福祉局 | |
| | 第4 遺体の身元確認 | P.329 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第5 遺体の火葬 | P.329 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| 第6 応援要請 | P.330 | |
| 主担当：健康福祉局 | | |

市及び府、府警察、堺海上保安署は、遺体対策について、必要な措置をとるものとする。

第1 初期活動

【健康福祉局】

災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により全体の状況の把握に努め、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数もつかむ。

また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を調査し、把握する。

これらを、総合的に判断して、遺体の安置、火葬体制を定める。

第2 遺体の検視等

【健康福祉局】

遺体の検視（死体調査）は、現地にて警察官、海上保安官により行い、検視（死体調査）した後、次のとおり遺体の検案を行う。

- 1 遺体の検案は、堺市医師会等の協力を得て実施する。
- 2 医師は、遺体を検案した後、死体検案書を発行する。

第3 遺体の収容・安置

【区役所、健康福祉局】

検案を終えた遺体については、警察署等の協力を得て身元確認及び身元引受人の発見に努め、次のとおり遺体を収容・安置する。

- 1 市内の公共施設等遺体収容に適切な場所をあらかじめ検討した候補地から選定し、遺体収容所（安置所）を開設する。
- 2 遺体処理台帳を作成する。
- 3 遺族その他より遺体引取りの申出があったときは、遺体処理台帳を整理し、確認のうえ引き渡す。
- 4 遺体の収容にあたっては、遺体収容袋及び遺体保存剤等必要な資器材を確保する。
- 5 遺族が遺体対策を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。
 - (1) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
 - (2) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
 - (3) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
 - (4) 火葬場の耐震化、耐浪化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。
- 6 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等については、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。

第4 遺体の身元確認

【健康福祉局】

身元不明の遺体については、府警察その他関係機関に連絡して、調査を実施する等身元確認の調査に努める。また、身元不明の遺体の着衣・所持品・人相・特徴等は保存、記録して身元確認の照会に応じる。

なお、災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

第5 遺体の火葬

【健康福祉局】

災害により死亡した者については、その遺族が火葬を行うことが困難な場合や遺族がない場合及び引取り手がない場合は、次のとおりとする。

- 1 遺体処理台帳及び遺品を保存し、原則として火葬に付す。
- 2 引取り手のない遺体は、火葬後、遺骨、遺品等を市又はその他適当な施設で保存する。

第6 応援要請

【健康福祉局】

市は自ら遺体対策の実施が困難な場合、府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

第14節 自発的支援の受入れ

【第14節の施策体系】

| | |
|-------------------------|-----------------------------|
| 第14節 自発的支援の 受入れ | 第1 災害発生時におけるボランティアの活動 P.331 |
| | 主担当：健康福祉局、区役所 |
| | 第2 義援金品の受付・配分 P.334 |
| | 主担当：危機管理室、財政局、市民人権局、会計室、区役所 |
| | 第3 海外からの支援の受入れ P.334 |
| | 主担当：市長公室 |
| 第4 日本郵便株式会社の援護対策等 P.335 | |
| 主担当：日本郵便株式会社 | |

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努めるものとする。

第1 災害発生時におけるボランティアの活動

【健康福祉局、区役所】

市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

1 ボランティアの受入れ

(1) 受入れ窓口の開設

堺市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。

(2) 活動拠点・情報の提供

ボランティア関係団体に対して活動の拠点となる場所及び情報の提供に努める。

(3) 情報交換

被害の情報・応急措置等の情報を提供し、ボランティア活動が円滑に行われ

るよう連携を図り、ボランティアが得た情報を積極的に活用する。

(4) ボランティア保険への加入

ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者を必ずボランティア保険に加入させる。

2 ボランティアの派遣調整

(1) 個人

本人の希望、特技、資格等により、後述の被災情報により、活動内容、派遣場所、期間等を定め、ボランティアコーディネーターが中心になって派遣調整を行う。

特に、18歳未満の者については保護者の承諾を得ることを原則とする。

(2) 団体

団体については、上記の個人と同じく、団体の希望等により、派遣先、機関等を決定するが、ある程度、組織的な活動が期待できることから、その内容にそった派遣調整を行う。

(3) その他

市外からの個人及び団体のボランティアの取扱についても、上記と同じ取扱とする。

3 派遣先までの交通

道路網の寸断、公共交通機関の不通、また、けが人病人等被災者の搬送が優先されることから、指定避難所・救護所へは、ボランティア自身が徒歩あるいは他の交通手段を利用することを原則とする。

4 派遣先・活動の種別

(1) 派遣先

ア 指定避難所

イ 防災拠点

ウ 救護所

エ 災害対策本部

オ 被災地域・被災者宅等（危険区域を除く。）

カ その他

(2) 活動内容

ア 避難場所の確保

指定避難所での被災者用の居住場所の確保を行う。（テント設営を含む。）

イ 援助物資等の輸送

災害対策本部で配分決定された援助物資等について、指定避難所への輸送を行う。

- ウ 生活物資・食料等の配布
衣類、毛布、寝具等日常生活援助物資の仕分け及び配布や被災者用の飲料水・生活用水の配布及び食料の調整・配布等を行う。
- エ けが人、病人等への対応
被災者の健康状態の聴取・把握及び医薬品の配布並びに病院への搬送あるいは、その手配等を行う。
- オ 指定避難所・仮設トイレの整備
- カ 指定避難所内外及び周辺のごみの清掃
- キ 被災地域・被災者宅等での支援
被災地域・被災者宅での清掃、ごみ出し、その他必要な生活支援等を行う。
- ク 専門職ボランティアについては、専門知識・資格を考慮し、救護本部と連絡調整を図りながら活動を行う。

5 ボランティア活動に必要な情報の収集・提供

(1) 収集内容

- ア 指定避難所ごとの被災者数
 - ① 大人数（男女別）・世帯数
 - ② 子供数（乳児・幼児・小学生・中学生等）
 - ③ 高齢者数（特に要介護者数・介護の種別）
 - ④ 妊産婦
 - ⑤ 障害者数・種別
 - ⑥ 病人数（特に病状別要加療者数）
 - ⑦ 外国人数（国別）
- イ 指定避難所の状況（建物・ガス・水道・電気・グラウンド等建物周辺）
- ウ 必要な衣類、毛布、寝具等の日常生活支援物資の量、食料・水の量
- エ 重傷を負ったけが人、病人、乳幼児等で緊急に治療等が必要な被災者数
- オ ボランティアによる支援が必要な被災地域・被災者宅・被災者等の状況

(2) 情報の提供

最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点、活動申し込み方法・場所等について、近隣都道府県・市町村及び報道関係機関等に協力を求め、積極的に情報提供を行うことにより、ボランティアの確保に努める。

また、アスベストに関する基本的な情報の他、被災建築物等のアスベスト露出状況確認調査の結果を情報提供し、粉じんばく露を避けるため、むやみに被災建築物に近づかないこと、被災建築物付近で作業等を行う必要がある場合は正しい装着方法で防じんマスクを装着すること、アスベストの可能性のあるものには触れないこと等を周知する。

第2 義援金品の受付・配分

【危機管理室、財政局、市民人権局、会計室、区役所】

市などに寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1 義援金

(1) 受付

ア 市に寄託される義援金は、それぞれ、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。

イ 日本赤十字社堺市地区本部・各区地区は、事務局において受け付ける。

(2) 配分

ア 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。その際、配分方法を工夫するなど、出来る限り迅速な配分を行うものとする。

イ 市は、府又は日本赤十字社大阪府支部等から配分を委託された義援金を配分する。

2 義援物資

ア 義援物資の提供の申し入れがあった場合は、危機管理センター内に設置する物資供給チームにおいて内容、量、到着予定日等を聞きとり、物資配送拠点への配送を依頼する。

イ 個人等からの小口の義援物資は、仕分けや管理に多大な時間、人員を要することから、原則として受入れない。

ウ 法人等からの大口の義援物資であっても、避難所等の状況、ニーズに合わない不用不急な物資は、供給の必要性があるまでは受入れない。

3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

ア 被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

イ 市は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、府と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

ウ 市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理し、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第3 海外からの支援の受入れ

【市長公室、文化観光局】

市は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を

講ずる。

1 国との連絡調整

- (1) 海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、国と十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 海外からの支援が予想される場合には、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に対して迅速に対応する。

2 支援の受入れ

- (1) 市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。
 - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - イ 被災地のニーズと受入れ体制
- (2) 海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - ア 案内者、通訳等の確保
 - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第4 日本郵便株式会社の援護対策等

【日本郵便株式会社】

日本郵便株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常はがき及び郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便はがき等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得てお年玉付郵便はがき等寄附金配分する。

災 害 応 急 対 策
風 水 害 編

第 1 章 災害警戒期の活動

【第 1 章の構成】

| 第 1 章 災害警戒期の活動 | | |
|----------------|-----------|--------|
| 第 1 節 | 気象予警報等の伝達 | P. 337 |
| 第 2 節 | 組織動員 | P. 350 |
| 第 3 節 | 警戒活動 | P. 356 |
| 第 4 節 | 避難誘導 | P. 364 |

第1節 気象予警報等の伝達

【第1節の施策体系】

| | | |
|----------------------|--------------------|-------|
| 第1節 気象予警報等の 伝達 | 第1 気象予警報等 | P.337 |
| | 主担当：危機管理室、大阪管区气象台 | |
| | 第2 住民への周知 | P.345 |
| | 主担当：市長公室、危機管理室、区役所 | |

市及び防災関係機関は、大阪管区气象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

また、大阪管区气象台及び府は気象予警報の伝達・周知にあたっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。

第1 気象予警報等

【危機管理室、大阪管区气象台】

1 大阪管区气象台の発表する予警報等

大阪管区气象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度、その切迫度を伝えるキキクル（危険度分布）等の情報をわかりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

(1) 警報及び注意報

警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。堺市においては、警報・注意報は、気象要素が次に示す表の基準に達すると予想される場合に発表される。

【警報・注意報発表基準一覧表】

| | | | | |
|-------------|-----|---------|-------------------|--|
| 発表官署 | | 大阪管区气象台 | | |
| 府県予報区 | | 大阪府 | | |
| 一次細分区域 | | 大阪府 | | |
| 二次細分区域 | | 堺市 | | |
| 市町村等をまとめた地域 | | 泉州 | | |
| 警報 | 大雨 | (浸水害) | 表面雨量指数基準 | 17 |
| | | (土砂災害) | 土壌雨量指数基準 | 123 |
| | 洪水 | | 流域雨量指数基準 | 西除川流域=10.5, 東除川流域=8.8, 石津川流域=24.7, 和田川流域=11.1 |
| | | | 複合基準*1 | 西除川流域=(7, 9.4) |
| | | | 指定河川洪水予報 による基準 | 大和川下流[柏原] |
| | 暴風 | | 平均風速 | 陸上：20m/s 海上：25m/s |
| | 暴風雪 | | 平均風速 | 陸上：20m/s 雪を伴う 海上：25m/s 雪を伴う |
| | 大雪 | | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ：平地 10cm 山地 20cm |
| | 波浪 | | 有義波高 | 3.0m |
| | 高潮 | | 潮位 | 標高2.2mの高さ |
| 注意報 | 大雨 | | 表面雨量指数基準 | 9 |
| | | | 土壌雨量指数基準 | 95 |
| | 洪水 | | 流域雨量指数基準 | 西除川流域=8.4, 東除川流域=7, 石津川流域=19.7, 和田川流域=8.8 |
| | | | 複合基準*1 | 西除川流域=(7, 6.7), 東除川流域=(5, 7) 和田川流域=(5, 6.2) |
| | | | 指定河川洪水予報 による基準 | 大和川下流[柏原] |
| | 強風 | | 平均風速 | 陸上：12m/s 海上：15m/s |
| | 風雪 | | 平均風速 | 陸上：12m/s 雪を伴う 海上：15m/s 雪を伴う |
| | 大雪 | | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ 5cm |
| | 波浪 | | 有義波高 | 1.5m |
| | 高潮 | | 潮位 | 標高1.5mの高さ |
| | 雷 | | 落雷等により被害が予想される場合 | |
| | 融雪 | | | |
| | 濃霧 | | 視程 | 陸上：100m 海上：500m |

災害応急対策 風水害編
 第1章 災害警戒期の活動
 第1節 気象予警報等の伝達

【警報・注意報発表基準一覧表（つづき）】

| | | | |
|-------------|-----|--|-------|
| 注 意 報 | 乾燥 | 最小湿度 40%で実効湿度 60% | |
| | なだれ | ①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 10℃以上またはかなりの降雨*1 | |
| | 低温 | 最低気温-5℃以下 | |
| | 霜 | 4月15日以降の晩霜 最低気温 4℃以下 | |
| | 着氷 | | |
| | 着雪 | 24時間降雪の深さ：平地 20cm 以上 山地 40cm 以上 気温：-2℃～2℃ | |
| 記録的短時間大雨情報 | | 1時間雨量 | 100mm |

*1：(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2：気温は大阪管区気象台の値。

【解説】

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (7) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (9) 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく 1km 四方の領域ごとに算出しているが、本表には堺市の域内における基準値の最低値を示している。
1km 四方毎の基準値については、別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (11) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

(2) 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、「特別警報」を発表し最大級の警戒を呼びかける。

| 現象の種類 | 発表基準 |
|-------|--|
| 大雨 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 |
| 暴風 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 |
| 高潮 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 |
| 波浪 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合 |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 |
| 大雪 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 |

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

| 現象の種類 | 発表基準 |
|---------|---|
| 津波 | 高いところで3mを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置付ける) |
| 地震(地震動) | 震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置付ける) |

(3) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、気象庁が発表する。

(4) 気象予警報等の関係機関への伝達経路

気象予警報等は【別図1-1】の伝達経路による。

(5) 水位周知河川における水位到達情報

府が指定する水位情報周知河川（石津川、西除川、東除川）について、避難判断水位及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警報水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

| 標題（種類） | 発表基準 |
|------------------|--|
| 氾濫警戒情報 （洪水警報） | いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 |
| 氾濫危険情報 （洪水警報） | いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 |
| 氾濫発生情報 （洪水警報） | 洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 |

(6) 大和川洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同して実施する。

洪水予報の関係機関への伝達経路は、【別図1-2】による。

| 標題（種類） | 発表基準 |
|-------------------|--|
| 氾濫注意情報 （洪水注意報） | いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| 氾濫警戒情報 （洪水警報） | いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 |
| 氾濫危険情報 （洪水警報） | いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 |
| 氾濫発生情報 （洪水警報） | 洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 |

大阪管区气象台及び近畿地方整備局大和川河川事務所は、大和川について、洪水のおそれがあるときは水位又は流量を示してその状況を知事及び市長に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

知事は、この通知を受けたときは、直ちに府水防計画で定める水防管理者等にその内容を通知する。

(7) 水防警報（【別図1-3】の伝達経路による。）

ア 国土交通大臣が発表する水防警報

国土交通大臣が指定した大和川、石川、曾我川、佐保川に、洪水による災害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、大和川河川事務所長が発表する。

イ 知事が発表する水防警報

知事が指定する石津川、西除川、東除川（堺市は区域外）及び海岸等に、洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、石津川は鳳土木事務所長、西除川及び東除川は富田林土木事務所長、海岸は港湾局長が発表する。

(8) 火災気象通報

大阪管区气象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報し、知事は市長に伝達する。

ア 通報基準

大阪管区气象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

イ 通報内容及び時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況としてに通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予想される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時通報する。

2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

| 種 類 | 概 要 |
|--------------------------|---|
| 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） | 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 |

| | |
|-------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p>※「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p> |
| 浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布) | 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 |
| 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| 流域雨量指数の予測値 | 水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。 |

3 土砂災害警戒情報の伝達

(1) 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府及び大阪管区气象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講ず

る。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条)

※土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判断し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

(2) 伝達体制

土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路は、【別図1-4】による。

4 異常現象発見時の通報

災害が発生する恐れのある異常現象を発見したときは、次の方法により措置するものとする。

(1) 発見者の通報義務

異常現象を発見した者は、直ちに市、消防局又は警察署若しくは堺海上保安署に通報する。

(2) 警察官、海上保安官の通報

警察官又は海上保安官は、異常現象を自ら発見し、又は報告を受けたときは、市、消防局に通報する。

(3) 市の通報

市が通報を受けたときは、直ちに大阪管区气象台、府出先機関又は府(本庁関係課)に通報し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

(4) 異常現象の種類

ア 気象に関する事項

竜巻、強いひょう、強い突風等著しく異常な気象現象

イ 海象に関する事項

異常潮位、異常波浪

ウ 地象に関する事項

山崩れ、崖崩れ等

エ その他

堤防等に水洩れ等がある場合

5 防災関係機関の収集伝達方法

防災関係機関においては、前記の気象警報及び災害に関する情報の系統によって、次のように収集伝達を行うものとする。

(1) 気象予警報等の収集

ア 気象台の発表する気象予警報等は、堺市職員招集システム、大阪府防災行政無線又は大阪府防災情報システムを通じ速やかに収集する。

イ 気象予警報等については堺市防災行政無線（同報系）の放送により情報を伝達する。

夜間、休日においては、市（消防局）より一斉送信される防災相互通信無線により収集する。

ウ テレビ、ラジオ放送等による気象放送により注意し、予警報等の情報収集に努める。

エ 水防法に基づく水位の状況、異常現象発見者の通報を受けたときは、直ちに関係機関に連絡し、速やかに応急対策を行う。

第2 住民への周知

【市長公室、危機管理室、区役所】

市は、堺市地域防災計画に基づき、市防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して予警報を伝達する。また、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

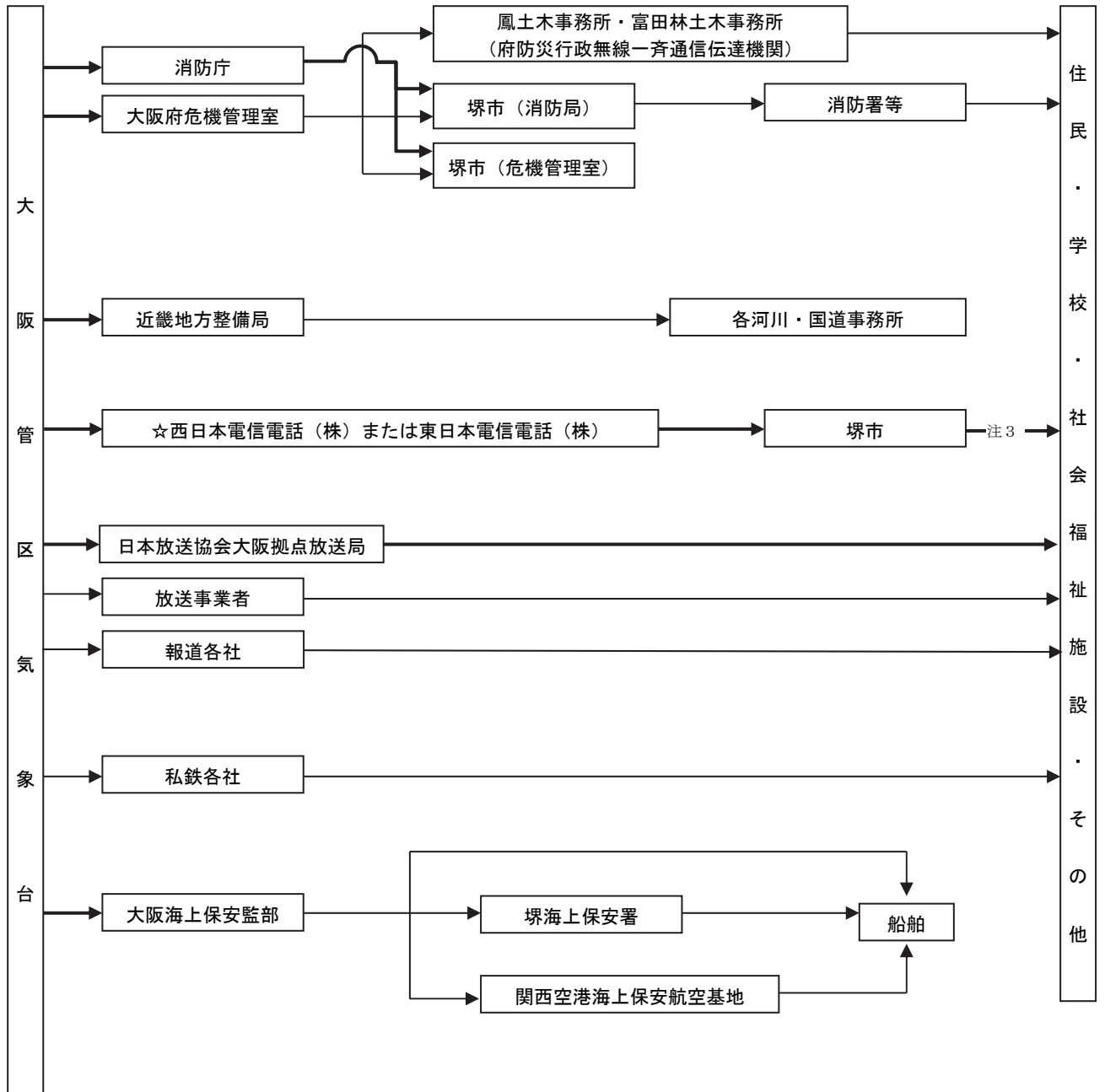
特に台風時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。

また、市は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、大阪府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。

府は府民に対し、これまでに経験のない規模の台風の接近に対する注意や、市町村の避難に関する情報に注意を払うことなどを府民へのメッセージとして発信し、府民の意識の切り替えを促す。

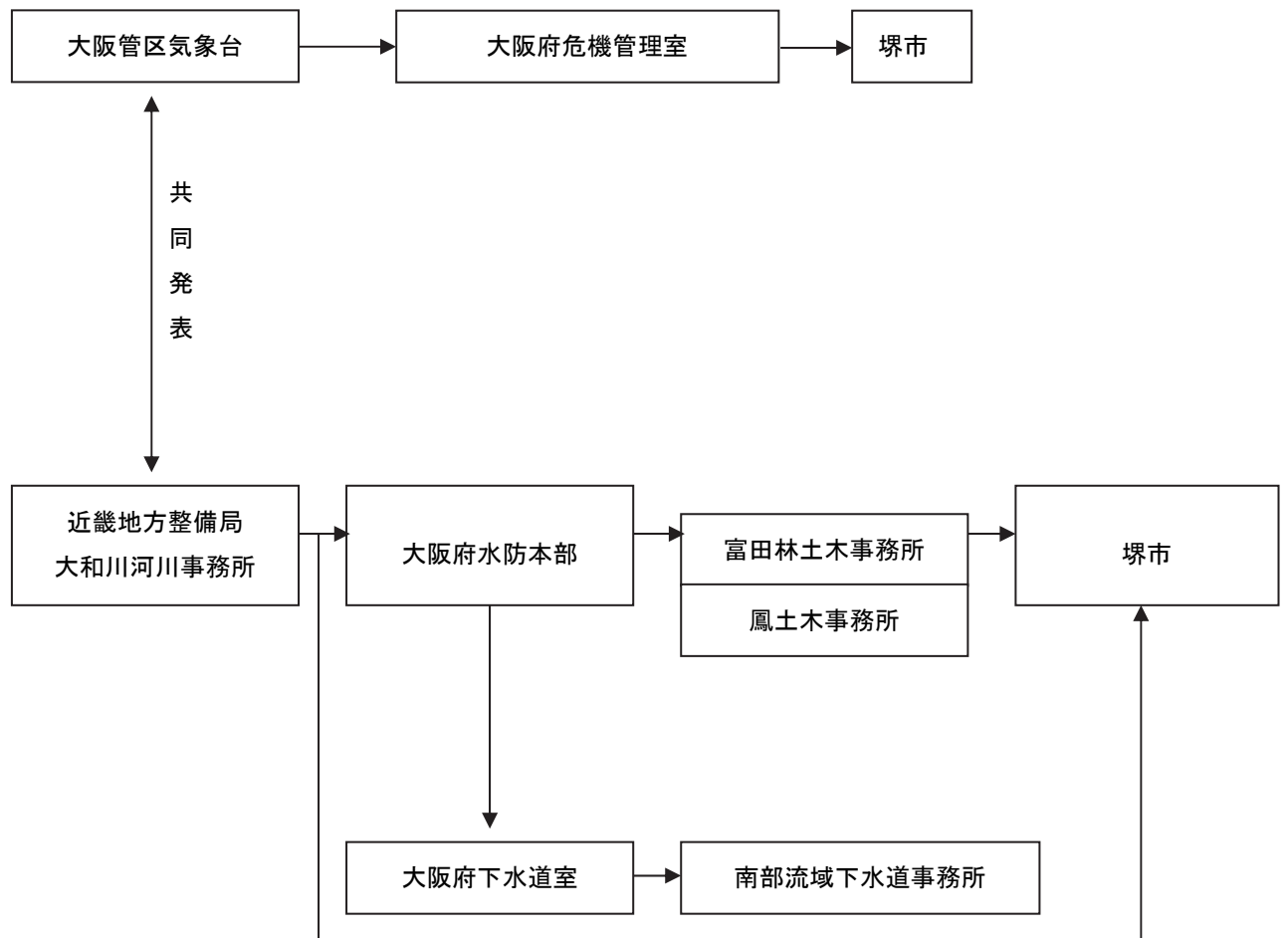
道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

【別図1-1】気象予警報等の関係機関への伝達経路



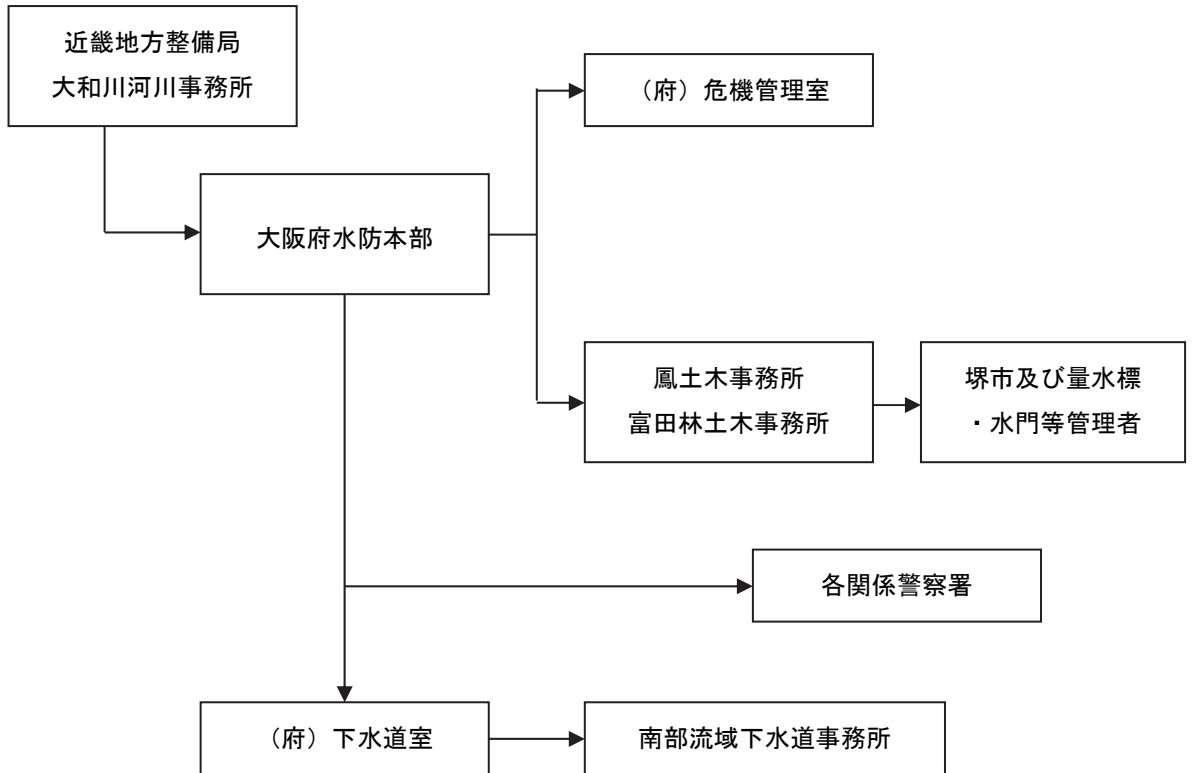
(注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、特別警報、警報のみ
 3 特別警報は市町村から住民等への周知の措置が義務付けられている。(気象業務法第15条の2)

【別図1-2】洪水予報等の関係機関への伝達経路

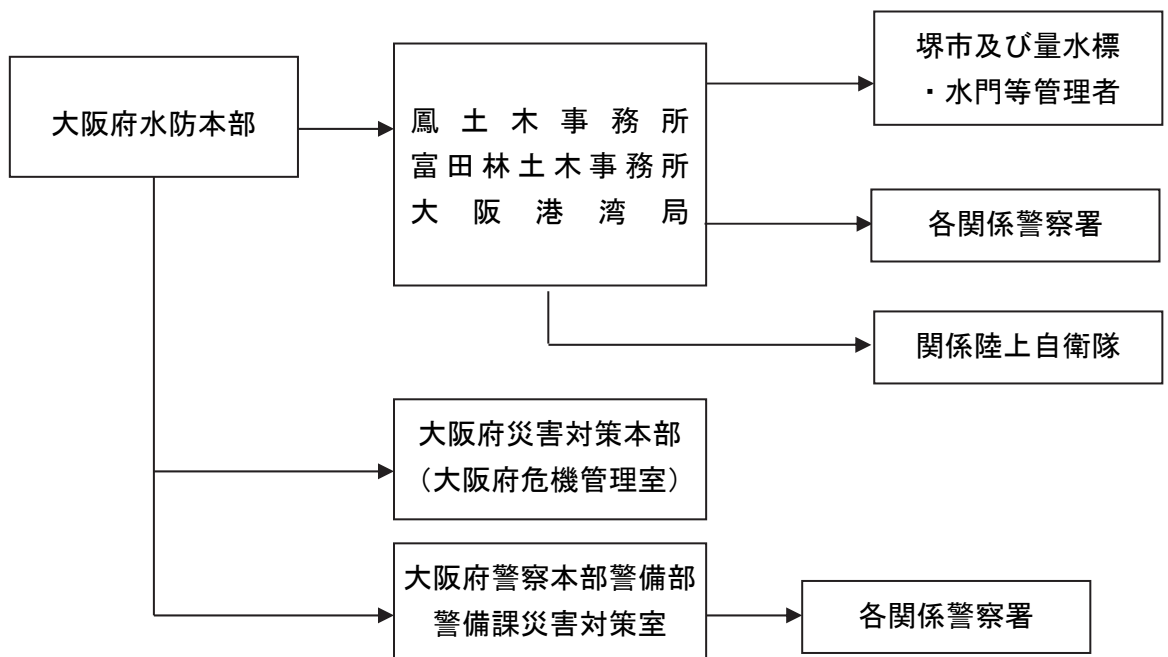


【別図1-3】水防警報等の関係機関への伝達経路

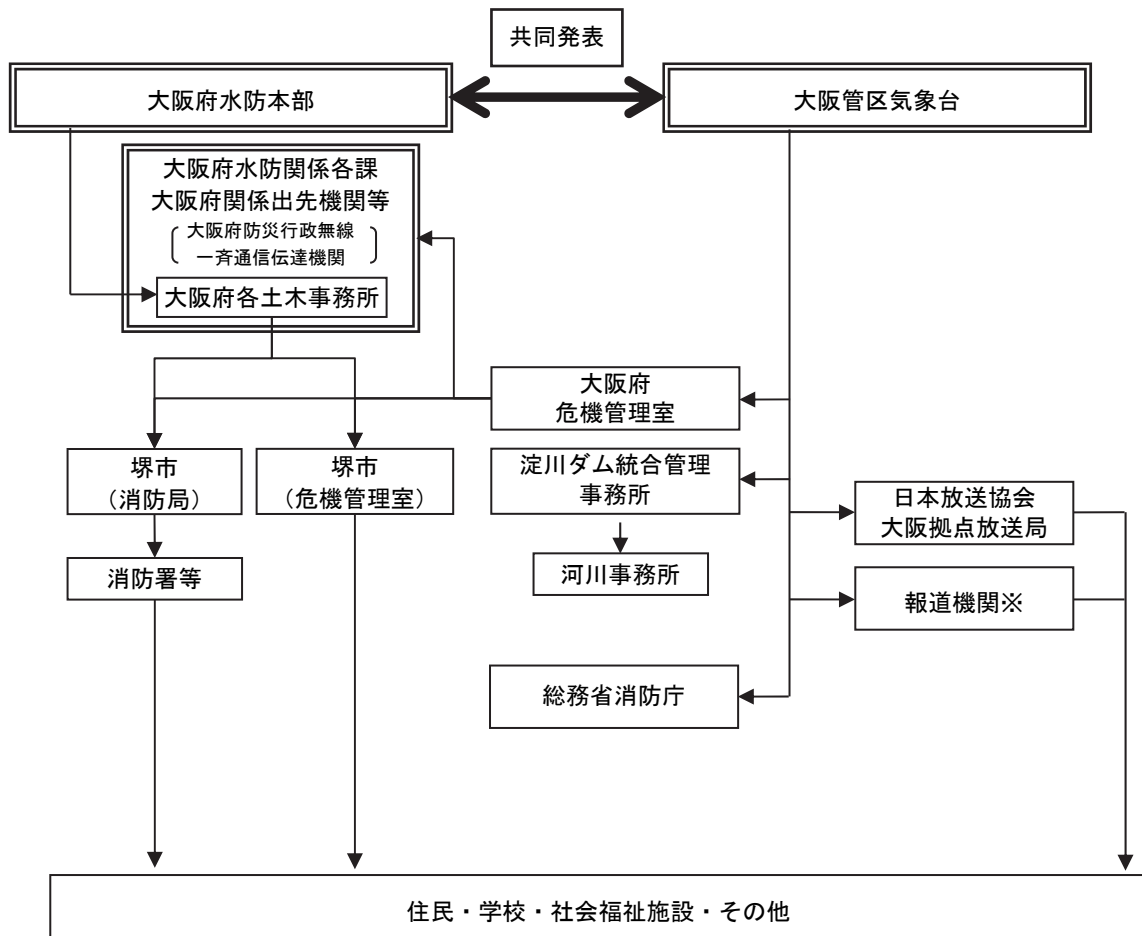
(1) 国土交通大臣が発表する水防警報



(2) 知事が発表する水防警報



【別図1-4】土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路



※東京キー局、気象業務支援センター等の他機関を介した伝達

第 2 節 組織動員

【第 2 節の施策体系】

| | | |
|---------------------|-------------------|-------|
| 第 2 節 組織動員 | 第 1 災害対策本部の組織体制 | P.350 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第 2 職員動員計画 | P.353 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第 3 職員の活動環境、安全確保等 | P.354 |
| | 主担当：総務局、区役所 | |
| 第 4 防災関係機関の組織動員配備体制 | P.355 | |
| 主担当：各防災関係機関 | | |

市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

第 1 災害対策本部の組織体制

【危機管理室】

市長は、次の設置基準に該当する場合には、災害対策本部を設置する。

1 設置基準

(1) 堺市災害対策本部

- ア 市域に特別警報（津波及び地震（地震動）を除く）が発表されたとき。
- イ 陸上での最大風速が秒速 30 メートル以上の台風が、市域に上陸又は最接近することが見込まれるとき。
- ウ 市域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を要する被害が発生したとき。
- エ その他大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき。
- オ その他市長が必要と認めたとき。

(2) 区災害対策本部

- ア 市災害対策本部が設置されたとき。
- イ その他区長が緊急を要すると判断したとき。
 なお、この場合、区本部長は、設置後速やかに本部長に報告を行う。

(3) 現地災害対策本部

- ア 災害の地域特性に応じた災害応急対策を、局地的又は重点的に実施する必要があるとき。
- イ その他本部長が必要と認めたとき。

(4) 危機管理センター

- ア 堺市に大雨、洪水又は暴風警報が発表されたとき。
- イ その他センター長が必要と認めたとき。

2 組織および運営

災害対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

なお、男女共同参画の視点による災害対応の強化を図るため、男女共同参画推進担当部局や男女共同参画センターの職員の随時参加を可能とする。

3 災害対策本部会議の開催

災害対策本部会議は、災害応急対策に関する重要事項の基本方針を決定するため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

なお、本部会議の内容は、必要な意思決定に時間を割き、単なる活動報告は書類等にとりまとめるなど最小限にとどめる。

4 閉鎖基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長（危機管理センターにおいては、センター長）が認めるとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したと本部長（危機管理センターにおいては、センター長）が認めるとき。
- (3) その他本部長（危機管理センターにおいては、センター長）が設置の必要がなくなったと認めるとき。

5 所掌事務

(1) 本部の所掌事務

- ア 市域における災害対策の総合調整に関すること。（なお、72時間は救命・救助活動に優先的に資源配分する調整を行う。）
- イ 自衛隊の派遣要請に関すること。
- ウ 避難の指示に関すること。
- エ 国、府、他自治体、その他の関係機関に対する応援の要請に関すること。
- オ 災害救助法の適用申請に関すること。
- カ 災害警戒区域を設定すること。
- キ 指定避難所の開設及び閉鎖並びに避難所対応職員の出勤に関すること。
- ク その他重要な災害対策事項を決定すること。

(2) 区対策本部の所掌事務

- ア 本部、各部及び関係機関等との連携に関すること。

- イ 区域における災害対策の総合調整に関すること。
 - ウ 建設局・建築都市局等と連携して実施する被害状況調査、及びその報告に関すること。
 - エ 災害応急対策の実施状況の把握、報告に関すること。
 - オ 区域における避難の指示に関すること。
 - カ 住民の避難誘導に関すること。
 - キ 区域における指定避難所の運営に関すること。
 - ク 広報、広聴（安否情報を含む。）に関すること。
 - ケ 安否情報の収集及び提供に関すること。
 - コ 備蓄物資等の給付に関すること。
 - サ 見舞金品及び生活必需品の給付に関すること。
 - シ 被災者生活再建支援金の受付及び支給に関すること。
 - ス 義援金品の受領、保管及び給付に関すること。
 - セ 応急仮設住宅の入居受付に関すること。
 - ソ り災証明(火災によるものを除く。)等の災害に関する諸証明に関すること。
 - タ 各種団体、ボランティア等との連携に関すること。
 - チ 被災者の生活相談に関すること。
 - ツ 被災者の災害援護資金の貸付けに関すること。
 - テ 避難行動要支援者に対する救援措置に関すること。
 - ト その他区における関係機関等と連携した救助の実施に関すること。
- (3) 現地災害対策本部の所掌事務
- ア 被害状況の把握に関すること。
 - イ 区の支援に関すること。
 - ウ 市の実施する災害応急対策の現地調整と推進に関すること。
 - エ 現地における関係機関との連絡に関すること。
 - オ その他必要な事項。
- (4) 危機管理センターの所掌事務
- ア 被害に係る情報の収集及び分析、職員の配置並びに応急対策に関すること。
 - イ 消防、警察、自衛隊等の防災関係機関との連絡調整に関すること。
 - ウ 市民への広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
 - エ 災害対策本部の設置に関すること。
 - オ その他災害に対する初動対応を迅速かつ適切に行うため必要な事項。

6 災害対策本部長の代理

本部長が事故等により指揮をとれないときは、副本部長がその代理を行う。その代理は、危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順とする。

7 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し公表する。

また、災害対策本部入口に「堺市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。

8 府災害対策本部地域連絡部との連絡

府民センター内に府災害対策本部地域連絡部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第2 職員動員計画

【危機管理室】

災害の規模により職員動員計画・配備体制を定める。

1 配備の基準

《風水害・土砂災害》

| 体制 | 条件 | 人員 |
|----------|---|--------------------------|
| 危機管理センター | 風水害 1号配備 堺市域に大雨（浸水害）警報が発表されたとき 情報収集及び災害警戒が必要なとき | 情報収集及び伝達に必要な人員を配備 |
| | 風水害 2号配備 堺市域に暴風警報が発表されたとき 堺市域に大雨（土砂災害）・洪水警報が発表されたとき | 軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備 |
| | 風水害 3号配備 避難所開設が見込まれるとき 災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき | 総合的応急対策活動に必要な人員を配備 |
| 災害対策本部 | 風水害対策配備 市域に特別警報が発表されたとき 陸上での最大風速が秒速 30 メートル以上の台風が市域に上陸又は最接近することが見込まれるとき 市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき | |

| | | | |
|--|------|---|--------|
| | | <p>その他大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき</p> <p>その他市長が必要と認めたとき</p> | |
| | 全員配備 | 市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき | ○市職員全員 |

2 避難所対応職員

避難所対応職員は、災害対策本部等から指示があった場合は、速やかに指定避難所を開設し、自主防災組織をはじめとする地元住民と協力し指定避難所運営を行う。

3 交替要員の確保

本部長は、災害対策活動が長期化すると予想される場合には、職員の健康管理に十分に留意し、交代要員の確保等を図るため、関係する部の長と協議のうえ、基本方針を示す。

各部等の長は、職務の状況を考慮のうえ、交代要員確保の基本方針に基づき、必要な措置を講じる。

4 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

第3 職員の活動環境、安全確保等

【総務局、区役所】

1 職員の活動環境

職員は、勤務時間内に地震等の災害が発生した場合、家族の安否確認等を行う方法をあらかじめ確保する。

2 職員の安全確保

本部長は、職員の安全確保に最善を期する。

災害対策に従事する職員の体力・判断力持続のため、健康管理・勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処する。

3 食料等の調達

市職員への食料等を、備蓄物資及び協定業者等から調達する。また、職員用の簡易トイレ、仮眠室、毛布等の確保も早期に行う。

4 勤務管理等

本部員（又は課長級）は、本部職員の出退庁時間等の確認を徹底する。

第4 防災関係機関の組織動員配備体制

【各防災関係機関】

災害の規模に応じ、災害対策本部を設置し、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

第3節 警戒活動

【第3節の施策体系】

| | | |
|-------------------|-------------------------|-------|
| 第3節 警戒活動 | 第1 気象観測情報の収集伝達 | P.356 |
| | 主担当：建設局、産業振興局、近畿地方整備局、府 | |
| | 第2 水防警報、洪水予報及び警戒活動等 | P.357 |
| | 主担当：建設局、産業振興局、近畿地方整備局、府 | |
| | 第3 水防活動 | P.358 |
| | 主担当：建設局、消防局 | |
| | 第4 土砂災害警戒活動 | P.359 |
| | 主担当：危機管理室、建設局 | |
| | 第5 異常現象発見時の通報 | P.360 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| 第6 ライフライン・交通等警戒活動 | P.361 | |
| 主担当：上下水道局、各関係事業者 | | |
| 第7 在港船舶避難活動 | P.362 | |
| 主担当：堺海上保安署、府警察 | | |
| 第8 物資等の事前状況確認 | P.363 | |
| 主担当：危機管理室 | | |

市及び防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

第1 気象観測情報の収集伝達

【建設局、産業振興局、近畿地方整備局、府】

市、府及び近畿地方整備局は、連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

1 雨量

- (1) 府土木事務所長等は、管轄雨量観測所の正確な情報の把握に努め、雨量の状況を公表するものとする。
- (2) 府水防本部長は、必要に応じて、大阪管区气象台及び大和川河川事務所へ連絡する。

2 河川・ため池水位

- (1) 水防管理者である本市は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、観測した水位を府土木事務所長等へ通報する。
- (2) ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、水防管理者へ水位状況を通報する。

- (3) 市域に設置された水位計により水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、市及び防災関係機関は相互に情報伝達をする。

3 潮位

- (1) 水防管理者である本市は、気象等の状況から高潮のおそれを察知したとき、又は気象予警報、高潮予警報を受けたときは、風向・風速、潮位・波高等を大阪港湾局長に通報する。
- (2) 大阪港湾局長は、潮位等の通報を受けたとき、又は高潮のおそれがあると判断したときは、防災関係機関に報告し、状況に応じて府の観測潮位を関係水防管理者に通報する。

4 情報交換の徹底

市、防災関係機関及び水防管理者は気象観測情報等の交換など、相互連絡に努める。

第2 水防警報、洪水予報及び警戒活動等

【建設局、産業振興局、近畿地方整備局、府】

国土交通大臣又は知事が指定する河川、海岸において、洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発表する。（水防法第16条第1項）

1 国土交通大臣が発表する水防警報

大和川、石川、曾我川、佐保川において、洪水又は高潮が生じるおそれがあると認められる場合は、大和川河川事務所長は、水防警報を行い、知事（水防本部長）に通知する。

府水防本部長は、直ちに関係水防管理者及び関係現地指導班長に通知する。

2 知事が発表する水防警報

知事が指定する河川及び海岸において、洪水又は高潮が生じるおそれがあると認められる場合は、府土木事務所長又は大阪港湾局長は、直ちに水防警報を発表し、関係水防管理者及び水防本部に通知する。

3 水防情報

大和川河川事務所長は、水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等の水防活動に必要な事項を、適宜府水防本部長に通知する。

府水防本部長は、府現地指導班長からの報告などにより、自ら掌握した情報もあわせて、関係水防管理者に通知する。

4 洪水予報

- (1) 国土交通大臣は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台長と共同して洪水予報を行い、知事及び市長に通知し報道機関の協力を求めて一般に周知する。
- (2) 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、市長及び水防管理者等に通知し報道機関に協力を求めて一般に周知する。
- (3) 府は、上記(1)により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

5 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表

国土交通大臣及び知事は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川〔水位周知河川〕について、避難判断水位（市町村長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市長の避難指示等の判断の目安となる水位）に到達したときは、水防管理者及び量水標管理者に通知する。また、市長に通知するし報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、府は水位周知海岸（府区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸）について、高潮氾濫危険水位（水防法第13条の3で規定される高潮特別警戒水位で、高潮による災害の発生を特に警戒する水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知する。また、市長に通知し報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

6 警戒活動

- (1) 市は大雨・洪水注意報が堺市域に発表されたときに、台風、大雨情報等を収集し、事前準備にかかる。また大阪管区気象台の説明会を受け、市民への気象情報提供と注意喚起を行う。
- (2) 市は大雨・洪水警報が堺市域に発表されたときに、情報収集及び伝達に必要な人員を配備し、気象情報及び河川ごとの水位の監視に努める。
- (3) 市は各河川ごとの河川管理者が提供する水位予測、洪水予測を分析し、市民への情報提供及び必要に応じて災害対策基本法にもとづく避難指示を行う。

7 関係機関への伝達経路

【別図1-3】の伝達経路による。

第3 水防活動

【建設局、消防局、産業振興局、府】

水防管理者である本市は、市域において洪水、雨水出水又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。また、津波の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

1 河川巡視及び水門の操作等

- (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始し所轄の現地指導班長（施設管理者）に報告する。
 - ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
 - イ 堤防からの溢水状況
 - ウ 樋門の水漏れ
 - エ 橋りょう等構造物の異常
 - オ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れなど
- (3) 水防に必要な資器材の点検整備を実施する。
- (4) 水門等の遅滞のない操作及び水門等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。

2 府水防本部

- (1) 水防配備のための招集体制を確立する。
- (2) 水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び技術的な援助を行う。
- (3) 府災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。

3 水門等の管理者、操作担当者等

- (1) 気象予警報を入手したときは、水位の変動を監視し、的確に水門等の開閉を行う。
- (2) 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

第4 土砂災害警戒活動

【危機管理室、建設局】

市は、豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。

1 警戒活動の判断基準

- (1) 土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所
警戒活動を取る基準は、次の雨量状況を基準とする。
 - ア 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
 - ① 第1次警戒体制
大雨警報（土砂災害）又は土砂災害警戒情報が堺市域に発表され、予

測雨量が土砂災害発生危険基準を超過することが見込まれ、降雨が継続する場合。

【警戒活動】

- ・土砂災害発生危険基準となる数値の監視を行う。
- ・市及び防災関係機関は、各危険箇所の前兆現象の把握に努める。
- ・市は、地元自主防災組織等の活動協力を要請する。
- ・市は、必要に応じて、災害対策基本法に基づく警戒区域の設定を行う。
- ・市は、高齢者等避難等の判断基準に従い、災害対策基本法に基づく高齢者等避難を発令する。

② 第2次警戒体制

市は、避難指示等の判断基準に従い、災害対策基本法に基づく避難指示を発令する。

イ 地すべり危険箇所、宅地造成工事規制区域

アを参考に警戒活動を開始する。

(2) 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、大阪府と大阪管区気象台が共同して発表する情報である。

なお、発表は、気象台の短時間降雨予測に基づき、府の土砂災害発生基準雨量及び気象台の土壌雨量指数が基準を超過することが見込まれる場合、該当市町村に発表される。

2 斜面判定制度の活用

市は、必要に応じて、NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

3 情報交換の徹底

市、府及び防災関係機関は、気象観測情報等の交換に努める。

第5 異常現象発見時の通報

【危機管理室】

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市、警察官、海上保安官等に通報する。

1 地震

堤防からの漏水、地割れ、わき水の出現、井戸水位の急激な変動、津波の前兆である海面の急激な変動など

2 水害（河川、海岸、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下など

3 土砂災害

- (1) 土石流
山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の水の濁り及び流木の混在など
- (2) 地すべり
地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出しなど
- (3) がけ崩れ
わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下など
- (4) 山地災害
わき水の量の変化（増加又は枯渇）、山の斜面を水が走るなど

第6 ライフライン・交通等警戒活動

【上下水道局、各関係事業者】

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

- (1) 上下水道局
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - イ 応急対策用資器材の確保
- (2) 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - イ 応急対策用資器材の確保
- (3) ガス（大阪ガス株式会社）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - イ 応急対策用資器材の点検、整備、確保
 - ウ ガス製造設備、主要供給路線、橋りょう架管、浸水の恐れのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検
- (4) 電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDDI 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社等）
 - ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
 - イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
 - ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
 - エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
 - オ 防災のために必要な工事用車両、資器材の準備

- カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- キ その他安全上必要な措置

2 放送事業者（日本放送協会、一般放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

- (1) 電源設備、給排水設備の整備、点検
- (2) 中継・連絡回線の確保
- (3) 放送設備・空中線の点検
- (4) 緊急放送の準備

3 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとり、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- (1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社）
 - ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
 - イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。
- (2) 道路施設（市、府、近畿地方整備局、大阪府道路公社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）
 - ア 定められた基準により、警察等と連携し、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
 - イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。
- (3) 港湾、漁港施設
 - ア 施設に被害が生じる恐れがある場合は、供用の一時停止等の措置を講ずる。
 - イ 適切な情報提供を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

第7 在港船舶避難活動

【堺海上保安署、府警察】

関係機関は、連携して、暴風、波浪等による船舶の座礁・遭難事故に備える。

1 堺海上保安署

在港中の船舶を河川又は港外の安全な場所に避難させ、船舶の安全を図り、船舶による港湾施設の損壊を未然に防止する。

- (1) 避難の要否、勧告の時期等は、大阪港海難防止対策委員会の具申等に基づき決定する。

(2) 避難勧告

電話・ファクシミリによる連絡、国際旗りゅう信号、無線通信、ラジオ放送、巡視船艇によるサイレンの吹鳴、避難勧告文書の交付などの方法で周知する。

(3) 避難要領

ア 小型船舶は、河川、運河等の安全な場所に避難させる。

イ 大型船舶は、港外へ避難させる。

ウ 水先人、ひき船等を必要とする船舶は、関係者が協議の上、沖出し順序を決定する。

(4) 緊急時の措置

事態が急迫し、関係機関と協議のいとまがないとき、又は市町長から要求のあったときは、状況を適切に判断して避難の指示を行う。

2 府警察

大阪港海難防止対策委員会その他関係機関と連携して、次の措置を行う。

(1) 船舶に対する避難の勧告、指示の伝達及び避難に伴う必要な誘導

(2) 河川防潮水門の閉鎖に伴う避難船舶の警戒

第8 物資等の事前状況確認

【危機管理室】

大規模な災害発生のおそれがある場合、府及び市は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行い、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点をややかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第4節 避難誘導

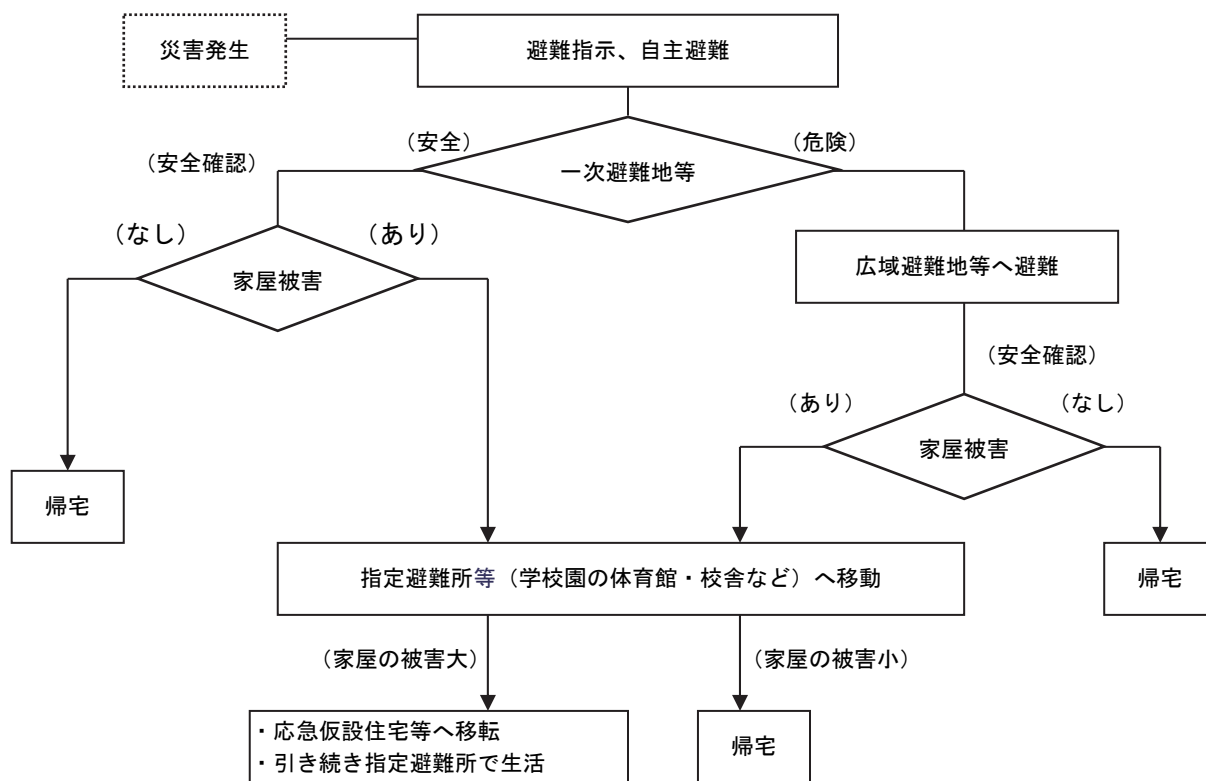
【第4節の施策体系】

| | | |
|----------|--------------------------|-------|
| 第4節 避難誘導 | 第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 | P.365 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 避難者の誘導 | P.370 |
| | 主担当：健康福祉局、教育委員会 | |
| | 第3 広域避難 | P.370 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第4 警戒区域の設定 | P.371 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第5 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営 | P.371 |
| | 主担当：健康福祉局、教育委員会、区役所 | |

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講じ、避難を必要とする住民を受け入れるため、指定避難所を開設する。

避難誘導の際は、市は危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にする。また、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努め、「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

【避難計画図】



第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

【危機管理室】

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示し、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令し、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

1 避難指示等により立退き避難が必要な住民等に求める行動

| 警戒レベル | 住民等がとるべき行動 | 行動を住民等に促す 情報 | 住民が自ら行動をとる際の判 断に参考となる情報 |
|------------|--|-----------------------------------|--|
| 警戒レベル 1 | 災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する 等、など、災害への心構えを高める。 | 早期注意情報（警報 級の可能性） （気象庁が発表） | |
| 警戒レベル 2 | 自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等 の災害リスク、指定緊急避難場所や避 難経路、避難のタイミング等を再確認 し、避難情報の把握手段を再確認・注 意するなど、避難に備え自らの避難行 動を確認する。 | 大雨注意報・洪水注 意報・高潮注意報 （気象庁が発表） | <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の 危険度分布）（注意） ・土砂災害に関するメッシュ 情報（注意） ・高潮注意報 |
| 警戒レベル 3 | 危険な場所から高齢者等*は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退 き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する 在宅又は施設利用者的高齢者及び障 がいのある人等、及びその人の避難を 支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤 等の外出を控えるなど普段の行動を 見合わせ始めたり、避難の準備をし たり、自主的に避難するタイミングで ある。例えば、地域の状況に応じ、早 めの避難が望ましい場所の居住者等 は、このタイミングで自主的に避難 することが望ましい。 | 高齢者等避難 （市町村が発令） | <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の 危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ 情報（警戒） ・高潮警報に切り替える可能 性に言及する高潮注意報 |
| 警戒レベル 4 | 危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難 又は屋内安全確保）する。 | 避難指示 （市町村が発令） | <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の 危険度分布）（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ 情報（非常に危険） ・高潮警報 ・高潮特別警報 |

| | | | |
|------------|---|--------------------|---|
| 警戒レベル 5 | 命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 | 緊急安全確保 (市町村が発令) | ・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害)) ※1 ・(大雨特別警報(土砂災害)) ※1 ・高潮氾濫発生情報 |
|------------|---|--------------------|---|

注1 津波は突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長の避難指示の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。なお、津波においては基本的には「避難指示」のみ発令する。

注2 市町村は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意し、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注3 市町村が発令する避難指示等は、市町村が総合的に判断して発令することから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注5 緊急安全確保は、令和3年災対法改正により、警戒レベル5の災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※1の大雨特別警報(浸水害)及び大雨特別警報(土砂災害)は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

2 避難情報実施者

(1) 緊急安全確保、避難指示

ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示する。

これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、

必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

(災害対策基本法第 60 条)

イ 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条)

ウ 警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。(災害対策基本法第 61 条)

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。(自衛隊法第 94 条)

オ 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(水防法第 29 条)

カ 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

キ 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

| 実施者 | 措置 | 災害の種類 | 要件 | 根拠法令 |
|--------|----|-------|---|-----------|
| 市長 | 指示 | 災害全般 | 住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合 | 法第 60 条 |
| 府知事 | 指示 | 災害全般 | 市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長の実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって行う。 | 法第 60 条 |
| 府知事又はそ | 指示 | 洪水 | 洪水又は高潮の氾濫により著 | 水防法第 29 条 |

| | | | | |
|--------------|----|-------------|--|--------------|
| の命を受けた 職員 | | 高潮の氾濫 | しい危険が切迫していると認められるとき | |
| | | 地すべり | 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき | 地すべり等防止法第25条 |
| 警察官 海上保安官 | 指示 | 災害全般 | 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき | 法第61条 |
| | | | 人命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災等危険な事態がある場合 | 警察官職務執行法第4条 |
| 自衛官 | 指示 | 災害全般 | 災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場に行かない場合 | 自衛隊法第94条 |
| 水防管理者 | 指示 | 洪水 高潮の氾濫 | 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき | 水防法第29条 |

※市長が、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求める。

※市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

(2) 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する（「高齢者等」については、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者をいう）。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

3 住民への周知

市長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先及び避難理由等を示し、防災行政無線（同報系）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図り、周知にあたっては、要配慮者に配慮したものとする。

また、府及び市、事業者は、避難者のニーズを十分把握するため相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

4 避難路の確保

市、府、府警察及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第2 避難者の誘導

【健康福祉局、教育委員会】

1 市

避難誘導に当たっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得て、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行う。また、府が示す指針に基づき市が作成するマニュアルに則して避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

2 学校園、病院等の施設管理者

学校園、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

第3 広域避難

【危機管理室】

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。府が事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第4 警戒区域の設定

【危機管理室】

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 警戒区域の設定

| 発令者 | 「警戒区域」を設定する要件 | 根拠法令 |
|---------------------------------|---|--|
| 市長 | 住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認められるとき。 | 災害対策基本法第63条 |
| 警察官 海上保安官 | 市長から要求があったとき。 市長（権限の委任を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき。 | 災害対策基本法第63条 |
| 大阪府知事 | 市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。 | 災害対策基本法第73条 |
| 消防吏員 消防団員 (水防上緊急の必要がある場合) | 火災等の現場において警戒区域を設定する必要があるとき。 | 消防法第23条の2 消防法第28条 消防法第36条 水防法第21条 |
| 自衛官 | 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合。 | 災害対策基本法第63条 |

2 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講じ、府警察の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

第5 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営

【健康福祉局、教育委員会、区役所】

災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。

しかし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、市の施設や国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

- 1 市長は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、避難場所、指定緊急避難場所又は指定避難所を指定し、周知する。
- 2 指定緊急避難場所または指定避難所を開設した場合は、指定避難所を管理するための避難所対応職員等を速やかに派遣し、指定避難所等の管理運営マニュアルに基づき指定緊急避難場所または指定避難所の開設を行う。

ただし、建築物・設備の損傷状況を把握する調査を実施した結果、指定避難所の

使用が危険だと判断される場合、又は、判断が困難な場合には区本部長に対応を要請する。

- 3 避難所対応職員は、区災害対策本部又は現地災害対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携して指定避難所の円滑な運営に努める。

運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア及び男女のニーズの違いや性的少数者の方等避難者の多様性に十分に配慮する。

第2章 災害発生後の活動

【第2章の構成】

| 第2章 災害発生後の活動 | | |
|--------------|-----------------|--------|
| 第1節 | 災害情報の収集伝達 | P. 375 |
| 第2節 | 災害広報 | P. 382 |
| 第3節 | 広域応援等の要請・受入れ | P. 388 |
| 第4節 | 災害緊急事態 | P. 394 |
| 第5節 | 自衛隊の災害派遣 | P. 395 |
| 第6節 | 消火・救助・救急活動 | P. 399 |
| 第7節 | 医療救護活動 | P. 404 |
| 第8節 | 交通規制・緊急輸送活動 | P. 410 |
| 第9節 | 公共土木施設・建築物等応急対策 | P. 415 |
| 第10節 | ライフライン・放送の確保 | P. 417 |
| 第11節 | 交通の安全確保 | P. 421 |
| 第12節 | 農水産関係応急対策 | P. 423 |
| 第13節 | 災害救助法の適用 | P. 425 |
| 第14節 | 指定避難所の開設・運営 | P. 428 |
| 第15節 | 緊急物資の供給 | P. 434 |
| 第16節 | 保健衛生活動 | P. 438 |

| | | |
|------|------------|--------|
| 第17節 | 避難行動要支援者支援 | P. 442 |
| 第18節 | 社会秩序の維持 | P. 444 |
| 第19節 | 住宅の応急確保 | P. 446 |
| 第20節 | 応急教育等 | P. 449 |
| 第21節 | 廃棄物の処理 | P. 453 |
| 第22節 | 遺体対策 | P. 457 |
| 第23節 | 自発的支援の受入れ | P. 459 |

第1節 災害情報の収集伝達

【第1節の施策体系】

| | | |
|----------------------|------------------------|-------|
| 第1節 災害情報の 収集伝達 | 第1 情報収集伝達経路 | P.375 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 被害情報の収集・報告 | P.377 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第3 通信手段の確保 | P.381 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第4 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供 | P.381 |
| | 主担当：危機管理室 | |

市及び防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行うものとする。

また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達経路

【危機管理室】

市及び防災関係機関は、災害発生時の情報収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次のとおり定める。

1 情報連絡体制

災害発生時の情報連絡体制を、最優先で確立させるため、市及び防災関係機関は、通信連絡体制を統轄し、通信連絡網を確保する。また、市防災行政無線等については必要に応じて無線通信を統制する。

災害時においては、災害対策本部と区災害対策本部、各部出先機関及び防災関係機関との情報連絡はあらゆる通信手段を活用する。

(1) 有線通信

ア 電話の利用及び災害時優先電話の確保

通常の電話回線のほか、災害時優先電話の回線を一定数確保し、輻輳等による混乱を緩和する。

イ FAXの利用

災害対策本部、区災害対策本部、各部出先機関及び防災関係機関の情報伝達、報告等の通信連絡については、FAXによる。

ウ インターネット

インターネットを利用して、効率的な情報収集、共有、伝達を図る。

(2) 無線通信

災害時の連絡手段として、有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合の通信連絡には、次の無線網を有効に活用して、情報連絡を円滑に行う。

ア 堺市防災行政無線（同報系）

区役所、市出先施設、避難場所、自治会の代表者宅等及び屋外子局への一斉通信

イ 堺市防災行政無線（移動系）

市、区役所、避難場所、防災関係各部及び車両との相互通信

ウ MCA 無線

市上下水道局及び車両との相互通信

エ 堺市防災行政無線（相互系）

市、防災関係機関及び近隣市町との相互通信

オ 消防救急無線

カ 大阪府防災行政無線

府、府出先機関、府内市町村及び防災関係機関との相互通信

(3) その他

ア 大阪府防災情報システム

府域にかかる気象情報、雨量・水位情報収集のほか、市から府への被害報告を迅速かつ的確に行う。情報収集、配信は大阪府防災行政無線の回線を使用する。

イ 堺市防災テレメータシステム

市内の雨量、主要河川等の水位情報を収集している防災テレメータシステムのほか、将来的には被害情報、救援情報などの災害対策支援情報の収集配信ができる統合情報システムを構築する。

ウ テレビ会議システム

堺市災害対策本部会議室、危機管理センター、区災害対策本部、消防本部と上下水道局本庁舎間の、また、上下水道局本庁舎と出先機関さらに、消防本部、救急ワークステーション、消防署間の迅速な情報共有等を目的に、遠隔地間において映像及び音声を送受信することができるテレビ会議システムを整備する。

2 指定電話、連絡責任者の指定

(1) 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限し、円滑な通信連絡を確保する。

(2) 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄する。

3 本部連絡員の派遣

(1) 市の各部

市の各対策部は、市災害対策本部と各部又は区災害対策本部との連絡を強化するため、本部連絡員を本部に派遣する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、市災害対策本部との連絡調整のため、必要に応じ本部連絡員を市災害対策本部に派遣する。なお、その際は可能な限り連絡用無線機等を持参して所属機関との連絡にあたる。

第2 被害情報の収集・報告

【危機管理室】

1 府による災害情報の収集伝達

市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集し、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行う。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

(1) 災害の発生場所、区域等

(2) 住民の生命財産の安否の状況及び住民の避難の状況

(3) 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ

(4) 建物、道路、鉄軌道、空港、河川、砂防、港湾、農地、ため池、山林等の被害の状況

(5) 上水道・工業用水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況

(6) 消防、水防等の応急措置の状況

(7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量

(8) 衛生環境、疾病発生の状況及びその救護措置の要否

(9) 孤立集落におけるライフラインの途絶・復旧状況、備蓄状況、要配慮者の有無

(10)その他

2 府による国への報告

(1) 災害対策基本法第53条第2項に基づき、内閣総理大臣に報告する災害は、次のとおりである。

- ア 府災害対策本部を設置した災害
- イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
- ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

(2) 被害状況等の報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）による報告と一体的に消防庁へ行う。

(3) 応急措置が完了した後、20日以内に災害確定報告を行う。

3 初動期の情報収集

(1) 情報収集内容

災害発生直後における被害概況を正確に把握し、要員や資材等の確保、応援の要請等を迅速に判断するため、災害対策本部は、次の情報収集活動を実施する。

この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概況を大まかにつかむことに留意する。

- ア 人的被害
- イ 物的被害
- ウ 機能的被害
- エ その他災害対策上必要な事項

(2) 情報収集に基づく判断

本部長は、得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を決定する。また、勤務時間外等のため本部会議を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。

なお、前記について、緊急を要すると認められる場合には、各部において実施し、事後速やかに本部長に報告する。

4 被害情報の収集・報告

初動期の情報収集活動に並行して、二次災害防止、災害救助法の適用の可否等を早急に判断するため、人的被害状況及び土砂災害等の発生状況等のより詳しい被害情報の収集を実施する。

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。なお、府への報告は、原則

として大阪府防災情報システムにより直後、速報、中間、確定報告を行うが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びFAX等の手段による。

なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、府に対して行う。但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しFAX等により報告するものとする。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。

特に、行方不明者の情報については、捜索・救助体制の検討等に必要であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、府警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、被害状況等の情報収集は、市及び各防災関係機関において定められた所管業務に基づき連携して収集にあたる。

情報の収集及び伝達にあたっては、地理空間情報の活用に努める。

| 調査実施者 | | 収集すべき被害状況等の内容 | |
|-------|--------------------------------------|--|--|
| 市 | 災害対策本部 (区対策本部、現 地対策本部を含 む。) | 1 人的被害 | <ul style="list-style-type: none"> ・死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 ・被災者の状況、要救援救護情報、住民の動向、避難の必要の有無及びその状況 ・指定避難所の状況 |
| | | 2 物的被害 | <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等所管施設及び設備の損壊状況 ・建物（住家、非住家）の損壊状況 ・がけ崩れ及びがけ崩れの恐れの状態 |
| | | 3 機能的被害 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路及び橋りょう等の被害状況 ・ライフラインの状況 ・各医療機関等の被害状況 |
| | | 4 その他災害対策上必要な事項 | |
| | 各施設の管理者 | 1 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 2 その他所管する施設の人的・物的・機能的被害 | |
| | 職務上の関連部課 | 1 農業施設、商業施設・市場・工場、危険物取扱施設等の物的被害 2 その他所管する施設の人的・物的・機能的被害 | |
| | 消防局 | 1 火災発生状況及び火災による物的被害及び延焼の状況 2 危険物取扱施設の物的被害 3 要救援救護情報及び救急医療活動情報 4 避難道路及び橋りょうの被災状況 5 避難の必要の有無及びその状況 6 その他消防活動上必要ある事項 | |
| | 各警察署 | 1 被害の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関等） 2 避難者の状況 3 交通規制及び緊急交通路確保の要否 4 ライフラインの状況 5 各種犯罪の発生状況 6 その他災害警備活動上必要な事項 | |
| | その他の防災機関及び 協定団体 | 1 市域内の所管施設に関する被害状況並びに応急措置の概要 2 その他活動上必要ある事項 | |

第3 通信手段の確保

【危機管理室】

1 市

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行い、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話を活用し、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用もしくは徒歩）等検討のうえ、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

なお、府及び市は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

2 電機通信事業者

電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

3 西日本電信電話株式会社（大阪支店）

西日本電信電話株式会社（大阪支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

第4 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供

【危機管理室】

1 住民の安否確認・情報提供

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集・伝達や市民への支援・サービス情報を確実に伝達する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市及び府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第2節 災害広報

【第2節の施策体系】

| | | |
|----------|--------------------------|-------|
| 第2節 災害広報 | 第1 災害広報 | P.382 |
| | 主担当：市長公室、文化観光局、区役所、各関係機関 | |
| | 第2 広聴活動 | P.386 |
| | 主担当：市長公室、区役所 | |

市、府及び防災関係機関は、相互に協議調整し、住民をはじめ、通勤・通学者、帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々なツールを活用し提供する。

第1 災害広報

【市長公室、文化観光局、区役所、各関係機関】

市及び防災関係機関は、相互に連携し、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報情報の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

1 市

(1) 台風接近時の広報

- ア 台風についての情報（進路予想図、予報円 等）や気象の状況
- イ 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- ウ 鉄道等の交通機関の運行情報 等

(2) 風水害発生直後の広報

- ア 避難の指示
- イ 気象等の状況
- ウ 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ
- エ 二次災害の危険性
- オ パニック防止及びデマ情報への注意の呼びかけ
- カ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- キ 市内の被害状況（延焼火災、建物破壊、道路破損等）の概要
- ク 市の活動体制及び応急対策始動状況
 - ① 本部等の設置
 - ② 避難場所及び救護所の設置
 - ③ その他必要な事項

(3) 応急活動実施段階の広報

- ア 災害状況に関する情報

- イ 被害情報及び応急対策実施状況
 - ① 被災地の状況
 - ② 避難場所及び救護所の開設状況
 - ③ 応急給水、応急給食等の実施状況
 - ④ その他必要な事項
- ウ 生活関連情報
 - ① 電気、ガス、上水道及び下水道の復旧状況
 - ② スーパーマーケット、ガソリンスタンド等、食料品及び生活必需品の供給状況
- エ 通信施設の復旧状況
- オ 道路交通状況
- カ 医療機関の活動状況
- キ 交通機関の復旧及び運行状況
- ク 市役所業務の再開等に関する情報
- ケ その他必要な事項

2 消防局

災害状況に応じて、消防車両等による二次災害の発生防止並びに災害現場においては災害状況及び消防隊の活動状況について広報する。

3 府

府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

(1) 発信の目安

ア 台風

気象台の予測で、台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速30m/s以上が見込まれる場合

イ 大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模以上の高潮が見込まれる場合

ウ その他自然災害等

その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

(2) 発信の内容

ア 台風

- ① 自分の身の安全確保
- ② 出勤・通学の抑制

③ 市町村長の発令する避難情報への注意

4 警察署

警察署は、市災害対策本部その他防災関係機関と協力し、次の事項について広報活動を行う。

- ア 災害の状況及びその見通し。
- イ 避難及び救出・救助活動に関する事。
- ウ 各種犯罪の予防・取締りに関する事。
- エ 交通規制に関する事。
- オ その他警察措置に関する事。

5 西日本電信電話株式会社

災害のため通信が途絶したとき又は利用制限を行ったときは、利用者に対して次の事項について広報活動を行う。

- ア 通信途絶又は利用制限の理由及び内容
- イ 災害復旧に対するの措置及び復旧見込み時期
- ウ 通信利用者に協力を要請する事項
- エ その他の事項

6 関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社

感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し次の事項について広報活動を行う。

(1) 安全及び危険防止

- ア 無断昇柱及び無断工事をしないこと。
- イ 断線、電柱の倒壊折損等には接触を避けること。
- ウ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。
- エ 使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
- オ その他事故防止のため留意すべき事項

(2) 被害状況

- ア 停電区域
- イ 停電事故復旧状況
- ウ 停電事故復旧見込み

7 大阪ガス株式会社

住民の不安解消を図り、二次災害を防止するため、次の事項について広報活動を行う。

(1) 災害発生時（供給を継続している場合）

- ア ガス栓を全部閉めること。

- イ ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること。
 - ウ ガスのにおいがする場合、火気使用は厳禁であること。
- (2) 災害発生時（供給停止をした場合）
- ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているのでメーターガス栓を閉め、大阪ガスから連絡があるまで待つこと。
 - イ ガスの供給が再開される時には、あらかじめ大阪ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。
- (3) ガス供給を再開する場合
- ア あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日はできるだけ在宅すること。
 - イ 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。
 - ウ ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用をやめ、最寄りの大阪ガスに連絡すること。

8 広報活動の実施

災害広報活動は、人心の安定及びパニック等の防止を目的として、災害発生後できる限り速やかに開始し、以降、応急対策及び復旧対策の進展に応じた確かな情報の提供を行う。

また、広報情報の不統一を避けるため、市民に対して実施する災害時の広報活動については、市災害対策本部において調整のうえ実施する。

(1) 市民に対する広報

ア 防災行政無線（同報系）の利用

市災害対策本部は、防災行政無線（同報系）から市内各所に設置した屋外スピーカーを通じて必要な情報を伝達する。

イ 広報車の利用

広報車による広報活動は、市災害対策本部、区災害対策本部又は防災関係機関が行い、必要に応じて他の部の車両も動員して必要な地域へ出動させ、広報活動を実施する。

ウ 口頭等での伝達

広報車の活動が不可能な地域、又は特に必要と認められる地域に対しては、市災害対策本部又は区災害対策本部から職員を派遣し、広報活動を実施する。

また、必要な場合は市（消防局）、併せて警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

エ 市庁舎、区役所、避難場所等での配付、掲示

災害対策広報又はチラシ等を作成し、可能な限り、市庁舎、区役所、避難場所等で印刷物を配布又は掲示する。

オ インターネット等による広報

市及び防災関係機関が保有するホームページ等を活用するほか、防災ポ

タルサイト（おおさか防災ネット）による情報提供、防災情報メールや携帯電話事業者が提供する緊急速報メールの配信など広く住民等へ災害関連情報を提供する。

カ 要配慮者に配慮した広報

点字やFAX、携帯電話へのメール等多様な手段の活用により、障害特性に配慮した広報を行う。

(2) 報道機関に対する情報の発表

ア 災害の状況、被災者に対する生活情報及び応急活動の実施状況等を必要に応じ、報道機関に発表する。報道機関に対する情報提供は、情報内容の一元化を図るため統轄して行う。

なお、情報等の提供・発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。また、定期的な発表を行う。

イ 緊急放送について

避難の指示等で緊急を要する場合で、放送を利用する必要があるときは、災害対策基本法第57条に基づき放送を依頼する。

ウ 要配慮者への配慮について

ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送・外国語放送の活用等要配慮者に配慮した広報を行う。

(3) 広報資料等の収集

ア 各部からの報告のほか、必要に応じ災害現場における取材を行う。

イ 必要に応じて、災害現場に職員を派遣し、被害状況等の災害写真を撮影する。

ウ 他の機関の資料や情報の収集に努める。

第2 広聴活動

【市長公室、区役所】

大規模な災害が発生し、甚大な被害が発生した場合、人心の動揺、混乱や情報不足、誤報などによる社会不安を防止するため、被災者の生活相談や要望事項等を把握する。また、住民からの各種問合せに速やかに対応できるよう専用電話及び専用FAXを備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を行い、応急対策及び復旧対策に市民の要望等を反映させる。

1 相談窓口の開設

災害の状況により本部長が必要と認めたときは、被災者のための相談窓口を市災害対策本部又は区災害対策本部に開設し、相談、問合せ、受付等の業務を行う。

2 相談窓口の推進体制

(1) 相談窓口では、当該災害についての電話や市民対応全般について実施するも

のとし、必要に応じ、各部から派遣するほか、防災関係機関の協力を得るものとする。

(2) 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等を通じ市民へ周知する。

3 広聴内容の処理

相談窓口等で聴取した内容については、速やかに関係部又は関係機関へ連絡する。

第3節 広域応援等の要請・受入れ

【第3節の施策体系】

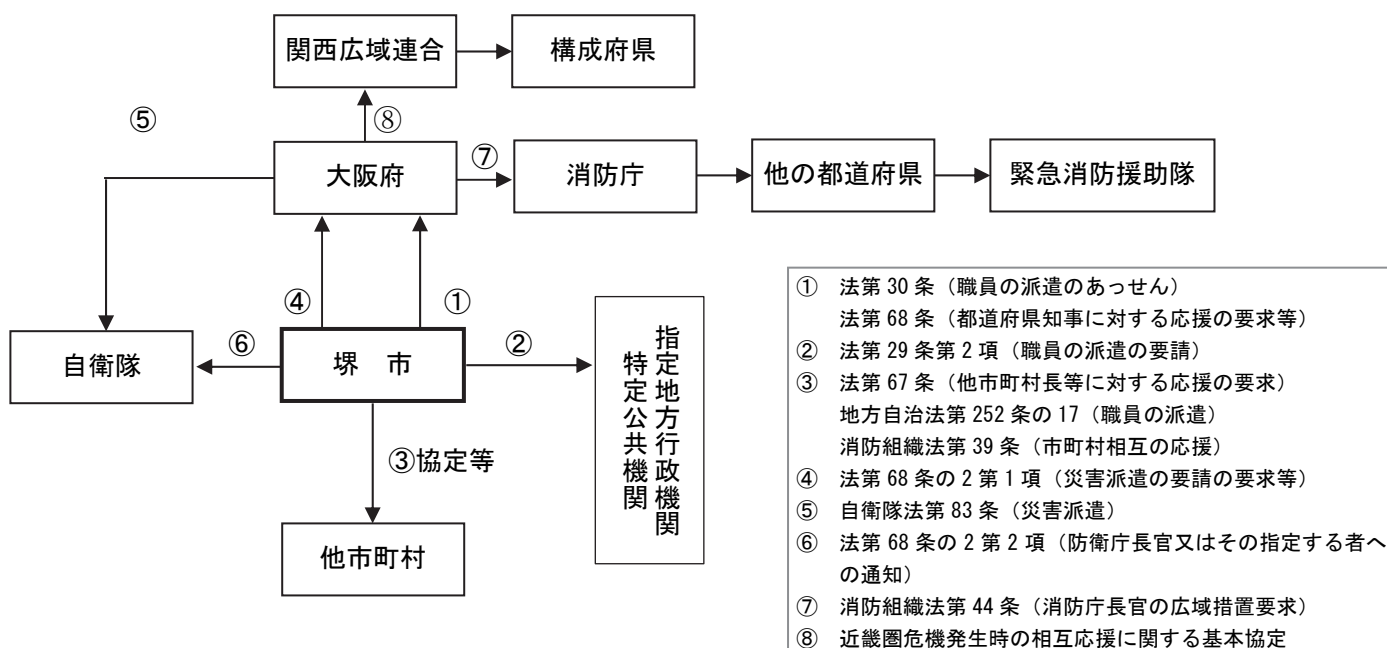
| | | |
|-------------------------|---------------------|-------|
| 第3節 広域応援等の 要請・受入れ | 第1 大阪府知事等に対する要求等 | P.389 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 広域応援等の受入れ | P.392 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第3 応急対策職員派遣制度に基づく支援 | P.392 |
| 主担当：危機管理室 | | |
| 第4 関係機関の連絡調整 | P.392 | |
| 主担当：危機管理室 | | |

市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、府、災害相互応援協定市、他市町村、自衛隊、その他防災関係機関等に対して応援を要請し、市民の生命、身体又は財産を保護するため万全の措置をとるものとする。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努め、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握し、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

【応援体系図】



第1 大阪府知事等に対する要求等

【危機管理室】

1 大阪府知事に対する応援の要求等

市長は、市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合には、迅速に関係機関に応援を要求し、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

- (1) 知事に対する応援の要求又は実施の要請
- (2) 他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要求
- (3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の依頼
- (4) 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあっせん要請

なお、要求を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市長等の指揮の下に行動する。

また、市長は、府知事に対して応援を求め又は応急処置の実施を要請するときは、次の項目を明確にして府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援（又は応急処置の実施）を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (6) その他必要な事項

| 連絡先 | 府防災行政無線 | 電話 |
|----------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 大阪府危機管理室 | (88-) 220-8921 FAX (88-) 220-8821 | 06-6944-6021 FAX 06-6944-6654 |

(88-) は、市役所本庁舎内の電話（FAX）から通信する場合の特番

2 知事の指示等

知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、または他の市町村長を応援するよう指示する。

また、知事は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応

急対策の実施を求め、または他の市町村長を応援することを求める。

なお、知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

3 知事による応急措置の代行

知事は、府域に係る災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

4 (大阪府知事に対する) 緊急消防援助隊の要請

市長は、府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を依頼するときは、府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

5 関西広域連合への応援要請

(1) 要請の方法

市長は、府知事を通じて「関西広域応援・受援実施要綱」等の定めに基づき、関西広域連合広域防災局（兵庫県）に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。

ただし、そのいとまがない場合、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

(2) 応援の内容

知事は、被災者の生活状況や支援ニーズの変化に対応したきめ細やかな支援を行えるよう、関西広域連合（関西広域連合がカウンターパート方式による応援方式を決定した場合は、府の応援を担当する幹事府県。以下この節において同じ。）に対し、次のような内容の支援を要請する。

ア 食料、飲料水及び生活必需物資などの救援物資の提供

イ 発災直後の緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣、情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣

ウ 広域避難の調整及び避難者、傷病者の受入れ、ドクターヘリの運航

エ 行政機能が大幅に低下した被災市町村に現地連絡所を設置し、通常の行政業務も含めた直接支援

オ ボランティア活動の促進

- カ 帰宅困難者への支援
 - キ 災害廃棄物（災害廃棄物等）処理の推進
 - ク その他特に必要な事項
- (3) 受援体制の確立

府は、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

6 協定等に基づく要請

災害時における自治体間の相互応援協定等により、応援又は協力を要請する場合は、それぞれの協定等に定める手続きにより行う。

- (1) 21 大都市災害時相互応援に関する協定
- (2) 泉州地域災害時相互応援協定（泉州地域 9 市 4 町）
- (3) 災害時相互応援協定（南河内地域 6 市 2 町 1 村）
- (4) 堺市と四日市市との間の災害時相互応援に関する協定
- (5) 瀬戸内・海の道ネットワーク災害時相互応援に関する協定
- (6) 消防相互応援協定

7 他の市町村等に対する要請

市長は、他の市町村長に対して応援を求めるときは、次の事項を明確にして電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を希望する期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を希望する場所
- (5) 応援を希望する活動内容
- (6) その他必要な事項

8 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請

市長は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請するときは、次の事項を明確にして電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、府知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣について、あっ旋を要請するときは、府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 派遣を要請する事由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間

- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その必要事項

第2 広域応援等の受入れ

【危機管理室】

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、応援部隊（団体・個人）の内容、到着予定時刻、場所、活動日程等を確認し、災害対策本部は救援対策部と協議、調整のうえ応援活動が効率的に行える拠点へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

応援部隊（団体・個人）との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 資器材、宿泊施設等の確保

広域応援部隊の作業に必要な資器材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。また、宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、民間宿泊施設等の随時借上げによって確保する。

4 災害時用臨時ヘリポート

ヘリコプターを使用する応援活動を要請したときは、災害時用臨時ヘリポートの準備に万全を期す。

第3 応急対策職員派遣制度に基づく支援

【危機管理室】

総務省は、府及び市等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、府及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第4 関係機関の連絡調整

【危機管理室】

内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県

関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。

府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

第4節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、府をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第5節 自衛隊の災害派遣

【第5節の施策体系】

| | | |
|-----------------|----------------|-------|
| 第5節 自衛隊の災害派遣 | 第1 派遣要請 | P.395 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 自衛隊の自発的出動基準 | P.396 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第3 派遣部隊の受入れ | P.396 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第4 派遣部隊の活動 | P.397 |
| 主担当：自衛隊 | | |
| 第5 撤収要請 | P.398 | |
| 主担当：危機管理室 | | |

市は、自衛隊と災害又は事故の規模や被害情報等について緊密に連絡を図り、市域における被害が甚大であり応急対策を実施するため自衛隊の救援が必要と判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊災害派遣要請を要求する。

第1 派遣要請

【危機管理室】

- 1 市長及び防災関係機関の長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにし、府防災行政無線又は電話等により要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。
 - (1) 災害の状況及び派遣を要求する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項
- 2 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合はその旨を速やかに知事に通知する。

| 区分 | | 通信手段の別 | 電話等 |
|-----------|------------------------------|-----------|--------------------------------------|
| 陸 上 | 第3師団 第37普通科連隊 (信太山駐屯地) | NTT | 0725-41-0090 内線:236~239、内線FAX:421 |
| | | 大阪府防災行政無線 | 825-0、FAX:825-5 (内線からは88-825) |
| | | 堺市防災行政無線 | ぼうさいせんぼく 20 |
| | 第3師団 (千僧駐屯地) | NTT | 072-781-0021 内線3734~5、内線FAX:3724 |
| 大阪府防災行政無線 | | 823-0 | |
| 海 上 | 阪神基地隊 | NTT | 078-441-1001 |
| | 呉地方総監部 | NTT | 0823-22-5511 |

第2 自衛隊の自発的出動基準

【危機管理室】

自衛隊の災害派遣は、府知事からの要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合は、自衛隊の連絡員等により、府経由又は直接市本部へ派遣部隊に関する情報が伝達される。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、警察署長等から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合
- (5) その他災害に際し、上記(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事から要請を待ついとまがないと認められる場合

第3 派遣部隊の受入れ

【危機管理室】

1 派遣部隊の誘導等

- (1) 府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、府警察及び市はじめ防災関係機関に、その旨連絡する。
- (2) 府警察は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ

誘導する。

2 受入れ体制

(1) 連絡所の設置

市は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。

(2) 現地連絡担当者の指名

市は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、現地連絡担当者を指名する。

(3) 資器材等の整備

自衛隊の災害派遣を受けた防災関係機関は、作業の実施に必要な資器材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) その他

市は、ヘリポートを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第4 派遣部隊の活動

【自衛隊】

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゆつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 給水活動

上下水道局と連携し、給水活動を実施する。

13 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

なお、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

第5 撤収要請

【危機管理室】

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、大阪府知事に対して、自衛隊の撤収を要請する。

第6節 消火・救助・救急活動

【第6節の施策体系】

| | | |
|-----------------------|---------------|-------|
| 第6節 消火・救助・救急 活動 | 第1 市 | P.399 |
| | 主担当：危機管理室、区役所 | |
| | 第2 消防局 | P.400 |
| | 主担当：消防局 | |
| | 第3 惨事ストレス対策 | P.402 |
| | 主担当：消防局、健康福祉局 | |
| | 第4 府 | P.402 |
| | 主担当：府 | |
| | 第5 府警察 | P.403 |
| | 主担当：府警察 | |
| | 第6 堺海上保安署 | P.403 |
| | 主担当：堺海上保安署 | |
| 第7 各機関による連絡会議の設置 | P.403 | |
| 主担当：危機管理室 | | |
| 第8 自主防災組織 | P.403 | |
| 主担当：市民・事業所 | | |

市（危機管理室・区役所・消防局）、府警察、堺海上保安署及び自衛隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施するものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第1 市

【危機管理室、区役所】

区災害対策本部は、災害の規模及び地域その他の状況を勘案し、防災関係機関と連携を取り、救護班を編成し、応急救護にあたる。

また、業務遂行にあたっては、適宜、地域住民、自主防災組織等の協力を求める。

1 災害発生状況の把握

被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

2 救助・救急活動

関係機関との密接な連携のもと、人命救護活動や行方不明者の捜索を実施し、医療機関と連携した救急活動を実施する。

3 相互応援

- (1) 市単独では十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合等は、府、他の市町村などに応援を要請する。
- (2) 必要に応じ相互応援協定に基づく応援要請を行う。このとき市は、応援市等に対して、災害の状況、地理などの情報を提供する。

第2 消防局

【消防局】

風水害に係る災害応急対策のうち、消防に関するものについては、本項に定めるところによるものとする。

1 警防体制

- (1) 風水害警防活動体制
 - ア 管内全域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため消防局に風水害警防本部を、消防署に風水害大隊本部を設置する。
 - イ 管内に警報等の発令により風水害被害が発生するおそれがある場合、消防局に風水害特別警戒警防本部を、消防署に風水害特別警戒大隊本部を設置することができる。
 - ウ 気象情報による警報等の発令により危機管理センターが設置された場合、警防副本部長は必要に応じ、風水害特別警戒体制に移行することができる。
- (2) 指揮体制
管内全域にわたり被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警防副本部長による特別指揮体制とする。
- (3) 職員の招集
 - ア 風水害被害が発生する恐れがある場合又は管内において大雨、洪水及び高潮警報等が発表された場合は、通信指令課長は警防副本部長、警防副本部長代理及び警防副本部長並びに部長、課長等に連絡しなければならない。
 - イ 警防課長は、管内に大雨洪水警報等が発表され風水害による被害が予想される場合は、参集指定場所に参集しなければならない。
 - ウ 警防課長は、関係機関との調整及び情報分析のため必要により課員を招集するものとする。
 - エ 風水害被害が発生した場合は、通信指令課長は第1項による連絡を行い、課長等は招集を行い、特に指定された職員は、招集により参集指定場所に参集しなければならない。

(4) 消防部隊運用

風水害時における消防部隊運用は、警防本部長が、風水害その他の災害の発生及び拡大状況を勘案し、必要に応じて発令するものとする。

ア 署別部隊運用 大隊本部長により、自署管内における風水害被害等に、所属する人員及び車両のみによって対応するもの。ただし、多目的消防水利システム車については警防本部長の指令により出場するものとする。

イ 方面部隊運用 全管内的に被害の発生状況を勘案し、管内を方面分割したうえで、2消防署から3消防署を統合して対応するもの。ただし、具体的な方面区分及び担当消防署並びにこれらを統括指揮する方面本部長については、その都度、警防本部長が指名する。

ウ 広域部隊運用 管内全域の被害の発生と拡大状況を勘案し、全消防力を統括し対応するもの。

(5) 初動措置

ア 警防本部長及び大隊本部長は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、事前計画に基づく初動措置を実施させ、消防活動体制を整える。

イ 警防本部長は、危機管理センターとの連携を図り被害状況の把握等に努める。

2 風水害消防活動

(1) 活動方針

風水害時、救助・救急等の人命救助を優先に活動するものとする。

(2) 消防戦術の決定

風水害の発生時には、消防部隊による警戒等を実施し情報収集を行なう。また、大隊本部からの災害即報などの初期情報から判断し、要救助者の発生状況、土砂災害の発生危険等予測される災害対応活動を優先するなど、災害態様に応じた消防戦術を決定し、他の消防機関からの受援が必要な場合は時機を失することなく必要な措置をとるものとする。

(3) 情報収集伝達

風水害消防活動に必要な情報を各大隊本部及び関係機関から迅速、的確に収集し、被災状況を市災害対策本部へ伝達する。

(4) 通信運用の基本

ア 危機管理センター及び災害対策本部と風水害警防本部との通信は、ホットライン及び防災行政用無線電話によることを原則とする。

イ 風水害警防本部と風水害大隊本部との通信は無線又は有線通信を原則とする。

(5) 救助、救急活動の原則

ア 風水害現場における人命救助活動を最優先する。

イ 救助、救急活動は、重症者を優先することとし、その他の負傷者はできる

限り住民等による自主的な処置を要請し、他の関係機関及び自主防災組織等と連携のうえ実施する。

ウ 救助、救命活動は救命効果の高い事案を優先する。

(6) 受援体制の確立

他の消防機関等からの応援を受ける場合は、事前計画に基づく受援体制を確立する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

(7) 消防団、事業所の自衛消防隊等との連携

消火、救助、救急活動等については、消防団、事業所の自衛消防隊、災害活動支援隊、自主防災組織、消防協力事業所等と連携を保ちながら実施する。

第3 惨事ストレス対策

【消防局、健康福祉局】

救護班職員及び消防局職員など、救助・救急、消火活動を実施する職員等の惨事ストレス対策を実施する。

第4 府

【府】

市から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、災害対策本部を設置し、市に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

また、被害の拡大に府域市町村だけで対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するなど、必要な総合調整を行う。

なお、緊急消防援助隊を要請した場合は、速やかに災害対策本部内に消防応援活動調整本部（※1）を設置し、消防機関が行う活動全般の把握、調整、支援等を行うものとする。

その他、総合的な対応については、広域防災連絡会議（※2）を設置し、関係機関との連絡調整を図るものとする。

※1 消防応援活動調整本部（本部長：知事）

災害が発生した市町村の消防の応援等のため、府及び市町村が実施する措置の総合調整及び関係機関との連絡を行うための組織のこと。

※2 広域防災連絡会議（本部長：災害対策課長）

広域的支援部隊（緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び自衛隊災害派遣部隊など）の派遣を要請した場合に、被災地での迅速かつ的確な活動に資するため、各機関の総合的な連携・調整を図ることを目的とする会議のこと。（大阪府広域的支援部隊受入計画）

第5 府警察

【府警察】

- 1 災害現場を管轄する警察署は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資器材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。
- 2 府警察は、被害発生状況等に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に派遣する。
- 3 市及び関係機関との密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施し、市が行う救助・救急活動を支援する。
- 4 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施し、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。
- 5 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等について、関係機関と緊密な連携を図る。

第6 堺海上保安署

【堺海上保安署】

- 1 被害の早期把握に努め、巡視船艇、航空機、必要に応じ特殊救難隊等による迅速な人命救助活動を実施する。
- 2 負傷者等を搬送する場合は、臨時ヘリポートの使用等関係機関との緊密な連携を図る。
- 3 市、府警察、その他の関係機関と密接な連携のもと、救助・救急活動を実施する。
- 4 堺海上保安署と直接連絡することが困難な場合は、防災相互通信波を使用して沖合に配備された巡視船艇または航空機を通じて所用の連絡を行い、要請、情報交換を実施するものとする。(海上保安庁船艇、航空機は防災相互通信波を有する無線設備を搭載している。)

第7 各機関による連絡会議の設置

【危機管理室】

市、消防局、府、府警察、堺海上保安署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行い、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第8 自主防災組織

【市民・事業所】

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握し、自発的に救助・救急活動を実施する。

また、市、消防局、警察署など防災関係機関との連携に努める。

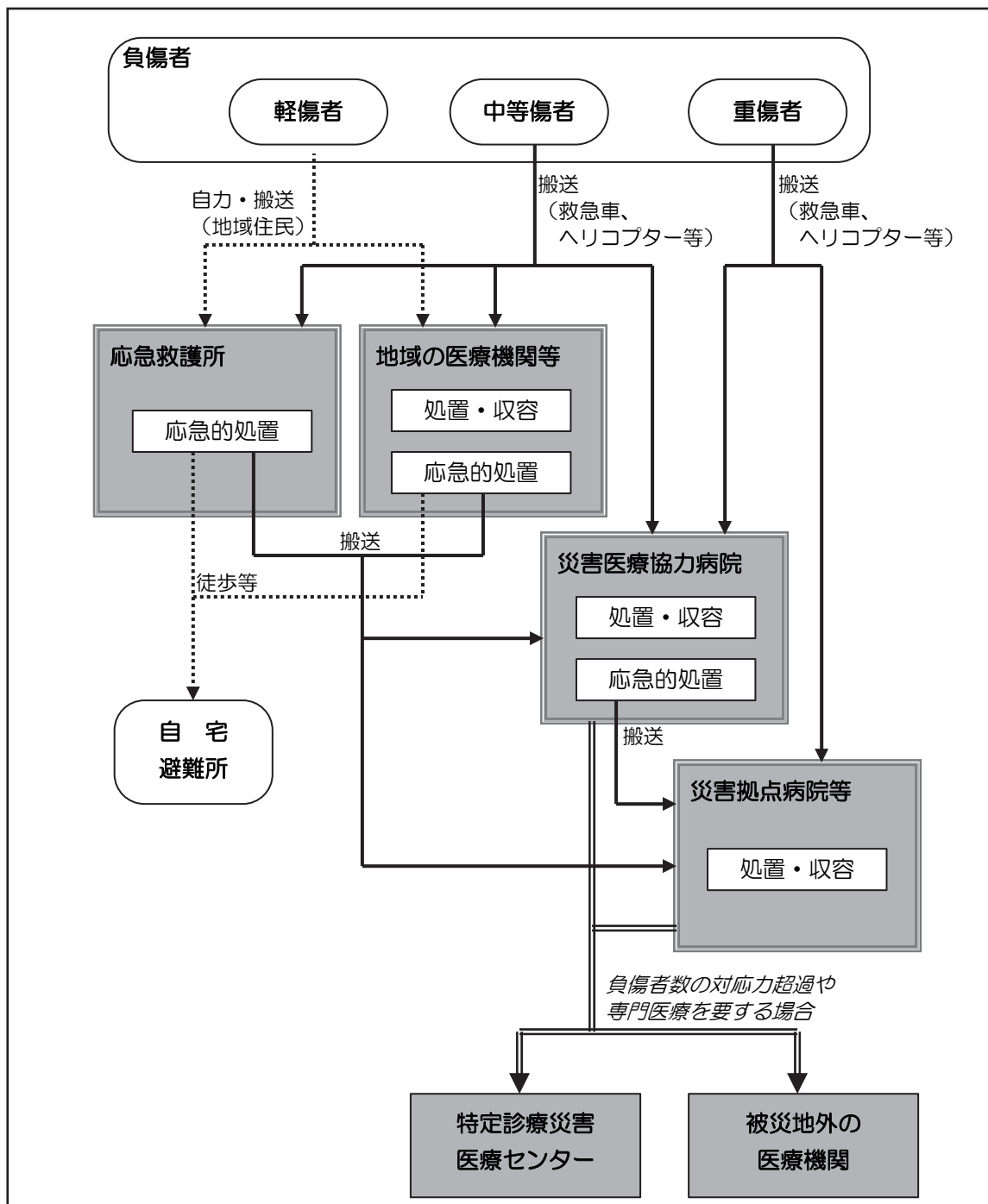
第7節 医療救護活動

【第7節の施策体系】

| | | |
|-----------------|-----------------------|-------|
| 第7節 医療救護活動 | 第1 医療情報の収集・提供活動 | P.405 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第2 現地医療対策 | P.406 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第3 後方医療対策 | P.407 |
| | 主担当：健康福祉局、堺市立総合医療センター | |
| | 第4 医療関係者の確保 | P.408 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| 第5 医薬品等の確保・供給活動 | P.409 | |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| 第6 個別疾病対策 | P.409 | |
| | 主担当：健康福祉局 | |

市、府及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じた救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。次に、災害時の医療救護活動における負傷者対応の概括的な流れを示す。

【負傷者対応の概括的な流れ】



第1 医療情報の収集・提供活動

【健康福祉局】

1 市

堺市医師会等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地

医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

2 府

市からの報告、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び大阪府防災行政無線等を用いて、医療機関の被災状況や活動状況、被災地の医療ニーズ、患者受入れ情報を一元的に把握し、速やかに市など関係機関及び市民に提供する。また必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

第2 現地医療対策

【健康福祉局】

1 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

ア 市

災害拠点病院を中心に、市町村災害医療センター、災害医療協力病院等の医療機関と連携しながら医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。また、災害の状況に応じ、堺市医師会、府及び府を通じて日本赤十字社大阪府支部に対し、医療救護班の派遣その他必要な措置を要請する。

イ 堺市医師会

堺市医師会は、自ら必要と認めたとき又は市から要請があったときは、市に医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施する。

(2) 救護所の設置

市は、医療救護活動を行うため、医療救護班による現地医療活動のほか状況に応じて、次の救護所を設置する。

ア 拠点応急救護所（急病診療センター）

イ 臨時応急救護所（各中学校）

(3) 医療救護班の受入れ・調整

市は医療救護班の受入れ窓口を設置し、応急救護所及び消防局が開設する現場救護所への配置調整を行う。

2 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所及び消防局が開設する現場救護所における救急活動

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される緊急医療班等が、応急救護所及び消防局が設置する現場救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

市、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

ア 患者に対する応急処置

イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ

ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

エ 助産救護

オ 被災住民等の健康管理

カ 死亡の確認

キ その他状況に応じた処置

(3) 現地医療活動の継続

市は、府の災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）とも連携し、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

第3 後方医療対策

【健康福祉局、堺市立総合医療センター】

1 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、府及び医療関係機関と協力して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）から得られる情報等をもとに、被災を免れた府内全域の災害医療機関で患者の受入れ病床を確保する。さらに必要に応じて、他府県等にも患者の受入れ病床の確保を要請する。

また、府は確保した受入れ病床の情報を速やかに市町村等に提供する。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入れ治療を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

市等は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として市町村が所有する救急車で実施する。
救急車が確保できない場合は、市及び府が搬送車両を確保する。

イ 航空機搬送

市は状況により府に対し航空機搬送の要請を行う。

府は、市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めるときは、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機を保有する関係機関に搬送を要請する。

市は、市内の発着可能地を選定し、臨時ヘリポートとして活用する。

ウ 海上搬送

府は、所有する船舶あるいは必要に応じて第五管区海上保安本部等に要請し、海上搬送を行う船舶を確保する。

(3) 広域医療搬送

府が空港等に設置した広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）へ、被災地域内で対応困難な重症患者を搬送し、被災地域外へ航空機による広域医療搬送を行う。

3 災害医療機関の役割

(1) 災害拠点病院

ア 地域災害拠点病院（堺市立総合医療センター）

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

- ① 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- ② 災害派遣チーム（DMAT）や医療救護班の受け入れや派遣及びこれに係る調整
- ③ 地域の医療機関の情報収集と必要に応じた支援

(2) 市町村災害医療センター（大阪労災病院）

市町村災害医療センターは、次の活動を行う。

ア 市町村の医療拠点としての患者の受入れ

イ 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

(3) 災害医療協力病院（救急告示病院等）

災害医療協力病院は災害拠点病院及び市町村災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れ、医療救護班の派遣についても協力する。

第4 医療関係者の確保

【健康福祉局】

市は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療ボランティアの配置等、医療関係者の活動調整を、堺市医師会と協力して行う。その後、市内の被災状況に基

づき、医療関係者の配置等を決定し、指示する。

第5 医薬品等の確保・供給活動

【健康福祉局】

市は堺市薬剤師会、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

堺市薬剤師会は、自ら必要と認めたとき又は市から要請があったときは、市・医師会・歯科医師会と連携のうえ、拠点応急救護所・臨時応急救護所及び指定避難所に医薬品供給班を派遣し、調剤・服薬指導及び医薬品供給活動を実施する。

日本赤十字社大阪府支部は、他府県支部に応援を要請し、血液製剤の調達、供給活動を実施する。

第6 個別疾病対策

【健康福祉局】

市及び堺市医師会及び堺市歯科医師会は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病及び心のケアについては、府等と連携をとりながら特定診療災害拠点病院、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第8節 交通規制・緊急輸送活動

【第8節の施策体系】

| | | |
|------------------------|---------------------------------|-------|
| 第8節 交通規制・ 緊急輸送活動 | 第1 陸上輸送 | P.410 |
| | 主担当：近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、 府警察 | |
| | 第2 水上輸送 | P.413 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第3 航空輸送 | P.413 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| 第4 物資配送拠点の確保 | P.413 | |
| 主担当：危機管理室、財政局、会計室、区役所 | | |

市及び防災関係機関は、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるものとする。

府警察、道路管理者及び堺海上保安署は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施するものとする。

第1 陸上輸送

【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、府警察】

1 緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の確保

府警察は、緊急交通路に選定されている「重点14路線」のうち、国道26号、大阪和泉南線、大阪中央環状線及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行い、高速自動車国道等については、全線車両通行禁止の交通規制を実施する。

(2) 災害応急対策のための緊急交通路の確保

府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する場合には、府、府警察、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定し、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行い、緊急通行車両等以外の車両通行禁止・制限の交通規制を実施する。

(3) 緊急交通路確保のための措置

府警察、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡し、府及び市に連絡する。

ア 道路管理者、港湾管理者、漁港管理者

① 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車、自動車、バイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を災害対策本部、国、府及び府警察に連絡する。

② 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。

③ 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、交通管理者、他の道路管理者と相互に協力する。

なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、自ら車両の移動等を行う。

イ 府警察

① 道路の区間規制

必要に応じて、重点路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行い、重点路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

② 区域規制

被災地の状況等に応じて、府、市、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者と協議して区域規制を行う。

③ 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(4) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場に行かない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両等及び消防車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

また道路管理者は、上記の場合で、かつ、緊急車両通行をに確保する必要があると認めときは、車両その他の物件所有者等に対して緊急通行両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

(5) 交通規制の標識等の設置

府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(6) 大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて大阪府警備協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、出動要請を行う。

府警察は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

2 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡する。また、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3 緊急通行車両等の確認等

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

4 輸送手段の確保

市は、関係機関並びに大阪府トラック協会等民間団体、事業者から緊急輸送に必要な車両を確保する。

5 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置

災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は大阪府道路公社はこれに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力するものとする。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金収受業務に関し、適切な措置を講ずるものとする。

6 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第2 水上輸送

【危機管理室】

市は、堺海上保安署をはじめ関係機関並びに船舶所有者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

また、知事は、必要に応じて、近畿運輸局に輸送力確保を要請する。

第3 航空輸送

【危機管理室】

1 輸送基地の確保

(1) 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。

(2) 市は、大阪市消防局、府警察、堺海上保安署、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

市は、大阪市消防局、府警察、堺海上保安署、自衛隊及び旅客船協会の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第4 物資配送拠点の確保

【危機管理室、財政局、会計室、区役所】

1 物資配送拠点の選定

市は、物資の受入れ、一時保管及び市内各区域への配送を効果的に行うため、堺市総合防災センターを物資配送拠点とする。また、被災状況等により使用できない場合は、物資配送拠点を以下の候補地から選定する。

【候補地】

| |
|--------------------------|
| 堺市総合防災センター |
| 堺市産業振興センターイベントホール |
| 大阪府立大学構内の体育館及びグラウンド |
| 泉北水再生センター |
| 大浜・塩浜埠頭 堺泉北埠頭株式会社所有の上屋施設 |
| その他民間事業者施設 |

被害の状況により、候補地が使用できない場合、市は協定に基づき大阪倉庫協会

に対して、代替場所として活用できる倉庫施設の提供協力を依頼する。

2 物資配送拠点の開設・運営

物資配送拠点の運営は、拠点運営事業者（倉庫事業者等）が中心となっていく。市は、大阪倉庫協会及び大阪府運輸倉庫協会等に対して、物資配送拠点に専門家を派遣するよう要請する。

物資配送拠点における運営は、開設段階から拠点運営事業者が参画し、物資の受入れ、仕分け、保管、配送を一元的に行う体制とする。市は、災害対策本部との情報収集・伝達を円滑に行うための職員を派遣する。

3 荷役機械の確保

市は、物資配送拠点における荷役作業を円滑に行えるよう、フォークリフト等の荷役機器を運搬用機械設備レンタル・リース事業者等から確保する。

第9節 公共土木施設・建築物等応急対策

【第9節の施策体系】

| | | |
|----------------------------|----------------------|-------|
| 第9節 公共土木施設・ 建築物等応急対策 | 第1 公共土木施設等 | P.415 |
| | 主担当：府、建設局、各施設管理者 | |
| | 第2 公共建築物等 | P.416 |
| | 主担当：建築都市局 | |
| | 第3 応急工事 | P.416 |
| | 主担当：建設局、建築都市局、各施設管理者 | |

市及び関係機関は、洪水、高潮、土砂災害などによる被害拡大の防止対策を講じ、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

第1 公共土木施設等

【府、建設局、各施設管理者】

1 河川施設、海岸保全施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者又は消防機関の長は、直ちにその旨を現地指導班長（府）、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
- (2) 市長又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退を指示する。
- (3) 水防管理者、ため池等管理者又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

2 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

- (1) 市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努め、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大する恐れがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- (4) 風倒木により土砂災害が拡大する恐れがある場合には、市及び施設管理者は、関係機関の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

3 その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努め、その旨を直ちに府に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措

置をとる。

- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大する恐れがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

4 土砂災害危険箇所

市は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に調査を要請する。

府は、市町村の派遣要請に基づき、NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する。NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会は、府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出動を要請する。

5 橋りょうなど道路施設

- (1) 道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。
- (2) 復旧工法等を検討し、建設関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

第2 公共建築物等

【建築都市局】

市は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、協定団体の協力を得て応急措置を行う。また、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

また、大雨などにより宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合には、市は、被災宅地危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じて府に被災宅地危険度判定士の出動を要請する。なお、他府県への派遣が必要な場合は、府に対して派遣を要請する。

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第3 応急工事

【建設局、建築都市局、各施設管理者】

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、協定団体等の協力を得て施設の応急の機能確保を図る。

第10節 ライフライン・放送の確保

【第10節の施策体系】

| | | |
|--------------------------|------------------|-------|
| 第10節 ライフライン・ 放送の確保 | 第1 被害状況の報告 | P.417 |
| | 主担当：上下水道局 | |
| | 第2 各事業者における対応 | P.417 |
| | 主担当：上下水道局、各関係事業者 | |

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施するものとする。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については速やかに復旧を進め、応急供給、サービス提供を行うものとする。

第1 被害状況の報告

【上下水道局】

ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。

第2 各事業者における対応

【上下水道局、各関係事業者】

1 上水道

(1) 応急措置

被害が発生した場合、施設機能確保のための措置を講じる。また、被害に起因し二次災害が発生する恐れがある場合は、直ちに施設の運用停止又は制限を行い、必要に応じて付近住民に広報し、道路管理者、占有者、警察及び消防に通報する。

(2) 応急給水及び復旧

- ア 応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。
- イ 給水車、給水タンク等により、応急給水を行い、速やかな応急復旧に努める。
- ウ 医療（人工透析）、福祉等施設を優先した応急給水及び応急復旧を行う。
- エ 被害状況等によっては、日本水道協会大阪府支部長を通じて他都市水道事業体に協力を要請する。

(3) 広報

被害状況や給水状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、上下水道局のホームページやSNS等の広報媒体もあわせて活用し、幅広い広報を実施する。

2 下水道

(1) 応急措置

- ア 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、自家発電設備によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。
- イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の通水に支障のないよう応急措置を講ずる。
- ウ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。
- エ 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防局、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急復旧

- ア 被害状況に応じて、効率的・計画的に復旧を行う。
- イ 被害状況等においては、下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルールや下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせに基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(3) 広報

被害状況等を関係機関、報道機関に伝達するほか、上下水道局のホームページやSNS等の広報媒体もあわせて活用し、幅広い広報を実施する。

3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じ、市及び消防局、府、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急供給

- ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- エ 単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用い

て、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

4 ガス（大阪ガス株式会社）

(1) 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行い、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

エ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDDI 株式会社（関西総支社））

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ 災害時における電話の輻輳緩和を図るため、安否確認、見舞い、問い合わせなどの情報を録音、再生できる災害用伝言ダイヤル（171）を提供する。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- ア 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- ウ 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

6 放送事業者における対応（日本放送協会、一般放送事業者）

- (1) 放送体制の確保に努める。
- (2) 非常放送を実施する。
- (3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。
- (4) 施設の応急復旧を進める。
- (5) 日本放送協会は、指定避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

第11節 交通の安全確保

【第11節の施策体系】

| | | |
|-----------------|-----------------|-------|
| 第11節 交通の安全確保 | 第1 被害状況の報告 | P.421 |
| | 主担当：建設局、各施設管理者 | |
| | 第2 各施設管理者における対応 | P.421 |
| | 主担当：建設局、各施設管理者 | |

鉄軌道、道路、港湾、漁港の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるものとする。

第1 被害状況の報告

【建設局、各施設管理者】

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

第2 各施設管理者における対応

【建設局、各施設管理者】

1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは、速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じ、必要に応じて、消防局、府警察に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 災害乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行い、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、大阪府道路公社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、警察等と連携し通行の禁止又は制限を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じ、必要に応じて消防局、府警察に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

3 港湾施設、漁港施設（府）

- (1) 港湾施設、漁港施設に被害が生じた時は、供用の一時停止等の措置を講ずる。

- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じ、必要に応じて消防局、府警察、堺海上保安署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 利用者の混乱を防止するため、適切な情報提供を行い、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

第12節 農水産関係応急対策

【第12節の施策体系】

| | | |
|-----------------------|-----------|-------|
| 第12節 農水産関係 応急対策 | 第1 農業用施設 | P.423 |
| | 主担当：産業振興局 | |
| | 第2 農作物 | P.423 |
| | 主担当：産業振興局 | |
| | 第3 畜産 | P.424 |
| | 主担当：産業振興局 | |
| | 第4 漁業 | P.424 |
| | 主担当：産業振興局 | |

災害時においては、市は、関係機関等と協力し、農水産業に関する被害を早急に調査し、迅速に応急対策を講ずるものとする。

第1 農業用施設

【産業振興局】

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

なお、被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、災害区域全体の総合調整のうえ、施設の応急対策を実施する。

第2 農作物

【産業振興局】

1 災害対策技術の指導

市は、関係機関と協力し、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

2 水稻等種子の確保

必要がある場合、水稻等種子を大阪府種子協会に依頼し、その確保を図る。

3 病虫害の防除

- (1) 市は、関係機関と協力し、病虫害発生予察事業を活用する等、被災農作物の各種病虫害防除指導を行う。
- (2) 農薬等が不足する場合は、府に斡旋を依頼する。

第3 畜産

【産業振興局】

災害時において、家畜の伝染病発生には、特に警戒を行い、伝染病の予防とまん延防止のため、応急対策として次の措置を講じる。

- (1) 一般疾病の発生について治療を要する場合は、市の獣医師会に協力を要請する。
- (2) 伝染病の発生等について、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病予防対策を実施する。
- (3) 伝染病発生畜舎等の消毒については、府の指定により実施する。
- (4) 伝染病発生に伴う必要消毒薬品又は、一般疾病薬品等については、府に斡旋を要請する。
- (5) 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める等その確保に努める。

第4 漁業

【産業振興局】

漁港の各種施設が被害を受けたときは、その被害状況を的確かつ速やかに把握し、漁港を管理する府に対して、漁港機能を維持するための応急措置及び復旧措置を要請する。

第13節 災害救助法の適用

【第13節の施策体系】

| | | |
|------------------|-----------|-------|
| 第13節 災害救助法の適用 | 第1 法の適用 | P.425 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 救助の内容 | P.426 |
| | 主担当：危機管理室 | |

災害が一定規模以上の場合、被災者の生命、生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るため、災害救助法に基づく救助活動を実施する。

第1 法の適用

【危機管理室】

1 適用基準

災害救助法の適用基準は同法施行令第1条に定めるところによるが、本市における適用基準は次のとおりである。

- (1) 本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表のA欄の世帯数以上の場合は、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
- (2) 府内で滅失住家の世帯数が、2,500世帯以上で、かつ、本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表B欄の世帯数以上の場合は、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
- (3) 府内の滅失住家の世帯数が、12,000世帯以上で本市の各区における被災世帯が多数の場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生した者である等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合で、内閣府令で定める基準に該当するとき。

(災害救助適用基準)

| 区分 | 滅失世帯 | | 区分 | 滅失世帯 | |
|-----|--------|----------|-----|--------|-------|
| | A | B | | A | B |
| 大阪府 | | 2,500 世帯 | 西区 | 100 世帯 | 50 世帯 |
| 堺市 | 150 世帯 | 75 世帯 | 南区 | 100 世帯 | 50 世帯 |
| 堺区 | 100 世帯 | 50 世帯 | 北区 | 100 世帯 | 50 世帯 |
| 中区 | 100 世帯 | 50 世帯 | 美原区 | 60 世帯 | 30 世帯 |
| 東区 | 80 世帯 | 40 世帯 | | | |

注) 住家が半壊し、又は半焼する等いちじるしく損傷した世帯は2世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。

住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。

2 適用手続き

災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、速やかに、その旨を大阪府知事に報告する。

知事は、報告に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施を市長に指示し内閣総理大臣に報告のうえ、公示する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待ついとまのない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告のうえ、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

3 被害認定の基準

本部長及び区本部長は、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日、内閣府政策統括官通知)に従い、災害救助法適用の判断の基礎となる被害認定を行う。

なお、認定基準の運用にあたっては、内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及びその「参考資料」、「参考資料(判定の事例と損傷程度の例示)」を参考とする。

第2 救助の内容

【危機管理室】

1 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 職権の一部委任

災害救助法による救助は、府知事が団体及び住民の協力の下に実施するものであり、市長はこれを補助する。

このうち、府知事がその職権の一部を市長に行わせることとした業務については、市長がこれを実施する。

第14節 指定避難所の開設・運営

【第14節の施策体系】

| | | |
|-------------------------|---------------------------------|-------|
| 第14節 指定避難所の 開設・運営 | 第1 指定避難所の開設 | P.428 |
| | 主担当：危機管理室、区役所、教育委員会 | |
| | 第2 指定避難所の管理、運営 | P.430 |
| | 主担当：危機管理室、市民人権局、健康福祉局、区役所、教育委員会 | |
| | 第3 指定避難所外避難者の対応 | P.432 |
| | 主担当：健康福祉局、区役所 | |
| | 第4 指定避難所の早期解消のための取組み | P.432 |
| | 主担当：建築都市局 | |
| 第5 広域的避難の受入れ | P.432 | |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第6 指定緊急避難場所の開設 | P.433 |
| 主担当：危機管理室 | | |

市は、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定し、開設するものとする。

第1 指定避難所の開設

【危機管理室、区役所、教育委員会】

避難者の受入れが必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し、周知するものとし、速やかに管理するための避難所対応職員を派遣し、指定避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合で、避難所対応職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外指定避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

指定避難所の開設にあたっては、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努める。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

1 指定避難所の開設基準

- (1) 次の何れにも該当し、台風による暴風に備えた市民の自主避難のため、災害対策本部長がその必要があると認めるとき。
 - ア 本市の区域内において暴風警報が発表されていること。
 - イ 本市の区域内に台風の暴風域が入ると予想されること。
- (2) 本市の区域内において河川の氾濫、土砂災害若しくは高潮に係る避難情報が発令されているとき、又はその可能性が高いとき。
- (3) (1)、(2)に掲げる場合のほか、風水害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策本部長がその必要があると認めるとき。

2 指定避難所開設の期間

災害発生の日から最大限7日間、ただし、災害対策本部等の指示により決定する。

3 開設の留意点

- (1) 指定避難所を開設した場合には、速やかに地域の自治会又は自主防災組織に開設の連絡を行う。
- (2) 開設にあたっては、指定避難所の安全確認をしてから行う。
- (3) 学校園の教育活動に配慮する。
- (4) 緊急の場合を除き、指定避難所の開設・運営にあたっては避難施設の管理者、自治会及び自主防災組織等の協力を求める。
- (5) 風水害時指定避難所開設中に、地震等が発生した場合、速やかに地震時の避難所運営体制に切り替える。

4 指定避難所開設にともなう報告事項

災害対策本部長は、避難を指示したとき、又は指定避難所を開設した場合には、ただちに大阪府知事、管轄の警察に次のことを報告する。

- (1) 開設の日時、場所、施設名
- (2) 受入れ人員
- (3) 開設期間の見込み
- (4) 救援食料の要否、必要量

5 指定避難所の閉鎖

- (1) 災害の状況を考慮して災害対策本部が決定したとき。
- (2) その他、市長が決定したとき。

* ただし、避難者のうちで住居が全壊、全焼等により住居が困難な者については、指定避難所を縮小して存続することも検討する。

第2 指定避難所の管理、運営

【危機管理室、市民人権局、健康福祉局、区役所、教育委員会】

市は、施設管理者等の協力を得て、指定避難所を管理、運営する。

施設の本来の機能の早期回復のため、市と府は協力して、応急仮設住宅の提供等避難者の住宅の確保に努める。

1 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること。
 - イ 現に災害による被害を受けた者であること。
- (2) 災害によって現に被害を受ける恐れがある者
 - ア 避難指示が発せられた場合
 - イ 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる場合

2 指定避難所の管理、運営の留意点

市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促し、避難住民による指定避難所管理組織には男女が等しく参画できるよう配慮を求め、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

また、指定避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違いや性的少数者の方等避難者の多様性に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用品の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。物資受け取りに性別による制限を設けず、必要な人にわたるようにする。誰が性的少数者であるか本人の許可なしに広めない（アウトティングの禁止）、本人確認において戸籍名だけでなく通称名でも確認可能とするなど性的少数者にも配慮した避難所運営に努める。

- (1) 指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府へ報告
- (2) 避難所運営に関する基本的ルールの掲示及び伝達
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握
- (5) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師

等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置（多言語対応等）の実施

- (6) 間仕切りの設置
- (7) 相談窓口の設置（女性の相談員の配置）
- (8) 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮
- (9) 家庭動物のためのスペースの確保及び飼養者の周辺への配慮を徹底し、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める
- (10) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別及び誰でも使える更衣室、授乳室、育児室を確保
- (11) 女性用品、粉ミルク、液体ミルク、離乳食などの提供
- (12) トイレは仮設トイレを含めて男女別トイレ及び「誰でも使えるトイレ」を設置し、洋式を配置
女性トイレと男性トイレの割合は3：1を目安とし、性犯罪防止のため防犯ブザーを配備
- (13) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、更衣室や入浴室を短時間でも一人で使えるようにする、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めること。また、警察、病院、女性支援団体、LGBTQ団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めること
- (14) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること
- (15) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図ること
- (16) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮
- (17) アレルギーのある者、宗教上の食事に制限のある者への配慮
- (18) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること
- (19) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと
- (20) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、危機管理室と保健所が連携し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

3 避難所生活長期化に対応する環境整備

避難所生活が長期化することにより、環境悪化が懸念されることから、避難所運営には特に次の事項に留意する。

- (1) 施設としての機能維持のため蓄電池を備えた太陽光発電システムを含む非常用電源設備を整備・強化する。
- (2) トイレ（し尿処理）、水道、下水道、衛生対策等について、避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力を得る。
- (3) 避難して助かった避難者が、避難所で亡くなることのないよう、避難所の長期化対策等、細やかなケアに努める。（二次被害の防止）
- (4) 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。
- (5) 避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。
- (6) 状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。

第3 指定避難所外避難者の対応

【健康福祉局、区役所】

市は、指定避難所外避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の供給、指定避難所への移送など必要な支援に努める。

第4 指定避難所の早期解消のための取組み

【建築都市局】

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づく公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせん又は提供を行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第5 広域的避難の受入れ

【危機管理室】

1 広域避難

市が被災した場合は、災害の規模、避難者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

2 広域避難の受入れ

他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

第6 指定緊急避難場所の開設

【危機管理室】

市は指定緊急避難場所として使用する際は、災害の種類、規模、状況等により、施設の影響が異なることから、避難施設や周辺の被害状況等の安全性に留意し、開設の可否を判断したうえで使用するものとする。

第15節 緊急物資の供給

【第15節の施策体系】

| | | |
|-----------------|-----------------------|-------|
| 第15節 緊急物資の供給 | 第1 給水活動 | P.434 |
| | 主担当：上下水道局 | |
| | 第2 食料・生活必需品の供給 | P.436 |
| | 主担当：危機管理室、財政局、会計室、区役所 | |
| | 第3 その他の防災機関 | P.436 |
| | 主担当：各防災関係機関 | |

市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮し、要配慮者や男女のニーズの違いや性的少数者の方等被災者の多様性に配慮する。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は府に要請することができ、府は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

第1 給水活動

【上下水道局】

市（上下水道局）及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して、速やかな給水に努めるものとする。

1 市における給水活動

(1) 被害状況の把握

災害が発生し、給水機能が停止した場合又は停止すると判断される場合は、応急給水活動計画に基づく活動体制を確立し、速やかに応急給水を開始する。

(2) 応急給水用資器材の確保

応急給水活動に使用できる現有の車両及び資器材のほか、他市の応援又は災害協定の締結企業等の協力を得てその確保を図る。

(3) 給水所（給水拠点、運搬給水対象施設）

災害に起因する急性期医療を実施する指定施設を優先して、同様の医療を実施する災害医療協力病院、指定避難所を対象とする。

(4) 応急給水の実施

ア 給水量

備蓄水等と合わせて1人1日3リットルとする。

イ 給水方法

指定医療施設及び災害医療協力病院については、給水タンク車から直接施設等へ給水を行い、指定避難所においては、給水タンク車から簡易給水タンクへ給水を行う。

ウ 応急給水栓設置による給水

断水地域の状況及び水道施設の復旧状況により、消火栓又は応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、水質検査を行い、次のとおり応急給水を実施する。

- ① 災害のため、飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域で、周辺で活用できる消火栓又はあんしん給水栓がある場合は、応急給水栓を設置し、応急給水を行う。
- ② 応急仮配管による応急給水
復旧に長期間を要すると予想される地域や多量の水を必要とする大規模な医療機関等については状況に応じて仮配管を行い、応急給水栓を設置し給水を行う。
- ③ 災害時給水栓による応急給水
災害発生時に避難所敷地内の水道設備が破損した場合、災害時給水栓による応急給水を行う。

2 大阪広域水道企業団との連携

市及び大阪広域水道企業団は、風水害等の災害により必要な場合、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、相互応援体制を構築する。

3 他都市水道局への要請

日本水道協会大阪府支部長を通じて他都市への応援を要請し、19大都市水道局災害相互応援に関する覚書による応援幹事都市に応援を要請する。

第2 食料・生活必需品の供給

【危機管理室、財政局、会計室、区役所】

災害により指定避難所に避難し又は食料及び生活必需品の調達のための手段を失った住民に対して食料及び生活必需品の供給を実施する。

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギー等による摂食上の障害、宗教等食習慣の違いに配慮する。また、生活必需品の供給に当たっては、対象となる住民の年齢、性差、障害等に応じて必要となる物資の供給に配慮する。

1 供給内容

応急的に供給する食料は、本市が備蓄するアルファ化米、等の主食並びに必要なに応じて調達する副食とする。また、被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を災害状況に応じて供給する。

2 供給体制

避難所の開設が長期間に及び、継続的に支援物資等を供給する必要があると想定される場合は、危機管理センター内に物資供給チームを設置し、区災害対策本部からの避難所等の情報に基づき、府、協定企業等への物資の要請や配送計画の立案を行う。さらに、民間事業者等と連携し、物資配送拠点で物資集積、仕分けを行い、避難所等へ食料を供給する。

3 府等への供給要請

市において必要な食料及び生活必需品を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する際は、市がその不足量を把握・集計して、知事等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部、大阪府LPガス協会、災害協定市及び関連事業所に応援要請した場合は、府に報告する。

- (1) 指定避難所毎の必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

第3 その他の防災関係機関

【各防災関係機関】

防災関係機関は、市からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

ただし、国は、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図り、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、プッシュ型支援（被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援）を開始するものとする。なお、

プッシュ型支援を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

- 1 農林水産省
応急用食料品の供給要請及び米穀の供給
- 2 近畿農政局（大阪府拠点）
応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡・調整
- 3 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品（救急セット）等の備蓄物資の供給
- 4 経済産業省
被災都道府県が複数にまたがる場合の被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整
- 5 近畿経済産業局
生活必需品等を取扱う業者・団体と調整
- 6 関西広域連合
救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保

第16節 保健衛生活動

【第16節の施策体系】

| | | |
|----------------|---------------|-------|
| 第16節 保健衛生活動 | 第1 防疫活動 | P.438 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第2 食品衛生監視活動 | P.439 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第3 環境衛生活動 | P.439 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第4 被災者の健康維持活動 | P.440 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| 第5 応援要請 | P.440 | |
| 主担当：健康福祉局 | | |
| 第6 動物保護等の実施 | P.440 | |
| 主担当：健康福祉局 | | |

市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努め、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。また、府及び市は、発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。

府は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣を行う。

第1 防疫活動

【健康福祉局】

市及び府は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。また、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 1 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症などの発生及びまん延を防止するため必要と認めるときは、健康診断の勧告等を行う。

※ 一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、

- ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱)、二類感染症(急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザ A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 又は H7N9 であるものに限る。))、三類感染症(コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス)
- 2 一類感染症、二類感染症及び指定感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数及び患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。
 - 3 次の防疫活動を実施する。
 - (1) 消毒措置の実施(感染症法第 27 条)
 - (2) ねずみ族及び昆虫等の駆除(感染症法第 28 条)
 - (3) 指定避難所等における保健衛生の防疫指導
 - (4) 衛生教育及び広報活動
 - 4 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
 - 5 府の指示により、臨時予防接種を行う。(予防接種法第 6 条)
 - 6 自らの防疫が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。
 - 7 その他、感染症法により、自ら必要な措置を行う。

第2 食品衛生監視活動

【健康福祉局】

市は、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施する。

- 1 指定避難所その他臨時給食施設及び食品の衛生監視指導
- 2 被災した食品関係営業施設の衛生監視
- 3 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
- 4 飲料水衛生監視、検査
- 5 その他食品に起因する危害発生の排除

第3 環境衛生活動

【健康福祉局】

被災住民の住環境等を維持するための環境衛生活動を実施する。

- 1 応急仮設トイレの衛生的な利用の指導
- 2 浄化槽の適正使用の指導
- 3 飲料水の衛生対策指導

第4 被災者の健康維持活動

【健康福祉局】

市は、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握し、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

特に、高齢者、障害者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、必要に応じて心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、応急救護所に精神科医師を配置する。

第5 応援要請

【健康福祉局】

防疫活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、市内での対処が困難になった場合は、市は府等に応援を要請する。

第6 動物保護等の実施

【健康福祉局】

市・府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア

等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うなど、動物愛護の啓発及び環境衛生維持の支援に努める。

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、市、警察及び関係者は連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第17節 避難行動要支援者支援

【第17節の施策体系】

| | | |
|------------------------|----------------------------|-------|
| 第17節 避難行動要支援者 支援 | 第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等 | P.442 |
| | 主担当：健康福祉局、危機管理室、区役所 | |
| | 第2 被災した高齢者、障害者等の要配慮者への支援活動 | P.442 |
| | 主担当：健康福祉局、区役所 | |

市は、被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努め、継続した福祉サービスの提供を行う。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

【健康福祉局、危機管理室、区役所】

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

- (1) 災害発生直後には、市、民生委員児童委員、警察をはじめ、地域住民や自主防災組織が総力を挙げて行う在宅避難行動要支援高齢者、障害者その他避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、避難行動要支援者の避難誘導の実施に努める。また、市及び府は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。
- (2) 市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

市は、被災した高齢者、障害者等の要配慮者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した高齢者、障害者等の要配慮者への支援活動

【健康福祉局、区役所】

1 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した高齢者、障害者等の要配慮者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

また、市は、被災した児童やその家族の外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 高齢者、障害者等の要配慮者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、指定避難所等で生活できない高齢者、障害者等の要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3 広域支援体制の確立

市は、高齢者、障害者等の要配慮者に関する被災状況等の情報を集約し、府に報告する。また、必要に応じて、広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者等の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、関係機関に要請する。

4 多言語支援センターの設置

市は、外国人等の日本語を十分に理解できない要配慮者のために、大規模な被害が発生した場合は、必要に応じて災害時に多言語支援センターを開設し、外国人等の被災情報の収集、多言語による災害情報の提供、外国人等の相談窓口の設置等を行う。

第18節 社会秩序の維持

【第18節の施策体系】

| | | |
|-----------------|-------------------|-------|
| 第18節 社会秩序の維持 | 第1 住民への呼びかけ | P.444 |
| | 主担当：市民人権局 | |
| | 第2 警戒活動の強化 | P.444 |
| | 主担当：市民人権局 | |
| | 第3 物価の安定及び物資の安定供給 | P.444 |
| | 主担当：市民人権局 | |

市及び防災関係機関は、災害に伴う流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図り、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じるものとする。

第1 住民への呼びかけ

【市民人権局】

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、自治会を通じた住民への被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供し、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警戒活動の強化

【市民人権局】

市は、被災地及びその周辺において、府警察や自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保、社会的混乱の抑制に努める。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

【市民人権局】

市及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

市（消費生活センター）は、物価の動きを調査、監視し、買い占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

2 消費者情報の提供

市（消費生活センター）は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益確保に努める。

3 生活必需品等の確保

市は、生活必需品等の需給の状況、流通の実態を可能な限り把握し、不足した場合は、府、国、事業者、事業者団体と協議し、事業者又は事業者団体に対し、安定供給を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。

4 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、府民は、これに応ずるよう努める。

5 金融機関における預貯金払戻等

(1) 市は、府を通じて近畿財務局に、日本銀行は被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、それぞれ次のような指導、要請を行う。

ア 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、り災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。

イ 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。

ウ 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

(2) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

(3) 郵便事業を営む者は次の措置を講ずる。

ア 郵便貯金、郵便為替、郵便振替、年金恩給及び簡易保険等について、取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、通帳・証書・印章等を無くした場合であっても、運転免許証・保険証等により本人であることが確認できれば、拇印による非常払渡し及び非常貸付けを実施するよう、郵便局に対して、直ちに指示する。

イ 郵便事業を営む者は、災害救助法が発動されたときは直ちに非常払渡し及び非常貸付けを実施する。

第19節 住宅の応急確保

【第19節の施策体系】

| | | |
|-----------------|-------------------|-------|
| 第19節 住宅の応急確保 | 第1 被災住宅の応急修理 | P.446 |
| | 主担当：建築都市局 | |
| | 第2 住居障害物の除去 | P.446 |
| | 主担当：建築都市局 | |
| | 第3 建設型仮設住宅の建設 | P.447 |
| | 主担当：建築都市局 | |
| | 第4 民間賃貸住宅の借上げ | P.447 |
| | 主担当：建築都市局、健康福祉局 | |
| 第19節 住宅の応急確保 | 第5 借上型仮設住宅の運営管理 | P.447 |
| | 主担当：建築都市局 | |
| | 第6 公共住宅への一時入居 | P.447 |
| | 主担当：建築都市局 | |
| | 第7 住宅に関する相談窓口の設置等 | P.448 |
| | 主担当：建築都市局 | |
| | 第8 建設用資機材等の調達 | P.448 |
| | 主担当：建築都市局 | |

市は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供等、必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、高齢者、障害者を優先する。

第1 被災住宅の応急修理

【建築都市局】

市は、府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最少限度の部分について応急修理を行う。

第2 住居障害物の除去

【建築都市局】

市は、府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合は、障害物の除去を行う。

また、必要に応じ、府への要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請を行う。

第3 建設型仮設住宅の建設

【建築都市局】

市は府の委任により、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。）を供与する。

- 1 建設型住宅の管理は、市及び府で協力して行う。
- 2 市は、府と協力して集会施設等生活環境の整備を促進する。
- 3 入居者に建設型仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- 4 高齢者、障害者に配慮した建設型仮設住宅を建設するよう努める。

第4 民間賃貸住宅の借上げ

【建築都市局】

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急仮設住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）を積極的に活用する。

第5 借上型仮設住宅の運営管理

【建築都市局、健康福祉局】

市は、府の委任により、借上型仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、借上型仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努め、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、借上型仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第6 公共住宅への一時入居

【建築都市局】

府の委任による建設型仮設住宅の建設及び借上型仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市・府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第7 住宅に関する相談窓口の設置等

【建築都市局】

- 1 住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- 2 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努め、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第8 建設用資機材等の調達

【建築都市局】

被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図り、必要に応じ、府へ要員派遣及び建設資機材等のあっせん又は調達を要請する。

第20節 応急教育等

【第20節の施策体系】

| | | |
|---------------|--------------|-------|
| 第20節 応急教育等 | 第1 教育施設の応急整備 | P.449 |
| | 主担当：教育委員会 | |
| | 第2 応急教育体制の確立 | P.449 |
| | 主担当：教育委員会 | |
| | 第3 学校給食の応急措置 | P.451 |
| | 主担当：教育委員会 | |
| | 第4 教職員の確保 | P.451 |
| | 主担当：教育委員会 | |
| 第5 就学援助等 | P.451 | |
| 主担当：教育委員会 | | |
| 第6 文化財の応急対策 | P.451 | |
| 主担当：文化観光局 | | |

市（教育委員会）は、学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとるものとする。

また、府は、私立学校等が公立学校に準じた措置を取るよう指導・助言する。

第1 教育施設の応急整備

【教育委員会】

市（教育委員会）は、被害を受けた学校園の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替園校舎の確保に努める。

- 1 軽易な校舎の被害については施設の長において即刻応急修理を行い、普通教室に不足が生じたときは、特別教室を一時転用する等の措置をとる。
- 2 破損等により使用不能の幼児・児童・生徒の机及びいすの補充は、近隣の学校園と調整し、保育・授業に支障のないようにするものとする。
- 3 災害により教室に不足が生じた場合は、通学可能な隣接学校園との総合調整又は学校園施設以外の教育施設、集会所その他適当な公共施設等を借用するなどの措置をとる。
- 4 施設が避難者を受け入れるために使用される場合は、校舎の被害程度を考え、関係機関とよく連絡のうえ措置するものとする。

第2 応急教育体制の確立

【教育委員会】

災害発生後すみやかに、幼児・児童・生徒に対して適切な措置を講じ、教育体制の

必要最少限度の応急復旧を行う。

1 報告・応急措置

校園長は、次の事項について状況を把握し、教育委員会に報告のうえ必要な措置を講ずる。

(1) 報告

- ア 教育施設、設備の被害状況
- イ 幼児・児童・生徒のり災状況
- ウ 教職員のり災状況
- エ 応急措置を必要とする事項

(2) 応急措置

- ア 事態の発生とともに、その状況に応じ幼児・児童・生徒を適切に緊急避難させる。
- イ 事態の状況に応じ、教育委員会と連絡し休校又は応急教育等の臨時措置をとる。
- ウ 応急教育体制については、速やかに保護者及び幼児・児童・生徒に周知徹底を図る。

2 応急教育の実施

被害の状況に応じ、応急教育を実施する。

(1) 応急教育の実施

応急教育の実施に当たっては、教育施設の応急復旧の状況、教職員、幼児、児童、生徒及びその家族のり災の程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、次の区分に従って実施する。

(2) 教育推進のための措置

ア 授業時数の確保

災害による休校・休園、二部授業・保育その他のために授業・保育時数の不足が考えられるので、できるだけすみやかに平常授業・保育を始める等により授業・保育時数の確保を図るよう努める。

イ 幼児・児童・生徒の健康保持

被災地区の幼児・児童・生徒に対しては、その被災状況により健康診断等を行い、健康の保持並びに感染症の予防措置を講ずる。

ウ 長期にわたる授業実施不能の場合

校園長は保育・授業不能が長期にわたる場合を考えて、学校園と幼児・児童・生徒との連絡方法、組織等についてあらかじめ計画立案するものとする。

第3 学校給食の応急措置

【教育委員会】

校長はすみやかに被災状況を教育委員会に報告し、教育委員会と協議のうえ給食実施の可否について決定する。この場合、次の事項に留意する。

- 1 給食施設が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、すみやかに再開できるように努める。
- 2 避難場所として使用されている学校においては、炊き出しを実施している場合が多いと思われるので、学校給食再開時には、り災者の炊き出しとの区別に留意する。
- 3 教育委員会は関係機関と協議のうえ、学校給食用物資の供給方策をすみやかに講ずるものとする。

第4 教職員の確保

【教育委員会】

応急教育をすみやかに確立するため、まず、当該学校園内で調整することとし、当該学校園内で調整できない場合は教育委員会が調整に努める。

第5 就学援助等

【教育委員会】

1 学用品等の支給

災害救助法に基づき、災害により住家に被害を受け、学用品・保育品を失い又はき損し就学就園上支障のある幼児・児童・生徒に対し、被災の状況に応じて教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

2 就学援助等の措置

教育委員会は、被災により財産を失い、就学させることが困難となり、また学費の支弁が困難となった児童・生徒の保護者に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

府は、私立学校等の行う就学援助に対して支援するよう努める。

3 幼児・児童・生徒の健康管理

教育委員会及び校園長は、被災幼児・児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども相談所等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第6 文化財の応急対策

【文化観光局】

指定文化財等の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市（文化

財課)を經由して府教育委員会に報告する。

市(文化財課)は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言する。

第21節 廃棄物の処理

【第21節の施策体系】

| | | |
|----------------|---------------------|-------|
| 第21節 廃棄物の処理 | 第1 し尿処理 | P.453 |
| | 主担当：危機管理室、環境局、上下水道局 | |
| | 第2 ごみ処理 | P.454 |
| | 主担当：環境局 | |
| | 第3 災害廃棄物等処理 | P.455 |
| | 主担当：環境局 | |
| | 第4 倒壊家屋等の解体撤去 | P.456 |
| | 主担当：環境局、区役所 | |

市は、し尿、ごみ及び災害廃棄物について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

第1 し尿処理

【危機管理室、環境局、上下水道局】

1 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 道路の被害状況等を把握し、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。
- (4) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、汲み取り車両が進入できる箇所へ速やかに仮設トイレを設置する。

2 収集体制

- (1) 委託業者に協力を要請し、し尿収集体制の確立を図る。
- (2) し尿収集については、委託業者の被災状況、通行可能な道路、市民の避難状況等を踏まえ、収集運搬計画を策定する。
- (3) トイレに不足が生じた場合、保有又は調達した応急仮設トイレを設置する。
 応急仮設トイレの設置優先順位は、以下を基本とする。
 第1位：指定避難所
 第2位：病院、福祉施設
 第3位：被害の大きい住宅地付近の公園・空き地

3 処理活動

- (1) 被災時の収集体制及び下水道処理施設の被害状況並びに仮設トイレの設置状況等について市民に周知する。
- (2) 道路の復旧状況や仮設トイレの追加等に伴う設置状況の情報を把握し、収集運搬計画の更新変更を随時行う。
- (3) 殺虫剤、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- (4) 下水道処理施設において、し尿受け入れ体制の確保をはかる。
- (5) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、府、災害協定市等に対して支援要請を行う。

第2 ごみ処理

【環境局】

1 初期対応

- (1) 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理量を推計・把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 道路の被害状況等を把握し、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。
- (4) 道路の被害状況等を踏まえながら、臨時のごみステーション等を検討する。
- (5) ごみの発生が急増し、焼却が困難となる恐れがあるため、災害対策本部において、一時集積場（仮置場）を検討する。

2 収集体制

- (1) 収集運搬委託業者に協力を要請し、ごみ収集体制の確立を図る。
- (2) ごみ収集については、委託業者の被災状況、通行可能な道路、市民の避難状況等を踏まえ、収集運搬計画を策定する。

3 処理活動

- (1) 区役所、環境事業部において、臨時のごみステーションの設置場所等を市民に周知する。
- (2) 道路の復旧情報の収集に努め、これを基に収集運搬計画の更新を行う。
- (3) ごみ処理については、災害の発生により一時的にごみが大量発生し、又は施設の被害により焼却処分が一時的に不可能になった場合は、ごみの一時集積場所（仮置場）を指定し、被災地からのごみの搬出を行う。
- (4) ごみの搬出方法は、原則として、次のとおり行う。
 - ア 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上特に早急に収集する必要がある、委託業者の協力を得て最優先で収集及び搬送の体制を確立し、焼却処理する。

- イ 収集できず道路、空地等に置かれたごみについては、定期的に消毒を実施する。
 - ウ 清掃工場及び一時集積場所に集積されたごみについては、資源の再利用が可能なものは資源化を図り、それ以外のものについては、焼却、又は破碎処分の後、最終処分地へ搬出する。
- (5) 殺虫剤、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- (6) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、府、災害協定市等に対して支援要請を行う。

第3 災害廃棄物等処理

【環境局】

1 初期対応

- (1) 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- (2) 道路の被害状況等を把握し、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。
- (3) 災害廃棄物等を長期に保管することが可能な一時集積所(仮置場)を、被災状況等を鑑みて関係部局と協議し確保する。

2 処理活動

- (1) 災害廃棄物等撤去の依頼を受け、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先して、撤去・収集及び一時集積所への運搬等を産廃業者等に依頼する。
- (2) 災害廃棄物等の資源化、減量化に努め、仮置場及び解体段階での分別を指示する。また、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- (3) 一時集積所に保管している災害廃棄物等の量を把握し、処分・処理方法を検討する。市域内処理を原則として、災害廃棄物等の処分・処理を産廃業者等に依頼する。
- (4) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (5) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- (6) 府(循環型社会推進室)、公益社団法人大阪府産業資源循環協会及び近隣市に協力を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

第4 倒壊家屋等の解体撤去

【環境局、区役所】

- (1) 倒壊家屋等の解体によって発生する災害廃棄物の撤去・運搬は、原則建物の所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の一時集積所(仮置場)等に関する情報を提供する。
- (2) 市は、災害の規模や状況により、被災者の負担軽減等のために必要と認められる場合、倒壊家屋等の解体撤去に関する公費負担制度について国及び府と協議する。
- (3) 公費解体制度が設けられた場合、市は広報紙等により制度の広報を実施する。
- (4) 公費解体制度が設けられた場合の申請受付は、区対策本部において行う。
- (5) 市は、関係部局間で発注方法等を協議・検討した上で、解体撤去を事業者等に依頼する。
- (6) 市は、倒壊家屋等の処理において可能な限りリサイクルが推進されるよう努める。

第22節 遺体対策

【第22節の施策体系】

| | | |
|--------------|---------------|-------|
| 第22節 遺体対策 | 第1 初期活動 | P.457 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第2 遺体の検視等 | P.457 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| | 第3 遺体の収容・安置 | P.457 |
| | 主担当：区役所、健康福祉局 | |
| | 第4 遺体の身元確認 | P.458 |
| | 主担当：健康福祉局 | |
| 第5 遺体の火葬 | P.458 | |
| 主担当：健康福祉局 | | |
| 第6 応援要請 | P.458 | |
| 主担当：健康福祉局 | | |

市及び府、府警察、堺海上保安署は、遺体対策について、必要な措置をとるものとする。

第1 初期活動

【健康福祉局】

災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により全体の状況の把握に努め、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数もつかむ。

また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を調査し、把握する。

これらを、総合的に判断して、遺体の安置、火葬体制を定める。

第2 遺体の検視等

【健康福祉局】

遺体の検視（死体調査）は、現地にて警察官、海上保安官により行い、検視（死体調査）した後、次のとおり遺体の検案を行う。

- 1 遺体の検案は、堺市医師会等の協力を得て実施する。
- 2 医師は、遺体を検案した後、死体検案書を発行する。

第3 遺体の収容・安置

【区役所、健康福祉局】

検案を終えた遺体については、警察署等の協力を得て身元確認及び身元引受人の発見に努め、次のとおり遺体を収容・安置する。

- 1 市内の公共施設等死体収容に適切な場所をあらかじめ検討した候補地から選定し、遺体収容所（安置所）を開設する。
- 2 遺体処理台帳を作成する。
- 3 遺族その他より遺体引取りの申出があったときは、遺体処理台帳を整理し、確認のうえ引き渡す。
- 4 遺体の収容にあたっては、遺体収容袋及び遺体保存剤等必要な資器材を確保する。
- 5 遺族が遺体対策を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。
 - (1) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
 - (2) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
 - (3) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
 - (4) 火葬場の耐震化、耐浪化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。
- 6 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等については、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。

第4 遺体の身元確認

【健康福祉局】

身元不明の遺体については、府警察その他関係機関に連絡して、調査を実施する等身元確認の調査に努める。また、身元不明の遺体の着衣・所持品・人相・特徴等は保存、記録して身元確認の照会に応じる。

なお、災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

第5 遺体の火葬

【健康福祉局】

災害により死亡した者については、その遺族が火葬を行うことが困難な場合や遺族がない場合及び引取り手がない場合は、次のとおりとする。

- 1 遺体処理台帳及び遺品を保存し、原則として火葬に付す。
- 2 引取り手のない遺体は、火葬後、遺骨、遺品等を市又はその他適当な施設で保存する。

第6 応援要請

【健康福祉局】

市は自ら遺体対策の実施が困難な場合、府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

第23節 自発的支援の受入れ

【第23節の施策体系】

| | | |
|-----------------------|-----------------------------|-------|
| 第23節 自発的支援の 受入れ | 第1 災害発生時におけるボランティアの活動 | P.459 |
| | 主担当：健康福祉局、区役所 | |
| | 第2 義援金品の受付・配分 | P.462 |
| | 主担当：危機管理室、財政局、市民人権局、会計室、区役所 | |
| | 第3 海外からの支援の受入れ | P.462 |
| | 主担当：市長公室 | |
| 第4 日本郵便株式会社の援護対策等 | P.463 | |
| 主担当：日本郵便株式会社 | | |

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努めるものとする。

第1 災害発生時におけるボランティアの活動

【健康福祉局、区役所】

市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携する。また、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

1 ボランティアの受入れ

(1) 受入れ窓口の開設

堺市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。

(2) 活動拠点・情報の提供

ボランティア関係団体に対して活動の拠点となる場所及び情報の提供に努める。

(3) 情報交換

被害の情報・応急措置等の情報を提供し、ボランティア活動が円滑に行われるよう連携を図り、ボランティアが得た情報を積極的に活用する。

- (4) ボランティア保険への加入
ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者を必ずボランティア保険に加入させる。

2 ボランティアの派遣調整

- (1) 個人
本人の希望、特技、資格等を踏まえ、後述の被災情報により、活動内容、派遣場所、期間等を定め、ボランティアコーディネーターが中心になって派遣調整を行う。
特に、18歳未満の者については保護者の承諾を得ることを原則とする。
- (2) 団体
団体については、上記の個人と同じく、団体の希望等により、派遣先、機関等を決定するが、ある程度、組織的な活動が期待できることから、その内容にそった派遣調整を行う。
- (3) その他
市外からの個人及び団体のボランティアの取扱についても、上記と同じ取扱とする。

3 派遣先までの交通

道路網の寸断、公共交通機関の不通、また、けが人病人等被災者の搬送が優先されることから、指定避難所・救護所へは、ボランティア自身が徒歩あるいは他の交通手段を利用することを原則とする。

4 派遣先・活動の種別

- (1) 派遣先
- ア 指定避難所
 - イ 防災拠点
 - ウ 救護所
 - エ 災害対策本部
 - オ 被災地域・被災者宅等（危険区域を除く）
 - カ その他
- (2) 活動内容
- ア 避難場所の確保
指定避難所での被災者用の居住場所の確保を行う。（テント設営を含む。）
 - イ 援助物資等の輸送
災害対策本部で配分決定された援助物資等について、指定避難所への輸送を行う。
 - ウ 生活物資・食料等の配布

衣類、毛布、寝具等日常生活援助物資の仕分け及び配布や被災者用の飲料水・生活用水の配布及び食料の調整・配布等を行う。

エ けが人、病人等への対応

被災者の健康状態の聴取・把握及び医薬品の配布並びに病院への搬送あるいは、その手配等を行う。

オ 指定避難所・仮設トイレの整備

カ 指定避難所内外及び周辺のごみの清掃

キ 被災地域・被災者宅等での支援

被災地域・被災者宅での清掃、ごみ出し、その他必要な生活支援等を行う。

ク 専門職ボランティアについては、専門知識・資格を考慮し、救護本部と連絡調整を図りながら活動を行う。

5 ボランティア活動に必要な情報の収集・提供

(1) 収集内容

ア 指定避難所ごとの被災者数

- ① 大人数（男女別）・世帯数
- ② 子供数（乳児・幼児・小学生・中学生等）
- ③ 高齢者数（特に要介護者数・介護の種別）
- ④ 妊産婦数
- ⑤ 障害者数・種別
- ⑥ 病人数（特に病状別要加療者数）
- ⑦ 外国人数（国別）

イ 指定避難所の状況（建物・ガス・水道・電気・グラウンド等建物周辺）

ウ 必要な衣類、毛布、寝具等の日常生活支援物資の量、食料・水の量

エ 重傷を負ったけが人、病人、乳幼児等で緊急に治療等が必要な被災者数

オ ボランティアによる支援が必要な被災地域・被災者宅・被災者等の状況

(2) 情報の提供

最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点、活動申し込み方法・場所等について、近隣都道府県・市町村及び報道関係機関等に協力を求め、積極的に情報提供を行うことにより、ボランティアの確保に努める。

また、アスベストに関する基本的な情報の他、被災建築物等のアスベスト露出状況確認調査の結果を情報提供し、粉じんばく露を避けるため、むやみに被災建築物に近づかないこと、被災建築物付近で作業等を行う必要がある場合は正しい装着方法で防じんマスクを装着すること、アスベストの可能性のあるものには触れないこと等を周知する。

第2 義援金品の受付・配分

【危機管理室、財政局、市民人権局、会計室、区役所】
市などに寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1 義援金

(1) 受付

- ア 市に寄託される義援金は、それぞれ、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。
- イ 日本赤十字社堺市地区本部・各区地区は、事務局において受け付ける。

(2) 配分

- ア 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。その際、配分方法を工夫するなど、出来る限り迅速な配分を行うものとする。
- イ 市は、府又は日本赤十字社大阪府支部等から配分を委託された義援金を配分する。

2 義援物資

- ア 義援物資の提供の申し入れがあった場合は、危機管理センター内に設置する物資供給チームにおいて内容、量、到着予定日等を聞きとり、物資配送拠点への配送を依頼する。
- イ 個人等からの小口の義援物資は、仕分けや管理に多大な時間、人員を要することから、原則、受け入れない。
- ウ 法人等からの大口の義援物資であっても、避難所等の状況、ニーズに合わない不用不急な物資は、供給の必要性があるまでは受け入れない。

3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

- ア 被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。
- イ 市は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、府と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。
- ウ 市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理し、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第3 海外からの支援の受入れ

【市長公室、文化観光局】
市は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を

講ずる。

1 国との連絡調整

- (1) 海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、国と十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 海外からの支援が予想される場合には、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に対して迅速に対応する。

2 支援の受入れ

- (1) 市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。
 - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - イ 被災地のニーズと受入れ体制
- (2) 海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - ア 案内者、通訳等の確保
 - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第4 日本郵便株式会社の援護対策等

【日本郵便株式会社】

日本郵便株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常はがき及び郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便はがき等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得てお年玉付郵便はがき等寄附金を配分する。

関係機関と密接な連絡を図り、施設の使用停止、火薬の運搬停止等の緊急措置を講じる。

事 故 等 編

第 1 節 海上災害応急対策

【第 1 節の施策体系】

| | | |
|-------------------|----------------------|-------|
| 第 1 節 海上災害応急対策 | 第 1 市の組織動員 | P.464 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第 2 府災害対策本部地域連絡部との連絡 | P.466 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第 3 通報連絡体制 | P.466 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第 4 事故発生時における応急措置 | P.468 |
| | 主担当：危機管理室、堺海上保安署 | |
| | 第 5 事故対策連絡調整本部の設置 | P.470 |
| | 主担当：危機管理室、堺海上保安署 | |

防災関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により、大量の油、高圧ガス及び毒物劇物等（以下「危険物等」という。）の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施するものとする。

第 1 市の組織動員

【危機管理室】

市は、大規模な海上事故等による災害が発生し、又は災害となる恐れがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策に協力するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1 組織体制

(1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な海上事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な海上事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること

- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関する事
- ③ 職員の配備体制に関する事
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関する事

(2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監）の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

ア 設置基準

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと対策本部長（現地災害対策本部においては現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他対策本部長が設置の必要がなくなったと認めるとき

ウ 本部の所掌事務

- ① 情報の収集・伝達に関する事
- ② 職員の配備に関する事
- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関する事
- ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関する事

2 組織および運営

対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

| | | | |
|----------|---------|--|--------------------------|
| 危機管理センター | 警戒配備号 1 | 情報収集及び災害の警戒が必要なとき | 情報収集及び伝達に必要な人員を配備 |
| | 警戒配備号 2 | 災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき | 軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備 |
| 災害対策本部 | 対策配備 | 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき | 総合的応急対策活動に必要な人員を配備 |

(2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。

また、対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。

第 2 府災害対策本部地域連絡部との連絡

【危機管理室】

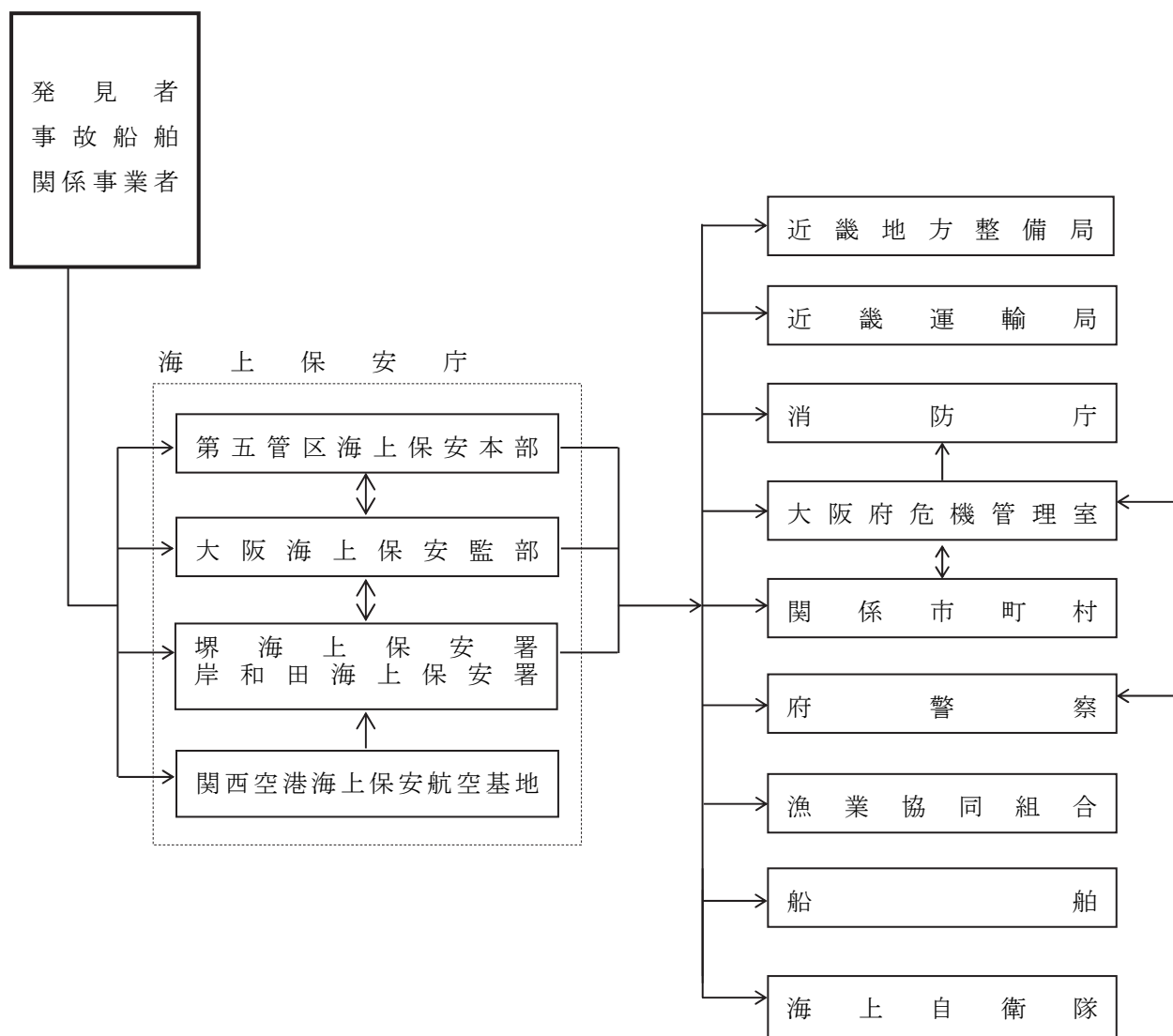
市域内に府災害対策本部地域連絡部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第 3 通報連絡体制

【危機管理室】

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報連絡は、次による。

1 通報系統



2 通報事項

- (1) 船名、総トン数、乗組員数並びに危険物等の種類、品名、数量又は施設名並びに危険物等の種類、品名、数量
- (2) 事故発生日時及び場所
- (3) 事故の概要
- (4) 気象、海象の状況
- (5) 危険物等の状況
- (6) 人的被害の状況
- (7) 今後予想される災害
- (8) その他必要な事項

第4 事故発生時における応急措置

【危機管理室、堺海上保安署】

市は速やかに、災害対策に関する関係機関との連絡調整、応急措置の協力を行う。

1 災害広報

(1) 船舶への周知

堺海上保安署及び港湾管理者等は、危険物等による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、無線、ラジオ、拡声器等により、付近航行の船舶に対し周知に努める。

(2) 沿岸住民への周知

市及び防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、住民の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、広報車等により、沿岸住民に対して周知する。

2 流出油等の防除措置

(1) 市、府

ア 必要となる油防除資機材を防災関係機関と協力して調達する。

イ 流出油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集を行う。また、情報収集にあたっては、大阪海上保安監部と浮流・漂着の監視等について連携を図り、必要に応じて役割分担を行う。

ウ 第五管区海上保安本部からの、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく要請を受けた場合で知事若しくは関係市町長が必要と認めたとき、又は知事若しくは関係市町長が必要と認めたときは、流出油等の海岸等への漂着に対処するため、第五管区海上保安本部、海上災害防止センター等と連携を密にして、必要な対応を行う。

エ 港湾法、漁港法、海岸法等に基づく管理区域である、港湾区域、漁港の区域、海岸保全区域等に流出油等が漂着する恐れがあると認める場合は、速やかに防除措置の体制を整え、防災関係機関等と協力して有効な防除措置を実施する。また、管理区域内に流出油等が流入した場合には、迅速かつ効率的な回収及び処理を実施する。

オ エの場合において、防除措置義務者が必要な措置を講じていない場合には、防除措置義務者に対し措置を講ずるよう要請する。

カ 市は、必要に応じて、周辺住民に対して避難誘導を行う。

(2) 堺海上保安署

ア 被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船舶、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

イ 流出油等の種類及び性状、気象・海象の状況等を把握したうえで、適切な

防除方針を決定する。

ウ 防除措置義務者が行う防除措置の実施状況を総合的に把握し、防除措置義務者に対して防除作業の実施に必要な事項について助言、指導を行う。

エ 防除措置義務者が措置を講じていないと認められる場合は、防除措置を講ずるよう命じる。

オ 緊急に防除措置を講じる必要がある場合は、巡視船艇、航空機等による応急的な防除措置を講じることとし、必要があると認める場合は、海上災害防止センターに対して防除措置を講ずべきことを指示する。

カ 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会による流出油等の防除活動が行われる場合は、必要に応じて活動の調整を行う。

(3) 近畿地方整備局

第五管区海上保安本部の要請（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律41条の2）に基づき、油回収船等による防除措置を実施する。

(4) その他の防災関係機関等

堺海上保安署又は府、関係市町から防除措置の実施について協力要請を受けた場合は、協力の可否を判断し、必要な協力を行う。

なお、海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示又は防除措置義務者からの委託により、防除措置を実施する。

3 積油の抜取り

堺海上保安署は、タンカー事故に際して関係企業を指導、監督し、流出油等による被害の拡大を防止するため、油槽船、バージ船により事故船舶の積油の抜取りを行わせる。

4 消火活動

(1) 海面及び事故船舶の火災

堺海上保安署、消防局は、船舶及び化学消火剤等の効果的な活用により、海面火災及び事故船舶の消火活動を行う。

(2) 沿岸部の火災

消防局は、速やかに沿岸部の火災の発生状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

5 船舶交通の制限等

(1) 船舶交通の制限

堺海上保安署は、危険物等により、火災が発生し、又は発生のおそれがある場合には、必要に応じて関係船舶に対し、火気の使用の制限又は禁止、航行の制限、禁止、移動又は退去及び避難の勧告等の措置を講ずる。

また、周辺海域においては、船舶の航行の停止、航行経路の変更等について

指導を行う。

(2) 船舶交通の危険防止

堺海上保安署長は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

第5 事故対策連絡調整本部の設置

【危機管理室、堺海上保安署】

市は、ふ頭又は岸壁に係留されたタンカー事故の場合、防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、事故対策連絡調整本部を設置することができる。

1 構成及び設置場所

(1) 構成

堺海上保安署、近畿運輸局、府、府警察、関係市町（消防機関を含む）、港湾の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

(2) 設置場所

堺海上保安署又は事故現場に近い適当な場所若しくは船艇とする。

2 事故対策連絡調整本部への報告等

(1) 関係機関は、次の事項について事故対策連絡調整本部へ報告し、関係職員を必要期間常駐させ必要な調整を図る。

ア 被害状況、災害応急対策実施状況に関すること。

イ その他各機関等が事故対策連絡調整本部へ報告することが適当と認める事項に関すること。

(2) 事故対策連絡調整本部は、前項の報告及び調整の要請を受けたときは、各機関と協議のうえ必要な措置をとる。

第2節 航空災害応急対策

【第2節の施策体系】

| | | |
|-----------------|------------------------|-------|
| 第2節 航空災害応急対策 | 第1 市の組織動員 | P.471 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡 | P.473 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置 | P.473 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第4 その他の地域 | P.474 |
| | 主担当：危機管理室 | |

市及び防災関係機関は、航空機の墜落等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第1 市の組織動員

【危機管理室】

市は、大規模な航空事故等による災害が発生し、又は災害となる恐れがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策に協力するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1 組織体制

(1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な航空事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な航空事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

(2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

ア 設置基準

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと災害対策本部長（現地災害対策本部において現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他災害対策本部長が設置の必要がなくなったと認めるとき

ウ 本部の所掌事務

- ① 情報の収集・伝達に関すること
- ② 職員の配備に関すること
- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

2 組織および運営

対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参加する。

| | | | |
|----------|--------|--|--------------------------|
| 危機管理センター | 警戒配備号1 | 情報収集及び災害の警戒が必要なとき | 情報収集及び伝達に必要な人員を配備 |
| | 警戒配備号2 | 災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき | 軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備 |
| 災害対策本部 | 対策配備 | 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき | 総合的応急対策活動に必要な人員を配備 |

(2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。

また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。

第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡

【危機管理室】

庁舎内又は市域内に府災害対策本部地域連絡部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置

【危機管理室】

市は、航空災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又はすでに設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

第4 その他の地域

【危機管理室】

空港及びその周辺以外の地域において災害が発生した場合には、府、市町村をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

第3節 鉄道災害応急対策

【第3節の施策体系】

| | | |
|-----------------|------------------------|-------|
| 第3節 鉄道災害応急対策 | 第1 市の組織動員 | P.475 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡 | P.477 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置 | P.477 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第4 情報収集伝達体制 | P.477 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第5 鉄軌道事業者の災害応急対策 | P.478 |
| | 主担当：危機管理室、鉄軌道事業者 | |

鉄軌道事業者及び市、府その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第1 市の組織動員

【危機管理室】

1 組織体制

(1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な鉄道事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な鉄道事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

(2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

ア 設置基準

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと災害対策本部長（現地災害対策本部において現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他災害対策本部長が設置の必要がなくなると認めるとき

ウ 本部の所掌事務

- ① 情報の収集・伝達に関すること
- ② 職員の配備に関すること
- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

2 組織および運営

対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参加する。

| | | | |
|----------|--------|--|--------------------------|
| 危機管理センター | 警戒配備号1 | 情報収集及び災害の警戒が必要なとき | 情報収集及び伝達に必要な人員を配備 |
| | 警戒配備号2 | 災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき | 軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備 |
| 災害対策本部 | 対策配備 | 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき | 総合的応急対策活動に必要な人員を配備 |

(2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。

また、対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。

第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡

【危機管理室】

庁舎内又は市域内に府災害対策本部地域連絡部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置

【危機管理室】

市は、鉄道災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又はすでに設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

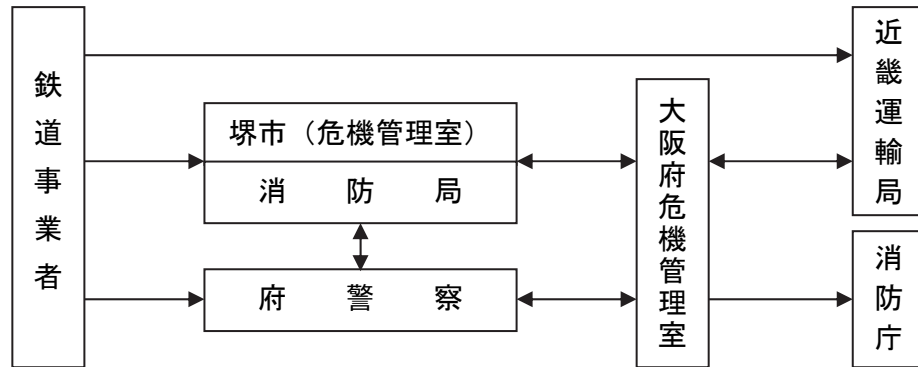
第4 情報収集伝達体制

【危機管理室】

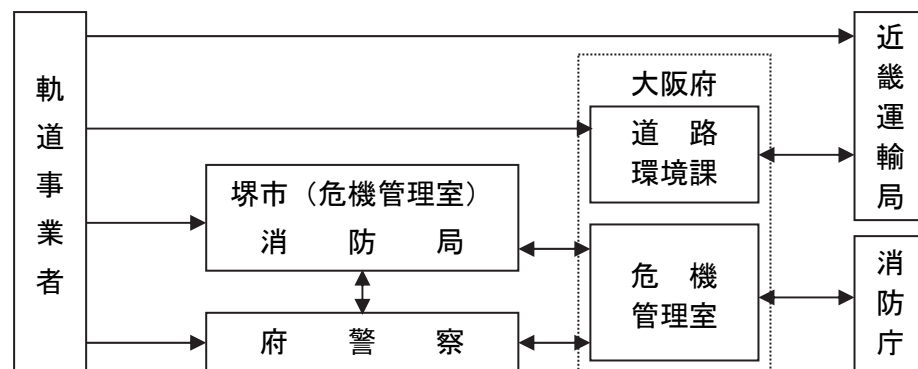
大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路

(1) 鉄道事業者



(2) 軌道事業者



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第5 鉄軌道事業者の災害応急対策

【危機管理室、鉄軌道事業者】

鉄軌道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

3 代替交通手段の確保

他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

4 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第4節 道路災害応急対策

【第4節の施策体系】

| | | |
|-----------------|------------------------|-------|
| 第4節 道路災害応急対策 | 第1 市の組織動員 | P.480 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡 | P.482 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置 | P.482 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第4 情報収集伝達体制 | P.482 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| 第5 道路管理者の災害応急対策 | P.483 | |
| 主担当：危機管理室、建設局 | | |

道路管理者及び市、府その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第1 市の組織動員

【危機管理室】

市は、大規模な道路事故等による災害が発生し、又は災害となる恐れがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策に協力するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1 組織体制

(1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な道路事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な道路事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること

- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関する事
- ③ 職員の配備体制に関する事
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関する事

(2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

ア 設置基準

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと災害対策本部長（現地災害対策本部において現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他災害対策本部長が設置の必要がなくなったと認めるとき

ウ 本部の所掌事務

- ① 情報の収集・伝達に関する事
- ② 職員の配備に関する事
- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関する事
- ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関する事

2 組織および運営

対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

| | | | |
|----------|--------|--|--------------------------|
| 危機管理センター | 警戒配備号1 | 情報収集及び災害の警戒が必要なとき | 情報収集及び伝達に必要な人員を配備 |
| | 警戒配備号2 | 災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき | 軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備 |
| 災害対策本部 | 対策配備 | 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき | 総合的応急対策活動に必要な人員を配備 |

(2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。

また、対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。

第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡

【危機管理室】

庁舎内又は市域内に府災害対策本部地域連絡部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置

【危機管理室】

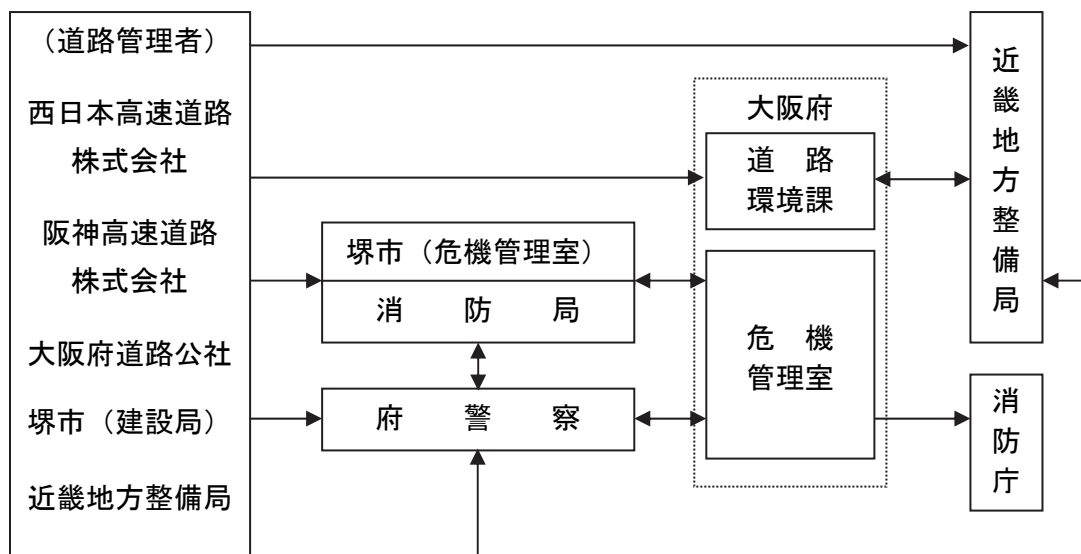
市は、道路災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又はすでに設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

第4 情報収集伝達体制

【危機管理室】

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第5 道路管理者の災害応急対策

【危機管理室、建設局】

道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 危険物等の流出対策

他の防災関係機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

3 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

4 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

5 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第5節 危険物等災害応急対策

【第5節の施策体系】

| | | |
|-------------------------|------------------------|-------|
| 第5節 危険物等 災害応急対策 | 第1 市の組織動員 | P.485 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡 | P.487 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置 | P.487 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第4 危険物災害応急対策 | P.488 |
| | 主担当：危機管理室、消防局 | |
| | 第5 高圧ガス災害応急対策 | P.489 |
| | 主担当：危機管理室、消防局 | |
| 第6 火薬類災害応急対策 | P.491 | |
| 主担当：危機管理室、消防局 | | |
| 第7 毒物劇物災害応急対策 | P.492 | |
| 主担当：危機管理室、健康福祉局、消防局 | | |
| 第8 管理化学物質災害応急対策 | P.494 | |
| 主担当：危機管理室、環境局、健康福祉局、消防局 | | |

防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図るものとする。

第1 市の組織動員

【危機管理室】

市は、大規模な危険物等による災害が発生し、又は災害となる恐れがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策に協力するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1 組織体制

(1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な危険物事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規

模な危険物事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

(2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

ア 設置基準

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと災害対策本部長（現地災害対策本部において現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他災害対策本部長が設置の必要がなくなったと認めるとき

ウ 本部の所掌事務

- ① 情報の収集・伝達に関すること
- ② 職員の配備に関すること
- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

2 組織および運営

対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

| | | | |
|----------|--------|--|--------------------------|
| 危機管理センター | 警戒配備号1 | 情報収集及び災害の警戒が必要なとき | 情報収集及び伝達に必要な人員を配備 |
| | 警戒配備号2 | 災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき | 軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備 |
| 災害対策本部 | 対策配備 | 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき | 総合的応急対策活動に必要な人員を配備 |

(2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。

また、対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。

第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡

【危機管理室】

庁舎内又は市域内に府災害対策本部地域連絡部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置

【危機管理室】

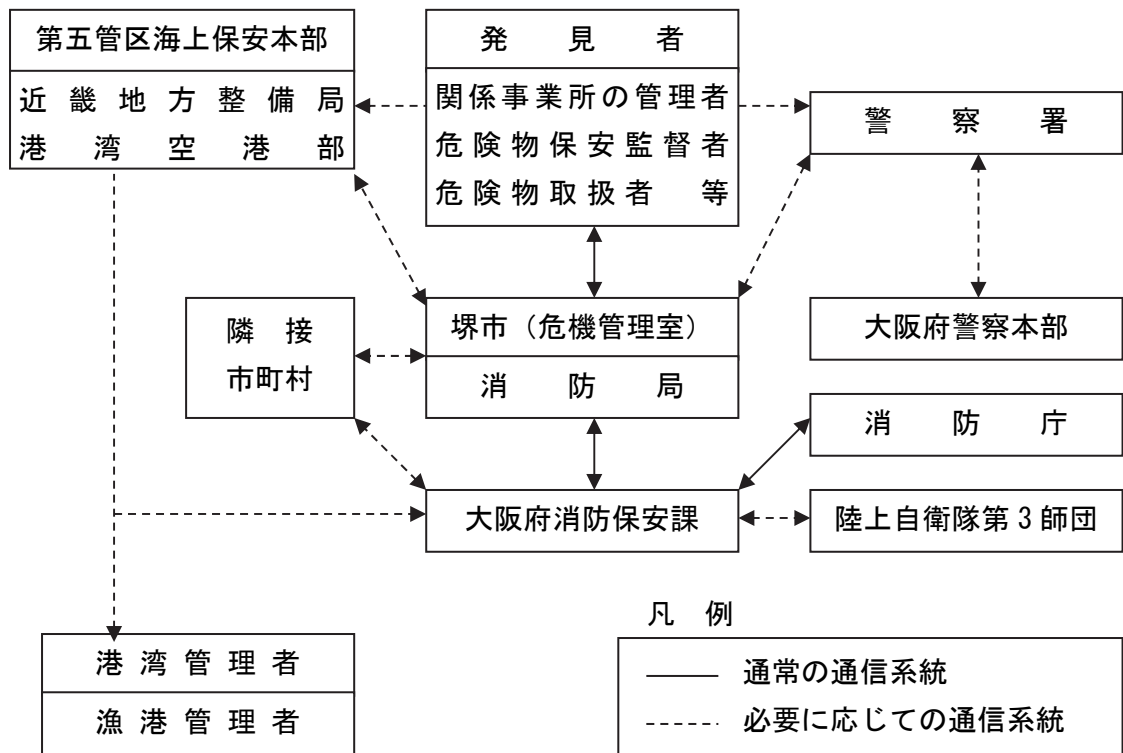
市は、危険物災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又はすでに設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

第4 危険物災害応急対策

【危機管理室、消防局】

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市（危機管理室・消防局）

- (1) 市（危機管理室・環境局・消防局）は、関係機関と密接な連絡をとり、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 市（危機管理室・環境局・消防局）は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。
- (3) 市（危機管理室・環境局・消防局）は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 府警察

- (1) 危険物の流出、火災爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、

交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

- (2) 火災等の災害が危険物施設に及ぶ恐れのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

4 事業者

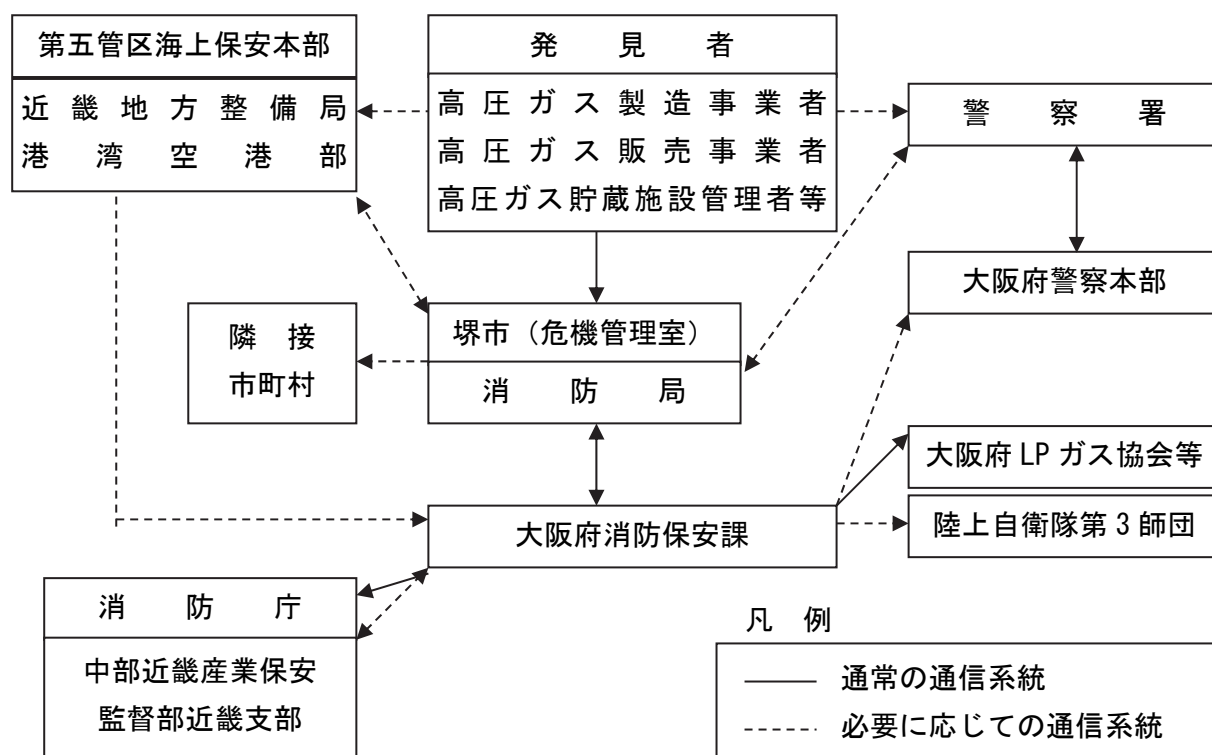
- (1) 危険物による大規模な事故が発生した場合、市（危機管理室・環境局・消防局）にその被害の状況、応急対策の活動状況及び災害対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 危険物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等必要な体制をとり、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第5 高圧ガス災害応急対策

【危機管理室、消防局】

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市（危機管理室・環境局・消防局）

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、

負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、市は、関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部

関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

4 府警察

- (1) 高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が高圧ガス施設に及ぶ恐れのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保全措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

5 事業者

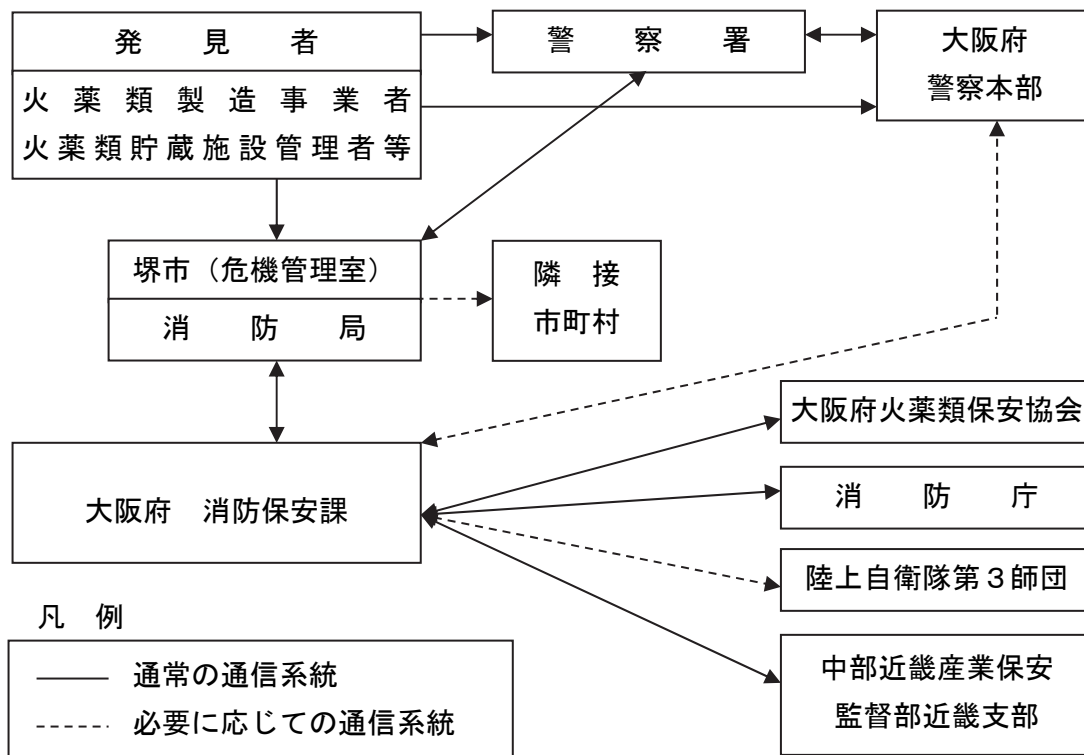
- (1) 高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとり、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第6 火薬類災害応急対策

【危機管理室、消防局】

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市（危機管理室・消防局）

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、市は、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部

関係機関と密接な連絡を図り、施設の使用停止、火薬の運搬停止等の緊急措置を講じる。

4 府警察

(1) 火薬類の爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を講ずる。

(2) 火災等の災害が火薬類貯蔵所に及ぶ恐れのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を講ずる。

5 事業者

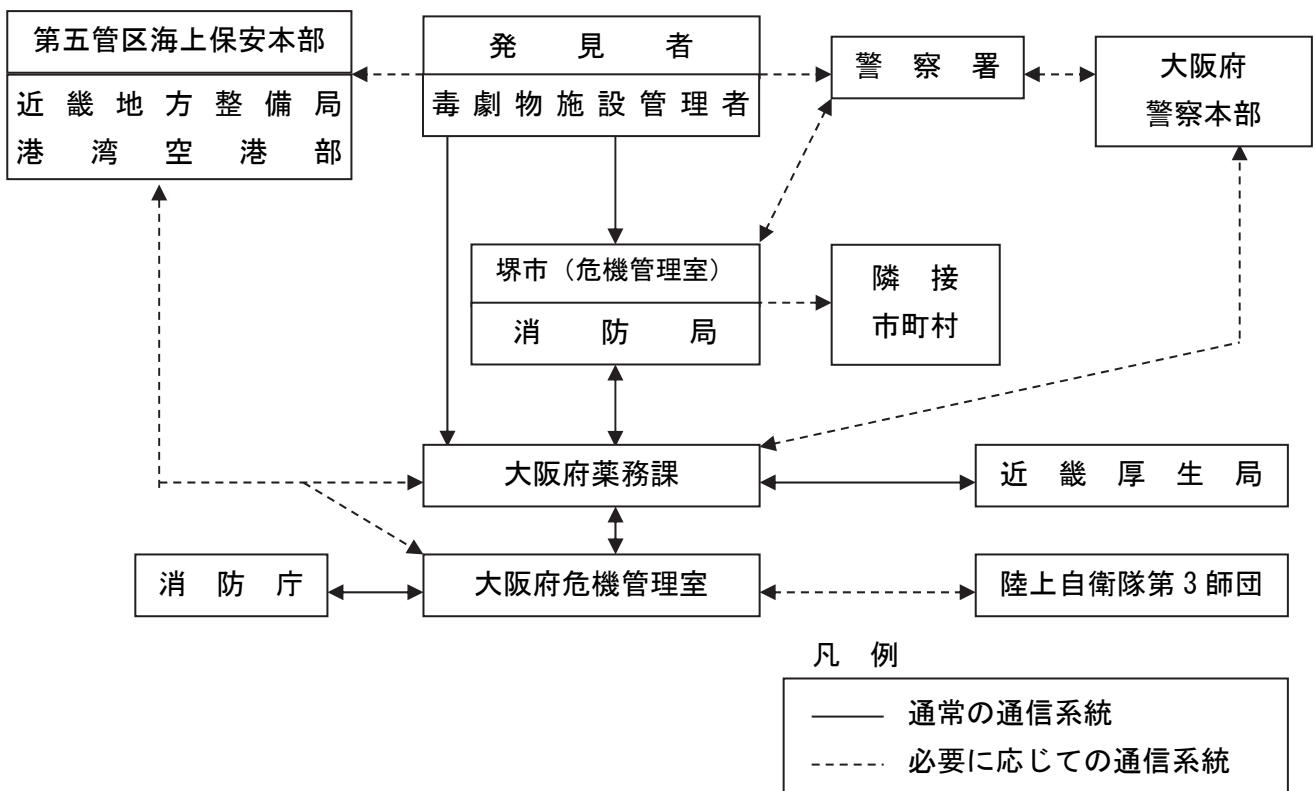
- (1) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとり、災害の拡大の防止のため、必要な措置を講ずる。

第7 毒物劇物災害応急対策

【危機管理室、健康福祉局、消防局】

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市（危機管理室・健康福祉局・消防局）

- (1) 毒物劇物施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は、そのおそれがある際は、施設等の管

理責任者に対し、危害を防止するための除毒等の応急措置を講じるよう指示する。

- (2) 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 府

- (1) 毒物劇物施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は、そのおそれがある際は、施設等の管理責任者に対し、危害を防止するための除毒等の応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努め、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

4 府警察

- (1) 毒物劇物の流出等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が毒物劇物の貯蔵施設に及ぶ恐れのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

5 事業者

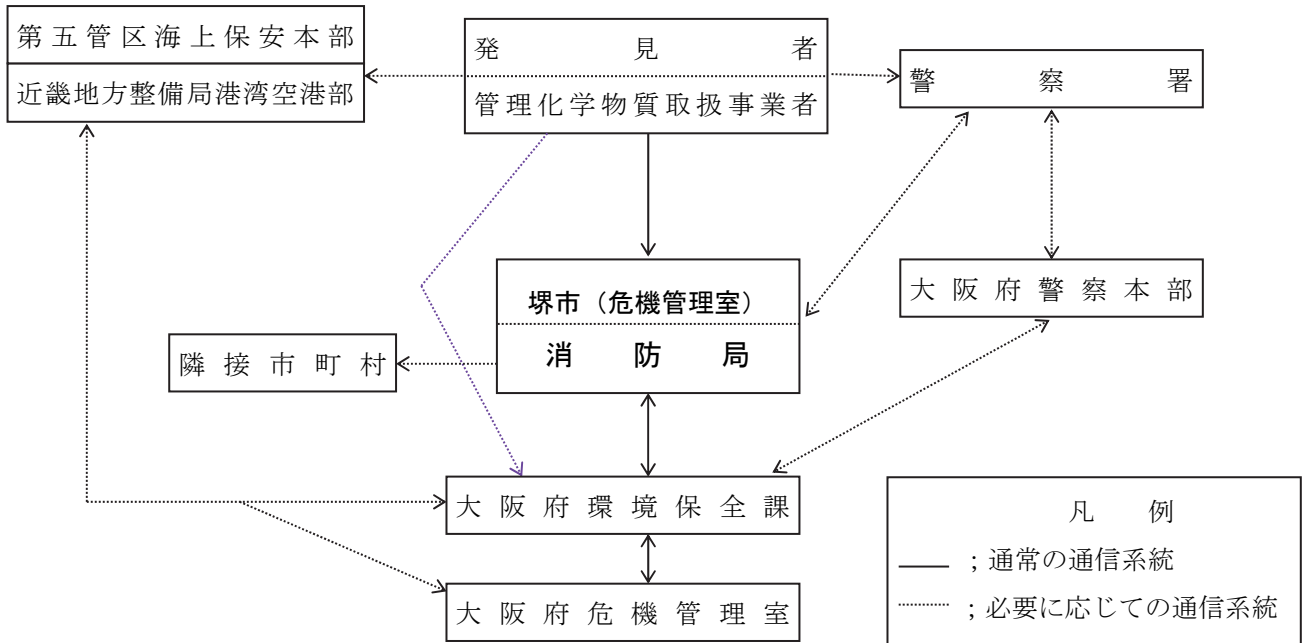
- (1) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとり、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第8 管理化学物質災害応急対策

【危機管理室、環境局、健康福祉局、消防局】

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

3 府

関係機関との連携を密にし、管理化学物質に係る災害情報の収集連絡を行い、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

4 事業者

- (1) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、市にその被害の状況、応急措置の実施状況等を連絡する。
- (2) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとり、災害の拡大防止等のため、必要な措置を行う。

第6節 高層建築物、市街地災害応急対策

【第6節の施策体系】

| | | |
|--------------------------------|------------------------|-------|
| 第6節 高層建築物、 市街地災害応急 対策 | 第1 市の組織動員 | P.495 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡 | P.497 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置 | P.497 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第4 通報連絡体制 | P.498 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第5 火災の警戒 | P.498 |
| | 主担当：危機管理室、消防局 | |
| | 第6 市 | P.499 |
| | 主担当：危機管理室、消防局 | |
| 第7 府警察 | P.500 | |
| 主担当：府警察 | | |
| 第8 大阪ガス株式会社 | P.501 | |
| 主担当：大阪ガス株式会社 | | |
| 第9 高層建築物、地下街の管理者等 | P.501 | |
| 主担当：施設管理者 | | |

高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施するものとする。

第1 市の組織動員

【危機管理室】

市は、大規模な高層建築物、市街地火災等による災害が発生し、若しくは災害となる恐れがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1 組織体制

(1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な高層建築物、市街地火災等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な高層建築物、市街地火災等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

(2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

ア 設置基準

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと災害対策本部長（現地災害対策本部において現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他災害対策本部長が設置の必要がなくなったと認めるとき

ウ 本部の所掌事務

- ① 情報の収集・伝達に関すること
- ② 職員の配備に関すること
- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

2 組織および運営

災害対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

| | | | |
|----------|--------|--|--------------------------|
| 危機管理センター | 警戒配備号1 | 情報収集及び災害の警戒が必要なとき | 情報収集及び伝達に必要な人員を配備 |
| | 警戒配備号2 | 災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき | 軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備 |
| 災害対策本部 | 対策配備 | 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき | 総合的応急対策活動に必要な人員を配備 |

(2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。

また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。

第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡

【危機管理室】

庁舎内又は市域内に府災害対策本部地域連絡部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置

【危機管理室】

市は、高層建築物、市街地災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又

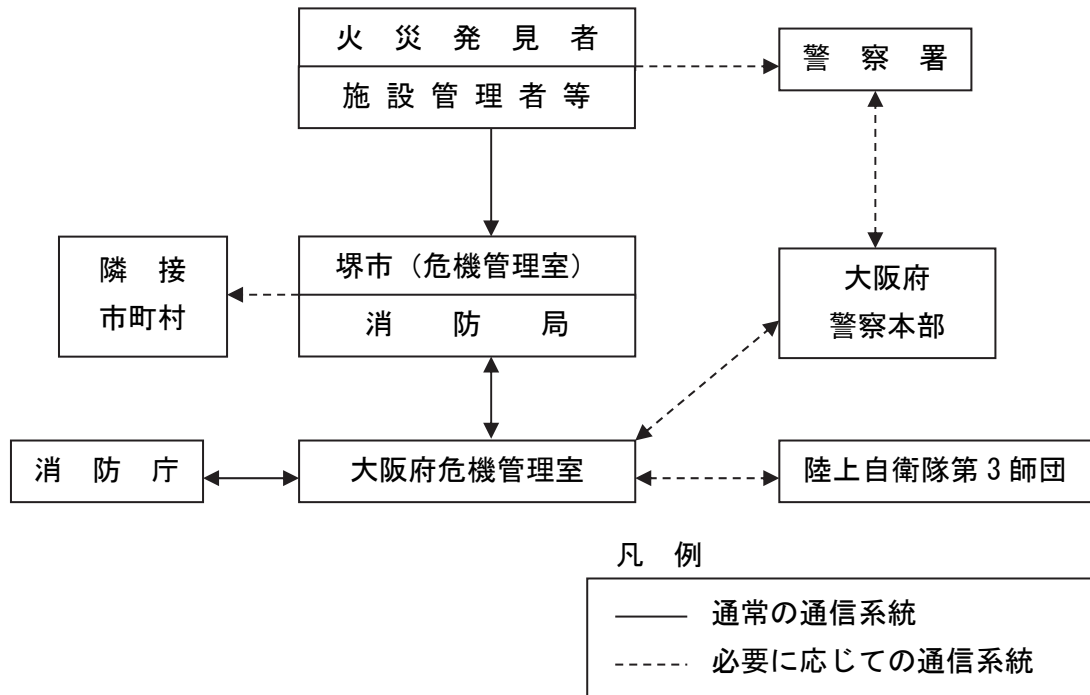
はすでに設置されている場合は職員を派遣)し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

第4 通報連絡体制

【危機管理室】

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

1 通報系統



第5 火災の警戒

【危機管理室、消防局】

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報し、知事は市長に伝達する。

(1) 通報基準

大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

(2) 通報内容及び時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況としてに通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予想される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風注意報」を公表した場合は、その発表を以て火災気象通報に代える。

2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報を行う場合の基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、堺市火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

4 住民への周知

市は、堺市防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第6 市

【危機管理室、消防局】

市（危機管理室・消防局）は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。

なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

1 ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定
- (4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、府警察等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

- (5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

- (6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社（都市ガスの場合）、または、一般社団法人大阪府 LP ガス協会が指定する通報事業所（LP ガスの場合）が行う。

イ 大阪ガス株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、

その旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

2 火災等

市（消防局）は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策
- (4) 高層建築物の消防用設備等の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

3 広域応援体制

- (1) 市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防ぎょ活動が実施できない場合には、隣接市町村、府、府警察などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。
- (2) 府は、市から要請があったとき又は緊急の必要があるときには、隣接市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

第7 府警察

【府警察】

府警察は、災害状況に応じ次の警備措置を実施する。

1 警備本部等の設置

幹部の早期現場急行により現地指揮体制を確立し、警備本部を設置する。

2 救出救助

被災者の有無の確認及び速やかな救出救助活動と消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護搬送措置を行う。

3 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所への要員配置による各種資器材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。

4 警戒区域の設定

二次災害防止を図るための広範囲の警戒区域の設定を行う。

5 交通規制

救出救助活動及び復旧作業の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。

6 その他

府警察は、関係機関との密接な連携のもと、市町村が行う消火・救助・救急活動を支援する。

また、市町村その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（死体調査）等所要の措置をとる。

第8 大阪ガス株式会社

【大阪ガス株式会社】

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

- 1 緊急の場合には、特定の施設に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等により、ガスの供給を停止する。
- 2 遮断後のガスの供給再開にあたっては、市（消防局）の現場最高指揮者に連絡のうえ行う。

第9 高層建築物、地下街の管理者等

【施設管理者】

- 1 ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物の管理者等は、市（消防局）等へ通報し、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- 2 高層建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。
- 3 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとり、災害の拡大防止のため、必要な措置を行う。

第7節 放射線災害応急対策

【第7節の施策体系】

| | | |
|-------------------------|---------------------------------|-------|
| 第7節 放射線災害応急 対策 | 第1 市の組織動員 | P.503 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡 | P.505 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置 | P.505 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第4 災害情報の収集・伝達 | P.505 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第5 災害広報・広聴 | P.505 |
| | 主担当：市長公室、区役所、健康福祉局、各関係機関 | |
| | 第6 放射線量の測定 | P.506 |
| | 主担当：府、環境局、健康福祉局、上下水道局、 教育委員会 | |
| | 第7 救助・救急活動 | P.506 |
| | 主担当：消防局、府、府警察、堺海上保安署、自衛隊 | |
| | 第8 医療救護活動 | P.506 |
| 主担当：健康福祉局、消防局、府 | | |
| 第9 屋内退避・避難誘導 | P.506 | |
| 主担当：危機管理室、府、府警察、関係各機関 | | |
| 第10 指定避難所の開設及び運営 | P.507 | |
| 主担当：健康福祉局、区役所、教育委員会 | | |
| 第11 広域避難の協議・受入れ | P.507 | |
| 主担当：危機管理室、府 | | |
| 第12 飲料水、飲食物の摂取制限等 | P.508 | |
| 主担当：健康福祉局、産業振興局、上下水道局、府 | | |
| 第13 交通規制、緊急輸送活動 | P.509 | |
| 主担当：建設局、府警察、堺海上保安署 | | |
| 第14 社会秩序の維持 | P.509 | |
| 主担当：危機管理室、府 | | |
| 第15 災害時のチタン廃棄物対応 | P.509 | |
| 主担当：環境局 | | |

放射線災害の特殊性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に住民の安全確保対策を講ずるものとする。

第1 市の組織動員

【危機管理室】

市は、大規模な放射線事故による災害が発生し、又は災害となる恐れがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制

(1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な放射線事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な放射線事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

(2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

ア 設置基準

- ① 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- ② 府又は国から災害対策本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき
- ③ 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な放射線事故等による災害が発生したと判断したとき
- ④ その他市長が必要と認めたとき

イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと災害対策本部長（現地災害対策本部において現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき

- ② 災害応急対策がおおむね完了したと対策本部長が認めるとき
 - ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
 - ④ その他災害対策本部長が設置の必要がなくなったと認めるとき
- ウ 本部の所掌事務
- ① 情報の収集・伝達に関すること
 - ② 職員の配備に関すること
 - ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
 - ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

2 組織および運営

対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参加する。

| | | | |
|----------|--------|--|--------------------------|
| 危機管理センター | 警戒配備号1 | 情報収集及び災害の警戒が必要なとき | 情報収集及び伝達に必要な人員を配備 |
| | 警戒配備号2 | 災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき | 軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備 |
| 災害対策本部 | 対策配備 | 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき | 総合的応急対策活動に必要な人員を配備 |

(2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。

また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。

第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡

【危機管理室】

庁舎内又は市域内に府災害対策本部地域連絡部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置

【危機管理室】

市は、放射線災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又はすでに設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

第4 災害情報の収集・伝達

【危機管理室】

市、府、国をはじめとした防災機関及び放射性物質取扱事業者等は、緊急事態の発生後、相互に連携協力し、直ちに状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

第5 災害広報・広聴

【市長公室、区役所、健康福祉局、各関係機関】

市は、住民等への情報提供にあたっては国、府等防災機関及び放射性物質取扱事業者等と連携し、情報の発信元を明確にする。また、平常時の広報手段を活用するほか、防災行政無線等、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、国や府、防災関係機関と連携し、情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

(1) 広報すべき主な内容

- ア 事故の概要
- イ 事故対策の状況
- ウ 住民のとるべき措置及び注意事項
- エ その他必要と認める事項

また、住民からの問い合わせ、相談等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合相談窓口を開設するものとする。

第6 放射線量の測定

【府、環境局、健康福祉局、上下水道局、教育委員会】

府は、災害の状況に応じて緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質及び放射線の影響を早期に把握し、関係機関にその情報を迅速に伝達する。

市は、府が実施したモニタリング情報の迅速な把握に努め、必要に応じて緊急時モニタリングを実施する。

第7 救助・救急活動

【消防局、府、府警察、堺海上保安署、自衛隊】

市、府、府警察、堺海上保安署及び自衛隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。

また、市、府、他市町、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行う。

第8 医療救護活動

【健康福祉局、消防局、府】

市及び府は、国、緊急被ばく医療機関、堺市医師会、大阪府医師会等の協力を得て、放射線被ばく又は放射性物質による汚染を受けた者のほか、緊急時の混乱等により生ずる一般傷病者等に対する医療救護活動を実施する。

第9 屋内退避・避難誘導

【危機管理室、府、府警察、関係各機関】

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護するため、防災関係機関は相互に連携し、屋内退避又は避難等の勧告、指示、誘導等必要な措置を講ずる。

1 屋内退避及び避難等に関する指標

市及び府は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況により防護措置が必要と判断したとき、内閣総理大臣より原子力緊急事態宣言が発出された場合は、原子力災害対策本部の指示、助言等又は独自の判断により、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の住民に対して屋内退避の措置をとる。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う

場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

2 警戒区域の設定

市長は、国の指示又は事故情報や専門家の助言等に基づき、放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するために特に必要であると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

また、市長は、警戒区域を設定した時は、府警察その他の関係機関に対し、実効を上げるための必要な措置をとるよう要請するものとする。

第10 指定避難所の開設及び運営

【健康福祉局、区役所、教育委員会】

市長は、国の指示又は独自に避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、指定避難所を指定し、周知する。また、指定避難所を指定した場合は、速やかに避難所対応職員等を派遣し、指定避難所を開設する。

なお、運営に当たっては、避難者による自主的な運営を促し、避難者の安全の確保、生活環境の配慮、要配慮者に対するケア及び男女のニーズの違いや性的少数者の方等避難者の多様性に十分に配慮する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

第11 広域避難の協議・受入れ

【危機管理室、府】

1 府内市町村間における広域避難の協議

市域外への広域的な避難をすることが必要となる場合には、市は、当該避難者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとする。市町村間による協議が困難な場合は、府に受入れ先市町村の選定等を要請する。

2 都道府県域を超える広域避難の要請

府域外への広域的な避難をすることが必要となる場合には、市は、他の都道府県に対する当該避難者の受入れについて、府に当該都道府県との協議及び避難者を移送するための措置を要請する。

3 広域避難の受入れ

市は、他の自治体から広域避難者の受入れの協議等があった場合は、受け入れられない特段の事情がない限り受け入れ、当該避難者の受入れについて可能な限り協力するものとする。なお、原子力災害に係る広域避難の受入れについて、堺市の受入れ（マッチング）担当避難元地域は、滋賀県長浜市の木之本、廣瀬、黒田、田部、千田、西山、田居、北布施、赤尾（全て自治会区）である。

第12 飲料水、飲食物の摂取制限等

【健康福祉局、産業振興局、上下水道局、府】

市は、住民の健康を守るため緊急に必要があると認めるとき又は府から飲料水、飲食物等の摂取制限措置の指示があったときは、汚染飲料水及び飲食物の摂取を制限し、又は禁止する。

1 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、府と連携し、住民の内部被ばくに対処するため、飲料水、飲食物等について、放射性物質の濃度が下表の「飲食物摂取制限に関する指標」の基準を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言及び指示等を踏まえ、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行うものとする。

2 農林水産物の採取及び出荷制限

市は、府と連携し、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取並びに出荷を制限し、又は禁止する等の必要な措置を行うものとする。

（参考）飲食物摂取制限に関する指標

| | 初期設定値 | | 防護措置の概要 |
|-----------------------|------------|------------------|--|
| | 飲料水、牛乳・乳製品 | 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 | |
| 核種※3 | | | 1週間内を目途に飲食物放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を実施 |
| 放射性ヨウ素 | 300Bq/kg | 2,000Bq/kg | |
| 放射性セシウム | 200Bq/kg | 500Bq/kg | |
| プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 | 1Bq/kg | 10Bq/kg | |
| ウラン | 20Bq/kg | 100Bq/kg | |

3 飲料水及び飲食物の供給

府は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、市及び防災関係機関と協力して関係住民への応急措置を講ずる。

第13 交通規制、緊急輸送活動

【建設局、府警察、堺海上保安署】

市、府をはじめ防災関係機関は、救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

また、府警察及び第五管区海上保安本部は、原子力緊急事態の発出があった場合において、緊急事態応急対策に必要な交通規制を実施する。

第14 社会秩序の維持

【危機管理室、府】

市、府をはじめ防災関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努める等、被災地域における社会秩序の維持を図り、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第15 災害時のチタン廃棄物対応

【環境局】

震災等の災害時には、速やかにチタン廃棄物埋立地に職員を派遣し、地面の亀裂や流動化現象による覆土の異常、チタン廃棄物の露頭若しくは流出の有無の状況を把握し、空間放射線量率を測定し、異常値が検出されないか調査を行う。

チタン廃棄物の露頭等に起因する空間放射線量率が経年測定値の平均を上回る異常を確認した場合は、覆土による応急対応と立入制限などの被曝防止措置を講じたうえで、土地の所有者又は管理者に対して対応を求め、速やかに文部科学省に報告し指示を受ける。

第 8 節 林野火災応急対策

【第 8 節の施策体系】

| | |
|-------------------|-------------------------------|
| 第 8 節 林野火災応急対策 | 第 1 市（危機管理室・産業振興局）の組織動員 P.510 |
| | 主担当：危機管理室、産業振興局 |
| | 第 2 市（消防局）の組織動員 P.512 |
| | 主担当：消防局 |
| | 第 3 火災通報等 P.513 |
| | 主担当：危機管理室、消防局 |
| 第 4 火災の警戒 P.514 | |
| 主担当：危機管理室、消防局 | |

市（消防局）は、林野火災が発生するおそれがある場合には火災警戒活動を実施する。

市（危機管理室・産業振興局）は、大規模な林野火災が発生した場合には必要な組織動員体制をとるものとし、大阪府地域防災計画の定めるところにより設置される大阪府林野火災対策本部との連絡調整を図り、対策にあたる。また、市（消防局）は、堺市消防局林野火災警防計画の定めるところにより消火活動等を実施するものとする。

市及び関係機関は相互に連携を図りつつ迅速かつ組織的に対処し、人家被害・森林資源の焼失等の軽減を図る。

第 1 市（危機管理室・産業振興局）の組織動員

【危機管理室、産業振興局】

市（危機管理室・産業振興局）は、大規模な林野火災による災害が発生し、又は災害となる恐れがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1 組織体制

(1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な林野火災事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な林野火災事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること

- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

(2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

ア 設置基準

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと災害対策本部長（現地災害対策本部において現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他災害対策本部長が設置の必要がなくなったと認めるとき

ウ 本部の所掌事務

- ① 情報の収集・伝達に関すること
- ② 職員の配備に関すること
- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

(3) 現地調整所の設置

市（危機管理室・産業振興局）は、林野火災による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、災害対策本部等と消防局現地指揮本部ほか関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

2 組織および運営

対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

| | | | |
|----------|--------|--|--------------------------|
| 危機管理センター | 警戒配備号1 | 情報収集及び災害の警戒が必要なとき | 情報収集及び伝達に必要な人員を配備 |
| | 警戒配備号2 | 災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき | 軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備 |
| 災害対策本部 | 対策配備 | 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき | 総合的応急対策活動に必要な人員を配備 |

(2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。

また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。

第2 市（消防局）の組織動員

【消防局】

1 組織体制

- (1) 現地指揮本部の設置
- (2) 警防本部・消防署に大隊本部の設置

2 活動内容

消防局長は、災害状況に応じ次の消火等の応急措置を実施する。

- (1) 林野における火災発生の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、府警察等関係機関と連携協力して、火災防ぎょ活動を行う。
- (2) 火災の規模等が通報基準に達したときは、本節「第3 火災通報等」により府に即報を行う。
- (3) 隣接市町等への応援要請等
 - ア 火災が拡大して市単独では十分に対処できない場合の、応援協定等に基づ

く 隣接市町等への応援出動準備を要請及びその旨の危機管理センター長等への連絡

イ 警戒区域・交通規制区域の指定

ウ 消防庁長官又は府知事に対する応援隊・飛火警戒隊・補給隊等の編成及び広域航空消防の応援要請並びに応援部隊の受入れ準備

エ 自衛隊の災害派遣が必要な場合の危機管理センター長等への依頼要請

第3 火災通報等

【危機管理室、消防局】

1 通報基準

(1) 市(消防局)は、林野における火災の規模等が以下の通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

ア 焼損面積5ha以上と推定される場合

イ 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合

ウ 空中消火を要請する場合

エ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

(2) 府は、林野における火災の規模等が消防庁の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、消防庁に既報を行う。その後新たな情報を入手のつど報告する。

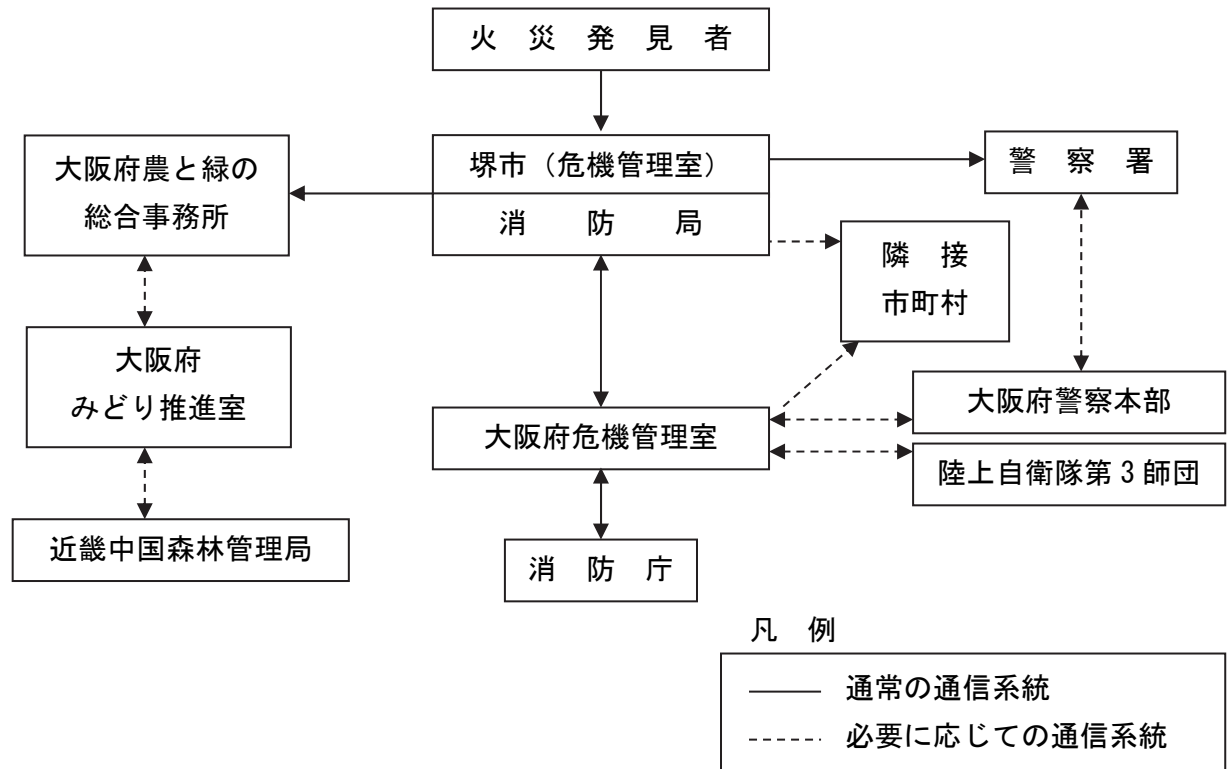
ア 焼損面積10ha以上と推定される場合

イ 空中消火を要請又は実施した場合(大阪市消防ヘリによるものを含む)

ウ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

2 通報連絡体制

林野における火災の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第4 火災の警戒

【危機管理室、消防局】

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報し、知事は市長に伝達する。

(1) 通報基準

大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

(2) 通報内容及び時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予想される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風注意報」を発表した場合は、その発表を以て火災気象通報に代える。

2 火災警報

市長（消防局長）は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報を行う場合の基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、堺市火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

4 住民への周知

市（危機管理室）は、堺市防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

【第1章の構成】

| 第1章 生活の安定 | | |
|-----------|--------------|--------|
| 第1節 | 復旧事業の推進 | P. 517 |
| 第2節 | 被災者の生活再建等の支援 | P. 519 |
| 第3節 | 中小企業の復興支援 | P. 524 |
| 第4節 | 農林漁業関係者の復興支援 | P. 525 |
| 第5節 | ライフライン等の復旧 | P. 526 |

第1節 復旧事業の推進

【第1節の施策体系】

| | | |
|----------------|------------------|-------|
| 第1節 復旧事業の推進 | 第1 被害の調査 | P.517 |
| | 主担当：危機管理室、財政局 | |
| | 第2 公共施設等の復旧 | P.517 |
| | 主担当：危機管理室、財政局 | |
| | 第3 激甚災害の指定 | P.518 |
| | 主担当：危機管理室、財政局 | |
| | 第4 激甚災害指定による財政援助 | P.518 |
| | 主担当：危機管理室、財政局 | |
| 第5 特定大規模災害 | P.518 | |
| 主担当：危機管理室 | | |

市、府及び防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図る。また、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう復旧事業を推進するものとする。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進し、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第1 被害の調査

【危機管理室、財政局】

市は、防災関係機関と協力し、災害による直接被害額及び復旧事業に要する額等、その他必要な事項等を調査し、速やかに府に報告する。

第2 公共施設等の復旧

【危機管理室、財政局】

1 復旧事業計画の作成

市及び防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成する。また、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

2 復旧完了予定時期の明示

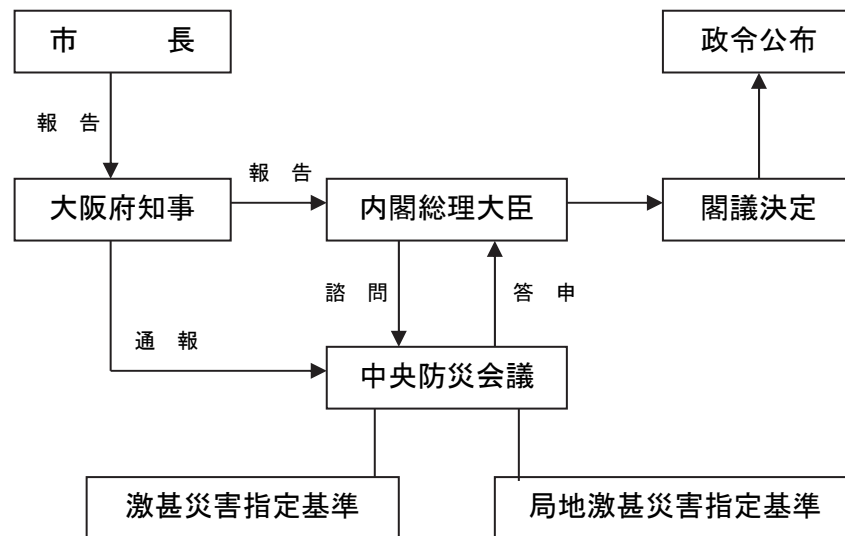
市、府をはじめ防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第3 激甚災害の指定

【危機管理室、財政局】

市は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、激甚災害法という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な手続きを進める。

【激甚災害指定の手続きの流れ】



第4 激甚災害指定による財政援助

【危機管理室、財政局】

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係書類を作成して知事に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように措置する。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の特別の財政援助及び助成

第5 特定大規模災害

【危機管理室】

府は、特定大規模災（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市又は市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。

第2節 被災者の生活再建等の支援

【第2節の施策体系】

| | | |
|-------------------------|---------------------|-------|
| 第2節 被災者の生活再建 等の支援 | 第1 罹災証明書の発行・交付 | P.519 |
| | 主担当：区役所、財政局、産業振興局 | |
| | 第2 災害弔慰金等の支給 | P.520 |
| | 主担当：危機管理室、健康福祉局、区役所 | |
| | 第3 災害援護資金・生活資金等の貸付 | P.520 |
| | 主担当：危機管理室、健康福祉局、区役所 | |
| | 第4 租税等の減免及び徴収猶予等 | P.521 |
| | 主担当：財政局 | |
| | 第5 住宅の確保 | P.521 |
| | 主担当：建築都市局 | |
| 第6 被災者生活再建支援金 | P.522 | |
| 主担当：危機管理室、健康福祉局、区役所 | | |

市は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給し、生活の安定を図るため、資金の貸付等を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行い、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第1 罹災証明書の発行・交付

【区役所、財政局、産業振興局】

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立する。また、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度の調査にあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

第2 災害弔慰金等の支給

【危機管理室、健康福祉局、区役所】

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

市は、「堺市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき支給する。

- (1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。
 - ア 本市の区域において5世帯以上の住家が滅失した災害
 - イ 府内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害
 - ウ 府内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害
 - エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合
- (2) 次の場合、支給を制限する。
 - ア 死亡又は障害が、故意または重大な過失による場合
 - イ 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合
- (3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。
- (4) 災害障害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

2 災害見舞金

市は、「堺市災害応急救助要綱」に基づき、被災世帯に対して見舞金を支給する。

第3 災害援護資金・生活資金等の貸付

【危機管理室、健康福祉局、区役所】

市及び社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1 災害援護資金貸付

市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、被災者に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、府内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸

し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

第4 租税等の減免及び徴収猶予等

【財政局】

- 1 国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- 2 府は、「地方税法」及び「大阪府税条例」に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
 - (1) 申告、納入若しくは納付期限の延長
 - (2) 府税の還付又は減免
 - (3) 徴収猶予
 - (4) 滞納処分の執行停止、換価猶予
- 3 市は、地方税法及び堺市市税条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- 4 国は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

第5 住宅の確保

【建築都市局】

市は、関係機関と連携のうえ、住宅の供給促進を図り、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

1 相談窓口の設置

市は、住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じ、また、情報の提供を行う。

2 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

3 公共住宅の供給促進

市は、民間、大阪府住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

- (1) 市営住宅（公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅等）住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅と

して活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

4 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害される恐れのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

第6 被災者生活再建支援金

【危機管理室、健康福祉局、区役所】

1 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する市町村

(人口10万人未満に限る)における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満のものに限る。)

(3) 支給対象世帯

自然災害により、

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

(4) 支給金額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

- ・上記(3)ア～ウの世帯 100万円
- ・上記(3)エの世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

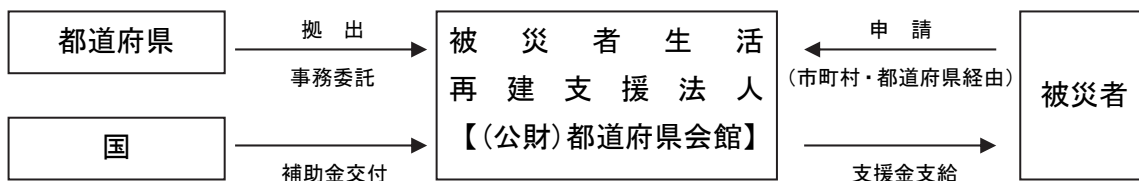
- ・住宅を建設又は購入した場合 200万円
- ・住宅を補修した場合 100万円
- ・住宅を賃借した場合(公営住宅を除く) 50万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次図のとおり。



(所管：内閣府) (支援金の1/2)

第3節 中小企業の復興支援

【第3節の施策体系】

| | | |
|----------------------|-----------|-------|
| 第3節 中小企業の 復興支援 | 第1 市の措置 | P.524 |
| | 主担当：産業振興局 | |
| | 第2 融資の種類 | P.524 |
| | 主担当：産業振興局 | |

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

なお、市及び府は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第1 市の措置

【産業振興局】

中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握など、府の講じる措置に協力する。

また、堺商工会議所と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、融資相談窓口を開設する。

第2 融資の種類

【産業振興局】

1 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

2 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

3 大阪府の災害等対策資金及び経営安定対策資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

第4節 農林漁業関係者の復興支援

【第4節の施策体系】

| | | |
|-------------------------|-----------|-------|
| 第4節 農林漁業関係者の 復興支援 | 第1 市の措置 | P.525 |
| | 主担当：産業振興局 | |
| | 第2 資金の融資 | P.525 |
| | 主担当：産業振興局 | |

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復及び経営の安定を図るため、資金の融資が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

第1 市の措置

【産業振興局】

農林漁業関係団体を通じて、支援制度の周知徹底を図り、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 資金の融資

【産業振興局】

融資機関は、被災した農林漁業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

1 天災融資資金（天災融資法）

天災により経営に著しい影響を受けた農林水産業者に低利の経営資金を融資する。発動主体は国で、府県をまたがる災害に適用される。

2 大阪府農林漁業経営安定資金

天災により経営に著しい影響を受けた農林水産業者に低利の経営資金を融資する。発動主体は府で、市町村をまたがる災害に適用される。

3 農林漁業セーフティネット資金

天災により経営に著しい影響を受けた農林水産業者に低利の経営資金を融資する。発動主体は日本政策金融公庫。

第5節 ライフライン等の復旧

【第5節の施策体系】

| | | |
|-----------------------|---|-------|
| 第5節 ライフライン等の 復旧 | 第1 道路 | P.526 |
| | 主担当：建設局、近畿地方整備局、府 | |
| | 第2 上水道・工業用水道 | P.527 |
| | 主担当：上下水道局・大阪広域水道企業団 | |
| | 第3 下水道 | P.527 |
| | 主担当：上下水道局 | |
| | 第4 電力 | P.528 |
| | 主担当：関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社 | |
| | 第5 ガス | P.528 |
| | 主担当：大阪ガス株式会社 | |
| | 第6 電気通信 | P.529 |
| | 主担当：西日本電信電話株式会社（大阪支店）、 KDDI 株式会社（関西総支社）、 ソフトバンク株式会社 | |
| | 第7 共同溝・電線共同溝 | P.529 |
| | 主担当：建設局、近畿地方整備局、府 | |
| 第8 放送 | P.529 | |
| 主担当：日本放送協会、一般放送事業者 | | |
| 第9 鉄道 | P.530 | |
| 主担当：鉄道事業者 | | |

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

また広報については、各事業者の被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、各種媒体で復旧状況など広報することで幅広い情報伝達を図り住民の安心につなげる。

第1 道路

【建設局、近畿地方整備局、府】

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報

を加味した復旧計画を作成する。

- (2) 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン事業者を含む被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

2 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

3 協議の場の設置

被災地への円滑な物資輸送等を実施するため、国、府、市、警察等から構成される渋滞対策を協議する場を設置する。

第2 上水道・工業用水道

【上下水道局、大阪広域水道企業団】

1 復旧計画

- (1) 水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、医療機関等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、日本水道協会大阪府支部長を通じて他都市水道事業体に協力を要請する。また、災害協定締結企業等に協力を要請し体制を確保する。

2 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

第3 下水道

【上下水道局】

1 復旧計画

- (1) 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

- (3) 単独復旧が困難な場合、他の公共団体に協力を要請する。また、災害協定の締結企業等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。

2 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

第4 電力

【関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社】

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。
- (3) 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

2 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、停電エリア、復旧状況等の広報に努める。

第5 ガス

【大阪ガス株式会社】

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (4) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (5) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
- ア 復旧時における仮配管及び導管地中残置。(ただし、緊急時で一時的なものに限る。)
- イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付申請の迅速化。

2 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第6 電気通信

【西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDDI 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社】

1 復旧計画

- (1) 復旧にあたっては、被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

2 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況等の広報に努める。

第7 共同溝・電線共同溝

【建設局、近畿地方整備局、府】

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、ライフライン事業者を含む被災状況、道路状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

2 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

第8 放送

【日本放送協会、一般放送事業者】

1 復旧計画

- (1) 被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。
- (2) 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を

優先する。

- (3) 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知し、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

2 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、開通エリア、復旧状況等の広報に努める。

第9 鉄道

【鉄道事業者】

1 復旧計画

- (1) 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- (2) 復旧にあたり、可能な限り区間別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。
- (3) 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

2 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

第2章 復興の基本方針

【第2章の構成】

第2章 復興の基本方針

第1節 復興の基本方針

P. 532

第1節 復興の基本方針

【第1節の施策体系】

| | | |
|----------------|------------|-------|
| 第1節 復興の基本方針 | 第1 復興本部の設置 | P.532 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 基本方針の決定 | P.532 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第3 原状復旧 | P.532 |
| | 主担当：各局共通 | |
| | 第4 復興計画の作成 | P.533 |
| | 主担当：各局共通 | |

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

第1 復興本部の設置

【危機管理室】

市は、大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

復興対策本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、国の復興基本方針及び府の復興方針に即して、単独で又は府と共同して復興計画を策定する。また、復興にむけた全体像を市民に明確に示し、復興事業を計画的に推進する。

第2 基本方針の決定

【危機管理室】

市は、被災地の速やかな復興・再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国・府等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行い、基本方針を決定する。

第3 原状復旧

【各局共通】

原状復帰復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。

第4 復興計画の作成

【各局共通】

- 1 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、市は国・府その他関係機関と協議のうえ、復興計画を策定し、諸事業と調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。
- 2 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行をはかるため、広域調整や府・国との連携などにより、必要な体制を整備する。
- 3 市は、住民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりをめざす。

**付編：南海トラフ地震
防災対策推進計画**

第1節 総則

第1 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市に係る地震・津波防災に関し、市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「総則 第4節 防災関係機関の業務大綱」に掲げる事務又は業務とする。

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震に関連する情報については、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連開設情報」の情報名称で気象庁が発表する。

「南海トラフ地震に関する情報」の名称及び発表条件

| 情報名 | 情報発表条件 |
|---------------|---|
| 南海トラフ地震臨時情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 |
| 南海トラフ地震関連解説情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） |

第2 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

第3 防災対応について

府、市町村をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行い、住民等へ周知する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

- (1) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- (2) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

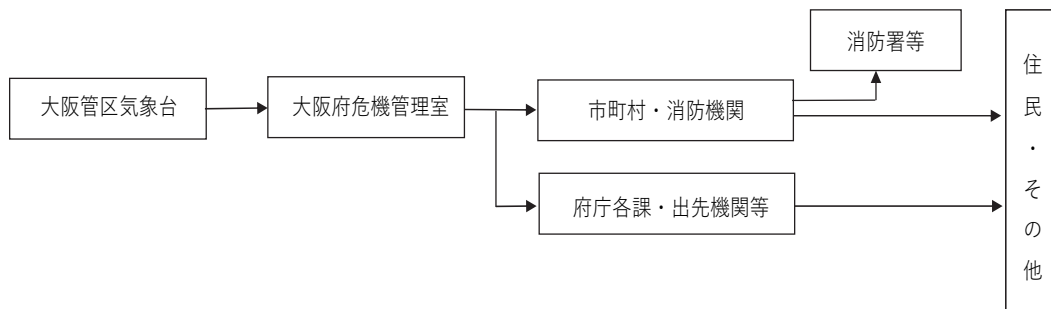
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から 1 週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

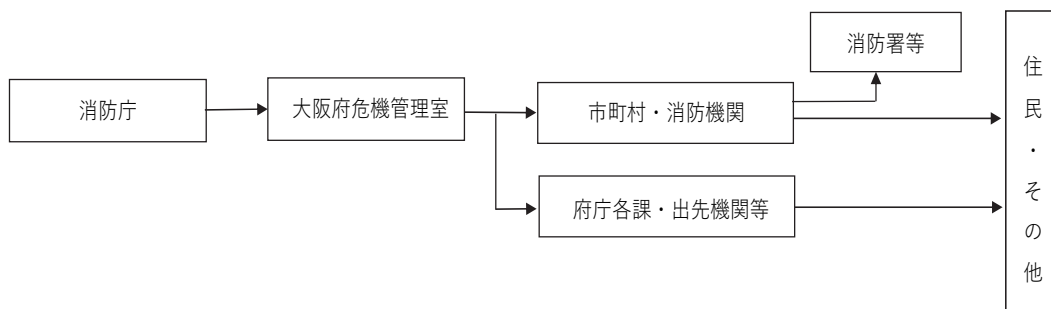
第 4 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

1 伝達情報及び系統

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



2 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第3節 地震発生時の応急対策等

第1 組織

地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には必要な組織動員をとり、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、「災害応急対策 地震・津波編 第1章 初動期の活動 第1節 組織動員」によるものとする。

第2 地震発生時の応急対策

地震発生時の応急対策については、「災害応急対策 地震・津波編 第1章 初動期の活動」によるものとする。

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

津波からの防護については、「災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 第3節 津波被害防止対策の推進」によるものとする。

第2 円滑な避難の確保

津波からの円滑な避難の確保については、「災害応急対策 第1章 初動期の活動 第10節 避難誘導」「災害応急対策 第1章 初動期の活動 第3節 災害情報の収集伝達」によるものとする。

第3 迅速な救助に関する事項

迅速な救助については、「災害応急対策 第1章 初動期の活動 第8節 消火・救助・救急活動」によるものとする。

第5節 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、「災害予防対策 第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備」「災害応急対策 第1章 初動期の活動 第4節 災害広報」によるものとする。

第6節 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項については、「堺市国土強靱化地域計画」によるものとする。（「災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 第3節 津波被害防止対策の推進」参照）

堺市地域防災計画

令和4年3月発行

編集・発行 堺市危機管理室
〒590-0078
堺市堺区南瓦町3番1号
電話 072-228-7605

堺市行政資料番号
1-16-21-0293